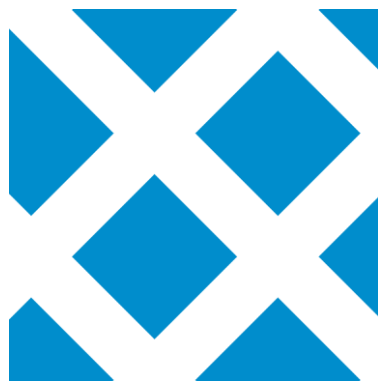


萩市地域防災計画



令和7年3月

萩市

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 計画の方針.....	1
第1節 目 的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の前提となる災害.....	2
第4節 防災に関する組織及び実施責任.....	2
第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	4
第2章 市土と自然災害.....	23
第1節 市土の概況.....	23
第2節 気象と自然災害	23
第3節 事故災害.....	26
第2編 災害予防計画.....	27
第1章 防災思想の普及啓発	27
第1節 自主防災思想の普及啓発 （総務部）	27
第2節 防災知識の普及啓発 （総務部・教育委員会）	27
第3節 防災関係機関の整備.....	30
第2章 防災活動の促進.....	31
第1節 消防団・水防組織の育成強化 （消防本部）	31
第2節 自主防災組織の育成 （総務部・福祉部）	31
第3節 自主防犯組織の育成.....	34
第4節 企業防災活動の促進.....	34
第5節 調査研究計画.....	34
第6節 学校の行う訓練計画.....	35
第3章 防災訓練の実施.....	36
第1節 訓練の内容 （総務部）	36
第4章 自然災害・地震・津波等に強い市土の形成.....	40
第1節 市土の現況と保全対策 （農林水産部）	40
第2節 災害危険区域の設定 （総務部・農林水産部・土木建築部・消防本部）	43
第3節 防災パトロールの実施（総務部・市民部・消防本部・土木建築部） ...	49
第5章 災害情報体制の整備	51
第1節 災害情報の収集、連絡体制 （全部局）	51
第6章 災害応急体制の整備	55
第1節 職員の体制.....	55
第2節 防災関係機関相互の連携体制（総務部・消防本部・土木建築・水道局）	57
第3節 自衛隊との連携体制 （自衛隊・県・総務部）	58
第4節 海上保安本部（署）との連携体制 （総務部）	65
第5節 国土交通省中国地方整備局との連携体制 （総務部・土木建築部） ...	65
第6節 農林水産省中国四国農政局との連携体制 （農林水産部）	66
第7節 防災中枢機能の確保、充実 （総務部）	66
第8節 水防資器材の整備 （消防本部）	67
第7章 避難予防対策.....	68
第1節 避難計画（総務部・市民生活部・福祉部・土木建築部）	68

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画（教育委員会・保健部・福祉部）	78
第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	79
第8章 救助・救急、医療活動	80
第1節 救助・救急活動（保健部・消防本部）	80
第2節 医療活動（市民病院・保健部）	80
第9章 要配慮者対策	83
第1節 社会福祉施設、病院等の対策（保健部・福祉部）	83
第2節 在宅要配慮者対策（総務部・保健部・福祉部・消防本部）	84
第3節 防災知識の普及啓発・訓練（総務部・消防本部）	87
第4節 避難所対策（福祉部）	87
第10章 緊急輸送活動	89
第1節 緊急輸送ネットワークの整備（総務部、土木建築部・消防本部）	89
第2節 道路交通管理体制の整備	89
第3節 道路の障害物除去	90
第4節 緊急輸送車両等の確保（総務部）	90
第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	92
第1節 災害救助物資確保計画（総務部・上下水道部・市民生活部）	92
第2節 災害対策基金計画（総務部 財務課）	94
第12章 ボランティア活動の環境整備	95
第1節 ボランティアの位置付け（福祉部）	95
第2節 ボランティアの育成（福祉部）	96
第3節 ボランティアの登録（福祉部）	97
第4節 ボランティア支援体制の整備	97
第5節 ボランティアセンターの体制強化	97
第13章 施設、設備等の応急復旧体制	98
第1節 公共施設等の応急復旧体制（土木建築部・教育委員会・保健部・市民病院）	98
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制（上下水道局）	98
第14章 危険家屋移転促進対策	100
第1節 防災のための集団移転促進計画（土木建築部）	100
第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画（土木建築部）	101
第15章 火災予防計画	102
第1節 一般火災予防計画（消防本部・観光政策部）	102
第2節 林野火災予防計画（消防本部・農林水産部）	109
第16章 交通災害予防対策	114
第1節 海上災害予防計画（土木建築部・農林水産部・消防本部）	114
第2節 陸上交通災害予防計画（土木建築部・防災関係機関）	118
第17章 産業災害予防対策	122
第1節 危険物等災害予防計画（消防本部・市民部・商工観光部）	122
第2節 営農災害予防計画（農林水産部）	140
第3節 地下埋設物災害予防計画	142
第3編 災害応急対策計画	144
第1章 応急活動計画	144

第1節 市の活動体制.....	144
第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制.....	187
第3節 支援活動体制（現地活動連絡本部）	187
第4節 災害対策総合連絡本部.....	187
第2章 災害情報の収集・伝達計画.....	189
第1節 災害情報計画（総務部）	189
第2節 災害情報収集・伝達計画 【市（全部局）・県・警察・防災関係機関】	
.....	211
第3節 通信運用計画（総務部）	219
第4節 災害時の放送（総務部）	227
第5節 広報計画（総務部）	231
第3章 事前措置及び応急公用負担計画.....	236
第1節 事前措置計画 【（市・消防本部）・警察・海上保安署・関係団体）】	
.....	236
第2節 応急公用負担計画 【（県・市・消防本部・警察・海上保安署・関係団体）】	238
第4章 救助・救急、医療等活動計画	243
第1節 救助・救急計画	243
第2節 医療等活動計画（市民病院・保健部）	246
第3節 集団発生傷病者救急医療計画（保健部・消防本部）	256
第5章 避難計画	262
第1節 避難指示（総務部）	262
第2節 避難所の設置運営（福祉部・教育委員会）	269
第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策.....	275
第1節 活動体制（消防本部）	275
第2節 活動拠点（消防本部）	275
第3節 活動内容（消防本部）	275
第4節 応援要請（消防本部）	276
第5節 各機関への出動要請（消防本部）	277
第6節 県による航空機の効率的運用と安全対策（消防本部）	277
第7章 応援要請計画.....	278
第1節 相互応援協力計画（消防本部）	278
第2節 自衛隊災害派遣要請計画（総務部・保健部）	284
第8章 緊急輸送計画.....	293
第1節 緊急輸送ネットワークの整備（総務部・土木建築部）	293
第2節 緊急道路障害物の除去（総務部・土木建築部・保健部）	294
第3節 輸送車両等の確保	295
第4節 救助法による輸送基準（福祉部・保健部）	299
第5節 交通規制（土木建築部）	300
第6節 臨時ヘリポート設定計画（消防本部・総務部）	307
第9章 救助法の適用計画	309
第1節 救助法の適用（総務部・福祉部・保健部・土木建築部・商工観光部・教育委員会）	309

第2節	賃金職員等の雇い上げ計画	(福祉部・商工観光部・上下水道局・市民部)	314
第10章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画		316
第1節	食料供給計画	(福祉部・農林水産部・商工観光部)	316
第2節	飲料水供給計画	(総務部・上下水道局・市民部・福祉部・保健部)	319
第3節	生活必需品等の供給計画	(福祉部・商工観光部・会計課)	323
第11章	保健衛生計画・動物愛護管理計画		327
第1節	防疫及び食品衛生監視	(保健部・市民部)	327
第2節	遺体の処理計画	(福祉部・市民生活部)	330
第3節	災害廃棄物等処理計画	(総務部・市民部)	338
第4節	動物愛護管理計画	【市(環境衛生課・県(生活衛生課))】	352
第12章	応急住宅計画		354
第1節	応急仮設住宅の供与	【市(福祉政策課、建築課)・県】	354
第2節	被災住宅の応急修理		356
第3節	建設資機材等の調達	(土木建築部・農林水産部)	357
第4節	公営住宅の応急修理	(土木建築部)	358
第5節	被災建築物及び被災宅地の事後対策	(土木建築部)	358
第13章	水防計画		360
第1節	計画の目的(水防法第1条、第7条)及び性格	(総務部・消防本部)	360
第2節	実施機関及び責任	(総務部・消防本部)	360
第3節	水防備蓄資材、器具の整備確保	(総務部・消防本部)	362
第4節	水防活動	(総務部・消防本部)	363
第5節	公用負担	(総務部・消防本部)	372
第6節	水防訓練		373
第7節	水防協力団体	(消防本部)	373
第14章	災害警備計画		374
第1節	陸上警備対策	【市(総務部)・警察署】	374
第2節	海上警備対策	(総務部)	376
第15章	要配慮者支援者計画		379
第1節	避難誘導・避難所の管理等	【市(福祉部・関係各課)・県・関係機関】	379
第2節	保健・福祉対策	(保健部・福祉部)	381
第16章	ボランティア活動支援計画		384
第1節	一般ボランティアの支援体制		384
第2節	専門ボランティアの支援体制		385
第3節	他都道府県の災害救援活動への支援		386
第17章	応急教育計画		387
第1節	文教対策	(教育委員会)	387
第2節	災害応急活動	(総務部・教育委員会・福祉部)	396
第18章	ライフライン施設の応急復旧計画		397
第1節	電力施設	(防災危機管理課)	397
第2節	ガス施設	(防災危機管理課)	399
第3節	水道施設	(上下水道局・市民部)	399
第4節	下水道施設	(上下水道局)	402

第5節	電気通信設備（防災危機管理課）	404
第19章	公共施設等の応急復旧計画	406
第1節	公共土木施設（土木建築部・農林水産部・上下水道局）	406
第2節	公共施設（市民病院・教育委員会・福祉部・財務課・土木建築部）	413
第3節	鉄道施設	414
第20章	雪害対策計画	417
第1節	道路除雪計画（土木建築部）	417
第2節	家屋の除雪計画（土木建築部）	419
第3節	なだれ対策計画	420
第4節	孤立対策計画（市民部・農林水産部・土木建築部・上下水道局）	420
第21章	火災対策計画	423
第1節	消防計画	423
第2節	林野火災対策計画（農林水産部・消防本部）	428
第22章	交通災害対策計画	437
第1節	海上災害対策計画（海上保安署・土木建築部・農林水産部・消防本部）	437
第2節	陸上交通災害対策計画（土木建築部・消防本部）	445
第23章	産業災害対策計画	454
第1節	危険物保安計画（消防本部）	454
第2節	ガス災害対策計画（消防本部）	459
第3節	農産物対策計画（農林水産部）	461
第4節	家畜管理計画（農林水産部）	463
第24章	緊急援助隊、広域消防応援・受援計画	467
第1節	山口県内広域消防応援計画	467
第2節	山口県内広域消防相互応援協定実施細目	474
第3節	山口県緊急消防援助隊受援計画	477
第4節	萩市消防本部緊急消防援助隊受援計画	477
第4編	復旧・復興計画	478
第1章	被災者の生活再建計画	478
第1節	被災者の生活確保	478
第2節	義援金品の受入れ・配分（福祉部・会計課）	500
第3節	生活必需品、復旧資機材等の供給【市（全部局）県（県民生活課・商工労働部・農林部・水産部・土木建築部）】	503
第2章	公共施設の災害復旧・復興計画	504
第1節	公共施設災害復旧の基本方針（全部局）	504
第2節	災害復旧事業の推進【市（各対策部）・県】	504
第3節	計画的な復興【市（各対策部）・県】	509
第3章	被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	511
第1節	被災中小企業者の援助措置（商工観光部）（県（経営金融課）	511
第2節	被災農林漁業関係者の援助措置（商工観光部・農林水産部）	511
第4章	金融計画	513
第1節	通貨の供給確保計画（商工観光部・農林水産部）	513
第2節	災害復旧関係金融計画（商工観光部）	514

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、萩市防災会議が作成する地域防災計画のうち、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して萩市の地域並びに市民の命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。また指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年萩市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。
- 5 計画の用語
この計画における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 災 対 法： 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
 - (2) 救 助 法： 災害救助法（昭和22年法律第118号）
 - (3) 激 甚 法： 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
 - (4) 市： 萩市
 - (5) 県： 山口県
 - (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関

- (7) 市防災計画： 萩市地域防災計画
- (8) 県防災計画： 山口県地域防災計画
- (9) 防災業務計画： 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する 防災に関する計画

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他異常な自然現象

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量放出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害、その他の大規模な人為的災害

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 萩市防災会議

萩市防災会議は、災対法第16条及び萩市防災会議条例（平成17年 萩市条例第246号）に基づき設置された市の附属機関であって、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項及び市の水防計画を審議し、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

資料編：「萩市防災会議条例」「萩市防災会議運営要綱」

(1) 会 長

萩市長

(2) 委 員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 山口県知事の部内職員のうちから市長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 市教育長

カ 市消防長及び市消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 市長が特に必要と認める機関の職員又は団体の役員若しくは職員のうちから市長が任命する者

(3) 専門委員

専門の事項を調査させるため、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する者。

(4) 構 成

資料編：「萩市防災会議委員名簿」

2 実施責任

(1) 市

ア 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

イ 市長は、消防機関、その他の組織の整備並びに公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。

ウ 市は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割が重要であることから、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び住民・事業所

公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たせるよう努める。

ア 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

イ 住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する 業務及び市民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱	県の関連機関
総務部 財政課 総合政策部 地域づくり 推進課 おいでませ、 豊かな暮らし 応援課 ジオパーク 推進課 消防本部 総合事務所 (地域振興部門)	1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 住民に対する防災思想の普及啓発及び、訓練の実施に関すること。 4 災害対策の連絡調整に関すること。 5 自衛隊、他市町消防の応援要請、防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 災害対策関係予算その他の財務に関すること。 7 職員の非常動員、他市町等への職員派遣要請に関すること。 8 庁舎等の防災及び復旧に関すること。 9 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 10 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び、管理業務に関すること。 11 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 12 被害状況の全体把握及び県・関係機関への伝達・報告に関すること。 13 消防、水防その他の応急措置に関すること。 14 避難指示及び避難者の誘導に関すること。 15 放送要請、その他報道機関に関すること。 16 災害に関する広報及び公聴に関すること。 17 災害時の被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。 18 生活関連物資等の需給状況、及び価格動向の把握に関すること。 19 市民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。 20 災害時における特命事項。	総 務 部 総 合 企 画 部 会 計 管 理 局

機関の名称	事務又は業務の大綱	県の関連機関
市民部 総務部 (財政課) 地域づくり 推進課 おいでませ、 豊かな暮らし 応援課 ジオパーク 推進課 総合事務所 (市民窓口 部門)	1 被災者台帳、被災者支援業務システム、安否 情報システムに関すること。 2 ゴミ、がれきの処理に関すること。 3 防疫に関すること。 4 毒物、劇物の保安対策に関すること。 5 被災地における食品衛生、生活衛生に関する こと。 6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん (アスベスト)、特 定物質、騒音・振動等 による公害防止対策に関すること。 7 市税、国民健康保険料、国民健康保険一部 負担金、介護保険料の減免及び徴収猶予等の措置 に関すること。 8 遺体の処理に関すること。	総 務 部 環 境 生 活 部 健 康 福 祉 部
保健部 福祉部 地域づくり 推進課 おいでませ、 豊かな暮らし 応援課 ジオパーク 推進課 市民病院 総合事務所 (市民窓口部門)	1 災害救助法の適用に関すること。 2 事前避難所、指定緊急避難場所、指定避難所 (以下「避難所」という。)の開設に関する こと。 3 被災者の救護措置に関すること。 4 被災者台帳、被災者支援業務システムに関する こと。 5 義援金品の受入れ・配分に関すること。 6 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関 との連絡に関すること。 7 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 8 災害救助基金に関すること。(生活必要品等の 備蓄を含む。) 9 医療施設の保全に関すること。 10 医療、助産及び救護に関すること。 11 市医師会等への医療救護の実施要請に関する こと。 12 健康管理に関すること。 13 薬品、衛生材料の確保、配分に関すること。 14 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する こと。 15 医療救護班の派遣に関すること。	健 康 福 祉 部

機関の名称	事務又は業務の大綱	【参考】 県の関連機関
商工観光部 総合政策部 （産業戦略室 地域づくり 推進課 おいでませ、 豊かな暮らし 応援課 ジオパーク 推進課 総合事務所 （産業振興部門）	1 商工業施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 公共交通機関の運行に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に 関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の 要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関する こと。 7 電力の安定供給、鉄道輸送確保等についての 要請に関すること。 8 旅行者（遊泳者を含む。）の避難誘導、保護 安全対策に関すること。 9 災害時における食糧確保に関すること。	商 工 労 働 部 環 境 生 活 部
農林水産部 産業戦略室 地域づくり 推 進 課 おいでませ、 豊かな暮らし 応援課 ジオパーク 推進課 総合事務所 （産業振興部門）	1 農林業関係の被害状況の調査及び取りまとめ 並びに応急対策実施に関すること。 2 災害用主食の調達に関すること。 3 農業用施設の水防、応急復旧に関すること。 4 家畜の管理、防疫に関すること。 5 農林関係の金融対策に関すること。 6 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。 7 水産業関係の被害状況の取りまとめに関する こと。 8 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに 関すること。 9 災害対策用船舶（漁船）のあっせんに関する こと。 10 水産関係の金融対策に関すること。 11 災害救助用水産加工食品等の確保措置に関する こと。 12 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関する こと。 13 漁港関係施設の応急復旧に関すること。 14 災害時における食糧確保に関すること。	農 林 水 産 部

機関の名称	事務又は業務の大綱	【参考】 県の関連機関
土木建築部 商工観光部 上下水道局 産業戦略室 地域づくり 推進課 おいでませ、 豊かな暮らし 応援課 ジオパーク 推進課 総合事務所 (産業振興部門)	1 公共土木施設関係の被害状況の取りまとめに 関すること。 2 河川、砂防、地すべり防止の整備及び災害防止 対策に関すること。 3 道路、橋梁、公園、下水道施設の整備及び災害 防止対策に関すること。 4 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 5 被災者への市営住宅等の提供及び必要な措置に 関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 被災者台帳、被災者支援業務システムに関する こと。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害 復興融資に関すること。 9 市営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する こと。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送路の確保に関する こと。 12 緊急輸送の確保に関すること。 13 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに 建設 14 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関する こと。 15 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 16 飲料水の確保に関すること。	土 木 建 築 部 環 境 生 活 部 教 育 庁

機関の名称	事務又は業務の大綱	【参考】 県の関連機関
教育委員会 地域事務所	1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する こと。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する こと。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 被災児童に対する学用品の供与等援護措置に 関すること。 7 被災児童に対する医療、防疫、給食等に関する こと。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に 関すること。	教 育 庁
福祉政策課 商工振興課 会計管理者	生活必需品等の供給に関すること	会 計 管 理 局
会計管理者	応急救助に要する経費、義援金及び災害救助基金 の出納に関すること。	
議会事務局 各委員会事務局	1 事務局の災害対策関連事務の処理に関する こと。 2 他部の応援に関すること。	各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
総 務 部	1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 県民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 4 災害対策の連絡調整に関すること。 5 自衛隊、他県消防の応援要請、防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 市町の災害対策事務の指導連絡に関すること。 7 職員の非常動員、他県等への職員派遣要請に関すること。 8 庁舎等の防災及び復旧に関すること。 9 県税の減免及び徴収猶予等の措置に関すること。 10 防災情報の収集、伝達に関すること。 11 被害状況の全体把握及び国、関係機関への伝達・報告に関すること。 12 災害対策関係予算その他の財務に関すること。
山 口 県 萩 県 民 局	萩災害対策地方本部が設置された場合、同本部の設置・運営、各種災害応急対策の総合調整及び市町・関係機関との連絡調整等に関すること。
総 合 企 画 部	1 政府、国会等への要望に関すること。 2 放送要請、その他報道機関に関すること。 3 災害に関する広報及び広聴に関すること。 4 災害時の被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。 5 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 6 庁内情報システムの保全管理に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
産 業 戦 略 部	部の災害対策関連事務の処理に関すること。
環 境 生 活 部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。 3 災害廃棄物等の処理に関すること。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。 7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。
健 康 福 祉 部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。（生活必要品等の備蓄を含む。） 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
商 工 労 働 部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 火薬類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関する こと。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に 関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する こと。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。
農 林 水 産 部	1 農林水産業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並び に応急対策実施に関すること。 2 災害用主食の調達に関すること。 3 農業用施設の水防、応急復旧に関すること。 4 農地・農業用施設の整備及び災害防止対策に関する こと。 5 家畜の管理、防疫に関すること。 6 金融対策に関すること。 7 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。 8 治山施設の整備及び災害防止対策に関すること。 9 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関する こと。 10 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び 確保の、あつせんに関すること。 11 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関すること。 12 漁港関係施設の応急復旧に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
土 木 建 築 部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事。 10 宅地開発に伴う防災に関する事。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事。
企 業 局	1 県営電力施設の整備及び災害防止対策に関する事。 2 工業用水道施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災施設の応急復旧に関する事。
会 計 管 理 局	1 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く生活物資の調達に関する事。 2 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関する事。 3 応急救助に要する経費、義援金及び災害救助基金の出納に関する事。
教 育 庁	1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
教 育 庁	6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関すること。 9 文化財の防災対策及び復旧に関すること。
各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局	1 各事務局の災害対策関連事務の処理に関すること。 2 他部の応援に関すること。
警 察 本 部 (萩 警 察 署)	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の、犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。
山 口 県 阿 武 川 ダム 管 理 事 務 所	1 洪水時における放流量の調節に関すること。 2 ダム放流に関する情報伝達に関すること。
山口県企業局西部利水 事務所施設第二課 (新阿武川 発電所)	電力施設の防災管理及び災害時における電力の供給調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。
中国財務局 (山口財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整(災害時における医療の提供)
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿中国 森林管理局 (山口森林管理 事務所)	1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 5 森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。
中国四国産業 保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な監督指導に関すること。 3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関すること。 4 鉱山施設の保全の監督指導に関すること。
中国運輸局 (山口運輸支局) 九州運輸局 (下関海事事務所)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における輸送用船舶・車両のあわせん、確保に関すること。 4 鉄道、軌道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。 5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。 6 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること。
大阪航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 2 航空機事故の応急対策に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
第七管区 海上保安本部 仙崎海上保安部 (萩海上保安署)	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口労働局 (萩労働基準 監督署)	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備 局の一部港湾・ 海域のみ)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。
中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関すること。 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。
中国四国地方 環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

4 防衛省自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
防 衛 省 中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。 2 災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。
防 衛 省 陸 上 自 衛 隊 海 上 自 衛 隊 航 空 自 衛 隊 山口地方協力本部 萩地域事務所	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成。 (3) 防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日 本 赤 十 字 社 山 口 県 支 部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日 本 放 送 協 会 (山 口 放 送 局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 (中 国 支 社) (九 州 支 社)	1 関門国道トンネル、中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	1 貨物列車の運行状況の広報に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事。
株式会社 N T T ドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事。
日本通運株式会社 (下関支店)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関する事。
中国電力株式会社 (山口支社) 中国電力ネットワーク株式会社 (萩ネットワークセンター)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。
西日本旅客鉄道株式会社 (広島支社長門鉄道部)	1 列車の運転規制に関する事。 2 旅客の避難、救護に関する事。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。
独立行政法人 国立病院機構 (中国四国グループ)	1 災害時における国立病院機構の医療班 (災害派遣医療チーム (DMAT) を含む) の派遣又は派遣準備に関する事。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班 (災害派遣医療チーム (DMAT) を含む) の派遣に関する事。 3 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (山口中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関する こと。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し 出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の 料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。
K D D I 株式会社 (中国総支社)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設設備の応急復旧に関すること。
ソフトバンク 株式会社 (中国ネットワーク技術部)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本高速道路 株式会社山口 高速道路事務所	1 小郡萩道路の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策へ の協力に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 萩市医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。
防長交通株式会社 (萩営業所)	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 (萩支局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広 報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関する こと。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
テレビ山口株式会社 (萩長門支局)	
株式会社エフエム山口	
山口朝日放送株式会社 (報道制作部)	

7 その他の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人萩市 歯科医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。
一般社団法人 萩薬剤師会	
萩テレビ株式会社 株式会社エフエム萩	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害 広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関する こと。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関する こと。
萩海運有限会社	1 災害時における防災用物資、人員の輸送及び海難救助 に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。
山口県アマチュア無線 日本赤十字社奉仕団萩 支部（JARLアマチュア 無線萩クラブ）	通信途絶時及び不通箇所との無線通信の協力に関する こと。
萩商工会議所 萩・阿西商工会 萩阿武商工会	被災者への融資のあっせん、資金の導入及び生産資材、 生活用物資等の確保、協力に関すること。
あぶらんど萩農業 協 同組合 山口県漁業協同組合	被災者への融資のあっせん、資金の導入及び生産資材、 生活用物資等の確保、協力に関すること。
町内会 ・自主防災組織	市が行う災害救助活動、保健衛生活動への協力及び避難 所自主運営に関すること。
一般社団法人 仙崎漁業無線協会	1 漁船への無線連絡に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。
社会福祉法人萩市 社会福祉協議会	1 市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関 すること。 2 ボランティアセンターに関すること。
阿武萩森林組合	森林防災及び災害対策用木材等の確保、協力に関する こと。
萩建設業協会	災害時における建設業者の動員、協力に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
萩市赤十字奉仕団 (萩市連合婦人会) 萩市川上赤十字奉仕団 萩市江崎赤十字奉仕団 萩市小川赤十字奉仕団 萩市むつみ赤十字奉仕団 萩市旭赤十字奉仕団 萩市福栄赤十字奉仕団	市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること。
一般社団法人山口県トラック協会長北支部	1 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。 2 緊急物資の輸送に関すること。

第2章 市土と自然災害

第1節 市土の概況

第1項 地 勢

本市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.31k㎡で、県土の11.4%に当たる。北部は阿武町をとりまく形で日本海に面し、東部は益田市（島根県）、津和野町（島根県）、南東部は 山口市、西部は長門市、美祢市に接している。地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で海岸線は150,663mと長大である。南部市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある旧萩市街地部とその周辺地に見られ、丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めている。また、いくつかの離島が点在し、4つの有人離島を有している。河川は、北部では田万川が田万川地域と須佐地域の山間部の大半を流域として、中部では大井川が福栄地域の一部を流域として日本海に注いでいる。また、南部では阿武川が阿東町北部を源として蔵目喜川、佐々並川、明木川などの支流を集め、市街地の広がる三角州により阿武川（通称・松本川）と橋本川に分かれて日本海に注いでいる。その他には、田万川、須佐川、大井川などの川が直接日本海に注いでいる。

第2項 位 置

方 位	地 点	極限経緯度
東 端	下小川高森山	東経 131° 43' 39"
西 端	見島西縁	東経 131° 07' 37"
南 端	佐々並西鳳翻山	北緯 34° 12' 37"
北 端	見島北縁	北緯 34° 47' 55"

第2節 気象と自然災害

第1項 気象の概況

萩市は、北側が日本海に面しており、対馬海流の影響を受けて、年間を通して比較的に温暖である。しかし、冬季の1月から3月にかけては曇天が多く、12月から2月にかけては、北西の季節風が吹きやすい。また、年間を通して海陸風の影響で西北西～北北西の風と南南東の風が吹きやすい。

第2項 台 風

最近の例では、平成9年（1997年）の台風9号による大雨でむつみ地域で日雨量466mmの降雨でため池や大井川市橋付近の堤防が決壊した。これによりむつみ地域、福栄地域、大井地区では浸水被害が発生した。また、平成16年（2004年）の台風18号では、暴風により萩地域で家屋の一部損壊が300件以上発生、同じく平成16年の台風23号でも、暴風により萩地域で家屋の一部損壊や全域で大停電が発生した。

第3項 大雨（浸水・土砂災害）

阿武地域は、中生代の流紋岩、石英斑岩及び新生代の安山岩類などが広く分布しているが、これらは、風化により礫状化し、降雨による崖崩れなどが多発している。本市の大雨については、平成11年（1999年）6月28日～7月3日にかけて24時間雨量が観測史上3番目の204mmを記録し、市内各地に多大な被害が発生した。また、同年9月21日には、1日雨量が萩測候所開設以来最高の255mmを記録し、市内各地に多大な被害が発生した。平成21年（2009年）7月19日～26日に発生した平成21年7月中国・九州北部豪雨では、防府市の土砂災害で死者17名が発生したが、本市においても全域の大雨、日本海の高潮、ダム放流による増水等の複合要因により玉江川や大屋川がはん濫した。これにより萩地域（玉江浦、椿、川内）や川上地域（京床等）で床上浸水16棟、床下浸水167棟が発生した。平成25年（2013年）7月28日未明から昼過ぎにかけて、むつみ地域、須佐地域及び田万川地域で発生した萩市東部集中豪雨（山口島根豪雨）では、発達した雨雲が次々と流れ込み、死者2名、行方不明者1名、全壊31棟、大規模半壊75棟、半壊442棟、1,000棟以上の建物が浸水する未曾有の災害となった。須佐アメダスでは、12時04分までの1時間に138.5mm、12時20分までの3時間に7月の月降水量の平年値（281.6mm）を上回る301.5mmを観測し、気象庁は、「これまでに経験したことのないような大雨」と発表する記録的な大雨となった。小川地区では原中川と宇谷川は、合流地点で氾濫し、特別養護老人ホーム阿北苑が浸水により入所者58人、職員20人、合計78人が安否不明となった。

第4項 大 雪

山間部を除けば積雪はそれほど多くない。しかし逆に、わずかの積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生し、経済活動や市民生活に支障が出るため、その社会的影響は大きい。その他に、電線等に降雪が付着し雪の重みによる電線の切断・短絡や電柱・支柱等の傾斜・折損などを起こすことによる停電や電話の不通、なだれによる被害、ビニールハウスなどの倒壊や道路脇の樹木の折損による交通障害などがある。

平成15年（2003年）2月5日の大雪では、国道191号及び国道262号の積雪により通行止めとなり、萩地域全体が孤立した。平成22年（2010年）3月10日には送電障害等により総合事務所管内全域で大停電が発生した。

第5項 高 潮

沿岸部は防波堤・防潮堤が未整備であり、小規模な海面水位上昇で浸水する地域が多く、台風の吹き返しにより潮位の上昇（高潮）が考えられる。沿岸で標高の低い地域は台風だけでなく、大潮の満潮時期や副振動にも十分注意し、監視や沿岸防護の施設整備を行う必要がある。また、豪雨と高潮の同時発生、さらにダム放流を同時に行う必要がある場合、内水はん濫が発生する。水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水はん濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングや消防車両等によるポンプ排水を準備する必要がある。平成21年（2009年）7月15日夕方、田万川地域の江崎漁港、須佐地域の「まてかた」萩地域の越ヶ浜嫁泣湾など日本海沿岸部で副振動による潮位上昇と河川遡上により53棟（床上7棟、床下46棟）が浸水した。

第6項 地震・津波

慶長9年（1604年）に毛利氏が安芸の国から萩の地に移封され、萩を開府してから甚大な被害を生じるような地震や津波の記録はない。活動頻度は低いと想定されるが、萩北断層や見島沖等に海底断層があり、直下型地震や津波のおそれが無いとは言えない。歴史地震（昭和以前）については、島根県地域防災計画震災対策編より万寿3年（1026年/規模不明）の地震、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では、「宝永4年（1707年）防長の地震（M5.5）」、「寛政4年（1793年）長門・周防の地震（M6.25～6.5）」、「安政4年（1857年）萩の地震（M6.0）」、「明治31年（1898年）見島の地震（M6.2）」が記録されている。また、周辺地域では、「延宝4年（1676年/M6.5）・安永7年（1778年/M6.5）・安政5年（1859年/M6.2）のいずれも石見の地震」があげられる。また、気象庁資料が整っている大正12年（1923）年8月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。本県や九州地方は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈みこんでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、平成9年（1997年）6月25日には、県北部・阿東町（当時）を震央とする地震（M6.6）、平成13年（2001年）3月24日の安芸灘を震央とする芸予地震（M6.7）が発生するなど、萩市でも地震被害が発生しており、三角州などでは液状化や軟弱地盤による被害が

想定されている。これまで、内陸型地震を想定したため、日本海側で被害が発生する可能性は低いと考えられていたが、万寿3年(1026年/規模不明)の大津波により、益田市で大きな被害があったとされるほか、地震明治以降でも明治5年(1872年)浜田地震(M7.1)により見島で約4尺(1.2m)海面上昇、明治31年(1898年)見島の地震(M6.2)により小津波が発生(波高50cm以下)、平成7年(1993年)北海道南西沖地震(M7.8)により須佐町(当時)で床下洩水1棟が記録されている。

第7項 火山災害

約8,800年前には噴火したとされる笠山を始め、市域(海域を含む)、阿武町、山口市阿東の広い範囲に分布する40の火山から構成される阿武火山群が活火山指定されている。この火山活動ランクは、ランクC(100年活動度指数及び1万年活動度指数とも低い)とされているが、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではない。

第3節 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても一層の充実強化が必要である。また、計画停電等のライフライン途絶や障害、他県の大規模広域災害、原子力発電所事故による避難者受け入れ、応援態勢、二次被害防止対策についても検討が求められている。

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第1節 自主防災思想の普及啓発（総務部）

市内の防災機関の限られた勢力で、突然発生する大規模災害の対応の完遂は困難である。自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より身近な危険箇所を把握して、災害に対する適切な備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の避難 行動要支援者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは国、県、市及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。このため、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際被災時の、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮する。

第2節 防災知識の普及啓発（総務部・教育委員会）

災害対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害対応の正しい知識の普及啓発を図る。

1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、平時は地域住民として自主防災活動を率先し、災害時は生き抜いて市職員として災害対応業務を継続して実施するために必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市地域防災計画に示す災害対策
- (3) 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的に取るべき行動に関する知識及び、災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識（二次災害防止・保命）
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題とその他必要な事項
- (7) 被害調査法と情報通信機器操作
- (8) 地域の住民連携と避難所運営
- (9) 災害ボランティア（コーディネートを含む）
- (10) 災害危険箇所の所在とその他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については年度当初に各所属において、十分周知しておく。また、各対策部は所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行う。

2 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、各学校に対し児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) 市は、県と協力して児童生徒に対し、災害防災を含む各種防災に関する基礎的な知識（自ら生き抜く意識や技術）等の普及啓発を図ることについて定める。

- (2) 児童生徒に対する指導

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて震災を含む災害の基礎的な知識、災害発生時の対策、応急手当や避難方法等の指導を行う。

イ 特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。

ウ 小学校高学年以上の児童生徒については、防災活動や避難所運営の補助ができるよう、年少者や高齢者等の避難支援や避難所である学校機材の使用ができるよう指導を行う。

エ 中・高等学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

3 市民に対する普及啓発

避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応についてイベントの開催、市報、パンフレット、ポスター、ハザードマップ、電子メール、インターネット（消防庁防災・危機管理eーカレッジ等）及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。また、災害発生直後は、防災関係機関の活動が困難であることから、住民の避難誘導や要配慮者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助が基本であること、普段からの備えが重要であることを徹底する。なお、普及啓発に当たっては、防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

- (1) 家庭での予防・安全対策

ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認

イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認

ウ 1週間分以上の食料、飲料水、生活用品等の備蓄

エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

オ 住宅用火災警報器、消火器、ガスマイコンメーターの普及

カ 家具等の転倒防止対策、住宅の耐震化または寝室等の安全確保

キ 保険・共済等への加入

- (2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動及び災害に関する緊急情報（緊急地震速報を含む）の知識

- (3) 避難場所での行動

ア 避難所における人権及び安全の確保に関する啓発

イ 関係者（地元町内会・施設利用者）と運営方法・業務分担の事前検討及び協議

- (4) 避難場所等における性暴力・DVを防止する意識の普及・徹底

- (5) 災害時、家庭内の連絡体制の確保

- (6) 災害時、地域内の避難体制の確保

- (7) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動
 - ア 身体の安全確保
 - イ 情報入手
 - ウ 避難
- (8) その他
 - ア 災害の基礎的知識、山口県の災害発生状況
 - イ 市の防災対策
 - ウ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報（萩市防災メール、山口県土木防災情報システム）
 - エ 避難地、避難路その他避難対策
 - オ 応急手当等看護の知識
 - カ 要配慮者対応

4 各種団体等に対する普及啓発

- (1) 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、災害防災に関する知識の普及啓発を図る。なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮し、内容に配慮して行う。
- (2) 各種団体が開催する研修会、講習会において災害防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する普及啓発危険物を有する施設、多数の者が集まる大規模小売店舗、病院、ホテル、旅館、観光施設等防災上重要な施設の管理者に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

6 要配慮者利用施設の管理者等に対する普及啓発竜巻、ゲリラ豪雨、地震、津波等の突発大災害では、行政機関からの迅速な支援が困難であることから、要配慮者利用施設の管理者等に対して、防災情報を随時提供するとともに近隣住民との連携を含めた普及啓発を行う。

- (1) 施設の立地環境による災害危険性に関する情報の提供
- (2) 防災気象情報の提供
- (3) 避難情報・避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供
- (4) 要配慮者利用施設に対する避難情報の伝達体制の整備
- (5) 緊急時における市と要配慮者施設との連絡体制の整備
- (6) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (7) 要配慮者利用施設における防災教育や訓練への協力

7 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、ハザードマップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成、住民の安全確保に努める。

8 防災啓発を実施する日及び週間

(1)	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
(2)	防災とボランティアの日	1月17日
(3)	文化財防火デー	1月26日
(4)	林野火災防止月間	3月
(5)	春季全国火災予防運動	3月 1日～3月 7日
(6)	山火事予防運動	3月 1日～3月 7日
(7)	車両火災予防運動	3月 1日～3月 7日
(8)	建築物防災週間	3月 1日～3月 7日
(9)	消防記念日	3月 7日
(10)	東日本大震災	3月11日
(11)	水防月間	5月
(12)	土砂災害防止月間	6月
(13)	がけ崩れ防災週間	6月 1日～6月 7日
(14)	危険物安全週間	6月 第2週
(15)	国民安全の日	7月 1日
(16)	全国安全週間	7月 1日～7月 7日
(17)	萩市民防災週間	7月23日～7月29日
(18)	萩市民防災の日	7月28日
(19)	道路防災週間	8月25日～9月1日
(20)	建築物防災週間（上期）	8月30日～9月5日
(21)	防災の日	9月 1日
(22)	防災週間	8月30日～9月5日
(23)	建築物防災週間	8月30日～9月5日
(24)	救急の日	9月 9日
(25)	救急医療週間	9月 9日を含む1週間
(26)	国際防災の日	10月 第2水曜日
(27)	津波防災の日	11月 5日
(28)	119番の日	11月 9日
(29)	秋季全国火災予防運動	11月 9日～11月15日
(30)	雪崩防災週間	12月 1日～12月7日

第3節 防災関係機関の整備

防災関係機関においては、市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第2章 防災活動の促進

第1節 消防団・水防組織の育成強化（消防本部）

第1項 市

消防団は地域における消防防災活動（広報、水防活動、救出救護、避難誘導及び避難所運営を含む）の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられているため、消防団の活性化を推進し、その育成強化を図る。また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。なお、本市においては水防団を設置していないため、消防団が水防団の業務を実施する。

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 消防団活性化総合計画の策定を進める。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に消防団への参加を促進するとともに消防本部、総合事務所との連携に努める。
- (4) 多数の消防団員が所属する事業所等に消防団協力事業所表示証を交付し、市民及び事業所等に消防団活動への理解と協力を求める。
- (5) 消防防災活動の拠点となる施設、消防防災（水防を含む）資機材の充実を図る。
- (6) 国及び県と協同して、水防活動の技術指導を行う。
- (7) 団員の公務災害を防止するため健康増進及び体力練成の指導を行う。
- (8) 防災リーダー基礎講習（災害対応、応急手当、避難誘導等）を行い、町内会や自主防災組織との連携を強化する。

第2節 自主防災組織の育成（総務部・福祉部）

第1項 市

- 1 災対法の規定に基づき、自主防災組織の設置育成を推進する。
- 2 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。
 - (1) 設置推進する自主防災組織
 - ア 地域住民を対象とする自主防災組織の育成
 - (ア) 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、消防分団担当区域、小学校区単位等が考えられるが、住民の高齢化により既存の行政区や集落の構成員で活動が困難な場合は、既設団体の連携・集合体とし、住民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
 - a 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
 - b 地理的状况、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
 - (イ) 住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実行ある活動を行うために

住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自主防災組織の育成

(ア) 学校、病院及び大規模集客施設等多数のものが利用する施設を対象とした自主防災組織の育成を図る。

(イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自主防災組織の育成を図る。

(ウ) 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。

(2) 防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進する。

(3) 防災資機材等の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

(4) 防災知識の普及啓発

ア 広報、ホームページ等の各種広報手段を活用し、身近にある事故（危険）を周知し、地域住民の防災や危機管理に関する関心を向上させる。

イ 防災講演会（出前講座）等を実施し、地域住民の防災に関する関心を維持していく。

(5) 地域防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる地域防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

(6) 自主防災活動への女性の参画推進

自治会や自主防災活動のリーダーや役員は男性が多く、昼間の災害時には地域に不在の可能性が高い。また、地域コミュニティ活動は、男性ではなく女性が中心である。昼間の突発災害を考慮した場合、女性の防災活動が必要かつ効果的であり、役員等に女性の参画を推進する。

第2項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の地域交流活動（集会、祭礼、スポーツ大会等）についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止や女性の役員参画に努める。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及啓発

(2) 防災訓練（情報伝達、避難誘導、避難所運営）の実施

(3) 火気使用設備器具等の点検

(4) 防災用資機材等の整備

(5) 要配慮者支援者の確保と避難誘導體制の確立

(6) 防災情報伝達機器の点検

(7) 災害危険箇所の周知、避難路の選定

(8) 避難所運営委員会への参画

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集（安否確認を含む）及び伝達
- (2) 初期消火等の実施
- (3) 救出・救護の実施及び協力
- (4) 避難誘導、要配慮者の搬送
- (5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (6) 避難所の自治運営及び施設管理補助
- (7) 災害ボランティア等への協力（ニーズ調査及び地域の案内）
- (8) 被災状況の記録（写真、映像等）

3 自主防災組織の萩市認定基準

- (1) 自主防災組織がある。
 - ア 町内会の組織をそのまま自主防災組織に兼ねさせている。
 - イ 町内会の下に、別に自主防災活動部門をつくり、その部門を自主防災組織としている。
 - ウ 町内会が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成している。
- (2) 自主防災組織として下記のものを作成している。
 - ア 規約
 - イ 防災計画
 - ウ 組織図
 - エ 役員・会員名簿
 - オ 事業計画
 - カ 緊急連絡網（呼びかけ避難連絡網）
- (3) 以下5項目以上で優良認定する。
 - ア 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、学童）の把握
 - イ 町内会・自治会・区に福祉部を設置している。
 - ウ 町内で防災関連機材を保有
 - エ 防災・防火資機材の購入・整備
 - オ 消火器・消火バケツ・住宅用火災警報器の斡旋や共同購入
 - カ 独自の防災・防火訓練の実施
 - キ 防災・防火研修会の開催（町内会集会での役員による啓発を含む）
 - ク 他の団体が主催の防災・防火行事（研修会を含む）の見学や参加
 - ケ 独自の安全マップ、ハザードマップの作成
 - コ 町内会新聞等による防災・防火知識の啓発
 - サ 土のう作成、配付、設置
 - シ 災害時の行動を役員が話し合っている。
 - ス 災害対応のマニュアルの作成や検討
 - セ 地域内の危険箇所の確認や見回り
 - ソ 火災予防の見回り（夜警など）（消防団による見回りは除く。）
 - タ 消防団の行う予防活動（住宅防火診断・防火査察）や民生委員等の個別訪問への同行
 - チ あいさつ運動、子ども見守り活動を行っている。

- ツ 町内会・自治会・区で、運動会・盆踊・祭・懇親会を実施している。
- テ 祭り等での炊き出しを実施している。

第3節 自主防犯組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成、情報共有、青色防犯パトロールを推進するとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行う。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 市は、こうした取組み資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる体制整備に努める。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発及び協力要請を行っていく。また、災害時においては、市、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。
- 3 同業者組合等との災害応援協定締結を推進し、会合や会報に情報提供を行い、企業の防災や危機管理に関する関心を向上させる。

第5節 調査研究計画

第1項 調査研究体制の確立

災害を未然に防止し或いは、拡大を防止するためには被害の予測等、基礎的な調査研究を促進し、その成果を防災業務に反映させる必要がある。災害は広範にわたる複雑な現象であり、かつ、その発生が地域性を有し、ますます高度な防災対応が要求されていることから、防災関係機関は緊密な連携のもとに、各地域の特性に応じた調査研究を行うための体制を確立する。

第2項 調査研究の推進

災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるように、災害危険地域を中心として市土保全のため防災対策の基礎となるべき調査研究を計画し、その推進を図る。

第6節 学校の行う訓練計画

教育委員会は、小・中学校の防災計画に定める各種訓練の実施を推進し、必要に応じ指導、助言、援助を行う。

※ 訓練項目

- 1 火災予防・危機対応
- 2 在校時の安全確保・避難方法
 - (1) 地震
 - (2) 津波
 - (3) 火災
 - (4) 洪水
 - (5) 有害物質
 - (6) 不審者
- 3 登下校時の安全
 - (1) 交通安全・不審者
 - (2) 積雪（なだれを含む）
 - (3) 水害・土砂災害
 - (4) 地震・津波
- 4 避難所の生活体験と運営支援
 - (1) 野外活動（登山、水泳、キャンプ等）
 - (2) 応急手当（心肺蘇生、AED操作、搬送法等）
 - (3) 消防防災施設操作

第3章 防災訓練の実施

第1節 訓練の内容（総務部）

第1項 市

国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して又は単独で防災訓練を実施する。実施に当たっては、県の訓練を参考に地域の特性を踏まえた内容とする。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき 各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
・災害対策本部設置運営 ・災害対策本部機材移転 ・現地調整所運営 ・情報の収集伝達及び広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所、救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保（道路障害物の除去、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・避難者輸送 ・応援協定に基づく合同訓練 ・他自治体への広域避難及び他自治体からの避難受入等	・消火活動 ・救助救急 ・医療救護及び患者搬送 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 ・情報の収集伝達及び広報 ・航空機・船舶による防災活動（傷病者広域搬送を含む） ・災害ボランティアセンター運営等	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難者名簿作成 ・被災情報集約 ・避難所運営管理（配給、要望集約、清掃） ・被災家屋片付け ・災害ボランティア等

- (3) 地域防災計画の実効性を検証するため、シナリオ通りの訓練展示だけではなく想定を示さない問題点抽出型（ブラインド形式）の想定対応型訓練を行う。
- (4) その他に考えられる訓練項目
 - ア 災害発生時の広報
 - イ 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定（沿岸町内会等が主体となる津波・

高潮避難訓練の支援を含む。)

- ウ 食料・飲料水・医療その他の救援活動
- エ 消防、水防活動
- オ 救助・救急活動
- カ ボランティアの活動体制の確立
- キ 被災者に対する生活情報の提供
- ク 仮設住宅の確保
- ケ 遺体処理及び埋火葬
- コ 廃棄物処理（し尿を含む）

2 図上防災訓練

想定されたシナリオに沿って、被災状況や活動状況等付与された状況に従い、災害対策本部や関係機関・団体の本部又は担当者による意思決定や具体的な処置を訓練する図上防災訓練を実施し、意思決定能力の向上、防災計画の実効性の検証、関係機関との連携強化を図る。大規模災害や大規模事故の初動時の不確かな情報を基に、時間的に切迫している中で、限られた保有資源（人的・物的資源）の配分など、適切かつ迅速な意思決定を訓練する。

3 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災 関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集配備訓練

大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集配備訓練を不定期に抜き打ちで実施する。

(3) 防災器具の操作訓練

発電機、消火栓、可搬式消防ポンプ、浄水器、拡声機などの防災器具の操作訓練を実施する。

(4) 救命講習

災害時に必要な応急措置技術を習得させるため、普通救命講習、上級救命講習や結索講習を実施する。

(5) 避難所開設及び運営訓練

避難所指定職員及び避難所運営委員会による休日夜間の災害を想定した避難所開設及び運営訓練を実施する。

(6) 広報訓練

災害時には、被災者に正確で的確な情報提供を迅速に行う必要があるため、防災メールや緊急情報メールの配信、ホームページ作成の講習及び訓練を実施する。

4 通信・広報訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、山口県防災行政無線（地上系・衛星系）、萩市防災行政無線（移動系・同報系）、衛星携帯電話、放送緊急割り込み装置、防災メール、ホームページ、ソーシャルネットワーキングシステム等を使用して気象予警報や避難指示等の伝達を主体とした通信・広報訓練を実施する。

5 図上指揮所訓練

災害対応機能の総点検並びに防災関係機関等との連携強化、非常時の意思決定能力の向上を目的に職員により図上訓練を実施し、防災対策等計画の見直しを行う。

6 臨時ヘリポート設営訓練

場外離着陸場及び防災ヘリポートの設営、安全確保、航空機の誘導、通信、離着陸及び搬送 訓練を行う。

7 り災証明書発行訓練

り災証明書交付受付、建物の、り災程度判定及び発行の訓練を行う。

8 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

9 訓練後の評価

訓練後において評価を行い課題等明らかにし、防災計画の修正、今後の活動に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応が取れるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。このため市民に対し、災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施するとともに、自発的な訓練実施を促す。

1 事業所における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、大規模小売店舗及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。加えて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に所在する事業所では、突発大災害時に施設機能の維持と迅速な避難行動がとれるよう各種訓練を実施する。また、地域の一員として市及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市の指導を受け自発的に訓練を実施する。訓練内容は情報伝達、安否確認、避難、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所運営等について実施する。

3 市民の訓練

災害初期の安全確保・保命には、市民一人一人の普段からの行動、習慣が重要であることから、市や防災関係機関が実施する防災訓練や講習会への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努める。

第4章 自然災害・地震・津波等に強い市土の形成

第1節 市土の現況と保全対策（農林水産部）

第1項 治 山

1 現 況

本市周辺の地質は地区により地質名や地質年代が異なるが、概ね流紋岩質岩凝灰岩～安山岩質凝灰岩を主体とする岩石から構成される。このうち、大部分は阿武層群(中生代白亜紀後期)と呼ばれている。災害関連として、地すべり危険箇所が旧萩市北西部及び見島地区、旧田万川町及び旧須佐町の北部、旧福栄村及び旧むつみ村境界付近に認められる。また、本市の一部(旧萩市北西部・旧むつみ村・旧福栄村・旧須佐町・旧田万川町)及び阿東町・阿武町に分布する40余りの阿武火山群が活火山に指定されている。現在、噴気活動は認められていない。最近の活動間隔は約1万年であり、もっとも新しい噴火は旧萩市笠山で約8800年前である。本市は、森林の公益的機能がとくに強く要請されている地域を保安林として指定しており、その面積は約11,900haで森林面積の約21%に相当する。

2 対 策

森林の維持、造成を通じて山地に起因する災害の復旧整備・未然防止を図るため、山地災害危険地区や荒廃森林等の緊急かつ計画的な整備を推進する。

第2項 砂 防

1 現 況

本市の地形は、山地面積が大半を占め、河川は一般に流路狭小、勾配急峻なものが多く、また地質的にも大半が風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯であるため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。

2 対 策

砂防事業については、一貫した計画のもとに整備を進めることにしており、特に土石流発生危険区域を重点的に取り上げ、さらに改修計画中の中小河川上流部の整備を推進する。地すべり防止事業については、緊要度の高い地区から重点的に実施していくが、地すべり発生による被害規模の大きいことや急傾斜地の崩壊被害も多いことから該当事業については特に推進強化を図っていく。

第3項 河 川

1 現 況

本市の河川は、阿武川水系を始めとして、田万川水系、大井川水系等10水系の2級河川がほとんどを占めている。これらの河川は、比較的流域面積の小さい急流河川が大部分で増減水の差が著しく、出水期にはいわゆる鉄砲水の現象になるなど、災害多発の原因となっており整備を要するものが多く、その整備に当たっては、治水とともに利水を考慮して進めている。

2 対 策

河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。治水事業は、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進するものとし、洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、河川の改修などを促進し、あわせて市街地及びその周辺地域における河川の整備と内水排除対策を図る。また、水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適性利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を図る。溪流の整備は逐次進捗をみているが、最近のような局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いをみせており、その効果からみても、予防事業の強化が望まれる。

第4項 海 岸

1 現況

本市は、日本海側に海岸（海岸総延長は150,663m）を有するとともに、いくつかの離島が点在している。また、港湾漁港施設が点在しているため、台風の来襲などにより、海あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。

2 対 策

海岸保全施設の整備は、市土保全と市民生活の安定上極めて重要である。このため既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、地域開発の進展に伴う背後地の重要性に対応した保全施設の整備充実を図る。また、既存施設については、日頃から保守点検を行い維持管理に努めるとともに、緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

第5項 ため池

1 現 況

本市のため池は今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化が進んでおり危険ため池の数は年々増加している。

2 対 策

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と市土保全の上から極めて重要である。このため老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって水防管理関係機関との、連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

第6項 市街地

1 現 況

萩城跡や武家屋敷、町家、古刹等の江戸時代の町並みが多く残っている他、明治維新ゆかりの地として多数の観光客が訪れる観光拠点であるが、道路が狭隘かつ老朽建築物が多いため、災害時の安全な避難場所や避難路が確保できない状態にある。

2 対 策

(1) 避難地の整備

ア 震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を指定、確保する。

イ 避難場所は、避難距離が長くなならないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。

ウ 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域内の農地の利用について検討する。

(2) 避難路の整備

ア 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。

イ 避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。

ウ 道路新設や改良の場合は、徒歩・車イス・リヤカー等による避難を行うための有効な幅員を予め確保する、段差を解消する等の必要な対策をとる。

(3) 延焼遮断帯の整備

ア 災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道、公園及び防火樹等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

イ 大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

(4) 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

(5) 公共空地の維持確保及び公園の整備

ア 都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、市街地の防災空間、応急仮設住宅、緊急資材置場及び臨時ヘリポート用地を確保する。

イ 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。

ウ 一定規模以上の公園については、野営、ライフライン途絶時の生活支援機能（かまど、代替エネルギーによる自家発電設備、飲料水兼用貯水槽、貯留式トイレ等）や防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。

(6) 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての

取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

(7) 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備など必要な整備を進める。

第2節 災害危険区域の設定 (総務部・農林水産部・土木建築部・消防本部)

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、津波、豪雪、地震、地すべり、山くずれ、なだれ、火災、その他異常な現象により災害の発生する恐れがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するため、次項に掲げる危険区域を設定する。本市の区域にかかるこれらの実態を把握し災害に備えることはもちろんのこと、これら以外の小規模な危険区域についても、市及び県（萩土木建築事務所）は警察機関その他、防災関係機関と連絡しつつ毎年定期的に調査を実施し、災害に対処する措置を講じなければならない。

第2項 危険区域の設定

項 目	内 容
災害による 孤立危険区域	1 設定の基準 災害を受けた場合に次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区 資料編：災害による孤立危険区域
危険ため池	1 設定の基準 老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶ、おそれがあるもの。 (1) 堤体の老朽化及び断面不足（堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食） (2) 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損又は、漏水） (3) 余水吐の老朽化及び、断面不足（破損又は断面不足） 2 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。 資料編：危険ため池

項 目	内 容
山 地 災 害 危 険 地 区	1 設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は、公共施設に直接及ぶおそれのある地区で緊急度によりA、B、Cに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区 崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区 溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり発生危険地区 地すべり防止地区に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え、又は与えるおそれのある地区 資料編：山地災害危険地区
漁 港 区 域 関 係	1 設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものを設定の基準とする。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高 潮位以下のところ。 (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ。 2 設定の状況 資料編：重要水防箇所
道 路 橋 梁 部 事前規制区間	設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等や道路パトロール結果を総合的に勘案して、区間毎に通行規制を行っている。 道路橋梁部事前規制区間 資料編：異常気象時通行規制区間及び通行規制基準

項 目	内 容
地 す べ り 危 険 箇 所	1 設定の基準 次のとおり、国土交通大臣、農林水産大臣が「地すべり等防止法」に基づき指定した土地の区域地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画区域が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）にあつては2ha）以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの。 (1) 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの。 (2) 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 (3) 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 (4) 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域 面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 (5) 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 (6) 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 前項の基準に該当するが、法律上未指定のもの、若しくは前項の基準に該当しないが、地すべりにより人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの。 資料編：地すべり危険箇所
土 石 流 危 険 溪 流	設定の基準 土石流の発生の危険性があり、人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれのある溪流
土 石 流 危 険 区 域	設定の基準 土石流危険溪流における土石流危険区域は、地形、過去の土石流堆積物の分布範囲・土石流の氾濫実績等を基に、土石流の堆積や氾濫が予想される区域 資料編：土石流災害危険区域

項 目	内 容
砂 防 指 定 地 関 係 災 害 危 険 区 域	設定の基準 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。 資料編：砂防指定地関係災害危険区域
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 箇 所	1 設定の基準 (1) 次のとおり、知事が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領）に基づき指定した土地の区域崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜面が水平面に対し30度以上の角度をなす土地）及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為の制限を必要とする区域で次の各号全てに該当するもの。 ア 急傾斜地の直高が5m以上のもの。 イ 人家5戸以上に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの。 (2) 前項の基準に該当するが、法律上未指定のもの、若しくは前項の基準のイに該当しないが、急傾斜地の崩壊により人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの。 資料編：急傾斜地崩壊危険箇所 2 分 類 (1) 急傾斜地崩壊危険箇所 被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等のある場合を含む）ある箇所 (2) 急傾斜地崩壊危険箇所 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所 (3) 急傾斜地崩壊危険箇所 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

項 目	内 容
急傾斜地崩壊 危 険 区 域	1 設定の基準 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者の危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発するおそれがないようにため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。 (1) 高さが5メートル以上であること。 (2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。
土 砂 災 害 警 戒 区 域	1 設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの。 (1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地） イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分 (3) 地すべり ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

項 目	内 容
土 砂 災 害 特別警戒区域	1 設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の区分に該当するもの。 (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土砂等の移動により建築物に、作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民等の生命、又は身体に著しい危害が生ずる、おそれのある損壊を生ずることなく、耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は、身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民等の生命又は、身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等
重要水防箇所	1 設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上 (2) 人的被害のあるもの。 (3) 耕地被害が10ha以上のもの。 資料編：重要水防箇所（河川関係）

項 目	内 容
宅地造成工事 規 制 区 域	1 工事等の規制の基準 宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制の基準 (1) 2 mを超える切土、1 mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、知事(土地の面積が10,000㎡以上)又は市長(下関市は全て、岩国市及び周南市は10,000㎡未満)の許可を要する。 (2) 切土、盛土をした崖面が、土質に応じて一定の勾配以上のものには、擁壁を要する。 (3) 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。 2 規制区域の指定 宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出のおそれが著しい市街地又は、市街地となろうとする土地の区域を管轄する市町長の意見を聴いて知事が指定し、その区域は宅地造成に関する工事等による災害を防止するための必要な規制を行う。 3 設定の状況 昭和40年10月23日、岩国市、周南市、下関市の一部を規制区域に指定 昭和43年5月1日、岩国市の一部を追加指定 4 対策の概要 (1) 現地の状況把握のため常時パトロールを行う。 (2) 災害防止のための危険箇所に対して勧告又は命令を行う。 (3) 宅地造成工事中のものは、現場に常時水防資材を設置させる。

第3節 防災パトロールの実施（総務部・市民部・消防本部・土木建築部）

第1項 目的

台風、洪水、地すべり、山崩れ、豪雪等の災害危険に対処して、地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行う。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年必要に応じて関係機関と協議のうえ計画的に実施する。

2 調査区域

地域内の各分野にわたる重要危険区域等とする。

3 調査班の編成（参加機関）

- (1) 山口県（関係する県出先機関）
- (2) 山口県警察本部（警察署）
- (3) 市（防災関係課、事業主管課、消防本部、消防団、総合事務所等）
- (4) 地元関係者（行政推進員、地権者、自主防災組織役員等）

（注） 調査区の実情に応じ、前記機関の一部で班を編成するなど必要最小限の班編成とする。防災会議委員ではなく、実務担当で編成する。

4 調査の方法

- (1) 関係機関及び本市が把握している危険区域及び新たな危険が予測される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討協議して決める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、宅地造成地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況と計画の概要
 - (2) 地すべり、山崩れ、雪崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
 - (3) 洪水、高潮、津波による危険を予測される地区の現況とその予防計画
 - (4) 孤立予想地区の現況とその対策
 - (5) ヘリポート適地の確認
 - (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
 - (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
 - (8) 局地の気象
- （注） 危険事態発生の要件となる基準事項の調査。例えば、降雨量、水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）等
- (9) 各種観測施設設備の状況
 - (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
 - (11) 過去の災害発生状況

第3項 結果のまとめ及び公表

市は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関及び市民に対し公表、危険区域内の関係住民に災害対応を徹底するとともに、地域防災計画に反映し災害防除に努める。

第5章 災害情報体制の整備

第1節 災害情報の収集、連絡体制（全部局）

第1項 情報通信体制の確保

1 市の対策

(1) 通信機器の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように市及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じる。

ア 非常用電源の確保

自家発電設備（代替エネルギーシステムを含む）、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信設備のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものを整備していく。

イ 断水により冷却水が枯渇した場合の給水方法を予め整備する。

ウ 本庁被災時の代替機能施設に予備装置を整備していく。

(2) 通信路の充実

I C T技術を活用した通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線通信を活用したバックアップ対策、デジタル化及び双方向通信の促進等を図っていく。

(3) 非常通信の確保

中国地方非常通信協議会及び構成団体と連携し、非常通信体制の確保を図る。

(4) 無線従事者の確保

無線通信機器の操作には、第3級陸上特殊無線技士以上の無線従事者免許が必要であることから、市職員及び消防団員の無線従事者免許取得を推進する。

2 通信網の拡充整備

(1) 市は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から次のような対策を講じるよう努める。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間に地域防災無線網の整備推進

イ デジタル移動系防災行政無線網の充実

（ア） 通信距離が見通し範囲である現場活動用は、防災行政無線ではなくデジタル簡易無線 登録局や特定小電力トランシーバーを整備する。

（イ） 携帯無線局に使用する無線機は、十分な防塵・防水性能を有する機種を使用する。

ウ デジタル同報系無線網及びエフエム緊急告知システムの整備推進

エ 災害担当職員参集のための連絡手段（携帯電話）の整備推進

オ 防災相互通信用無線及び消防無線全国共通波の整備推進

カ 衛星携帯電話の整備促進

（ア） 本庁、総合事務所、支所、出張所、消防署、拠点となる避難施設

（イ） 災害応急活動用車両（消防緊急援助隊車両、給水車両、道路維持車両等）

（ウ） 携帯電話使用困難地区及び孤立危険地区の公会堂等

- (2) 多様な情報収集ルートを確認する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。
- (3) インターネット通信（無線LANを含む）、携帯電話による通信手段の整備について検討を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても緊急情報を自動で強制告知できる情報伝達システムを構築する。

- (1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の予め指定
- (2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の予め指定、情報収集資機材の確保対策等
- (3) 通信機器の運用計画（移動系の通信輻輳等に関連して）
- (4) 災害時に使用する、災害応急用復旧無線、NTT孤立防止用無線、衛星携帯電話等の効果的活用、運用方法等の習熟
- (5) 航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、防災関係機関で事前に調整するなど、体制を整備
- (6) 防災相互通信用周波数を実装した無線機の増強と無線運用マニュアルの整備

4 災害観測機器等の整備

- (1) 災害観測機器等の整備
市は国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について協力する。

- (2) 情報処理分析体制等の整備

ア 災害情報データベースシステムの整備

日頃からの自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、各種ハザードマップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステム作りに努める。

5 電気通信業者の対策

- (1) 【西日本電信電話株】

ア 電気通信設備の防災計画

- (ア) 被災地に対する通信の途絶防止対策
 - a 伝送路のループ化を推進する。
 - b 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
 - c 特設公衆電話の設置を行う。

(イ) 異常輻輳対策

- a 災害時優先電話の通信確保を行う。
- b ネットワークの効率的なコントロールを行う。

イ 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

ウ 社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

エ 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

オ 防災に関する訓練

(ア) 防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びN T Tグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。

(イ) 防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板の運用地震や災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

(2) 【株エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

ア 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。

イ 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。

エ 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第2項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に収集し、被災者に対して伝達することが必要となる。このため、市は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報収集手段の整備

公衆通信回線（固定電話、携帯電話、インターネット網）等の途絶による被災情報の伝達障害を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、消防救急無線等の各種双方向通信機器の整備に努める。

2 安否確認用資料の作成及び確認体制の整備

地域内外からの住民安否確認要請に速やかな対応が必要であるため、居住する要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するとともに、被災地区の住民一覧を直ちに作成する体制を整備し、災害時は直ちに市職員、消防団、民生委員、警察官、地区住民、災害ボランティア等により安否確認ができる体制を整備する。

3 情報伝達手段の整備

避難所、避難場所等への防災行政無線（同報系）等の整備を推進する。

4 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市の対応だけでは十分でなく、県や放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。市では、株式会社エフエム萩と放送協定を締結し、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報の発信に努めている。緊急時は、防災部局が収集した情報や決定事項を広報部局や関連部局が発信、問い合わせ対応まで実施できる体制整備を促進する。

5 隣接県市の放送事業者との連携

山間部や島根県境付近では、山口県内の放送事業者による放送が受信困難であることから、島根県放送事業者の協力体制を促進し、あわせて隣接市のコミュニティFMとの連携による情報伝達体制を強化する。

6 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について予め整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておく。

7 要配慮者への配慮

要配慮者が避難指示等を受けた場合に円滑な避難ができるよう特に配慮する。

第6章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 市

市は、災害発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、予め職員参集体制の整備を図る。

1 配備体制

職員参集基準についての明確化を図るため、配備課、参集者については資料編、気象警報等の配備基準一覧表に定める。なお、人数は配備すべき最低の人員数である。また、基準以外の課についても状況により、防災危機管理課からの連絡により配備体制をとる。

2 職員の参集基準

- (1) 第1・第2警戒態勢については、輪番により予め所属長が指名した職員をもって、配備に当たる。
- (2) 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって、第2警戒態勢に入る。
- (3) 災害対策本部が設置された場合には全職員による体制となるが、状況を見極め逐次2～3交代の態勢に移行し、過労による二次災害を防止するよう努める。
- (4) 交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合には、所属長にその旨を連絡するとともに、予め定められた課・所に参集する。
- (5) 30分以内で出勤可能な職員のうちから、予め所属長又は総務部防災危機管理課長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。
- (6) 総合事務所、支所、出張所管内在住職員で、交通途絶等のため本庁に参集することができない職員は、在住地の総合事務所、支所、出張所に参集する。
- (7) 総合事務所、支所、出張所長が、交通途絶等のため総合事務所、支所、出張所に参集できない場合は、特命により総合事務所、支所、出張所管内在住部課長が代行指揮をとる。
- (8) 主要避難所を開設するときは、市長が任命した避難所指定職員が別に定める基準により、避難所運営業務を遂行する。職員が24時間常駐しない施設については、施設毎に施設管理を協議し、当該施設職員の協力が得られない場合でも対応できる体制を構築する。

3 移動手段及び情報収集伝達手段の確保

職員は、迅速に参集するための自転車、バイク等の移動手段及び参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話、デジタルカメラ等）の確保に努める。

4 初動体制における処理事項

(1) 発災直後の緊急措置

勤務時間内に災害が発生した場合、各職場で取るべき緊急措置は次のとおりである。

- ア 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火
- イ 来庁者の安全確保と避難誘導
- ウ 通信機能、非常用電源機能の確保
- エ 庁舎、施設等の緊急防護措置

(2) 災害情報の収集

市役所、福岡管区気象台、県、放送局（ラジオ・テレビ）等から災害情報を収集し、警報の発令状況を確認する。

(3) 発災初期段階の情報収集

災害派遣、広域応援要請の必要性を判断に資する初期段階の情報を収集する。

- ア 火災の発生状況、住家の倒壊状況、被災者の動向等
- イ 電気、ガス、水道、電話の状況等
- ウ 崖崩れ、護岸決壊等
- エ 危険物の漏洩、流出等
- オ 家屋の浸水等

(4) 初動時の連絡調整室の設置

発災当初においては各部局も混乱し、情報の重複、指示の混乱等が起こる事が予想されることから、情報の共有化を図り当初の対応を一元的に管理する必要がある。このため、協議、調整を行う場所を設けるなどして、発災初期の混乱を防止する。

(5) 自衛隊、緊急消防援助隊等の広域応援要請への準備

収集した情報に基づき、必要と判断した担当部局は、自衛隊、近隣の消防本部、国、県等へ必要な応援を要請することとなることから、これへの要請に先立ち派遣準備の要請を行う。

(6) 災害対策本部設置の準備

災害対策スペース（会議室・作業室）の確保、緊急電話、情報通信機器（テレビ会議システム、Web環境）、事務機器の準備、災害対策本部設置及び活動の自己完結に必要な諸準備を行う。

(7) 他機関からの支援隊受入の準備

市単独で対応が困難な災害においては、国県等の機関から緊急支援を受けるため、支援隊スペース及び事務機器等の準備を行う。

5 応急活動に必要なマニュアルの策定等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを策定し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

6 業務継続計画（BCP）の策定

市は、大規模災害や事故等が発生し、市役所施設が被災又は市職員の多数が業務に従事できない場合でも、災害対応や優先度の高い通常業務を適切に実施（又は早期に復旧）するため業務継続計画（BCP）を策定する。

7 交代可能要員リストの作成

市は、災害対応の長期化に備え、職員の免許、特技及び勤務経験を考慮し、予め交代可能要員リストを作成する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制（総務部・消防本部・土木建築・水道局）

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておく。

第1項 相互応援協定の締結

1 市が締結している応援協定

- 資料編：災害時応援協定一覧（山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定他）

2 今後締結を検討・促進する協定等

- (1) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
- (2) 通信設備・放送設備の利用に関する協定
- (3) 道路の復旧等に必要な操作要員及び特殊車両等の確保に関する協定
- (4) 避難所の開設に関する協定
- (5) 津波避難ビル等の開設に関する協定
- (6) 災害時協力井戸の使用に関する協定
- (7) その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 広域応援体制の整備

- 1 県、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援及び受援の窓口、指揮命令系統等に必要な体制を予め整備しておく。
- 2 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努める。
- 3 国、県、市の防災関係部局（警察、消防、海上保安庁、自衛隊、道路管理者、水道事業者を含む）は同一現場で活動する異なる機関相互での情報通信体制を確保するため防災相互通信用周波数（防災相互波158.350MHz、466.775MHz）を実装した無線機の確保に努める。
- 4 防災機関毎に無線の運用、通話方法、用語が異なり、円滑な情報伝達が難しいため無線局運用規則（昭和25年11月30日電波監理委員会規則第17号）に基づいて、無線通信運用マニュアルを整備する。

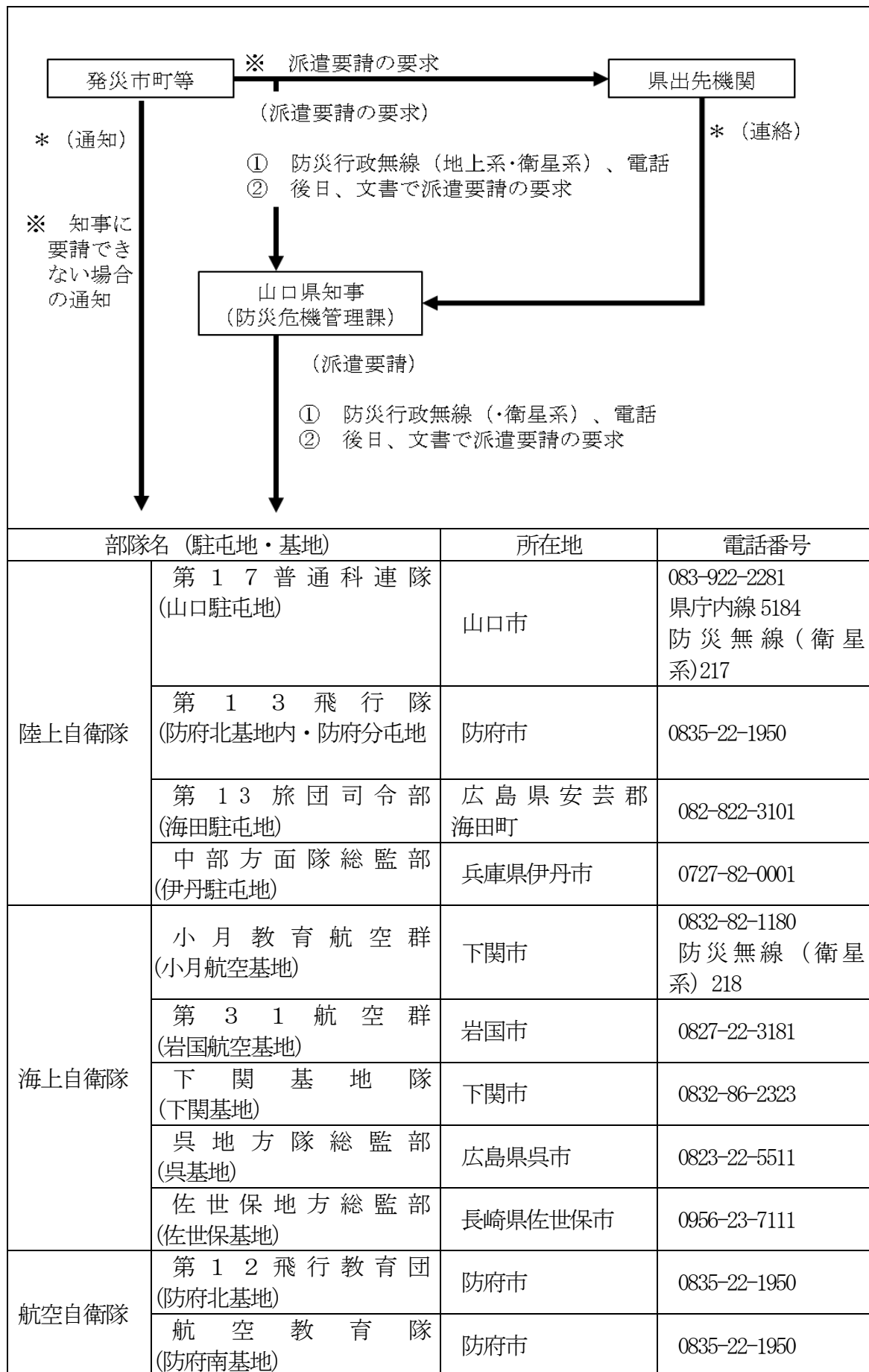
- 5 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点を確保する。

- 資料編：大規模災害発生時における萩市が管理する施設の警察派遣部隊の利用に関する協定書（萩警察署）

第3節 自衛隊との連携体制 （自衛隊・県・総務部）

自衛隊の災害派遣は、市長が知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するように要求することにより行われるものであるが、通信の途絶等により知事に要求できない場合、市長からの通知を踏まえ自主派遣されることとなっている。自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、予め次の事項等を定め必要な準備を整えておく。山口県からの災害派遣要請及び市町からの災害等の通知に係る窓口は、陸上自衛隊第17普通科連隊本部第3科に集約されている。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口、現地調整所予定地（LO:liaison officerを派遣する場所）
- 3 連絡方法（現場での無線通信を含む）
- 4 連絡先
- 5 派遣兵力（人員、装備）及び対応可能業務
- 6 地域毎の進出経路、集結場所（宿营地）、活動拠点
- 7 市長以外（警察、国県の出先機関）の対応調整



部隊名（駐屯地・基地）		所在地	電話番号
航空自衛隊	西部航空方面隊 (春日基地)	福岡県春日市	092-581-4031
	第3術科学校 (芦屋基地)	福岡県遠賀郡芦屋町	093-223-0981
	第17警戒隊 (見島分屯基地)	萩市見島	0838-23-2011

第1項 災害派遣の3原則（派遣決定の判断要素）

1 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を公共的に保護する必要性があること。

2 緊急性

さし迫った必要性があること。

3 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。いかなる状況で、どのような分野（偵察、消火、水防、搜索救助、避難援助、応急医療及び救護救急、道路及び水路の開啓、輸送、通信支援、炊飯及び給水、防疫、その他の被災者生活支援等）で自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておく。撤収要請は、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮、「予定された作業の完了」「民心の安定」「復興機運の確立」等、明確な派遣目的の達成を確認の後、災害派遣の3原則を満たさなくなったことを慎重に確認して行う。

第2項 市長から県知事に対する派遣の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）

（災害派遣の要請の要求等）

1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は、その指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又は、その指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

- 3 市町村長は、前2項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第3項 災害派遣種類

- 1 通常派遣（自衛隊法第83条第2項）、自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書き）※ 下線部

防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※ 自衛隊は、阪神淡路大震災の教訓から震度5弱以上の地震発生の情報を受けた場合、速やかに自主派遣として、航空機などにより現地の情報収集を、状況に応じ、関係地方公共団体などに連絡要員を派遣して情報収集を行う。陸上自衛隊は、1個中隊を初動対処部隊として待機させており、下命後1時間を基準に出動できる体制をとっている。

- 2 予防派遣（自衛隊の災害派遣に関する訓令第12条）

指定部隊等の長は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

- 3 近傍派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

- 4 地震防災派遣（自衛隊法第83条の2）

防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長から同法第13条第2項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

- 5 原子力災害派遣（自衛隊法第83条の3）

防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長から同法第20条第4項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

第4項 災害派遣要請権者（自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

- 1 都道府県知事
- 2 海上保安庁長官
- 3 管区海上保安本部長
- 4 空港事務所長

第5項 災害派遣を命ずることができる者（自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条・防衛庁訓令第28号）

- 1 方面総監
- 2 師団長
- 3 旅団長
- 4 駐屯地司令の職にある部隊等の長
- 5 自衛艦隊司令官
- 6 護衛艦隊司令官
- 7 航空集団司令官
- 8 護衛隊群司令
- 9 航空群司令
- 10 地方総監
- 11 基地隊司令
- 12 航空隊司令（航空群司令部、教育航空群司令部及び地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）
- 13 教育航空集団司令官
- 14 教育航空群司令
- 15 練習艦隊司令官
- 16 掃海隊群司令
- 17 海上自衛隊補給本部長
- 18 航空総隊司令官
- 19 航空支援集団司令官
- 20 航空方面隊司令官
- 21 航空混成団司令
- 22 基地司令の職にある部隊等の長（航空方面隊司令部又は航空混成団司令部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。）

第6項 自衛隊が派遣された場合の必要スペースと経費分担

1 庁舎内の必用スペース

項 目		前方指揮所が設置された場合		前方指揮所が設置されなかった場合
		連隊指揮所の場合	中隊指揮所の場合	
人 員		約 2 0 名	約 1 0 名	2 名
装 備 (参考)		小型車両× 6 中型車両× 4 大型車両× 1 携帯無線機	小型車両× 2 中型車両× 1 大型型車両× 1 携帯無線機	小型車両× 1 携帯無線機
必用地積	屋外	駐車用地積等		
		約 1 5 台分を確保	約 7 台分を確保	1 台分を確保
	屋内	活動のための必要面積		
		10m×10m を 2～3 部屋	10m×10m を 1～2 部屋	災害対策本部室内
その他		※ 電話機、コピー機、インターネット端末、プリンター、 事務用品、災害優先電話（衛星携帯電話等）が必要となる。		

2 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必用な地積		備 考
1 コ中隊	2, 5 0 0 m ²	5 0 m×5 0 m	駐 車 場、 天 幕 展 張 及 び 炊 事 所 等 を含む。
1 コ連隊	2 0, 0 0 0 m ²	1 0 0 m×1 0 0 m	
旅団主力	1 6 0, 0 0 0 m ²	4 0 0 m×4 0 0 m	
要支援内容	① トイレ等の供与が必要 ② 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のためやむを得ない場合を除き1 コ中隊が同一地に集結できる地域を選定することが望ましい。		

3 ヘリコプターの離着陸するためのスペース

種 類		用 途	必要な地積	備 考
小型ヘリ	OH-6D OH-1	航空偵察、 指揮連絡用	30m×30m	離 発 着 に 必要な地積で 駐 機 地 積 は 別とする。
中型ヘリ	UH-1 UH-60JA	多用途、輸送用	36m×36m	
大型ヘリ	CH47J/JA	大型輸送用	100m×100m	

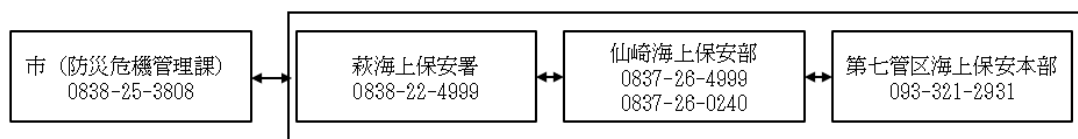
4 経費負担区分の参考（例）

内容	自衛隊	要請元（県又は市）
1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に関するものを除く）等の購入費及び修繕費	① 救援活動をしている部隊の隊員の給食費 ② 自衛隊の業務（活動計画・報告）にかかる費用（レンタルコンピューター、文具、道路地図等） ③ 自衛隊車両の冬季用タイヤ	① 救援活動に使用した資材・機材・燃料費 ② 救援活動に使用した資機材のリース料（フォークリフト及び電源等） ③ 救援活動に使用したため必要な資機材破損した資機材の修理費 ④ 無償貸し付けの物品の返納等にかかる費用 ⑤ 風呂・炊事等の機材維持等及び撤収後の清掃用具 ⑥ 救援活動に使用予定で購入又は借用したが使用しなかった物品と、その取得にかかる費用
2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用又は借り上げ料	① 銭湯等の使用料 ② 宿営部隊が使用するために設置した仮設トイレ	① 借り上げ、貸与された施設のトイレ及びシャワーの使用料、電気水道の使用料
3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料等	① 救援活動部隊の隊員にかかる燃料費（炊事用等） ② 指揮システムの設置に係る費用、インターネットの使用料	① 救援活動に使用した電気・水道・燃料費 ② 救援活動に必要な電話料
4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）	① 救援活動をしている部隊の隊員の災害補償費 ② 自衛隊装備車両等の修繕費	① 土地の収用に係る費用 ② 自衛隊とともに活動するボランティアや業者が怪我をした場合の補償費
5 災害派遣部隊の輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費搬を使用した際の費用	① 救援活動に使用するため県の要求量を超えて使用した借用した物品の輸送会社による運搬（借用時・返納時ともに）	① 他方面からの部隊の移動のためのフェリー代要求量 ② 民政支援のための物資運搬のために民間の輸送会社を使用した際の費用

内容	自衛隊	要請元（県又は市）
6 災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両などの燃料・修理費	① 派遣部隊の給食及び洗濯用備品（洗濯機・乾燥機等）並びに医療費・燃料費・修理費	
7 写真用消耗品費	① 行動記録及び部隊行動に必要な写真の消耗品費	
8 損害賠償費	① 賠償金その他、自衛隊が活動中に物品を壊した場合の賠償費等	① 自治体等が管理する地域内で管理が十分で無かったために生じた物品破損事故の賠償費

第4節 海上保安本部（署）との連携体制（総務部）

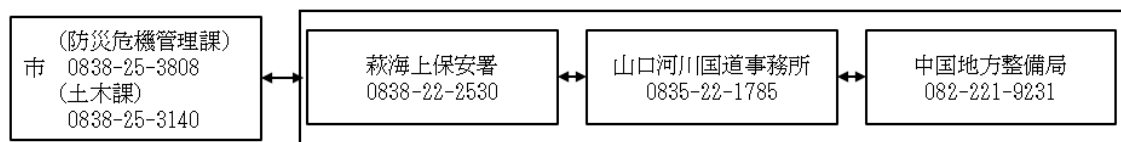
市は、災害時の海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安本部（署）との間の連携体制を整備しておく。ただし、要請は自衛隊災害派遣に準じて山口県知事（山口県防災危機管理課）を経由して行なう。



第5節 国土交通省中国地方整備局との連携体制（総務部・土木建築部）

市は、応急復旧や支援が円滑に行うため災害発生時等（災害が発生又は発生のおそれ）の初期段階から中国地方整備局と緊密な情報交換、災害対策現地情報連絡員（リエゾン liaison）の受け入れの協定を締結している。平常時から訓練及び会議等の開催等を通じて連絡体制の整備を行う。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

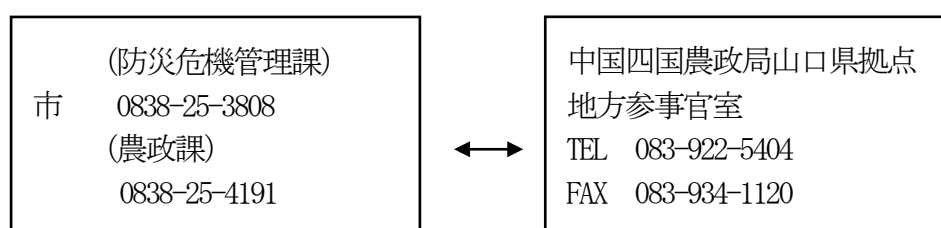


※ 資料編：災害時における情報交換に関する協定(国土交通省中国地方整備局・萩市)

第6節 農林水産省中国四国農政局との連携体制（農林水産部）

市は、大規模震災時に物資（食料、飼料、木材等）の調達を円滑に行うため、中国四国農政局と緊密な情報交換を行い、必要により支援を受けるため連絡体制を維持する。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡



第7節 防災中枢機能の確保、充実（総務部）

災害発生時において市及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について安全性の確保、及び充実を図ることが望まれる。このため次の対策を講じる。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検を行い、耐震化、不燃化及び浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能【情報集約（電話や無線による通報受付を含む）及び広報伝達、意思決定、指揮統制】が一室で同時に行える災害対策活動の拠点施設（市役所、消防署等）の整備に努める。
- 3 市役所の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第8節 水防資器材の整備（消防本部）

第1項 水防施設及び資機材の整備計画

災害時の水防の万全を期するため、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2kmについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、山口県水防計画（山口県地域防災計画第3編第13章）に定める基準による資材器具を準備しておく。重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防広報を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する水防倉庫（消防団施設等）を整備改善する。また、出水期前に水防資器材を点検し、出水に備える。

○ 資料編： 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表

第2項 水防施設の概況

市内の水防施設は、萩市及び県（萩土木建築事務所）の水防倉庫に各種水防用資器材が備蓄されている。また、県は水防管理団体の水防に必要な器具、資材及び設備を整備するために、水防施設費補助金交付規則（昭和26年山口県規則52号）の定めるところにより、水防施設費の3分の2以内を予算の範囲内において補助する。

第7章 避難予防対策

第1節 避難計画（総務部・市民生活部・福祉部・土木建築部）

第1項 避難指示の基準

洪水、高潮、土砂災害等の自然災害又は大規模な火災、有毒ガス等の発生等の事故災害の発生又はそのおそれのあるとき。特に、土砂災害については、土石流危険渓流、土石流危険区域及び土石流に対処するための警戒避難基準を萩市地域防災計画に定める。

行動を促す情報 (警戒レベル)	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・ 高齢者等は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
避難指示 (警戒レベル4)	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保)
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※ 屋内安全確保

洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第2項 避難指示事項

避難指示に当たって、混乱を招かないよう、小学校区単位で想定される災害種別毎避難実施要領（避難対象者名簿を含む）を作成し、定期的に更新する。

- 1 避難指示の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲、避難対象者（住所、氏名、生年月日、性別）
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、予め定める。地域住民や観光客等の一時滞在者に周知徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安署、放送局、観光事業者等の協力による伝達体制を整備しておく。避難準備情報等を発令した場合、市民課は情報政策課と共同して、直ちに対象地区の住民データを抽出し、避難予定者一覧として、避難所に配付できる体制を整備する。停電や情報処理システムの障害により一覧が作成できない場合に備えて、年1回以上は一覧表を印字し保管しておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話及び公共放送等による伝達
 - (1) 電話、携帯電話、CATV、コミュニティFM放送、防災行政無線（同報系）、携帯電話向け緊急速報メール、防災メール、ソーシャルネットワーキングサービス（ツイッター、Facebook 等）、ホームページ、コミュニティ無線、他機関放送設備（漁協放送等）
 - (2) テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む）
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
広報車（市、消防機関、警察等）、伝達員（職員、町内会長、避難支援等関係者、消防団員等）

第4項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

(1) 指定緊急避難場所

一次避難場所となる空地（校庭、公園、河川敷、神社・寺院の境内、競技場等）、屋内収容施設（学校、公民館、集会所、体育館等）で、災害の種別毎に定める。（災害対策基本法 第49条の4）

(2) 広域避難場所

大規模災害時において、二次災害による広範囲にわたる火災が発生した場合等に避難する大規模避難に適した避難場所（公園、学校等）

(3) 津波避難ビル

一時もしくは緊急退避・避難する3階建て以上の堅牢な建築物

(4) 津波避難場所

概ね標高10m以上に位置する空地等

(5) 福祉避難所

寝たきりの高齢者、障がいのある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人を限定収容する避難施設（社会福祉施設等）

(6) 指定避難所

二次避難場所（避難者及び居住場所を確保できない被災住民等の滞在場所）となる施設（学校、公民館、集会所、体育館等）で指定緊急避難場所と兼ねることができる。（災害対策基本法49条の7）

2 指定緊急避難場所等の指定、取消し及び周知等

(1) 指定緊急避難場所等を指定するときは、施設等の管理者の同意を得なければならない。

(2) 市長は指定緊急避難場所等を指定又は取消しをしたときは、県知事に通知するとともに公示しなければならない。

(3) 災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等を周知するため印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 避難予定施設の選定基準

(1) 災害に対する安全性が確保されていること。

(2) 避難施設は、対象地区のすべての住民が収容できるよう配慮すること。

(3) 1人当たりの必要面積はおおむね2㎡以上とすること。

(4) 土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）や浸水などの危険のないところ。

(5) 液状化のおそれがないところ。

(6) 高潮、波浪、津波の影響を受けないところ。

(7) 工場、ガソリンスタンド等の危険施設が近くにないところ。

(8) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難地が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

(9) 交通アクセスが容易であるところ。

(10) 耐震化がされていること。

(11) 不燃化がされていること。

- (12) 津波避難場所は、原則として標高10m以上に位置しているところ。
- (13) 防災器具や食料の備蓄スペースが確保できること。
- (14) 町内会等管理施設では、町内会長による避難所自主運営ができること。

4 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は、行政区、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は夜間人口による。ただし、観光施設及び宿泊施設周辺では観光客等の一時滞在者及び施設従業員の数を考慮する。

5 避難場所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所については、次のとおり。

○ 資料編：予定避難場所

(例)

使用する 地域又は 地区名	避難所名	収容人員	炊き出し 能力	施設の 能力	経路・位置・所要時間	施設管理者	管理責任者	連絡員

6 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

- (1) 避難予定場所の施設管理者と予め協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 避難所資機材（備蓄食料を含む）の管理責任者を予定しておく。
- (4) 避難所指定職員の通知し、緊急時の施設開錠又は破壊方法を定めておく。

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

- (1) 誘導責任者、協力者誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にあるもの等いろいろ考えられるが、災害初期は、防災関係機関職員の対応は困難であることや就労者の不在等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶ。
本市においては、消防団が主にその任に当たる。

○ 各地区ごとの避難方法

- ・ 誘導機関 : 消防団
- ・ 協力者 : 町内会長等の地域防災リーダー及び全ての住民
- ・ 誘導責任者 : 消防団分団長

- (2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いので、予め避難誘導計画を定め、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。
- (3) 避難誘導標識等の整備
避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明、外国語表示、標高表示の設置に努める。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 河川、海岸から離れていること。
- (5) 原則として、土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等を含む）、浸水想定区域（河川洪水、高潮、津波）に該当しないこと。
- (6) 住民の理解と協力を得て選定する。
- (7) 避難経路を要所ごとに表示するなど、避難場所及びその位置を日頃から住民に周知徹底する。
- (8) 安全な避難路は自分で歩いて安全を確認しながら決める必要がある。
- (9) 幅の狭い道路、ブロック塀、老朽家屋、大きな看板、自動販売機、電柱に注意する。
- (10) 橋梁を避ける
- (11) 予定した避難路に固執せず、災害状況に応じて臨機応変に安全な経路により避難する。

※ 「避難路」とは地区の主要道路で、避難するのに利用できる道路

第6項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦等の要配慮者、避難支援等関係者
- 2 乳幼児、学童（必要最小限の保護者を含む）
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

第7項 携帯品の制限の一般基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、予め定めておく。

- 1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証、有価証券）、常備薬（処方箋を含む）、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話（充電器を含む）、飲料水

2 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第8項 避難場所の運営管理

災害や事故等が夜間休日等に突然発生した場合、職員が即座に対応することが困難であることから、自治会、自主防災組織、施設管理者及び避難所指定職員からなる避難所運営委員会を避難場所となる施設毎に設置し、避難場所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について協議して避難所運営マニュアルを作成しておく。また、各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、避難所指定職員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）緊急時の施設開錠者

2 避難者名簿（様式の作成）

3 避難収容中の秩序保持（管理要領）

- (1) 集団生活に最低限必要な規律・ルール
- (2) 避難所運営における役割分担
- (3) 施設の使用範囲・使用方法の決定等

4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

5 各種相談業務

6 衛生管理、廃棄物処理（し尿処理及び施設清掃を含む）

7 避難所開設・運営の訓練

第9項 避難場所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置

2 給食措置

- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護
- 6 プライバシーの確保
- 7 女性等の安全確保
- 8 避難者台帳及び避難対象者リストの作成
- 9 非常用公衆電話等の通信手段の確保

第10項 避難場所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備
- 2 避難場所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、仮設風呂、マット、非常用電源、通信機器、換気、照明、暑さ寒さ対策等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難場所での備蓄とスペースの確保
食料品、水、常備薬、感染症防止用品、炊き出し用具、毛布、非常用電源、間仕切り等の避難生活に必要な物資を確保する。学校等においては、空き教室等を備蓄スペースとして有効活用できるよう施設管理者と協議しておく。
- 5 プライバシーの確保
避難行動要配慮者、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点、プライバシー（着替え、入浴、授乳等）の確保、防犯対策、ペット対策等に配慮した物資及び支援体制の整備
- 6 ペット対応施設の確保及び獣医師会等との協力
災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省平成25年6月発行）に基づき、ペットを同行可能な専用避難施設の確保及び獣医師会等との連携に努める。

第11項 避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
 - (4) 案内標識等の設置

- (5) 旅行者等一時滞在者用広報資料の作成及び観光事業者等への配布
- (6) 障がい者支援団体（手話、点字、音読）等との連携及び各種ボランティアの確保
- (7) 外国人支援団体等との連携及び語学ボランティアの確保
- (8) テレビのデータ放送
- (9) ペットの同行避難に備えたペット用しつけ資料の作成及び配布

2 災害時における広報

- (1) 広報車（消防車両、警察車両を含む）による周知
- (2) 避難誘導員による現地広報
- (3) 消防団、要配慮者・避難行動要支援者の避難支援等関係者に対する町内会等自主防災組織を通じた広報
- (4) 防災行政無線やケーブルテレビ音声告知放送、コミュニティFM等の音声による広報
- (5) 防災メールや緊急速報メールを主体とした各種通信メディアによる文字による広報

第12項 被災者支援

り災認定

り災認定、り災証明書交付等の担当部署を明らかにし被災者の支援体制の整備を図る。

第13項 土砂災害警戒区域の指定があった場合の措置

1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市防災会議は、上記1の規定により市地域防災計画において上記1(4)に掲げる事項を定めるときは、当該市地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な

避難を確保するため、上記 1 (1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

- 3 市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 4 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- 5 上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記 4 の計画を作成したときは遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも同様とする。
- 6 市長は、上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記 4 の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市長は、上記 6 の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記 4 の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記 4 の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。
- 9 市長は、上記 5 又は 8 の規定により報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第 14 項 浸水想定区域の指定のあった場合の措置

- 1 浸水想定区域ごとに、次の事項を定める。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法
 - (2) 避難施設その他の避難場所、及び避難路その他の避難経路に関する事項。
 - (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

- (4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は、大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地(5)、(4)において名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び消防団に対する洪水予報等の伝達方法
- (5) (4)において名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び消防団に対する洪水予報等の伝達方法
- (6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 上記1に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

第15項 津波・高潮警戒区域における警戒避難体制等の整備 (津波防災地域づくりに関する法律第54条、水防法第15条関連)

津波・高潮浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を定める。

【浸水想定区域】

津 波

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条関）

高 潮

想定し得る最大規模の高潮であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（水防法第14条の3）

1 洪水予報等の伝達方法

市は、避難判断水位情報の通知を受けたときは、有線電話（音声、一斉FAX）、防災行政無線、防災メール、携帯電話緊急速報メール、ツイッター、コミュニティFM、ケーブルテレビ等の各種メディアによる情報の伝達を行う。なお、具体的な伝達方法については、第3編災害 応急対策計画、第2章気象警報・注意報・気象情報・土砂災害警戒情報及び水防警報等に係る伝達によるほか同編第13章水防計画に定めるところによる。

2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、予め浸水想定区域ごとに避難所を定め、災害時等には避難情報の発令及び伝達を的確に行うとともに防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、第3編災害応急対策計画、第5章避難計画に定めるところによる。

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における措置

市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画に掲載する。

※ 参考資料

- ・ 津波避難促進施設一覧【資料編 12-33】
- ・ 高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧【資料編 12-34】

4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画

地下街等又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、共同して次の事項を記載した計画（以下、「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告するとともに、市は報告された避難確保計画を公表する。

5 住民等への周知

市は、浸水想定区域の範囲、避難判断水位情報に関する情報の伝達ルート、浸水被害の恐れがある場合の避難所、避難方法等を警戒区域内の住民に十分に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、説明会の実施等必要な措置を講じる。

6 津波避難訓練への参加

津波災害警戒区域に係る住民、水防団、消防機関及び水防協力団体は津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画（教育委員会・保健部・福祉部）

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関と協議の上、予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生、児童・生徒の保護者への引き渡し方法等に関する事項
- 2 病院・保健センターについては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生、入院患者の身元引受者への引渡し方法等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護、入所者の身元引受者への引渡し方法等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法に関する事項

- 5 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）確保
災害対策基本法第 86 条の 8、第 86 条の 9 に基づき、大規模災害時に市町域や県域
を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）は、県があらかじめ選定した
県立学校等の県有施設を使用することとなり、市の避難所と競合するため、運用
調整を行い、市が指定管理を受けている施設では、円滑な運営に向けたマニュアル
作成と訓練等を行うよう努める。

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、予め必要な体制を
整備しておく。

- 1 応急仮設住宅の建築可能な用地を予め把握するなどの供給体制の整備予定地、
中央公園、市立小中学校グラウンド
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関する供給可能量の把握及び調達・供給
体制の整備
- 3 公営住宅等の空家状況を常に把握し災害時における被災者への迅速な提供、
入居に当たっての選考基準、入居手続等について予め定めておく。
- 4 民間賃貸住宅、民間宿泊施設等の災害時の活用については、業界団体との協定に
努める。山口県と山口県旅館生活衛生同業組合は、「災害時における宿泊施設等の
提供に係る協定」を締結している。

第8章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動（保健部・消防本部）

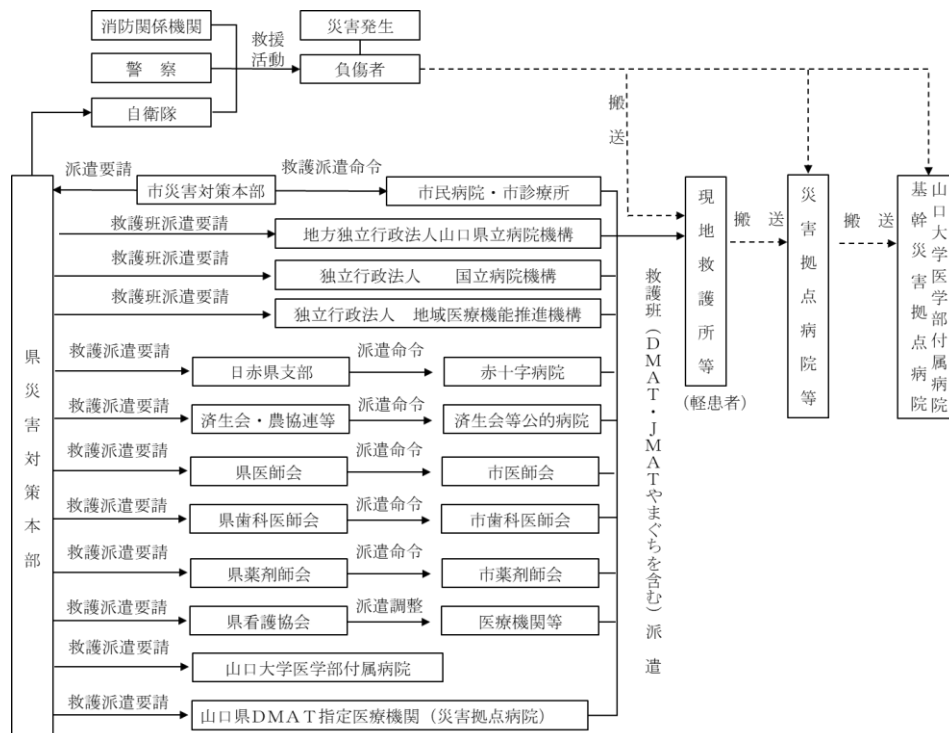
- 1 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画を予め定めておく。
- 2 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 3 大規模災害時に、的確に救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努めるとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
- 4 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。

第2節 医療活動（市民病院・保健部）

第1項 医療救護活動体制の確立

- 1 災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。
 - (1) 発災直後の医療派遣は外科を中心とし、時間経過とともに内科、精神科に移行する。
 - (2) 萩圏域健康危機管理対策マニュアルに基づき萩環境保健所と調整を行う。
 - (3) 災害拠点病院は保健医療圏域に1箇所、基幹災害拠点病院は県下1箇所を山口県が指定する。
 - (4) 県災害対策本部が設置されない場合又は通信が途絶した場合は、市災害対策本部から関係機関に直接応援要請を行う。

【医療救護活動体系図】



2 市

- (1) 県の指導の下に、市民病院、公的医療機関の災害時の医療救護活動が円滑に行えるよう次のことを実施する。

- ア 医療施設等の災害に対する安全性の確保及び不燃化の推進
- イ 災害に対する安全性をもった自家発電設備、貯水槽等の整備
- ウ 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄や食料・水等の備蓄
- エ 医療従事者の非常参集システム及び緊急医療体制の整備
- オ 消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備（無線電話、衛星携帯電話等）
- カ 医療救護班（市民病院）の編成及び緊急出動体制（車両、現場機材及び安全装備を含む）の整備
- キ ヘリコプター等による被災地外への広域搬送体制の整備

【救護班の編成基準（市民病院編成）】

班 員	人 員	内 容
医 師	1～2名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師	3～5名	うち1名は師長又は副師長
事務職員	1名	調整員・運転手を兼ねる
その他	診療車等の中型車両以上を使用のとき運転手1名を追加	

- (2) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (3) 管内医療機関で構成する救護班の編成体制を整備する。
- (4) 救護所として市保健センター及び休日夜間診療センターの整備に努める。
- (5) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。
- (6) 医薬品及び、医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
- (7) 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートを確保する。
- (8) 傷病者の迅速な搬送を行うため災害・救急医療情報システムを整備する。
- (9) 現地救護所等と災害拠点病院、基幹災害拠点病院との情報伝達体制を確立する。
- (10) 災害発生時における専門的な医療技術の習得のため、医療関係者を研修に派遣する。
- (11) 市外の後方医療体制の確保に努める。
- (12) 救護所として診療所及び保健センター等を整備する。
- (13) ボランティアによる医師、看護師、薬剤師等医療関係者の派遣システムの構築を図る。
- (14) 市民病院は地域医療活動の拠点として、医療情報の収集が図られるよう、医療機関、医師会、消防本部との間の情報収集体制を整備する。

3 災害拠点病院（医療法人医誠会 都志見病院）

- (1) 県内外から参集するDMA T（災害派遣医療チーム）等の、活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備する。
- (2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。
- (3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう県や市、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。
- (4) DMA T要員の教育訓練を実施する。

4 市民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、処方箋のコピーを作成するか、その薬名品名）を正確にメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

保健師、栄養士、臨床心理士等（ボランティアである者を含む）は、被災者や避難所業務従事者に対して巡回指導により、健康管理、栄養指導、惨事ストレス対策ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

第1節 社会福祉施設、病院等の対策（保健部・福祉部）

第1項 組織体制の整備

- 1 社会福祉施設、病院、保健センター等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障がい者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進し要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
 - (2) 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (3) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (4) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - (5) 洪水、高潮、土砂災害、豪雪、地震液状化、津波等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力を予め得る等、万全を期す。
 - (6) 平常時（非荒天時）においても、火災やライフライン途絶等による入所者の避難や移送体制を整備しておく。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 社会福祉施設、病院、保健センター等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。

- 2 市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策（総務部・保健部・福祉部・消防本部）

第1項 支援体制の整備

- 1 地域において要配慮者を支援する体制整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等との連携のもとに、平時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度に基づき非難に関する相談受付等の支援を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。この際支え合いマップ作成等の支援を行う。
 - (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で本人の同意が得られた範囲で関係部局等との共有を図る。
- 3 要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している市社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。また、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行える体制の整備に努める。
- 4 迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

- 5 災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行なっておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域、在宅要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- 7 避難行動に時間を要する要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定に努める必要がある。

第2項 防災設備等の設置促進

在宅のひとり暮らし高齢者、重度障がい者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報機、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的にを行うため、文字放送受信装置等の普及に努める。

第3項 避難行動要支援者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者を適切に避難誘導、支援し、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 防災危機管理課と福祉政策課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

3 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (1) 要介護3以上
- (2) 身体障害者1・2級
- (3) 療育手帳A
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級
- (5) 上記に準ずる者

4 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる時効を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別

- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 名簿作成に関する役割分担及び必要な情報収集手段

(1) 防災危機管理課

災害対策基本法第49条の11第1項の定めにより、避難行動要支援者名簿を策定するにあたり、関係部局から情報提供を受け、名簿を作成する。

(2) 福祉政策課

防災危機管理課より依頼があった場合は、上記の法の定めにより協力するものとする。

(3) 情報政策課

防災危機管理課が関係部署の了解を得た後、名簿作成に必要なデータ抽出を行い、防災危機管理課へデータを提供する。

6 名簿の更新

毎年1回、年度初めに更新し、基準日は4月1日とする。

第4項 避難支援等関係者への情報提供

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿を提供することについて、本人の同意が得られた避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは「災害対策基本法」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

第5項 個別避難計画

- 1 避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

第3節 防災知識の普及啓発・訓練（総務部・消防本部）

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 高齢者、障がい者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により災害に対する基礎的知識、消火器の設置・住宅用火災警報器の設置・家具の転倒防止措置・住宅耐震化等の家庭内での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- 3 保育園児に対する安全対策として、災害時における園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、職員や園児に対しても計画的に訓練等を実施するよう指導する。
- 4 医療機関は人工透析や難病の患者が障がい者手帳や処方箋など避難時やトリアージに必要な情報をメモ、カード、タグで提示できるよう指導する。
- 5 外国人に対しては、災害に関する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でないので、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 6 県及び市は、地域における避難行動要支援者の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、避難行動要支援者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策（福祉部）

第1項 生活の場の確保

要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

- 1 避難所における高齢者、障がい者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 2 避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため医療機関、福祉関係団体ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- 3 避難所における避難行動要支援者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難所の管理職員は開設の際に、まず避難行動要支援者用スペースを確保するものとし、介護者の協力を得られやすい環境づくりに努める。
 - (1) 静かでケアのしやすい場所
 - (2) トイレ、出口等に近い場所
 - (3) 1階等階段を使用する必要のない場所
- 4 避難所で何らかの特別な配慮を必要とする者を受入れる福祉避難所や、緊急入所先の確保に努める。
- 5 休日夜間の災害発生時に直ちに避難所が開設・施設管理できるよう避難所指定職員の教育訓練を実施するとともに、施設管理者との連携強化に努める。

第2項 介助・生活支援体制の確保

避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制に努める。

第3項 福祉避難所の設置

- 1 要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。
- 2 福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第10章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備（総務部、土木建築部・消防本部）

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、予め、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

- ア 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定
- イ 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定

(2) 港湾

- ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定
- イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

地域の特性を考慮し、港湾において指定した海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 飛行場等

臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定

他市町等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に災害に対する安全性（耐震性を含む）の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

警察は、交通規制を円滑に行う対策を整備するほか、広域的な交通管理体制の確立を図る。交通管理者及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第3節 道路の障害物除去

発災後の市道等障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間で予め協定を締結するなどして体制を整備する。なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

- 資料編：大規模災害時における応急対策業務の協力に関する協定
(萩市建設業協会)

第4節 緊急輸送車両等の確保 (総務部)

第1項 緊急輸送車両確保の体制

緊急輸送が円滑に実施されるよう、予め運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第2項 緊急輸送車両の事前届出

1 目的

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確・円滑に行うため、災害対策基本法等により区間を定めて緊急通行車両等（緊急自動車及び都道府県知事又は都道府県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けた車両）以外の道路における通行の禁止又は制限を行うため、規制区間や規制区域で災害応急対策に従事する車両（緊急自動車を除く）は、緊急通行車両の指定を受ける必要がある。災害発生後の緊急通行車両確認申請では、書類の作成や審査に時間を要するため、事前届出を行うことで、交付時間を短縮する。他市町村との災害応援協定で市の区域外で災害応急対策（輸送を含む）を行う車両を選定し、事前届出を行う。

2 対象車両

(1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両

ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等の活動のために専用に使用され、又は災害時等に他の関係機関から調達する車両

(2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両

ア 警戒宣言発令時において大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災対策強化地域等を輸送経路として緊急輸送を行う計画がある車両であること。

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等の活動のために専用に使用され、又は警戒宣言発令時等に他の関係機関から調達する車両

- (3) 原子力害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
 - ア 原子力緊急時事態宣言発令時において緊急事態応急対策を実施するために使用される計画があること。
 - イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等の活動のために専用に使用され、又は警戒宣言発令時等に関係機関から調達する車両
- (4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両
 - ア 国民保護法に規定する国民保護のための措置に従事する車両又は物資の緊急輸送等を使用される計画がある車両
 - イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は武力攻撃事態等に、他の関係機関・団体から調達する車両

第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

第1節 災害救助物資確保計画（総務部・上下水道部・市民生活部）

第1項 食料の確保

市は、県との連携のもと、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については次により、市及び県が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図る。

(1) 市

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものでありその備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に対する広域的な応援体制の整備についても十分留意する。

○ 資料編：災害用食料備蓄計画

(2) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本としそのために必要な体制を整備するものとしている。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備する。

- (1) 主食系として米及び乾パンについて、県、中国地方整備局、自衛隊等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備する。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。

ア 精米

イ パン、おにぎり、弁当、即席めん

ウ 育児用調製粉乳

エ レトルト食品、缶詰等

○ 資料編：災害時における災害救助物資確保に関する協定一覧

第2項 飲料水の供給

1 応急給水計画

応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備するとともに、予め周知しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

被害想定を参考にして、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（1人1日3ℓ）

(2) 井戸水の活用

市、区域内井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について、指導するとともに萩健康福祉センター（萩環境保健所）との連携体制を整備するとともに、生活雑用水の確保のため災害時協力井戸の確保に努める。

(3) 災害対応型自動販売機の活用

飲料水メーカーと応援協定を締結し、災害時に飲料製品を無償で提供できる災害対応型自動販売機の設置に努める。市の管理する施設は、原則として災害対応型自動販売機を設置する。

4 応急給水資機材の整備

(1) 資器材の整備

浄水器、動力ポンプ、発電機、給水タンク車、給水タンクドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

(2) 応援体制・受援体制の確立

近隣の水道事業者、リース・レンタル事業者と協定を締結し、連携を密にするとともに資機材保有状況を把握する。

5 応急復旧体制の整備

応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ、子供用紙おむつ等の生活必需品について、流通業者や流通在庫量等の把握及び協定の締結を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努める。

第4項 市民のとりべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、1週間分以上の食料、飲料水、乾電池、携帯電話の充電器、卓上コンロ、簡易トイレ等の日用品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努める。南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、被災地域への物資供給が優先されるため、被災地域以外でも物流が停止し、食料や日用品

の確保が困難となる。また、発災直後は行政からの支援の手が行き届かないことから、被災の有無に関わらず十分な備蓄が必要である。

第2節 災害対策基金計画 （総務部 財務課）

市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、山口県市町災害基金組合規約に基づく基金の積み立てを行っている。

第1項 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町災害基金組合が設立されている。

第2項 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算出された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合に当たっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

第3項 基金の処分

- 1 基金の処分の対象となる災害は、次にあげるものであること。
 - (1) 風 害
 - (2) 水 害
 - (3) 雪 害
 - (4) 地 震
 - (5) 干 害
 - (6) 火 災
 - (7) その他議会の議決を経て定める災害
- 2 次にあげる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができる。
 - (1) 災害による減収補てんを要するとき。
 - (2) 災害対策事業費の支出を要するとき。
 - (3) その他災害に伴う費用の支出を要するとき。
- 3 上記事項にあげるもののほか、次の各号にあげる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものである。
 - (1) 道路、河川その他の公施設の保全整備、又は災害防止対策等に関する事業
 - (2) 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
 - (3) その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

第1節 ボランティアの位置付け（福祉部）

第1項 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のとおりである。なお、専門ボランティアの募集に際して事業関係課は業種団体と緊密な連携に努める。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	- 被災住宅等応急復旧・被災判定（建築士、建築技術者、電気工事士等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） - 土木被害調査（土木技術者、測量士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師、その他医療関係資格者） - 医療相談（臨床心理士、医療ソーシャルワーカー等） - 法律行政相談（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等） - 災害救助犬（訓練士） - 福祉・介護（手話通訳、要約筆記、ホームヘルパー、介護関係資格者等） - 無線通信（アマチュア無線技士、特殊無線技士等の無線従事者） - 特殊車両操作（車両系建設機械、フォークリフト等） - 輸送関係（中型自動車以上の運転手、小型船舶操縦、自動二輪） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - 災害復旧技術専門家（災害復旧活動の支援・助言） - 宗教・葬祭（僧侶、神主、神父、牧師、納棺師、葬祭ディレクター等） - 防犯・防火（警備員、警察官OB、消防職団員OB）

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	18 ボランティアコーディネーター 19 保育・教育（保育士、教諭等） 20 大型炊具による調理経験者（給食調理員、調理師） 21 その他特殊な技術や技能を有する者
一般ボランティア	1 救援物資の整理、仕分け、配分 2 避難所の運営補助 3 炊き出し、配送 4 清掃、防疫 5 災害時要援護者等への生活支援 6 その他危険のない軽作業 7 雑談の相手

第3項 ボランティアの活動時期

この計画に基づくボランティアの活動は、原則として市の区域において救助法の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合とする。

第4項 ボランティアの種類

- 1 組織や団体に所属するボランティア
NGO（非政府組織）やNPO（特定非営利活動）法人、企業及び宗教団体等の組織や団体に所属するボランティア
- 2 個人ボランティア
職業を問わず、組織や団体に属さないで、個人の意志で参加するボランティア
- 3 後方支援や資金の提供をするボランティア
直接被災地で活動するのではなく、被災地外で行う支援や資金（義援金）・物資等の支援を行うボランティア

第2節 ボランティアの育成 （福祉部）

第1項 市民に対する普及・啓発

市は、県等関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。災害ボランティア経験者・被災者等を招いた講演会を開催し、ボランティアの必要性を啓発する。

第2項 ボランティアの養成

市は、県、日赤山口県支部等関係団体及び、萩市社会福祉協議会と連携してボランティアが、被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行うとともに、災害時にもボランティア活動の協力が得られるよう事前登録を要請する。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、県は、関係団体と連携してその養成を図ることとしている。

第3節 ボランティアの登録（福祉部）

市は、市ボランティアセンター（市社会福祉協議会）の協力を得て、災害時におけるボランティアの事前登録や研修を行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、市ボランティアセンター（市社会福祉協議会）と連携して、災害時におけるボランティアの活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、大規模災害時や市ボランティアセンターが被災した場合も想定しつつ、広域的な支援体制の整備を含めたボランティア活動支援のためマニュアル等を作成する。

第2項 支援体制の確立

市ボランティアセンターと協議して、県内の他市町における災害の発生に対する支援を行うための必要な連携体制等について定めておく。

第5節 ボランティアセンターの体制強化

市は、平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担うボランティアセンターの体制強化を図るため各種の支援に努め、災害時は活動拠点を提供する。また、市ボランティアセンターのみで対応が困難な大規模災害等に備え、近隣市町のボランティアセンター等との相互支援ネットワークの形成に努める。

第13章 施設、設備等の応急復旧体制

第1節 公共施設等の応急復旧体制（土木建築部・教育委員会・保健部・市民病院）

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設、設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、予め協定等を締結するなどの措置を講じる。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、予め民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）や復旧活動に必要な体制の確立に努める。また、災害発生時には運転事故の防止を図るため、列車防護運転規制、乗客の避難、救援救護及び災害の早期復旧を図る。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制（上下水道局）

第1項 電気事業者（中国電力株式会社）

電気施設が被災した場合には、水道、下水道、通信、放送、交通、空調など日常生活や防災活動の全てに影響をもたらす、二次災害を誘発することから、速やかに応急措置を講じ施設設備を維持する必要がある。情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

第2項 水道事業者（上下水道局）

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 下水道事業者（上下水道局）

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、情報収集連絡体制、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

第5項 通信事業者（西日本電信電話株式会社他）

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材備蓄、調達体制の整備に努める。

第6項 防災関係機関

長時間の停電は、上下水道や放送通信など電気を使用する全てのライフラインを停止させ、防災活動そのものを阻害するなどその影響が大きいことから、防災関係機関や予定避難施設は、自家発電機、小型発電機、投光機及び燃料保管施設の整備に努める。また、緊急時の発電機等の運転及び輸送体制を定める。

第14章 危険家屋移転促進対策

第1節 防災のための集団移転促進計画（土木建築部）

第1項 目的（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律）

住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転させることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進し、合わせてこれらの事業に対する国の財政上の特別措置等を定めるものである。

第2項 事業主体

市（例外として、市の申出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した被害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの。

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費
（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して、必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及び、その近代化のための施設の整備、政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の居住の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画（土木建築部）

第1項 目的

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地区において危険住宅（がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域（山口県建築基準条例第3条、第4条、第7条に存する既存不適格住宅）の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって、住民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体

市（特別の事情がある場合には、県が実施することかできる。）

第3項 移転の促進

市は事業計画にしたがって、危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助指導を行ない移転の促進を図る。

第4項 国の援助

国は、事業主体に対して移転事業に要する費用（①危険住宅の除去等に要する経費、②危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費）について、予算の範囲内において、その2分の1を補助する。

第5項 県の補助

県は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について予算の範囲内において、その4分の1を補助する。

第15章 火災予防計画

第1節 一般火災予防計画（消防本部・観光政策部）

第1項 一般火災予防対策（消防法）

火災予防対策は、消防本部が実施する。（消防組織法第6条、第7条）この計画は、消防本部が行う火災予防対策の概要を掲げる。

1 屋外における火災予防等の措置命令（消防法第3条）

(1) 命令権者

消防長、消防署長その他の消防吏員

(2) 措置内容

ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）

又は、その使用に際し火災発生のおそれがある設備、若しくは器具（物件に限る。）の使用その他、これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

イ 残火、取灰又は火粉の始末

ウ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去、その他の処理

エ 放置され又は、みだりに存置された物件の整理又は除去

2 立入検査（消防法第4条、第4条の2）

(1) 実施責任者

消防長又は消防署長

(2) 立入検査内容

火災予防に必要な資料の提出、消防対象物の位置、構造、設備、管理の状況等の検査を毎年定期的に行う。

3 防火管理者及び統括防火管理者の設置（消防法第8条、第8条の2）

(1) 設置すべき防火対象物

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務、居住する防火対象物

(2) 防火管理内容

通報、消火、避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の点検整備、火気の使用、取扱いに関する監督、その他

(3) 防火管理者及び統括防火管理者

(1)の管理権限を有する者は、防火管理者及び統括防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせる。

4 予防対策

(1) 防火教育

ア 防火管理者（新規講習、再講習）及び危険物取扱者（年数回実施）の講習

イ 講習会等

防火対象物の従業員及び一般住民に対して防火座談会、各業態別防火講習会を実施する。

(2) 消防職団員の教養訓練

ア 救急救命士法（平成3年法律第36号）に定める救急救命士の国家資格を救急隊員に取得させるため高度かつ専門的（医学的）な教育訓練機関への入校派遣に努める。

イ 消防大学校において高度な知識、技能を与えるための入校派遣に努める。

ウ 山口県消防学校において、消防職員の知識や技能の向上をはかるため入校に努める。

エ 一般教養教育

オ 消防に関する基礎的技術訓練

(3) 防火訓練

防火訓練としては、次のものがあり適宜これを実施する。

ア 大火防ぎょ演習

市街地、密集地域の大火災を想定し、消火活動を始め遠距離中継送水、救護、警備、情報連絡、後方支援等を総合的に訓練する。

イ 消防戦術訓練

消防団の、消防戦術、技術面向上を図るため、市内数地区において図上訓練を実施する。

ウ 林野火災防ぎょ演習

林野火災防ぎょ及び空中消火支援の技術の向上と関係機関の連絡協調を図るため実施する。

エ 危険物火災防ぎょ演習

石油類を始め、各種危険物の大火を想定し、特殊消火技術の訓練を行う。

(4) 民間組織体制の拡充強化

ア 自主消防組織

市内の事業所、会社その他多数の人が勤務する職場に対し、自衛消防体の組織化を図り、消防思想の普及と自主防災体制の確立を図る。

イ 地区組織を通じた活動

地区単位又は地区連合会単位に「防火の日」推進組織を結成させ、自主防火体制の確立を図る。

ウ 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、高齢者防火クラブ地域の指導により幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、高齢者防火クラブ等の組織化に努め、消防思想の普及強化を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 秋季火災予防運動

火災の多発シーズンに備え、火災予防について重点項目をかかげて、広報車、広報紙その他、報道機関を通じ強力に実施する。

イ 春季火災予防運動

春の乾燥期を前に、とくに山林火災を重点として実施するもので、秋季火災予防運動と同様、各種広報手段を通じて実効ある運動を展開する。

ウ その他

火災予防思想の啓発を図るため、保育園・幼稚園児及び小・中学校及び高齢者を対象に防火ポスター・習字及び防火標語を募集し、火災予防について応募者等の関心を高め、市民の安心・安全に寄与する。

(6) ポンプの性能検査

市における消防ポンプの性能検査を「山口県動力消防ポンプ性能試験規則」に基づいて、必要に応じて実施する。

5 消防活動

(1) 消防計画

市は、市町消防計画の基準（昭41.2.17消防庁告示第1号）に基づいて市の実態に即応する消防計画を作成する。

(2) 市町の消防協力体制

○ 資料編：山口県内広域消防相互応援協定書

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障がい者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、県、市、消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障がい者が被災するケースが多いことから、県、市及び消防機関等は高齢者・障がい者住宅防火対策の効果的推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

(2) 住宅用防災警報器等の設置促進

(3) 住宅用防災機器等の普及促進

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障がい者が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

(1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。

(2) 高齢者、障がい者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 液化石油ガス火災予防対策

- 1 販売施設、販売方法の規制（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法第16条及び第16条の2に基づき販売施設、販売方法及び供給設備が技術基準に適合するよう維持しなければならない。
- 2 調査の義務（液化石油ガス法第27条）
液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等の消費のための設備が技術上の基準に適合しているかどうか調査しなければならない。
- 3 液化石油ガス設備工事の作業に関する制限（液化石油ガス法第38条の7）
液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業（特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業に限る。）に従事してはならない。
- 4 貯蔵又は取扱いの届出（消防法第9条の2）
液化石油ガスを300kg以上貯蔵し又は取り扱う者は、予め、その旨を消防長に届け出なければならない。

第4項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、県、市及び消防機関は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

- 1 関係者への指導の強化
 - (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底
建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。
 - (2) 消防同意制度の適切な運用
建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。
 - (3) 重点的・効果的な予防査察の実施
消防機関は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防機関は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防機関は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で収容人員が一定以上の対象物には、一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。消防機関は、防火対象物の管理について権限を有する者に対して、防火管理者の選任さらに防火管理者に対して、消防計画の作成消防訓練の実施消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の点検整備、火気の使用、取扱いに関する監督その他、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第5項 特殊建築物の災害予防対策

(建築基準法第27条、第12条、消防法 第4条、第8条、第8条の2、第17条)

1 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵庫と畜場、火葬場、その他これらに類する用途に供する建築物

2 特殊建築物等の災害予防対策

- (1) 特殊建築物等の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施及び保守状況の報告並びに維持保全に関する準則、又は計画の作成等を促進するとともに、建築基準法12条に基づく建築物の指定を十分に考慮する。
- (2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店、特別養護老人ホーム、温泉浴場、その他、多数のものが出入し、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者又は統括防火管理者の防火管理業務等を促進し、あわせて予防査察の励行を図り、火災予防の徹底を図る。
- (3) 特殊建築物のうち、劇場、集会場、百貨店、旅館、病院、特別養護老人ホームその他不特定多数のものが出入する建築物には、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用を義務づけ、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。
- (4) 特殊建築物のうち、旅館、ホテル（3階以上で収容人員30人以上）については「防火基準適合表示要綱」により、防火管理、消防用設備等及び建築構造等がこの要綱に適合しているものには表示マークを交付し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災

管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図る。

第6項 火事災害予防のための情報の充実

気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努める。

第7項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、市における消防力の充実・強化が求められることから、市は国が定めた「消防力整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 市消防計画の整備

- (1) 市は、国が定める基準に従い消防計画を策定しているが、県はこの計画が地域の実態に応じた計画となるよう指導する。
- (2) 市は、策定した消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎょ活動の実施に努める。
 - ア 消防組織に関すること。
 - イ 消防力等の整備に関すること。
 - ウ 防災のための調査に関すること。
 - エ 防災教育訓練に関すること。
 - オ 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。
 - カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
 - キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

- (1) 消防本部及び市
予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 消防の広域化の推進
近年の変貌する消防事象に的確に対処するための手法として、消防の広域化について検討を進め、実施可能な地域については、広域化に向けて環境の整備を図る。
- (3) 広域消防応援体制の整備
県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市町等は必要な運用体制の確立に努める。
- (4) 消防団の活性化の推進
消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、市及び県は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (5) 自主防災組織の育成
第1項4参照

(6) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、県消防学校は、教育カリキュラムの充実を図るなど教育環境の整備充実に努め、市及び消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防設備等の整備

ア 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消火活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火 機材の整備充実に努める。

○ 資料編：消防ポンプ自動車等現有台数

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

ア 県は、林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、林野火災用空中消火資機材を整備し、自衛隊、消防本部等に預託してきているが、今後も計画的に整備を推進する。

イ 化学消火薬剤については、関係者（消防本部、市、県・海上保安署、事業所）において備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

第8項 文化財の災害予防対策

1 建造文化財・防火施設の現況

○ 資料編：文化財建造物防火施設の現況

2 予防対策実施責任者

(1) 予防対策

関係者又は管理団体

(2) 予防対策指導

県、市文化財保護課、消防本部

3 文化財予防対策

(1) 消防用設備等の整備

ア 消火設備の拡充

消火器、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

- イ 警報設備の拡充
自動火災報知設備、漏電火災警報設備等の拡充を図る。
- ウ その他の設備の拡充
避雷装置、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の拡充を図る。

(2) 予防対策の指導

- ア 予防計画作成の促進
 - (ア) 防火管理体制
防火管理者、火元責任者管理体制の確立
 - (イ) 災害通報体制
通報設備、方法、組織等の確立
 - (ウ) 災害の起り易い箇所の点検、確認、延焼防止対策等の確立
 - (エ) 自衛消防組織の確立
 - (オ) その他
注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等、予防計画の作成を促進する。
- イ 災害予防の指導
 - (ア) 防火デーの計画
毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講演会、映画等による）、防火訓練の実施（通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に、かつ、地元消防機関の協力を求め指導を受けて行う）等を計画して予防対策の確立を図る。
 - (イ) 消防実技講習会を実施して、消防技術の向上を図る。

第9項 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2節 林野火災予防計画（消防本部・農林水産部）

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は1月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、県、市、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する防火思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

市及び関係者は協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。そのため、国、県、市、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。また林野火災は、空気が乾燥する1月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

(ア) テレビ、ラジオ、防災行政無線、有線放送、地域コミュニティー無線等による啓発

(イ) 広報車による巡回広報

(ウ) ポスター、チラシ等の配布

(エ) 新聞その他広報紙による啓発

(オ) 学校等を通じた広報（児童生徒の防災思想の高揚）

(カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

(キ) 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

(ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。

(イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。

(ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、空缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。

(エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。

(オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者（作業者）対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は次の体制をとる。

(ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。

(イ) 火気責任者は、予め事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期す。

(ウ) 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに、標識板及び消火設備を完備する。

- (エ) 鉦山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じる。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、市及び消防機関は、火入れに関する条例及び市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、できる限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- (ア) 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (イ) 火入れ方法の指導
- (ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼する恐れがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。
- (エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。
- (オ) 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

JR西日本及び市内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- (ア) 危険地帯の可燃物の除去
- (イ) 路線の巡視
- (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び、周知方法の確立
- (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動を最優先した運航抑止等の便宜
- (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜

オ 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施する。

- (ア) 一般住民に対する防火意識の啓発
- (イ) 無許可入山者の排除
- (ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視員の設置

山火事が多発地帯、保安林、森林リクリエーション地帯等に森林保全巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか次のことを行い森林の保全を図る。

(ア) 災害の早期発見に関すること。

(イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 市及び消防機関は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び消防機関は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市及び消防機関は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 下関地方气象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。

(2) 市及び消防機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(3) 市長は、气象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒態勢、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備する。

(3) 総合的消防体制

市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。このため市は迅速な火災発生速報が行えるよう、予め必要な体制を確立しておく。

3 林野火災消火訓練の充実

市及び消防機関は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した、実戦的な消火訓練を実施する。

第3項 林野火災に強い地域づくり

事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市及び消防機関は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 市及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険地域については、国、県及び市有林はもとより、一般民有林についても防火線の設置、及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び消防機関は航空機による消火活動が円滑に実施できるよう管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

第16章 交通災害予防対策

第1節 海上災害予防計画（土木建築部・農林水産部・消防本部）

第1項 海上災害予防対策

気象台、海上保安署（港長）、市（消防機関）、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設設備の充実に努める。

2 海上保安署（港長）、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶の安全な運航の確保

ア 発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導を実施する。

イ 人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポーツステートコントロール：PSC）を積極的に実施する。

ウ 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等、体制の整備を図る。

エ 小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。

オ 船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。

(3) 船舶の安全性の確保

ア 危険物運搬船、技術基準の遵守徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施、及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

イ 船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、PSCの実施を積極的に推進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進める。

(4) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。また、火気の取扱い等は、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

全国海難防止強調運動（夏季）あるいはその他の海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船（タンカー）、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(6) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者など（以下「岸壁管理者など」という。）に対し船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

毎年 1 回以上、船舶及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 搜索、救助・救急、消火活動体制の整備

搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の搜索、救急救助用 資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。大型船舶の火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努める。また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努める。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安署（港長）は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。

(10) 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行う。

3 消防機関

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上渠又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防機関は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握管轄内の係留施設及び、係留される船舶の実態を調査するとともに当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消火活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についても予め定める。収集する主な 事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 発災日時

(イ) 被災船の状況

a 場所

航行位置、係留、入渠等の場所

b 船名・船籍

c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等

d 出火場所：倉庫、甲板、機関室

e 燃焼物

f 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等

(ウ) 要救助者の状況

a 乗客、船員の人数

b 要救助者及び負傷者の有無とその状況

(エ) その他

a 積載物の種別、形態、危険物の有無

b 二次災害の危険性の有無

c 火災の対応（単独、応援者等）

d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に関係する機関（海上保安署）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

4 県・市（港湾・漁港等管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。

- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。
- 5 警察
捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努める。
- 6 事業所
荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講じる。
 - (1) 係留船舶の火災爆発防止
 - ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
 - イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
 - ウ 危険物を積載した巨大船の着舷に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。
 - (2) 通報連絡体制の整備
災害発生時等における、関係機関（海上保安署（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。また油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。防災関係機関は沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油等の流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

- 1 情報収集・伝達体制の整備充実
油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安署、市（消防機関）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。
- 2 対応体制の整備
 - (1) 応急活動体制の整備
関係機関は、職員の非常参集体制を整備し、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。
 - (2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体（漁協等）、事業所を構成員とする「各地区排出油等防除協議会」が岩国（周東・大竹）地区、周南地区、関門、宇部地区及び北部沿岸地区に設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

- (1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
- (2) 市は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。
- (3) 市は、油の防除に必要な資機材の調達先等の把握に努める。

4 訓練等

海上保安署、県、市（消防機関）、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

5 指導及び普及啓発

海上保安署、運輸支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋 環境保全に係る思想の普及啓発を図る。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていく。

第2節 陸上交通災害予防計画（土木建築部・防災関係機関）

第1項 道路

1 現況

本市における道路体系は、4本の国道と9本の主要地方道を軸として、これに接続する一般県道、市道が連携し道路網を形成している。ただし、日本海沿岸の主要幹線である国道191号は、交通事故等による通行規制が頻発し、道幅が狭く、急カーブが多く、交通事故、強風時の越波、阿武町木与の土砂災害のおそれ等による通行規制が頻発しており、救急車や消防車などの緊急車両の通行にも支障を来している。また、迂回路の国道315号から県道山口福栄須佐線及び県道萩篠

生線は山間部にあり道路が狭隘で冬季の積雪時は通行不能となることから早期に代替道路として山陰道の建設が必要である。

2 対策

(1) 道路管理者

ア 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

イ 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

オ 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。

カ 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。

キ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

ク 円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておく。

ケ 道路利用者に対し災害時の対応等、防災知識の普及を図る。

コ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

サ 一般県道・市道の整備は、国道や主要地方道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行車道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てる。

(2) 気象台

気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、発表情報の内容の改善・情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

(3) 警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(4) 市

主要な交通施設の被災による広域的な救済活動、市民生活への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

労働基準監督署により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道

1 現況

本市の鉄道は、西日本旅客鉄道（JR 西日本）山陰本線のみであり、この路線は、京都駅から鳥取駅、浜田駅、益田駅を経て山口県下関市の幡生駅に至る路線である。萩市内には、江崎駅、須佐駅、長門大井駅、越ヶ浜駅、東萩駅、萩駅、玉江駅、三見駅、飯井駅の9駅が、また、須佐駅と長門大井駅の間の阿武町内には、宇田郷駅、木与駅、奈古駅の3駅がある。

2 鉄道事業者

- (1) 踏切における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行うよう努める。
- (2) 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は、列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等、運行管理体制の充実に努める。
- (3) 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の実施に努める。
- (4) 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の路線防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。
- (5) 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。
- (6) 事故災害時の重要通信確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。その際、電気通信 事業者の協力を得るよう努める。
- (7) 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携に努める。
- (8) 事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努める。
- (9) 円滑な災害復旧を図るため、予め施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。
- (10) 路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに線路防護施設の整備の促進に努める。

- (11) 列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等、運転保安設備の整備・充実に努める。
- (12) 事故災害の発生後、その徹底的な原因追及を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。
- (13) 事故災害の原因が判明した場合には、施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。
- (14) 鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備を促進する。
 - ア 通勤通学輸送の強化を図る。
 - イ 貨物輸送の近代化を図る。
 - ウ 地域社会との調和を図る。

第17章 産業災害予防対策

第1節 危険物等災害予防計画（消防本部・市民部・商工観光部）

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 国、県、市及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。
- 2 事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努める。
- 3 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。
- 4 国、県、市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努める。
- 5 国、県、市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2項 石油類等の災害予防対策

- 1 石油類等の危険物の範囲（消防法別表第1、労働安全衛生法施行令）
石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいい、その主なものは次表のとおりである。

類 別	性 質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等

第四類	引火性液体	特殊引火物 (ジエチルエーテル、二硫化炭素等) 第一石油類 (アセトン、ガソリン等) 第二石油類 (灯油、軽油等) 第三石油類 (重油、クレオソート油等)
類 別	性 質	主な品名等
第四類	引火性液体	第四石油類 (ギヤー油、シリンダー油等) アルコール類 (メチルアルコール、エチルアルコール等) その他引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機過酸化化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性固体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況

- 資料編：危険物製造所、貯蔵所、取扱所等所在数

3 災害予防対策

- (1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）
製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第11条、労働安全衛生法第88条・第91条）

(ア) 市 長

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準（危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則）
製造所、貯蔵所、取扱所等の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査

市長、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設が技術上の基準に適合して施工されるよう規制し、また必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主点検

危険物施設の所有者、管理者等は、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に点検し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

- (2) 危険物の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生法第20条・第91条）
指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いについては、その種類、貯蔵される状態等により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

(ア) 市 長

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

市長、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い貯蔵について指導する。

(イ) 保安管理

危険物施設の所有者、管理者等は、一般社団法人山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、保安管理の徹底を図る。

(ウ) 運搬・移送対策

危険物の運搬・移送は、「危険物の規制に関する政令」第28～30条の2で定める技術上の基準に従って行う。

- (3) 県及び市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関との共有及び住民への広報体制を確立する。

第3項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法、労働安全衛生法）

1 火薬類の範囲（火薬類取締法第2条）

(1) 火 薬

黒色火薬、無煙火薬、その他

(2) 爆 薬

雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

(3) 火工品

工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管、信号火せん、煙火、その他

2 火薬類の製造所、販売所、火薬庫の現況

- 資料編〔9－2〕： 火薬庫所在状況・火薬類販売業者

3 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

(1) 実施責任者（火薬類取締法）

ア 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）

イ 知事

法第5条（販売営業許可）

第8条（許可の取消）

第11条（貯蔵の技術基準適合命令）

第12条（火薬庫設置等許可）

第14条（火薬庫構造等技術基準適合命令）

第15条（完成検査）

第17条（火薬類譲渡・譲受許可）

第24条（火薬類輸入許可）

第25条（火薬類消費許可）

第27条（火薬類廃棄許可）

第29条（販売業者等の保安教育計画の認可・策定義務者指定）

第34条（取扱保安責任者等解任命令）

第35条（保安検査）

第35条の2（定期自主検査立会）

第36条（安定度試験実施命令）

第43条（立入検査）

第44条（許可の取消・事業停止命令）

第43条及び第44条に規定する知事の権限に属する事項のほか、火薬類取締法施行令第16条の規定により次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第3条（製造許可）、第8条（許可の取消）、第9条第3項（製造施設等技術基準適合命令）、第10条第1項及び第2項（製造施設等変更）、第15条第1項から第3項まで（完成検査）、第16条第1項（営業の廃止等）、第28条第1項、第2項及び第4項（危害予防規程の認可等）、第29条第1項（保安教育計画の認可）、第30条第3項（保安責任者及び副保安責任者の選任・解任）、第33条第2項（保安責任者の代理）、第34条第1項（製造保安責任者等解任命令）、第35条第1項及び第3項（保安検査）、第35条の2第2項から第4項まで（定期自主検査）、第42条（報告の徴収）、第44条（許可の取消等）、第45条（緊急措置等）、第45条の3の10（検査記録の届出）並びに第54条第1項（聴聞の特例）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。

- （ア） 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第3条（製造許可）、第8条（許可の取消）、第9条第3項（製造施設等技術基準適合命令）、第10条第1項及び第2項（製造施設等変更）、第15条第1項から第3項まで（完成検査）、第16条第1項（営業の廃止等）、第28条第1項、第2項及び第4項（危害予防規程の認可等）、第29条第1項（保安教育計画の認可）、第30条第3項（保安責任者及び副保安責任者の選任・解任）、第33条第2項（保安責任者の代理）、第34条第1項（製造保安責任者等解任命令）、第35条第1項及び第3項（保安検査）、第35条の2第2項から第4項まで（定期自主検査）、第42条（報告の徴収）、第44条（許可の取消等）、第45条（緊急措置等）、第45条の3の10（検査記録の届出）並びに第54条第1項（聴聞の特例）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
- （イ） 火薬庫に関する法第42条に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
- （ウ） 販売業者に関する法第42条（報告の徴収）第44条（販売許可の取消・販売事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
- （エ） 取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者

(法第30条2項)に関する法第42条(報告の徴収)及び第45条(緊急措置等)に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。

ウ 市長(県からの権限委譲による)

エ 県公安委員会(運搬)

オ 労働局(労働安全衛生法)

(2) 製造及び販売営業の許可の基準(法第7条)

(3) 指導対策

ア 危害予防規程の設定(法第28条、同法施行規則第6条)

(ア) 経済産業大臣の認可を受ける者—製造業者

(イ) 規程の内容—災害の発生を防止するために、製造業者が当該製造所の事情に応じ製造施設の構造、位置、設備、製造方法の技術上の基準(法第7条、同法施行規則第4条の2)その他災害の発生の防止に関する必要事項の細目について定めるものである。

(ウ) 規程の変更—経済産業大臣は、災害の発生の防止のために必要があると認めるときは、規程の変更を命ずることができる。

イ 保安教育計画の策定(法第29条、同法施行規則第67条の2～67条の7)

(ア) 経済産業大臣又は知事の認可を受ける者—製造業者、販売業者又は知事が指定する消費者(法第29条)

(イ) 計画の内容

製造業者、販売業者又は指定消費者がそれぞれの区分に従って、保安意識の高揚、火薬類一般の性質の概要等についての保安教育の実施に関する計画を策定するものである。(施行規則第67条の4～67条の7)

ウ 保安責任者の措置

(法第30条、32条、同法施行規則第70条の2～70条の6)

製造業者が火薬類製造保安責任者を、火薬庫の所有者若しくは占有者又は大口消費者が火薬類取扱保安責任者を、それぞれ選任し、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に関する職務を行わせるものである。

エ 保安検査の実施(法第35条、同法施行規則第44条の2) 火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設、又は火薬庫がその構造、位置、設備の技術上の基準に適合しているかどうかについて、毎年定期に経済産業大臣、知事又は市長が行うものである。

オ 立入検査等の実施(法第43条、労働安全衛生法第91条)

経済産業大臣又は知事又は市長はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官に、それぞれ製造業者、販売業者、消費者、又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入りその者の帳簿書類、その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。また、経済産業大臣、知事又市長は、その職員に試験のため必要な最少限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。労働局長又は労働基準監督署長は、発破作業を行う事業場に立ち入り、発破技士の就業状況その他安全に関する措置の実施状況等について監督指導を行う。

カ 緊急措置等の実施(法第45条)

- (ア) 経済産業大臣又は知事の行う緊急措置（ただし、鉄道、軌道、索道、無軌条電車船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他による運搬については県公安委員会が措置する。）
 - a 緊急措置の内容－製造施設又は火薬庫の使用の一時停止、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、又は廃棄の一時禁止又は制限、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄及び廃棄した火薬類の収去
 - b 緊急措置を行う場合－災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要がある場合
- (イ) 警察官の行う緊急措置
 - a 緊急措置の内容－自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対する運搬証明の提示、運搬上の適否の検査、災害防止のための必要な応急措置
 - b 緊急措置を行う場合－災害の発生を防止するため特に必要があると認める場合
- キ 自主検査の実施（法第35条の2、同法施行規則第67条の8～67条の11）
 - (ア) 実施者－製造業者、火薬庫の所有者又は占有者
 - (イ) 自主検査の対象－危険工室等、原料薬品貯蔵庫、煙火等の製造所以以外の製造所の製造施設、火薬庫、その他
 - (ウ) 検査の方法－一年2回以上毎年定期に実施する。（自主検査の計画及び自主検査の終了については、経済産業大臣、知事又は市長に届け出又は報告させる。）
- (4) 県及び市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関との共有及び住民への広報体制を確立する。

第4項 高圧ガス等の災害予防対策

（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。））、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器 安全規則）

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第2条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPaとなる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。（圧縮アセチレンガスを除く）
- (2) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は圧力が0.2MPa以上となる場合の温度が35℃以下である液化ガス。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度35℃において圧力0.1MPaを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン。

2 高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

- 資料編〔9－3〕：高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

3 災害予防対策

高压ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取扱を規制するとともに、高压ガス保安協会、山口県高压ガス地域防災協議会、日本ボイラ協会等による高压ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高压ガス等による災害を防止する。

(1) 実施責任者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）、知事、労働局長、労働基準監督署長

(2) 許可の基準（法第8条、第16条）

(3) 指導対策

ア 危害予防規定の制定（法第26条）

(ア) 規程の届出

第1種製造者（法第5条）は、危険予防規程を制定し、県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。

(イ) 規程の内容

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために、法第8条第1号及び第2号に定める製造の施設、方法に関する技術上の基準に適合するよう必要な事項について定めるものである。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第27条）

(ア) 計画の届け出

第1種製造者は、高压ガスの製造を開始したときは保安教育計画を策定し県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。

(イ) 計画の内容

高压ガスによる災害を防止するために、高压ガス保安協会が高压ガスの種類ごとに示す保安教育計画の基準に従い作成するものである。

(ウ) 保安教育の実施

第1種製造者、第2種製造者、販売業者、高压ガス貯蔵所の所有者又は占有者、若しくは特定高压ガス消費者は、その従業者に保安教育を施す。

ウ 保安統括者等の選任及び届出

(ア) 種類

a 保安統括者

b 保安技術管理者

c 保安主任者（第1種製造者又は一定規模以上の保安企画推進員第2種製造者が事保安係員務所ごとに選任）高压ガス販売主任者（販売業者が販売所ごとに選任）

d 特定高压ガス取扱主任者（特定高压ガス消費者が消費事務所ごとに選任）

e ボイラ取扱主任者

f 圧力容器取扱主任者

(イ) 職務

保安について監督を行う。

(ウ) 届出

知事又は労働基準監督署長に対する届出

エ 保安検査の実施（法第35条、労働安全衛生法第38条）

（ア） 検査の対象

高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設で
特定施設

（イ） 検査の実施者

知事、労働局長、労働基準監督署長、指定保安検査機関又は高压ガス
保安協会、日本ボイラ協会、ボイラ・クレーン安全協会

（ウ） 検査の内容

特定施設が製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて
定期（1年～3年）に行うものである。

オ 定期自主検査の実施（法第35条の2）

第1種製造者又は一定規模以上の第2種製造者は、製造施設、特定高压ガス
消費者は消費施設について、その施設が製造施設は法第8条、消費施設は法第
24条の3第1項で定める技術上の基準（耐压試験にかかるものは除く。）に
適合しているかどうかについて毎年定期的に1回以上行い、その検査記録を
作成し、これを保存しておくものである

カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第36条）

（ア） 応急措置

- a 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときにおいて、直ちに
製造又は消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、
又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは、退避させる措置
- b 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときにおいて
直ちに充てん 容器等を安全な場所に移す措置
- c 前記の措置を講じることができないときにおいて、従業員又は必要に
応じて付近の住民に対し退避するよう警告する措置
- d 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときにおいて、充てんされて
いる高压ガスを廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼす
おそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める措置

（イ） 届 出

前記のような事態を発見した者は、直ちに、その旨を知事又は警察官、
消防吏員、若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出る義務がある。

キ 緊急措置の実施（法第39条）

（ア） 措置する場合

公共の安全維持又は、災害発生防止のために緊急の必要があると認める
とき。

（イ） 実施者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）又は知事

（ウ） 措置できる事項

- a 施設の全部又は一部の使用の一時停止
- b 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- c 容器の廃棄又は所在場所の変更

ク 立入検査の実施（法第62条）

- (ア) 経済産業大臣又は知事の委任を受けた職員の行う立入検査公共の安全の維持又は災害発生防止のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費等をする者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他、必要な物件を検査させ、関係者に質問させ又は、試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。
- (イ) 警察官の行う立入検査
人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売もしくは消費の場所又は高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。
- (4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策
高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、高圧ガス地域防災協議会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。
- (5) 県及び市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関との共有及び住民への広報体制を確立する。

第5項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

1 一般的事項

過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行いうるよう研究・検討を加え次の施策を漸次整備する。

- (1) 防災上必要な教育
- (2) 防災上必要な訓練
- (3) 電気工作物の災害予防
 - ア 強風対策
 - イ 洪水対策
 - ウ 塩害対策
 - エ 高潮対策
 - オ 雪害対策
 - カ 地盤沈下対策
 - キ 土砂崩れ対策
 - ク 地震対策
- (4) 災害備蓄制度の運用
災害対策用資材・輸送・運用
- (5) 漏電等による災害の防止
お客さま電気設備・送・配電設備

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法）

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策（法第40条、47条、48条、9条、50条の2、52条、54条、55条、56条、67条、71条、107条）経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、電気起因する災害、障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほか

ボイラー、タービン等については溶接安全管理審査及び定期検査又は定期安全管理審査を行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。

(2) 事業用電気工作物設置者の行う予防対策（法第39条、42条、43条）

事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。

(3) 一般用電気工作物の予防対策（法第57条、57条の2、89条）

一般用電気工作物については、中国電力株式会社又はその委託を受けた一般社団法人中国 電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

3 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成にあたっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図るか、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また、台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

(1) 強風対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による強風対策を十分考慮した設備とするとともに、既設設備の対策必要箇所は補強等により対処する。配電設備都市部の変電所引出し付近等、高圧線の架線条数が多い箇所は、電線の一部の地中化を行う等、支持物の簡素化を図る。

(2) 洪水対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖）等を実施する。また、特に次の箇所について、点検・整備を実施する。

(ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池等、貯水池の上下流護岸

(イ) 導水路と溪流との交差点及びその周辺

(ウ) 護岸等

(エ) 土捨場

(オ) 水位計

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

(イ) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 火力発電設備

活線ががいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

イ 送電設備

耐塩ががいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じががいし清掃を実施する。

ウ 変電設備耐塩ががいし又はがいし増結で対処するとともに、必要な箇所は水洗装置を設置し、ががいし洗浄を実施する。

エ 配電設備

耐塩用ががいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等の耐塩用機材を使用して 対処するとともに水洗装置を配備し、必要により、ががいし類の洗浄を実施する。

(4) 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、各設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所に角落としあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。

(5) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔にはオフセットを採用し、ががいし装置は耐張型にするとともに、必要により難着雪リングの取付け、電線の太線化に努める。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替えにより災害の防止、又は拡大防止に努める。

イ 配電設備

樹木伐採を行うとともに、高・低圧配電線への難着雪形絶縁電線の使用、配電線の太線化、縁回し線の支持ががいし増加、支線の強化等を行う。

(6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、上質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）

(1) 知事又は市長の行う予防対策（法第46条、同法施行令第5条）

立入検査

知事又は市長の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

- (2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第3条、5条、11条、12条、42条の5（経済産業大臣のみ）、45条、46条、46条の2）経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者に命ずることができる。

5 感電事故等の防止対策

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う防止対策（電気関係報告規則第3条）電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき事故の再発防止の指導を行う。
- (2) 労働局の行う防止対策（労働安全衛生規則第2編第5章）
停電作業、活線作業における災害の防止

第6項、放射性物質の災害予防対策

（放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

1 放射線障害予防規程の設定（法第31条、同法施行規則第21条）

- (1) 届け出—販売業者等は、予防規定を作成し、文部科学大臣に届出を要する。
- (2) 規定の内容
 - ア 取扱い従事者に関する職務及び組織
 - イ 装置の使用
 - ウ 汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄
 - エ 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
 - オ 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
 - カ 障害を発見するために必要な措置
 - キ 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
 - ク 使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存
 - ケ 危険時の措置
 - コ その他放射線障害の防止に関し必要な事項
- (3) 規定の変更—文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。

2 取扱いの制限（法第31条）

18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

3 危険時の措置（法第33条、同法施行規則第29条、消防法第24条、電離放射線障害防止規則第5条）

(1) 実施責任者

使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

(2) 応急措置の内容

ア 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長の指定した場所に通報する。

イ 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。

ウ 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。

エ 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

オ 安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。

カ その他必要な防止措置を講じる。

キ 事故が発生した場合には線量等を記録する。

4 健康診断（電離放射線障害防止規則第8章）

5 計画の届出（電離放射線障害防止規則第61条）

6 被ばく線量の測定（規則第20条）

7 放射性物質の所在状況

○ 資料編〔9－4〕：放射性物質の所在状況

8 通報体制の整備

県及び市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関との共有及び住民への広報体制を確立する。

第7項 大気汚染物質による災害予防対策

【県（環境政策課）、国（中国四国 産業保安監督部、山口労働局）】

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第2条）

(1) いおう酸化物

(2) ばいじん

(3) カドミウム及びその化合物

(4) 塩素及び塩化水素

(5) 弗素、弗化水素及び弗化珪素

(6) 鉛及びその化合物

(7) 窒素酸化物

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第17条）

- (1) アンモニア
- (2) 弗化水素
- (3) シアン化水素
- (4) 一酸化炭素
- (5) ホルムアルデヒド
- (6) メタノール
- (7) 硫化水素
- (8) 燐化水素
- (9) 塩化水素
- (10) 二酸化窒素
- (11) アクロレイン
- (12) 二酸化硫黄
- (13) 塩素
- (14) 二硫化炭素
- (15) ベンゼン
- (16) ピリジン
- (17) フェノール
- (18) 硫酸（三酸化硫黄を含む）
- (19) 弗化珪素
- (20) ホスゲン
- (21) 二酸化セレン
- (22) クロルスルホン酸
- (23) 黄燐
- (24) 三塩化燐
- (25) 臭素
- (26) ニッケルカルボニル
- (27) 五塩化燐
- (28) メルカプタン

3 災害予防対策

県（環境政策課）は、ばい煙の排出基準、遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。また、大気汚染の主要物質である、いおう酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

(1) 立入検査

知事（下関市にあっては下関市長）は必要に応じ工場又は事業場に設置される、ばい煙発生施設（下関市にあっては事業場に設置される、ばい煙発生施設）及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

(2) 常時監視

知事（下関市にあっては下関市長）は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。

(3) 緊急時の措置

知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い又は命令する。

(4) 特定物質に関する事故等の措置

知事（下関市にあっては下関市長）は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

(5) 県及び市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関との共有及び住民への広報体制を確立する。

第8項 毒物劇物の災害予防対策

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

3 毒物劇物製造所等の現況

市内には、毒物劇物製造所、毒物劇物輸入業者、毒物劇物を大量に貯蔵する業務上取扱施設は所在していないが、毒物劇物を含む農薬を保管した施設が市内各地に所在している。

4 災害予防対策

(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

ア 実施責任者知事

イ 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。

ウ 指導対策

（ア） 立入検査（毒物及び劇物取締法第17条）

知事（薬務課）は、毒物劇物取扱施設が法令の規制に適合するよう、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

（イ） 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて、施設設備が法令の規制に適合しているか否かを自主的に点検し、必要に応じ施設設備の整備改善に努める。

(2) 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

知事

イ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第17条）

知事は、毒物劇物取扱施設に対し、必要に応じて立入検査を行い、毒物劇物の取扱い等について指導する。

(イ) 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて従業員講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。

(ウ) 貯蔵対策

固体以外の毒物及び劇物を屋外・屋内及び地下に固定されたタンク（埋没タンク・工程タンクを除く。）に貯蔵する場合は、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等 基準」に従う。

(エ) 運搬対策

毒物劇物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について毒物及び劇物取締法 施行令第40条の2、40条の3、40条の4、40条の5、40条の6、40条の7で定める技術上の基準及び「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従って行う。

(オ) 廃棄対策

毒物劇物の廃棄は、毒物劇物取締法施行令第40条で定める技術上の基準に従って行う。

(3) 県及び市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関との共有及び住民への広報体制を確立する。

第9項 労働災害防止対策 【国（山口労働局）】

化学物質等の使用事業所における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

1 安全衛生基準の整備、改善に関すること。

(1) 共有設備等の安全衛生の確保

ア 共有施設、共有ユーティリティ等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立

(ア) 緩衝設備、遮断弁、排出装置、インターロック、安全弁、予備電源装置等の設置基準の確立

(イ) 事業場間を連絡する導管の敷設基準及び導管の付属設備の設置基準の確立

(ウ) 平常運転時の操作基準及び異常時の措置基準の検討

(エ) その他

イ 共有設備等の保守点検制度の確立

- (ア) 共有設備（事業場間を連絡する導管及びその付属設備を含む。以下同じ。）の保守点検のためのメンテナンス要員の確保
- (イ) 共有設備の点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準の確立
- (ウ) 共有設備の定期補修の時期、方法等の補修基準の確立
- (エ) 事業場間送給受入原料、共有ユーティリティ等原料又は材料の圧力、温度及び流量の調節、漏えい検査等の基準の確立

(2) 事業場の安全衛生の確保

ア 危険場所の指定等

- (ア) 工程別、危険物、有害物の取扱場所別等による爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険場所の指定
- (イ) 上記危険場所において使用する電気機械器具、その他の機械器具の使用基準の設定
- (ウ) 上記危険場所における作業基準の設定

イ 運転操作基準及び点検基準の設定

- (ア) 労働安全衛生規則第274条、第276条及び第277条の規定による具体的措置の検討
- (イ) 化学設備、配管等の保守点検のためのメンテナンス要員の確保
- (ウ) 平常運転時における配管及びその付属設備から危険物、有害物等の漏えいについての点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準及び異常時の措置基準の設定
- (エ) 配管の腐し、損傷等に関する点検基準及び配管の交換基準の設定

ウ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立

- (ア) 爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険作業の指定
- (イ) 作業着手前における危険物、有害物の排除又は漏えい防止、ガス検知、設備相互間又は作業相互間の連絡等、基準の確立
- (ウ) 作業中における作業指揮者の職務、ガス検知、消火設備、防火設備、除害設備、安全衛生保護具、危険標識等の設置等基準の確立
- (エ) 事業場間送給受入原料、共有ユーティリティ等原料又は材料の圧力、温度及び流量の調節、漏えい検査等の基準の確立

(3) 事業場の安全衛生の確保

ア 危険場所の指定等

- (ア) 工程別、危険物、有害物の取扱場所別等による爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険場所の指定
- (イ) 上記危険場所において使用する電気機械器具、その他、機械器具の使用基準の設定
- (ウ) 上記危険場所における作業基準の設定

イ 運転操作基準及び点検基準の設定

- (ア) 労働安全衛生規則第274条、第276条及び第277条の規定による具体的措置の検討
- (イ) 化学設備、配管等の保守点検のためのメンテナンス要員の確保
- (ウ) 平常運転時における配管及びその付属設備から危険物、有害物等の漏えいについての点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準及び異常時の措置基準の設定

- (エ) 配管の腐しよく、損傷等に関する点検基準及び配管の交換基準の設定
- ウ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
 - (ア) 爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険作業の指定
 - (イ) 作業着手前における危険物、有害物の排除又は漏えい防止、ガス検知、設備相互間又は作業相互間の連絡等、基準の確立
 - (ウ) 作業中における作業指揮者の職務、ガス検知、消火設備、防火設備、除害設備、安全衛生保護具、危険標識等の設置等、基準の確立
 - (エ) 火気使用の手続、火気使用中のガス漏えい防止等、火気使用基準の確立
 - (オ) 作業終了時における残留異物除去、運転開始時の事前点検、設備相互間の連絡等の基準の確立

2 事業場相互間の連絡調整に関すること

- (1) 隣接事業場の境界線付近にある化学設備等の新設時、補修時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (2) 原料受給工場間の送給設備又は受入設備の送給開始時、シャット時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (3) 共有設備の運転開始時、運転停止時、異常時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (4) 共有設備の使用時期、使用範囲、使用内容等に関する連絡の基準の確立
- (5) その他

3 排気、排液の処理に関すること

- (1) 近接事業場の安全衛生確保のための危険有害性のガス、液体等の排出方法及び排出濃度の基準の確立
- (2) 近接事業場の安全衛生確保のための危険有害性のガス、液体等の排出設備（安全弁、排気、排液処理装置等）の設置及び保守管理基準の確立
- (3) その他

4 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導に関すること

- (1) 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 協議組織の設置及び運営
 - ウ 作業間の連絡及び調整
 - エ 作業箇所の巡視
 - オ 合図、標識、警報等の統一
 - カ 消火設備、除害設備の設置及び点検、ガス検知器の設置及び点検等に関する責任権限の明確化
 - キ 1の(2)のアの措置及びウの基準の徹底
 - ク 安全衛生保護具の備付け、使用責任の明確化等
 - ケ その他
- (2) 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 元方事業者における統轄安全衛生責任者の選任

- ウ 下請事業者における安全衛生責任者の選任
 - エ 4の件のイからクに掲げる事項についての親企業としての援助方法
 - オ その他
- (3) 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
- 1の2のウに掲げる事項に同じ。
- (4) 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む。）の計画の策定
- ア 実施の時期（補修作業時、設備の新設、改造時等）
 - イ 対象者（未熟練労働者、危険作業従事者等）
 - ウ 内容（取扱化学物質の危険有害性と取扱方法、設備の修理、清掃等の方法、火災時における消火方法、安全衛生保護具の使用方法、事故時における救護及び除害の方法等）
 - エ その他
- 5 緊急時における措置（夜間時を含む。）に関すること
- (1) 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む。）の措置基準の確立
- ア 応急体制及び応急処置の基準の確立
 - イ 火災、爆発、中毒等、被害波及防止の基準の確立
 - ウ 警報措置の基準の確立
 - エ その他
- (2) 出火時等の措置基準の確立
- ア 初期の消火、除害等の基準の確立
 - イ 延焼及び誘爆防止の措置基準の確立
 - ウ 避難措置及び救護措置の基準の確立
 - エ その他
- 6 災害事例の分析及び検討に関すること
- 関係機関・関係事業所は災害事故の事例について発生状況、発生原因等を分析検討し、基準又は指針となるべきものの検討、作成の参考とすること。

第2節 営農災害予防計画（農林水産部）

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、農地保全、防災ダム、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施する。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止と共に農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

3 防災ダム事業

洪水による被害を未然に防止するため洪水調節用ダム及び関連施設整備事業の実施を図る。

4 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

5 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

6 老朽ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池について老朽ため池等整備事業を進める。

7 海岸保全事業

高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護しもって国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

8 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

第2項 農作物に対する災害対策

1 災害対策技術の指導

市は、農林水産事務所農業部の、被害調査班及び技術対策班、農業協同組合等と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

2 種子の確保

市は、稲及び野菜等の種子について農業協同組合等と協議し、その確保に努める。また、農業協同組合等において種子の供給が困難である場合は、県に協力を要請する。

第3項 病虫害の防除

1 防除指導等

本市は、農業協同組合、農林水産事務所農業部と協力し、病虫害の調査を実施し、発生状況を的確に判断して農家に通報する。また、県と一体となって、病虫害の

異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、具体的な防除の実施を指示、指導する。

2 防除器具の確保

本市及び農業協同組合等は、地域内の防除器具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除器具の使用ができるように努める。また、農作物等に災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせんを依頼する。

第4項 凍霜害防除

本市及び農業協同組合は、適切な方法により、凍霜害に関する農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

第3節 地下埋設物災害予防計画

第1項 目的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立

- 1 安全管理組織
組織図を作成し、責任の明確化を図る。
- 2 現場責任者の指定
責任者を指定し、現場における工事の施工に関しての指揮をとる。
- 3 非常事態における緊急措置
緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策

- 1 工事施工に係る安全対策
工事施工に当っては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して 工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。
- 2 地下埋設物管理者との協定
地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。なお、工事については試験掘等を行い、その位置を確認し埋設物（特に電気・ガス・通信）に、接近した場所での作業は各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。
- 3 他の施工工事との連絡協調
道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴ない、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。

第3編 災害応急対策計画

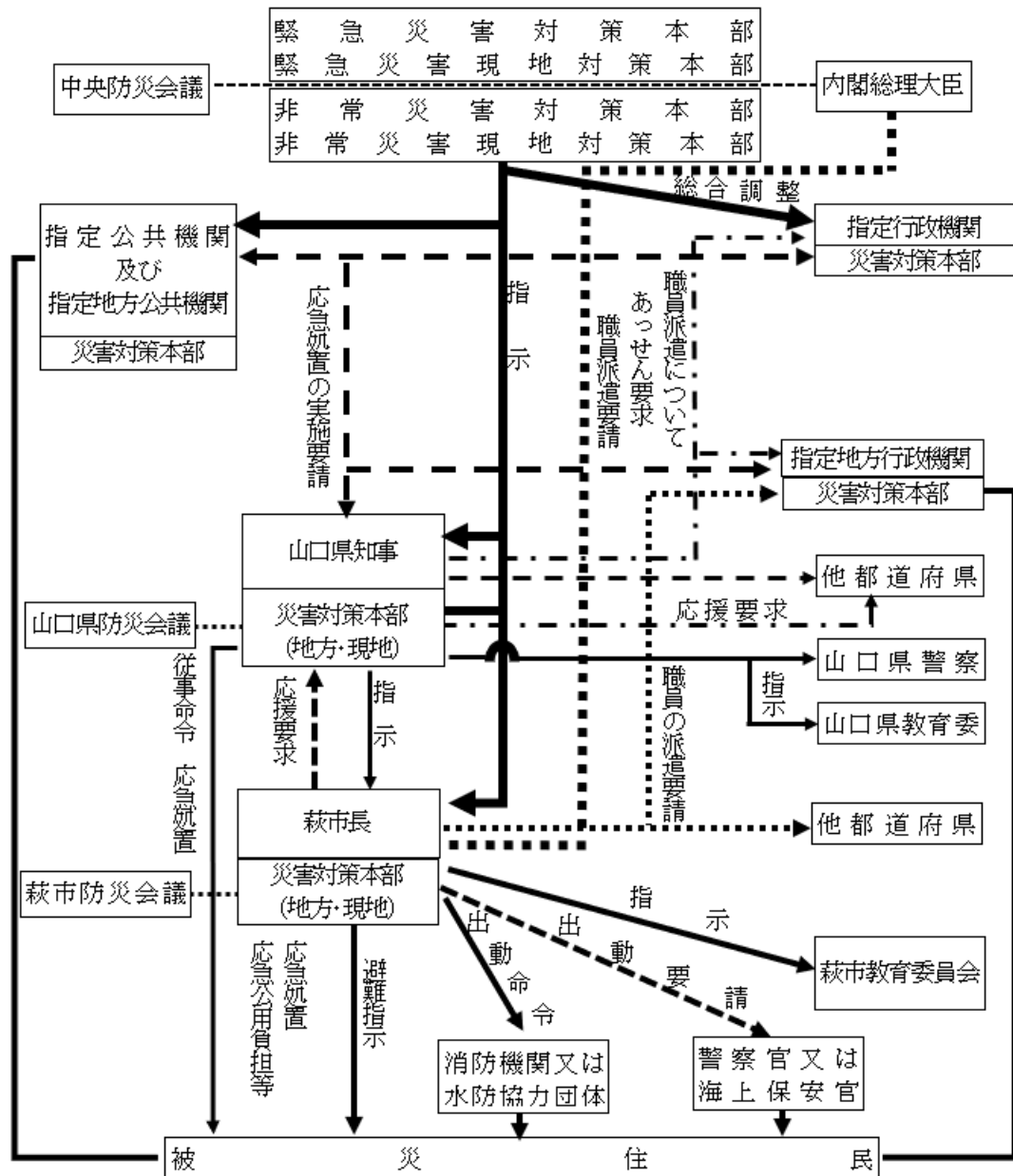
第1章 応急活動計画

第1節 市の活動体制

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。

第1項 災害対策本部の設置（災害対策基本法第23条の2）

- 1 市長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、本計画の定めるところにより、萩市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）を設置する。



2 災害対策本部の設置基準

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 市内に気象業務法に基づく暴風、暴風、雪、大雨、洪水、高潮、大雪の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。 ア 萩市に台風が上陸及び周辺を通過する可能性があり、顕著な被害の発生が見込まれるとき。 イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など。 ウ 土砂災害警戒情報が発表され、必要と認められるとき。 エ 水防警報対象河川ではん濫危険水位（危険水位）を超え、必要と認められるとき。 オ 市内の広い範囲で積雪深が30cmを超え、必要と認められるとき。 (2) 上記警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨や異常潮位等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 (3) 萩市の地域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 (4) 山口県の日本海沿岸に津波警報が発表されたとき。 (5) その他、市長が特に必要と認めたとき。	(1) 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (2) 市内に有害物、放射性物質の大量の放出、又は多数の者の遭難を伴う列車及び船舶等の事故、その他、重大な事故が発生、必要と認めるとき。 (3) 市内で航空機の事故が発生したとき。 (4) 不発弾（海上の機雷等爆発物を含む）等の危険物を処理するとき。 (5) 市内の広い範囲で電気、上下水道等のライフライン障害が発生し、必要と認めるとき。 (6) 主要道路の障害により住民生活に重大な障害が発生し、必要と認めるとき。 (7) その他の重大な事象が発生し、住民避難が必要と認められるとき。 (8) 災害応援協定等を締結した地方自治体で甚大な被害が発生し、応援が必要と認めるとき。

3 緊急初動要員

- (1) 配備箇所に30分以内（徒歩、自転車及びバイク）に出勤できる者で、所属長又は総務部防災危機管理課長よりあらかじめ指名された職員をもって編成する。
- (2) 要員は、発災後（気象注警報又は津波注意報の発令後）直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、本部機能の確保に努める。

4 災害対策本部体制

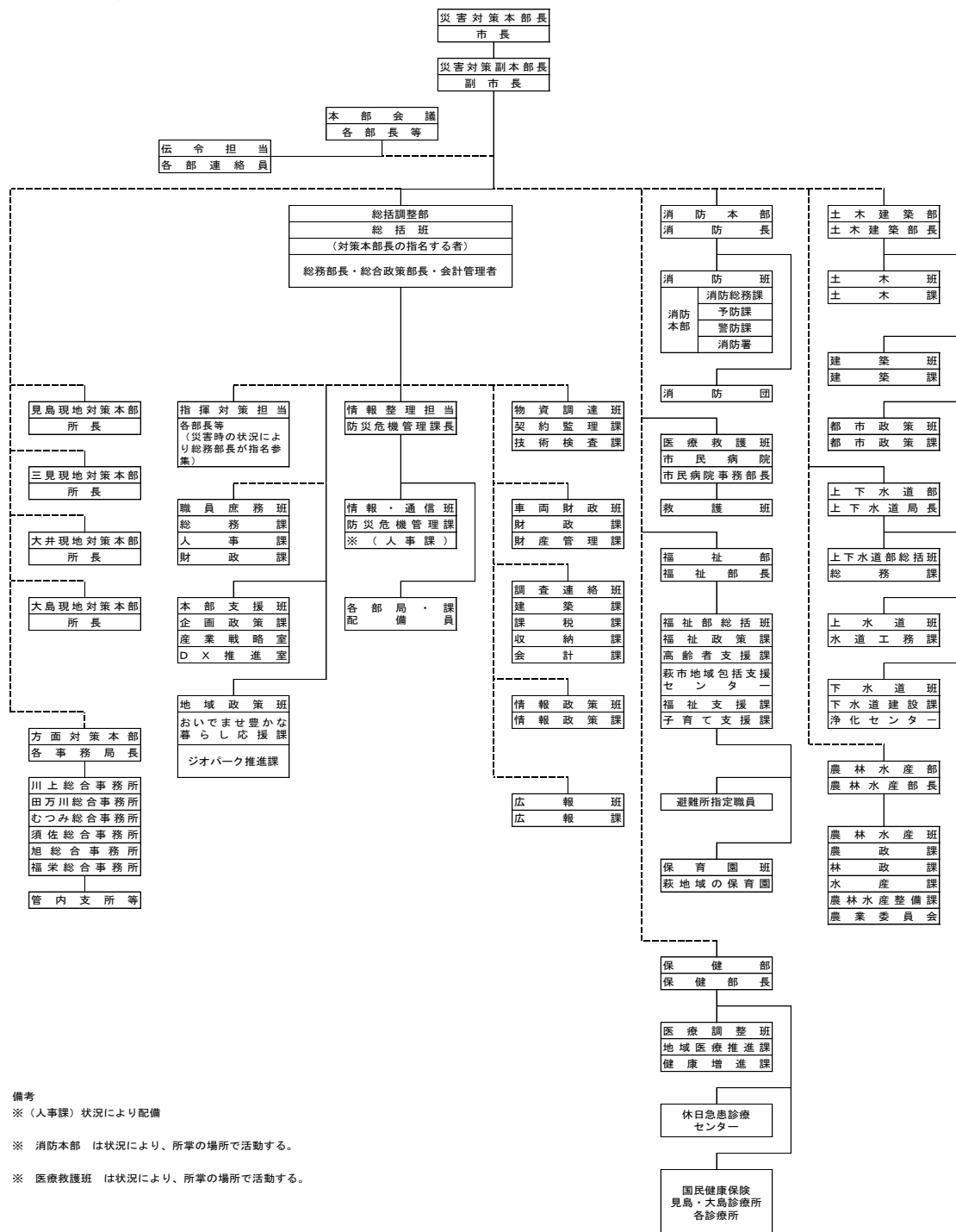
災 害 対 策 本 部 体 制 表				
第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	非常体制		緊急非常体制
災 害 の お そ れ 気象予警報等の発表		災害発生の恐れあるが 時期・規模等推測困難	災害発生	
注 意 報 等	警 報 等	警報等	特別警報	
情報収集体制	災害対策準備	災 害 対 策 本 部		
防災危機管理課及び各部・課局 配備員 ※ 配備員 資料編 1－9「気象情報等 の配備基準一覧表」		A 1 配備	A 2 配備	B 配備 C 配備

5 災害対策本部組織

- (1) 市本部組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員及び本部員の指名する者をもって構成する。
- (2) 本部員
 - (ア) 教育長、総務部長、総合政策部長、市民部長、福祉部長、保健部長、市民病院事務部長、農林水産部長、商工観光部長、土木建築部長、上下水道局長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、消防団総括団長、防災危機管理課長、地域防災マネージャー
 - (イ) 川上総合事務所長、田万川総合事務所長、むつみ総合事務所長、須佐総合事務所長、旭総合事務所長、福栄総合事務所長

6 災害対策本部組織図

(1) 災害対策本部A 1 配備



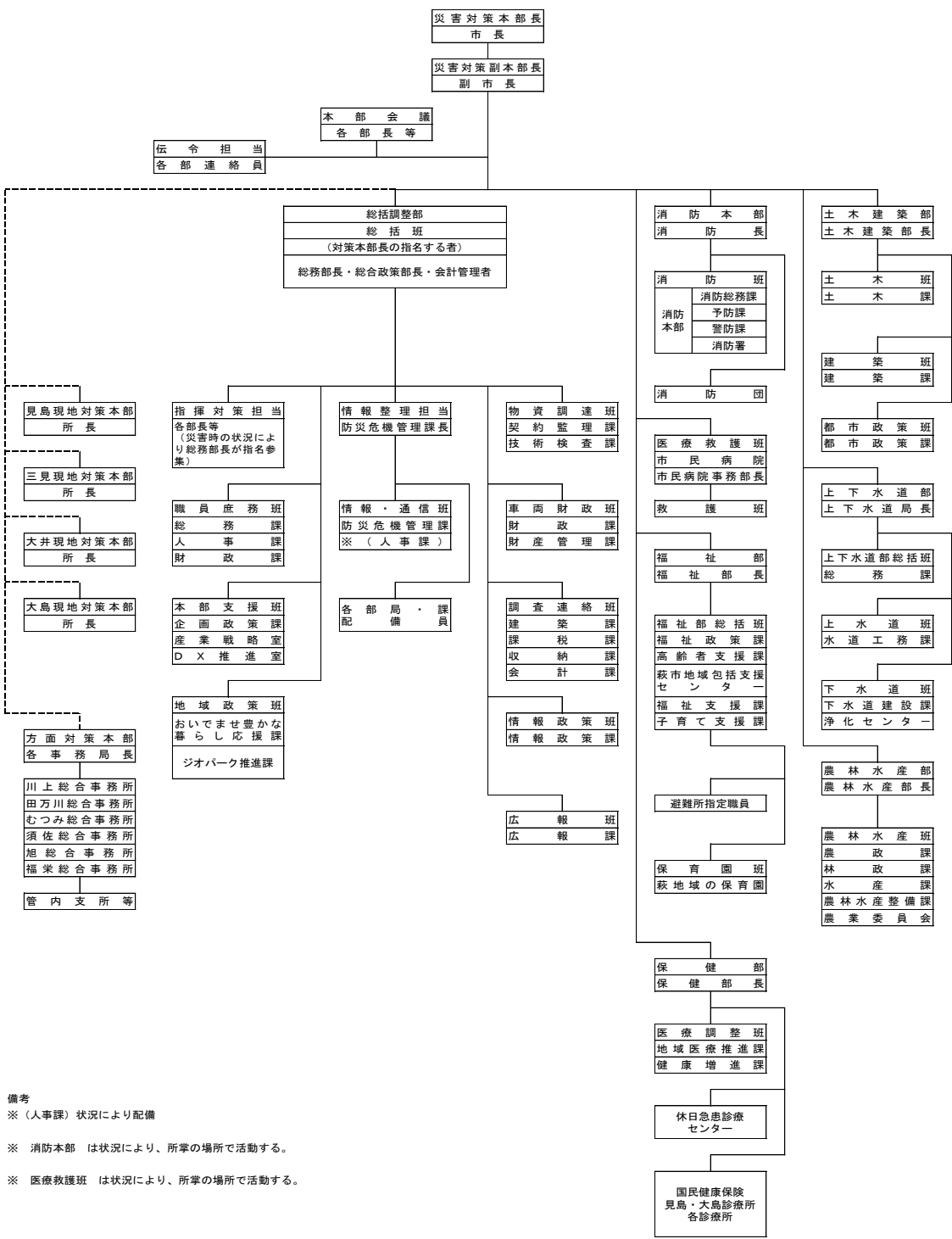
備考

※(人事課) 状況により配備

※ 消防本部 は状況により、所掌の場所で活動する。

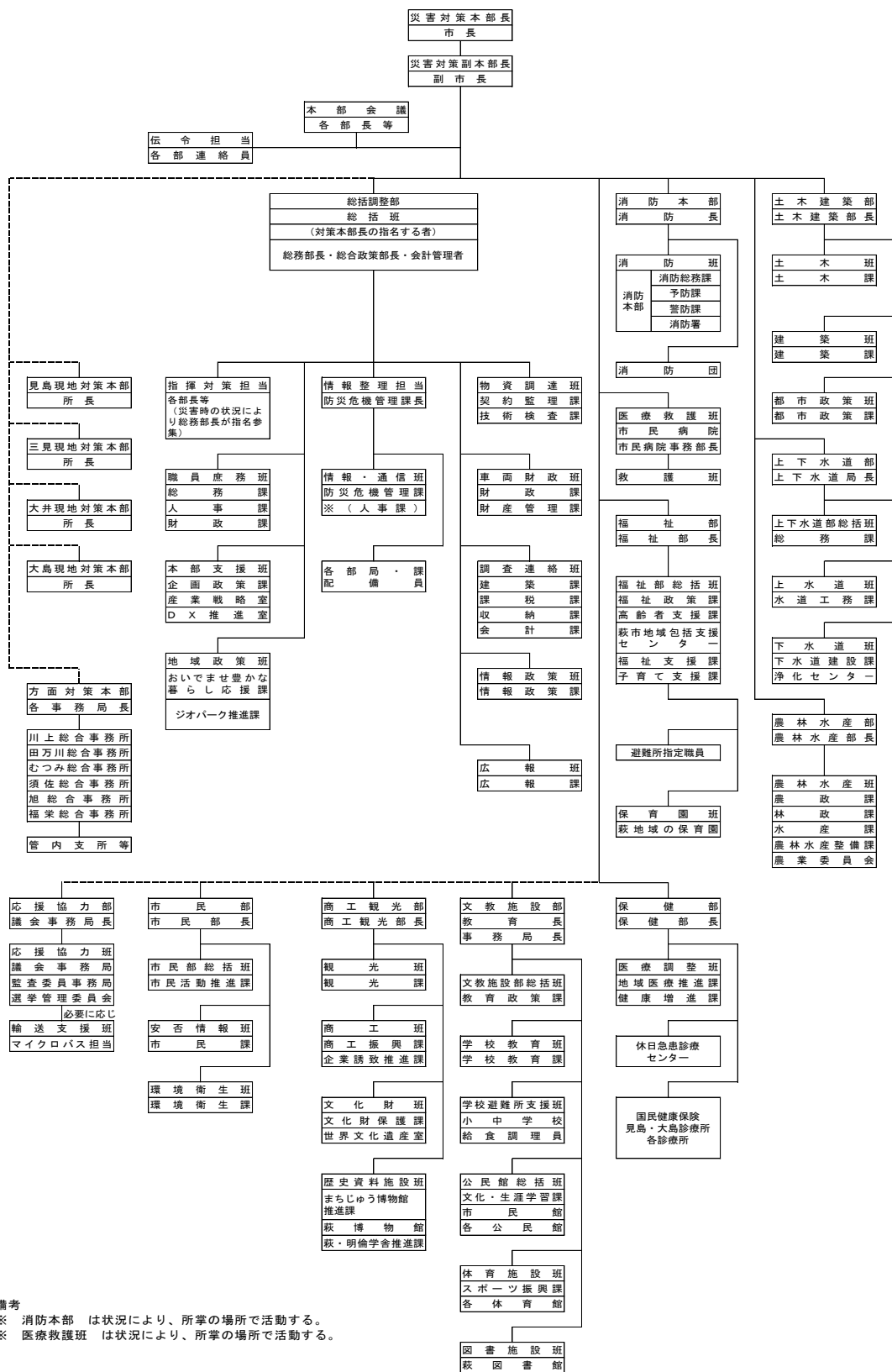
※ 医療救護班 は状況により、所掌の場所で活動する。

(2) 災害対策本部A 2 配備



備考
※ (人事課) 状況により配備
※ 消防本部 は状況により、所掌の場所で活動する。
※ 医療救護班 は状況により、所掌の場所で活動する。

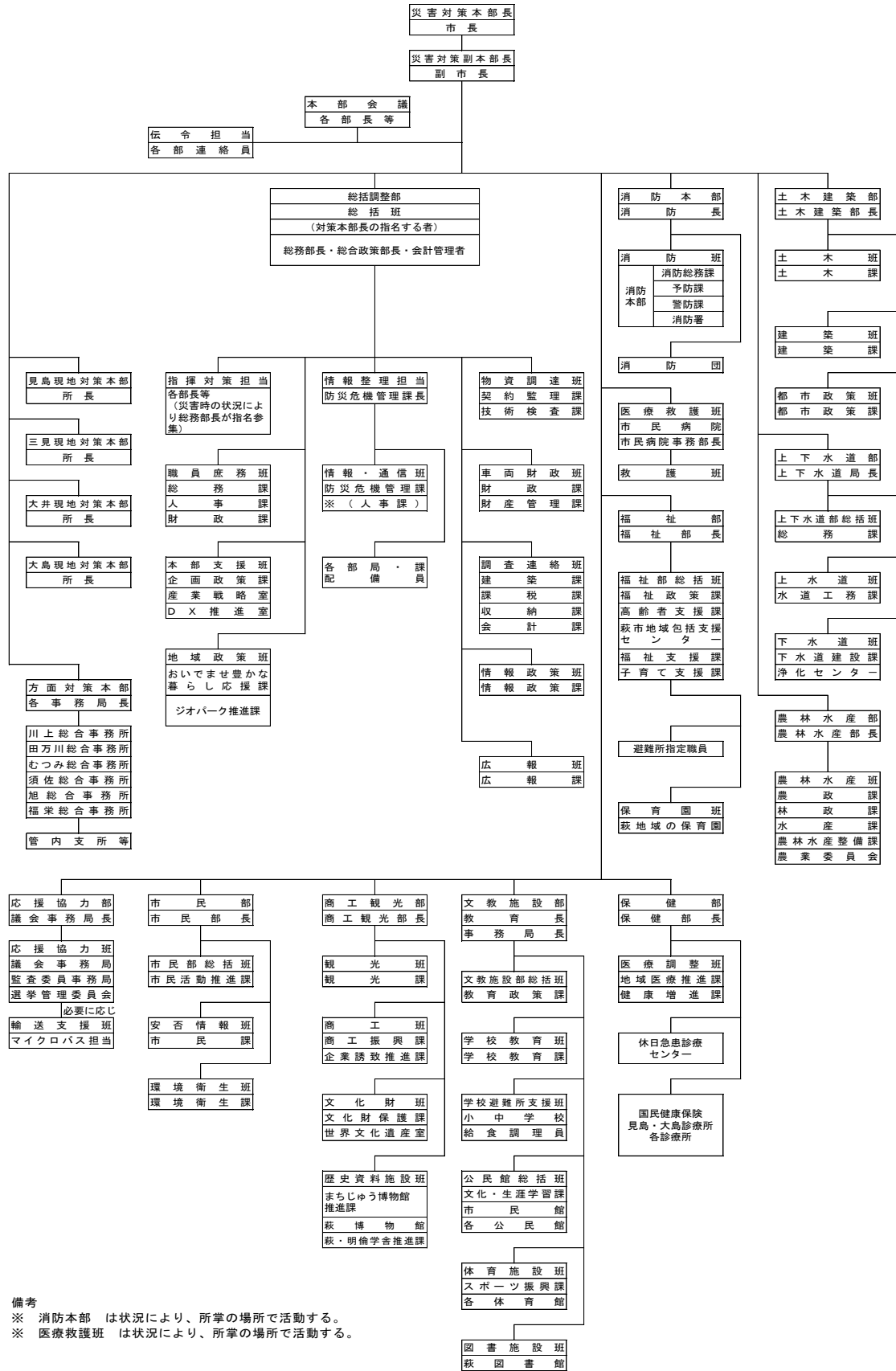
(3) 災害対策本部B配備



備考

※ 消防本部 は状況により、所掌の場所で活動する。
※ 医療救護班 は状況により、所掌の場所で活動する。

(4) 災害対策本部C配備



(5) 災害対策本部会議

ア 本部長は、市本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長・副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成する。

7 重要事項の決定

(1) 災害対策本部は下記の重要事項の項目を協議し、必要な意思決定を行う。

ア 災害対策本部の設置及び廃止の決定

イ 災害予防措置及び災害応急対策

ウ 避難指示等の決定

エ 広域応援要請（依頼）

オ 自衛隊の災害派遣要請（依頼）

カ 災害救助法適用申請

キ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急処置の実施要請

ク その他の重要事項の決定

(2) 本部長不在時の権限自動継承順位

① 副市長、② 総務部長、③ 福祉部長、④ 市民部長

8 災害対策本部設置場所

(1) 設置場所は、「総合福祉センター3階」とする。

(2) 津波又は洪水等により萩地域の被害が甚大な場合は、旭マルチメディアセンターに市本部を、田床山いこいの広場研修室に監視所を設置する。

(3) 大津波警報が発表された場合、本部長及び本部機能の一部は、直ちに旭マルチメディアセンターに移動を開始する。

(4) 代替施設へ機能を移動した場合、住民及び関係機関に周知する。

9 災害対策本部設置の際の措置

(1) 総括調整部は、本部室を開設する。

(2) 災害対策本部を設置後、直ちに下記のとおり通知・公表する。

通知・公表先	通知・公表手段	担当
山口県本部 山口県萩県民局長	Lアラート・県防災行政 無線・電話	総括調整部 通信班
防災関係機関等（自衛隊・ 萩警察署、隣接及び協定先 市町長等）	電話 Lアラート	
報道機関	Lアラート	総括調整部 広報班
一般住民	防災メール・SNS・萩市 ホームページ・報道機関等	
観光客等（公共交通機関・ 観光協会・旅館協同組合・ 観光事業者等）	電話・SNS・萩市ホーム ページ・報道機関等	商工観光部 広報班、配備員

(3) 災害対策本部設置の措置

- ア 机、椅子、電話（通報集約用・自動録音装置を含む）、ファックス、ホワイトボード及び事務用品を配置する。
 - イ パソコン、複合プリンター、プロジェクター、スクリーン、ラジオ、テレビ、DVDレコーダー及び無停電装置（予備バッテリー等）を配置する。
 - ウ 気象、災害情報収集用紙及び管内地図を配置する。
 - エ 消防無線、防災行政無線、衛星携帯電話、多機能受信機及び充電器を配置する。
 - オ 24時間態勢を維持するための後方支援必要品（照明、食事、仮眠用）を搬入する。
 - カ 本部員は、事前に配置されたヘルメット、本部員ベスト、作業服を着用して参集する。
- (4) 総括調整部通信班、商工観光部・広報係、配備員は関係機関及び市民等へ災害対策本部設置を通知する。
- (5) 車両財政班は、全車両を集中管理に切り替える。
- (6) 消防団員を兼務する職員は災害対策本部業務を優先する。

10 災害対策本部の廃止基準

- (1) 本部長は市内（区域）に大きな被害がなく、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。
- (2) 市本部の廃止の通知
上項9(2)に準じて処理する。

第2項 災害対策本部各所掌事務

部	班	所掌事務
本部長（市長） 副本部長（副市長）		1 災害対策本部の設置に関すること。 2 災害予防措置及び災害応急対策に関すること。 3 避難指示等に関すること。 4 自衛隊派遣要請依頼に関すること。 5 県への要請及び広域依頼に関すること。 6 災害対策本部の廃止に関すること。
総括調整部	総括班 （災害対策本部長の指名する者） 総務部長 総合政策部長 会計管理者	1 災害対策本部の設置に対する判断及び及び準備に関すること。 2 災害対策本部会議の運営に関すること。 3 各部の災害対策の統括 4 指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関との連絡・調整に関すること。 5 県本部への災害救助法の適用申請に関すること。 6 部内各事業の調整、取りまとめに関すること。
	指揮対策担当 （災害時の状況により総務部長が指名参集） 各部長等	1 重要事項の判別及び軽微な方針決定、各部へ指示に関すること。 2 対応力超過時の優先順位（案）作成に関すること。 3 各応急対策活動の情報集約、総合調整及び対策等の立案作成に関すること。 4 災害に関する情報の受報及び関係各部・各機関への伝達に関すること。 5 警察署、海上保安署との情報交換、連絡・調整に関すること。 6 人命救助に必要な情報の取りまとめに関すること。 7 電力、通信等各種機関との優先復旧に関する調整に関すること。 8 県本部への自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 9 県本部、他市町村、消防団への広域応援要請依頼に関すること。

部	班	所掌事務
総括調整部	情報・通信班 (防災危機管理課) (人事課)	1 災害に関する情報収集・分析、集約、発信に関する事 2 各部・各関係機関等（総務省・国土交通省・自衛隊・萩海上保安署・県、その他の防災関係機関）と情報の共有・収集・連絡・調整に関する事 3 被害状況の集約・発信に関する事 4 防災気象情報の監視に関する事 5 ライフラインの被害・復旧に関する情報収集・集約、発信に関する事 6 災害対策本部内の情報整理・記録及び図示・表示に関する事 7 総合防災情報システムの運用に関する事 8 防災行政無線、県防災情報システム等の管理運営に関する事 9 県災害対策本部への被害報告に関する事
	物資調達班 (契約監理課) (技術検査課)	1 応急措置に要する資機（器）材・防災用資機材の調達・手配に 関する事 2 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関する事 3 応急救助に要する経費、金品の出納に関する事
	車両財政班 (財政課) (財産管理課)	1 災害対策関係予算その他の財務に関する事 2 庁舎等の防災及び復旧に関する事 3 来庁者の避難誘導、保護安全対策等に関する事 4 災害対策に必要な財政措置等に関する事 5 災害活動用の臨時電話等の架設等に関する事 6 災害時における庁用自動車の管理及び配車計画等に関する事 7 輸送機関との連絡及び緊急車両の借り上げ等に関する事 8 市有財産の災害対策並びに被害調査の取りまとめ等に関する事
	調査連絡班 (建築課) (課税課) (収納課) (会計課)	1 災害救助法の適用に係る住家被害の調査に関する事 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事 3 災害関係経費の出納に関する事

部	班	所掌事務
	職 員 庶 務 班 (総務課) (人事課) (財政課)	1 職員の非常動員、他市町等への職員派遣要請に関する事。 2 災害対策従事職員の公務災害補償に関する事。 3 被災職員の調整及び救護に関する事。 4 労務者の雇い上げに関する事。 5 会議資料・報告書作成に関する事。 6 議事録作成に関する事。 7 応援調整・後方支援に関する事。 8 本部長、副本部長の秘書等に関する事。 9 本部長、副本部長の行動日程管理、情報伝達に関する事。 10 市長の対外事務の総合処理に関する事。 11 災害対策従事員への給食の確保・配給に関する事。 12 その他、本部会議、総括調整部の庶務に関する事。
	本 部 支 援 班 (企 画 政 策 課) (産業戦略室) (DX推進室)	1 災害救助法関係事務、災害対策関連事務の処理の総括（事務手続等）に関する事。 2 避難指示等及び各種災害情報の報道機関への広報依頼に係る広報班への応援に関する事。 3 外国人に対する各種情報の提供、生活支援に関する事。 4 部内各業務の調整、取りまとめに関する事。
	情 報 政 策 班 (情報政策課)	1 電算機の保守保全に関する事。 2 災害対策本部の情報システム設備に関する事。 3 萩市総合情報施設（農村型CATV）の被害状況調査及び応急 復旧等に関する事。 4 庁内のシステム設備の被害状況調査及び復旧等に関する事。 5 関係工事業者等への協力要請等に関する事。

部	班	所掌事務
総括調整部	広報班 (広報係)	1 災害対策本部の広報、報道対応の窓口として市民及び報道機関等に対して各種情報（被害状況、災害情報、気象、生活情報等）の提供に関すること。 2 マスコミ対応・原稿作成に関すること。 3 ICT媒体、広報車・防災行政無線・CATV・FM・防災メール（SNS）等住民への情報伝達・広報に関すること。 4 放送要請・メディア情報収集（TV等、インターネット）に関すること。
	地域政策班 (地域づくり推進課) (おいでませ豊かな暮らし応援課) (ジオパーク推進課)	1 現地災害対策本部の連絡調整に関すること。 2 現地対策本部の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 3 災害対策本部、臨時電話対応に関すること。 4 住民からの通報、要望等集約に関すること。
方面対策本部	総合事務所の所管区域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合について、防災の推進を図るため必要があると認められるときは、総合事務所長は、方面災害対策本部（以下「方面本部」という。）を設置する。	
	方面本部長 (各総合事務所長)	1 方面本部長は、本部長の命を受け方面本部の事務を総括し、方面副本部長及び方面本部員並びに、その他の職員を指揮監督すること。 2 災害予防措置及び災害応急対策に関すること。 3 避難指示等に関すること。（進言） 4 現地災害対策本部の廃止に関すること。（進言）
	方面副本部長 (方面本部長が指名する者)	方面副本部長は、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるとき、又は方面本部長が欠けたときは、方面副本部長がその職務を代理する。
	方面本部長、副本部長に事故が生じた場合の指揮責任者（地域振興部門総括、産業振興部門総括、市民窓口部門総括、地域振興部門主幹又は地域振興部門総括補佐の順で指揮をとる）	
	地域振興班 (地域振興部門総括)	市本部のうち総括調整部、文教施設部、消防の業務に関すること。
	市民窓口班 (市民窓口部門総括)	市本部のうち福祉部、保健部市民部の業務に関すること
	産業振興班 (産業振興部門総括)	市本部のうち土木建築部、上下水道部、農林水産部、商工観光部の業務に関すること。

部	班	所掌事務
現 地 本 部	当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。ただし、見島支所、三見出張所、大井出張所及び大島出張所は、災害対策本部の設置と同時に現地本部を設置する。	
	現 地 本 部 長 （支所長、出張所長 又は本部長が指名する者）	現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
	現地本部の組織等	現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。
		国・県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。
応 援 協 力 部	応 援 協 力 班 （議会事務局） （監査委員事務局） （選挙管理委員会）	1 災害時における特命事項に関すること。 2 議会関係の視察、見舞等来市者の接遇に関すること。 3 議会関係の連絡、調整に関すること。 4 緊急を要する他部への協力応援に関すること。 5 部内各業務の調整、取りまとめに関すること。 6 市議会議員への災害情報の伝達に関すること。
	輸 送 支 援 班 （マイクロバス担当）	必要に応じ編成する。
消 防 部	消 防 班 （総務課） （予防課） （警防課） （消防署）	警防計画による。
	消 防 団 （方面団長）	市本部のうち消防本部が所轄する業務に関すること。
市 民 病 院	医 療 救 護 班 救 護 班	1 被災者の救護措置に関すること。 2 医薬品、衛生材料の確保、配分に関すること。 3 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 4 医療救護班の派遣に関すること。

部	班	所掌事務
福祉部	福祉総括班 (福祉政策課) (高齢者支援課) (福祉支援課) (子育て支援課) (萩市地域包括支援センター)	- 福祉部の総括及び外部機関との連絡等、災害救助法による災害救助に関すること。 - 災害対策用物資（災害救助用支援物資を含む）の調達、配布に関すること。 - 災害用主食の調達、配給及び副食の調達確保に関すること。 - 被災者の収容に関すること。 - 被災避難者に対する生活必需物資の確保及び仕分け、配分に関すること。 - 災害救助基金（生活必需品等の備蓄を含む。）及び義援金品の受付、配分に関すること。 - 一般、被災関係の被害状況の調査及び取りまとめ、り災証明の発行に関すること。 - 要配慮者利用施設への防災に関する情報伝達、被害状況調査及び応急復旧に関すること。 - 要配慮者利用施設の入所者、来所者の適切な避難の実施に関すること。 - 要配慮者（高齢者及び障がい者等）の支援に関すること。 - 社会福祉団体との連携及び協力要請並びに、ボランティアセンターとの連携及び支援に関すること。 - ボランティアの活動支援に関すること。 - 避難所の設置及び運用に関すること。 - 被災地の民生安定に関すること。 - 部内各業務の調整とりまとめに関すること。
	保育園班	- 育園等の適切な避難の実施に関すること。 - 保育園の被害状況把握及び災害復旧に関すること。
土木建築部	土木班 (土木課)	- 土木関係の被害状況調査に関すること。 - 災害時における道路、河川、橋梁、堤とう及び港湾の警戒並びに応急復旧対策に関すること。 - 災害時における建設業者に対する連絡等に関すること。 - 市管理道路の交通規制に関すること。 - 緊急輸送道路の障害物の除去に関すること。 - 各道路管理者との連絡調整に関すること。

部	班	所掌事務
土木建築部	土木班 (土木課)	7 情報収集（緊急パトロール等）に関する事 8 港湾関係機関との連絡調整及び港湾区域・施設等災害 対処に関する事項 9 国土交通省への支援要請に関する事 10 損失補償に関する事 11 災害査定の準備に関する事
	建築班 (建築課)	1 市営住宅入居者の安否確認に関する事 2 被災した市営住宅入居者の避難所手配に関する事 3 被災者への市営住宅の提供に関する事 4 応急危険度判定実施本部の設置及び運営に関する 事 5 応急危険度判定士の受入れ、判定の実施、集計、報告 に関する事 6 公共施設の復旧等に関する事
	都市政策班 (都市政策課)	1 都市計画事業施設の災害対策及び被害調査に関する 事 2 災害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の 確保に関する事 3 所管工事の災害応急措置に関する事
上下水道部	上下水道総括班 (上下水道局 総務課)	1 資材の調達、業者の手配に関する事 2 断水計画、復旧作業に係わる関係機関への連絡に 関する事 3 部内他班への協力応援に関する事
	上水道班 (水道工務課)	1 被災者に対する飲料水の供給その他応急給水、飲料水 の確保 2 現場確認、水道施設の被害状況調査及び応急復旧に 関する事 3 水道工事業者等への協力要請、業者への指導、記録に 関する事 4 弁操作、洗管に関する事
	下水道班 (下水道建設課) (菰浄化センター)	1 下水道等の災害対策及び被害状況調査に関する事 2 下水道施設被害地区への広報及び仮設トイレの設置 依頼に関する事

部	班	所掌事務
保健部	医療調整班 (地域医療推進課) (健康増進課)	1 応急医療需要の把握及び医療機関の被害状況把握、医療可能病院の把握に関すること。 2 医療救護班の編成・派遣の要請及び救護所の開設・運営に関すること。 3 応急医療に要する医薬品等の確保及び配分に関すること。 4 日本赤十字社山口県支部等との協力応援に関すること。 5 医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係機関・団体との連絡、調整に関すること。 6 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 7 災害時における感染症予防（防疫）に関すること。 8 災害時における食品衛生・環境衛生に関すること。 9 被災者に対する衛生・保健・栄養指導に関すること。 10 被災者に対するメンタルケアに関すること。 11 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 12 被災動物対策に関すること。
	休日救急診療センター	被災者の救護に関すること。
	見島診療所 大島診療所	被災者の救護に関すること。
市民部	市民部総括班 (市民活動推進課)	1 町内会及び自治会等への安否確認及び被害状況等の情報収集・連絡調整、災害問い合わせへに関すること。 2 被災者の相談に関すること。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 部内各班への協力応援に関すること。
	安否情報班 (市民課)	1 住民基本台帳（住民情報・被災者支援者業務システム・安否情報システム）に関すること。 2 被災者に対する国民年金保険料の猶予等に関すること。
	環境衛生班 (環境衛生課)	1 防疫班の編成及び派遣対策に関すること。 2 防疫資材の確保及び支給計画に関すること。 3 防疫広報、消毒防疫作業に関すること。 4 災害時における環境衛生対策に関すること。 5 災害ごみの収集、運搬及び処理に関すること。

部	班	所掌事務
市民部	環境衛生班 (環境衛生課)	6 廃棄物処理施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 災害時における緊急清掃対策に関すること。 8 道路、港湾及び河川等の清掃についての総合調整に関すること。 9 埋火葬に関すること。
農林水産部	農林水産班 (農政課) (林政課) (水産課) (農林水産整備課) (農業委員会)	1 農作物害虫除等応急技術対策に関すること。 2 種子種苗の確保、供給に関すること。 3 農業生産資材の確保等に関すること。 4 家畜の管理(衛生を含む)及び飼料の確保等に関すること。 5 農業・林業の災害金融に関すること。 6 農地及び林業防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 林地及び林業用施設の被害調査に関すること。 8 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 9 農業用施設の水防に関すること。 10 農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、並びに海岸保全区域の応急対策に関すること。 11 農地、農業用施設及び林地、林業用施設の応急復旧に関すること。 12 水産防災関係機関との連絡調整に関すること。 13 水産施設・海岸施設の災害対策に関すること。 14 水産施設・海岸施設の被害調査に関すること。 15 水産関係施設、漁船、漁具等の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること。 16 水産施設の応急復旧に関すること。 17 漁港区域の海岸の応急対策に関すること。
商工観光部	商工班 (商工振興課) (企業誘致振興課)	1 商工業関連施設に関する被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 3 災害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関すること。 4 食料、生活必需品、義援品等物資に関すること。 5 市場施設等の被害状況調査及び災害対策に関すること。

部	班	所掌事務
商 工 観 光 部	商 工 班 (商工振興課) (企業誘致振興課)	6 被災避難者に対する食料の確保及び仕分け、配分 (炊き出しに関する食材、不足器材の調達を含む)に 関すること。 7 被災避難者に対する生活必需物資の確保及び仕分け、 配分に関する事。こと。 8 物資輸送車両、物資輸送業者の確保及び食料、生活 物資の輸送補助に関する事。こと。 9 自治体等からの応援物資、義援品の受け付け、仕分け 及び配分に関する事。こと。 10 被災商工業者の被害状況調査に関する事。こと。 11 被災商工業者に対する金融に関する事。こと。 12 公共交通の状況把握に関する事。こと。 13 電気通信事業、エネルギー事業の調整に関する事。こと。 14 離島航路の確保に関する事。こと。 15 道の駅の維持・復旧等に関する事。こと。 16 市営駐車場の調整に関する事。こと。
	観 光 班 (観 光 課)	1 関係機関との連携に関する事。こと。 2 被災観光客の帰宅 交通手段に関する事。こと。 3 観光施設利用者等、被災旅行者の把握及び避難・救護 に関する事。こと。 4 被災観光業者・団体・施設の被害状況調査に関する 事。こと。
	文 化 財 班 (文化財保護課) (世界文化遺産室)	1 文化財の災害対策に関する事。こと。 2 文化財施設、文化財・世界文化遺産等の保護及び災害 対策並びに被害状況調査に関する事。こと。 3 部内他班への協力応援に関する事。こと。
	歴 史 資 料 施 設 班 (まちじゅう 博物館推進課) (萩博物館) (萩明倫学舎 推進課)	1 収蔵資料の状況確認及び安全確保に すること。 2 展示資料の状況確認及び安全確保に 関すること。 3 被災資料の状況把握に関する資料の避難場所の確保及 び移転に関する事。こと。 4 被災資料の修復計画の検討に関する事。こと。 5 建物の復旧計画の検討に関する事。こと。

部	班	所掌事務
文教施設部	文教施設総括班 (教育政策課)	1 教育関係諸施設等の災害対策に関する事。 2 教育関係諸施設等の被害状況調査の取りまとめ及び応急措置に関する事。 3 災害時における応急教育施設に関する事。 4 学校施設、炊き出し、学校給食施設等の避難所使用協力に関する事。 5 避難所の給食需要及び、被災者のニーズの取りまとめに関する事。 6 教育関係義援金品の受付・配分に関する事。 7 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。 8 私立学校との連絡調整に関する事。
文教施設部	学校教育班 (学校教育課)	1 児童生徒の避難対策に関する事。 2 児童生徒の安否確認に関する事。 3 災害時の応急教育対策に関する事。 4 被災児童生徒に対する学用品の配布に関する事。 5 県費支弁職員の公務災害等に関する事。 6 学校の衛生管理及び衛生機関との連絡に関する事。 7 衛生資材の確保及び配布対策に関する事。
	学校避難所支援班 (小中学校) (給食調理員)	1 避難所開設・運営に係る学校教育班の応援に関する事。 2 部内他班への協力応援に関する事。 3 災害時の学校給食に関する事。 4 避難所の給食施設の使用協力及び給食需要の把握。
	公民館総括班 (文化生涯学習課) (市民館) (各公民館)	1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難所における被災者のニーズの把握に関する事。 3 施設の災害対策及び被害状況調査に関する事。 4 部内他班への協力応援に関する事。
	体育施設班 (スポーツ振興課) (各体育館)	1 体育施設の設置及び管理運営（避難所対応）に関する事。 2 施設利用者の避難対策に関する事。
	図書施設班 (萩図書館)	1 萩図書館の管理運営に関する事。 2 施設利用者の避難対策に関する事。

第3項 職員配備体制の確保

- 1 初動要員及び各対策本部員等は、初動時の配備体制の確保に努める。
- 2 各部局長・所属長は、「職員非常呼集表」を作成し、職員に周知しておく。
- 3 各部局長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- 4 火災・事故・その他の事案は、萩市国民保護計画に定める緊急対処事態に準じた態勢での対応を周知しておく。

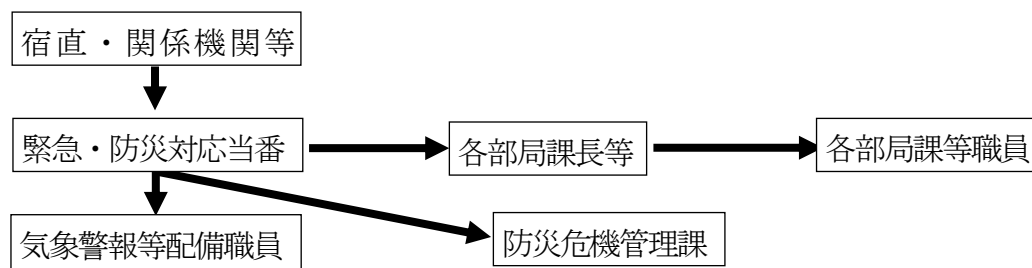
5 連絡態勢

- (1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話、電子メールで行う。



- (2) 勤務時間外「非常呼集」

第1・第2警戒態勢は気象警報等配備員、防災危機管理課に対して、第1非常体制は役付職員（係長以上）及び緊急初動要員全てに対して、第2非常態勢・緊急非常態勢は全職員に対して非常連絡網による電話及び電子メールで呼び出しを行う。



- (3) 災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの次に掲げる場所に参集し、配備責任者の指示に従う。

- ア 本庁
- イ 各総合事務所、支所、出張所
- ウ 主要避難所等

6 緊急初動要員等の動員配備

指定職員及び緊急初動要員として指定された職員は、第2警戒態勢以上がとられた場合は直ちに、指定場所に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務（情報収集、市本部の設置準備等）に従事する。

7 気象警報等の配備基準

(※ 消防本部は「職員参集計画」による。)

(1) 津 波

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第1警戒	津波	津波注意報	総務部	防災危機管理課（緊急・防災対应当番）	資料編 1－9 「気象 情報等の 配備基準 一覧表」 による。
				広報課	
			総合政策部	産業戦略室	
				おいでませ豊かな暮らし応援課	
				見島支所	
				大島出張所	
				大井出張所	
				三見出張所	
				ジオパーク推進課	
			田万川総合事務所	地域復興部門	
			須佐総合事務所	地域復興部門	
			農林水産部	水産課	
				農林水産整備課	
			商工観光部	観光課	
			土木建築部	土木課	
			上下水道局	上下水道局総務課	
				水道工務課	
				下水道建設課	
第1非常	津波	津波警報	全ての部・課（全職員）		
緊急非常		大津波警報			

(2) 地 震

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第1警戒	地震	震度3	総務部	防災危機管理課（緊急・防災対应当番）	資料編 1－9 「気象 情報等の 配備基準 一覧表」 による。
				見島支所	
				大島出張所	
			川上総合事務所	地域振興部門	
			田万川総合事務所	地域振興部門	
			むつみ総合事務所	地域振興部門	
			須佐総合事務所	地域振興部門	
			旭総合事務所	地域振興部門	
			福栄総合事務所	地域振興部門	
			上下水道局	総務課	
				水道工務課	

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第2警戒	地震	震度4	総務部	防災危機管理課 (緊急・防災対応当番)	資料編 1－9 「気象 情報等の 配備基準 一覧表」 による。
				総務課	
				人事課	
				財産管理課	
				広報課	
			総合政策部	産業戦略室	
				情報政策課	
				D X推進室	
				おいでませ豊かな暮らし応援課	
				見島支所	
				大島出張所	
				大井出張所	
			三見出張所		
			川上総合事務所		
			田万川総合事務所（小川支所含む）		
			むつみ総合事務所（高俣支所含む）		
			須佐総合事務所（弥富支所含む）		
			旭総合事務所（佐々並支所含む）		
			福栄総合事務所（紫福支所含む）		
			市民部	市民活動推進課	
				環境衛生課	
			福祉部		
			保健部	地域医療推進課	
				診療所（全地域）	
				健康増進課	
			市民病院		
			農林水産部		
			商工観光部	観光課	
				商工振興課	
				企業誘致推進課	
文化財保護課					
萩博物館					
土木建築部					
上下水道局					
教育委員会事務局					
第1非常		震度5	全ての部・課（全職員）		
第2非常		震度6			
緊急非常		震度7			

(3) 大 雨

配備体制	気象警報等	部・課名等	配備人数
第1警戒	大雨	注意報	資料編1 ー9「気 象情報等 の配備基 準一覧 表」によ る。
		防災危機管理課 状況により緊急・防災対 応当番、各事務所及び他課等への応援配備 は、別途指示する。 川上総合事務所 田万川総合事務所（小川支所含む） むつみ総合事務所（高俣支所含む） 須佐総合事務所（弥富支所含む） 旭総合事務所（佐々並支所含む） 福栄総合事務所（紫福支所含む） 福祉部 土木建築部 上下水道局 下水道建設課	
第2警戒	大雨	警 報	
		総務部 総合政策部 川上総合事務所 田万川総合事務所（小川支所含む） むつみ総合事務所（高俣支所含む） 須佐総合事務所（弥富支所含む） 旭総合事務所（佐々並支所含む） 福栄総合事務所（紫福支所含む） 市民部 福祉部 福祉政策課 高齢者支援課 萩市地域包括支 援センター 福祉支援課 子育て支援課 保健部 地域医療推進課 中核病院形成推 進室 市民病院 農林水産部 商工観光部 土木建築部 上下水道局 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会 農業委員会事務局 教育委員会事務局	

配備体制	気象警報等		部・課名等	配備人数
緊急非常	大雨	特別警報	全ての部・課（全職員）	資料編 1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。

(4) 洪水

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数	
第 1 警戒	洪水	注意報	防災危機管理課 状況により緊急・防災対应当番 各事務所及び他課等への応援配備は、別途指示 する。		資料編 1 － 9 「気 象情報等 の配備基 準 一 覧 表」によ る。	
			川上総合事務所			
			田万川総合事務所（小川支所含む）			
			むつみ総合事務所（高俣支所含む）			
			須佐総合事務所（弥富支所含む）			
			旭総合事務所（佐々並支所含む）			
			福栄総合事務所（紫福支所含む）			
			福祉部	福祉政策課		
				高齢者支援課		
				萩市地域包括 支援センター		
				福祉支援課		
				子育て支援課		
			土木建築部	土木課		
			上下水道局	下水道建設課		
第 2 警戒		警 報	総務部			
			総合政策部			
			川上総合事務所			
			田万川総合事務所（小川支所含む）			
			むつみ総合事務所（高俣支所含む）			
			須佐総合事務所（弥富支所含む）			
			旭総合事務所（佐々並支所含む）			
			福栄総合事務所（紫福支所含む）			
			市民部			

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第2警戒	洪水	警 報	福祉部	福祉政策課	資料編1 －9「気 象情報等 の配備基 準 一 覧 表」によ る。
				高齢者支援課	
				萩市地域包括支援センター	
				福祉支援課	
				子育て支援課	
			保健部	地域医療推進課	
				中核病院形成推進室	
				健康増進課	
			市民病院		
			農林水産部		
			商工観光部		
			土木建築部		
			上下水道局		
			会計課		
			選挙管理委員会事務局		
			監査委員事務局 公平委員会		
			農業委員会事務局		
			教育委員会事務局		

(5) 高 潮

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数	
第1警戒	高潮	注意報	防災危機管理課 状況により緊急・防災対応当番 各事務所及び他課等への応援配備は、別途指示 する。		資料編1 －9「気象情報等の配備基準一覧表」による。	
			総合政策部	産業戦略室		
			田万川総合事務所			
			須佐総合事務所			
			福祉部	福祉政策課		
				高齢者支援課		
				萩市地域包括支援センター		
				福祉支援課		
				子育て支援課		
			農林水産部	水産課		
			土木建築部	土木課		
			上下水道局	下水道建設課		

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第2警戒	高潮	警 報	総務部	総務課	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
				人事課	
				財政課	
				財産管理課	
				秘書広報課	
				防災危機管理課	
			総合政策部	産業戦略室	
				情報政策課	
				D X推進室	
				おいでませ豊かな暮らし応援課	
				見島支所	
				大島出張所	
				大井出張所	
				三見出張所	
			田万川総合事務所		
			須佐総合事務所		
			福祉部	福祉政策課	
				高齢者支援課	
				萩市地域包括支援センター	
				福祉支援課	
				子育て支援課	
			保健部	中核病院形成推進室	
				健康増進課	
			農林水産部	農政課	
				水産課	
			土木建築部	土木課	
			上下水道局	下水道建設課	
				浄化センター	
緊急非常		特別警報	全ての部局・課（全職員）		

(6) 大雪・雪害

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第1警戒	大雪	注意報	防災危機管理課 状況により緊急・防災対应当番 各事務所及び他課等への応援配備は、別途指示する		資料編1 －9「気象情報等の 配備基準一覧表」 による。
			川上総合事務所		
			田万川総合事務所		
			むつみ総合事務所		
			須佐総合事務所		
			旭総合事務所		
			福栄総合事務所		
			福祉部	福祉政策課	
				高齢者支援課	
				萩市地域包括支援センター	
				福祉支援課	
				子育て支援課	
			土木建築部	土木課	
第2警戒		大雪	総務部	総務課	
				人事課	
				財政課	
				財産管理課	
				広報課	
				防災危機管理課	
			総合政策部	産業戦略室	
	情報政策課				
	D X推進室				
	おいでませ豊かな暮らし応援課				
	大井出張所				
	三見出張所				
	ジオパーク推進課				
	川上総合事務所				
	田万川総合事務所（小川支所含む）				
	むつみ総合事務所（高俣支所含む）				
	須佐総合事務所（弥富支所含む）				

配備体制	気象警報等	部・課名等	配備人数
第2警戒	大雪	警報・雪害	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
緊急非常	大雪	警報・雪害	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
緊急非常	特別警報	全ての部局・課（全職員）	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。

(7) 暴風（暴風雪）

配備体制	気象警報等	部・課名等	配備人数
第2警戒	暴風（暴風雪）	警報	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
第2警戒	暴風（暴風雪）	警報	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第2警戒	暴風 (暴風雪)	警報	総合政策部	大井出張所	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
				三見出張所	
				ジオパーク推進課	
			川上総合事務所		
			田万川総合事務所（小川支所含む）		
			むつみ総合事務所（高俣支所含む）		
			須佐総合事務所（弥富支所含む）		
			旭総合事務所（佐々並支所含む）		
			福栄総合事務所（紫福支所含む）		
			市民部	市民課	
				環境衛生課	
				課税課	
				収納課	
			福祉部	福祉政策課	
				高齢者支援課	
				萩市地域包括支援センター	
				福祉支援課	
				子育て支援課	
			保健部	地域医療推進課	
				健康増進課	
			市民病院		
			農林水産部		
			商工観光部		
			土木建築部		
			上下水道局		
			教育委員会事務局	文化・生涯学習課	
				スポーツ振興課	
				萩図書館	
緊急非常	特別警報	全ての部局・課（全職員）			

(8) 波浪

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第2警戒	波浪	警報	総務部	総務課	資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
				人事課	
				財政課	
				財産管理課	
				広報課	
				防災危機管理課	
			総合政策部	産業戦略室	
				情報政策課	
				D X推進室	
				おいでませ豊かな暮らし応援課	
				見島支所	
				大島出張所	
				大井出張所	
				三見出張所	
			福祉部	福祉政策課	
				高齢者支援課	
				萩市地域包括支援センター	
				福祉支援課	
				子育て支援課	
			農林水産部	水産課	
			土木建築部	土木課	
			上下水道局	浄化センター	
緊急非常		特別警報	全ての部局・課（全職員）		

(9) 水防警報

配備体制	気象警報等		部・課名等		配備人数
第1警戒	水防団待機水位		防災危機管理課・状況により緊急・防災対応当番各事務所及び他課等への応援配備は、別途指示する。		資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
			総合政策部	おいでませ豊かな暮らし応援課	
				見島支所	
				大島出張所	
				大井出張所	
				三見出張所	

配備体制	気象警報等	部・課名等		配備人数
第1警戒	水防団待機水位	川上総合事務所		資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
		田万川総合事務所（小川支所含む）		
		むつみ総合事務所（高俣支所含む）		
		須佐総合事務所（弥富支所含む）		
		旭総合事務所（佐々並支所含む）		
		福栄総合事務所（紫福支所含む）		
第2警戒	氾濫注意水位	防災危機管理課・状況により緊急・防災対応当番各事務所及び他課等への応援配備は、別途指示する。		
		総合政策部	産業戦略室	
			おいでませ豊かな暮らし応援課	
			見島支所	
			大島出張所	
			大井出張所	
			三見出張所	
		川上総合事務所		
		田万川総合事務所（小川支所含む）		
		むつみ総合事務所（高俣支所含む）		
		須佐総合事務所（弥富支所含む）		
		旭総合事務所（佐々並支所含む）		
		福栄総合事務所（紫福支所含む）		
		農林水産部		
		商工観光部	観光課	
			商工振興課	
			企業誘致振興課	
			文化財保護課	
		土木建築部	土木課	
		上下水道局	総務課	
			水道工務課	
			下水道建設課	
		消防団		
第1非常	氾濫危険水位	全ての部・課（全職員）		

配備体制	気象警報等	部・課名等		配備人数
第1警戒	ダム放流	防災危機管理課・状況により緊急・防災対応当番、各事務所及び他課等への応援配備は、別途指示する。		資料編1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
		総合政策部	産業戦略室	
		川上総合事務所	地域振興部門	
		福栄総合事務所	地域振興部門	
		農林水産部		
		土木建築部	土木課	
		消防団		

(10) 事故関連

気象警報等	部・課名等		配備人数
重大な 船 舶 事 故 鉄 道 事 故 バス等事故	総務部	防災危機管理課（緊急・防災対応当番）	資料編 1－9「気象情報等の配備基準一覧表」による。
		総務課	
		人事課	
		秘書広報課	
	総合政策部	産業戦略室	
	市民部	市民活動推進課	
		市民課	
	福祉部	福祉政策課	
		高齢者支援課	
		萩市地域包括支援センター	
		福祉支援課	
		子育て支援課	
	保健部	地域医療推進課	
		診療所（全地域）	
	市民病院		
	商工観光部	観光課	
		商工振興課	
		企業誘致推進課	
	土木建築部	土木課	
	消防本部	警防課	
		消防署	

配備体制	気象警報等	部・課名等	配備人数
緊急非常	市内への航空機墜落事故	全ての部・課（全職員）	資料編 1－9 「気象情報等の 配備基準一 覧 表」 に よる。
	その他重大事故		

気象警報等	部・課名等		配備人数
消防団出動事案	総務部	防災危機管理課（緊急・防災対应当番）	資料編 1－9 「気象情報等の配備基準一覧表」による。
	総合政策部	地域づくり推進課	
		見島支所	
		三見出張所	
		大井出張所	
		大島出張所	
	川上総合事務所	地域振興部門	
	田万川総合事務所	地域振興部門	
		小川支所	
	むつみ総合事務所	地域振興部門	
		高俣支所	
	須佐総合事務所	地域振興部門	
		弥富支所	
	旭総合事務所	地域振興部門	
		佐々並支所	
	福栄総合事務所	地域振興部門	
紫福支所			
消防本部			
管内建物火災	総合政策部	おいでませ豊かな暮らし応援課	資料編 1－9 「気象情報等の配備基準一覧表」による。
		見島支所	
		三見出張所	
		大井出張所	
		大島出張所	
	川上総合事務所		
	田万川総合事務所（小川支所含む）		
	むつみ総合事務所（高俣支所含む）		
	須佐総合事務所（弥富支所含む）		

気象警報等	部・課名等		配備人数
管内建物火災	旭総合事務所（佐々並支所含む）		資料編１－９ 「気象情報等の 配備基準一 覧 表」 に よる。
	福栄総合事務所（紫福支所含む）		
	福祉部	福祉政策課	
		高齢者支援課	
		萩市地域包括支援センター	
		福祉支援課	
消防本部			
管内林野火災	総合政策部	産業戦略室	
		おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	
	川上総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
	田万川総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		小川支所	
	むつみ総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		高俣支所	
	須佐総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		弥富支所	
	旭 総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
	福栄総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		紫福支所	
	農林水産部	農政課	
		林政課	
	消防本部		

気象警報等	部・課名等		配備人数
大規模火災 ・爆発	総務部	防災危機管理課（緊急・ 防災対应当番）	資料編 1－9 「気象情報等 の配備基準一 覧 表 」 に よる。
		総務課	
		人事課	
		財政課	
		広報課	
		契約監理課	
	総合政策部	地域づくり推進課	
		おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	
	川上総合事務所		
	田万川総合事務所（小川支所含む）		
	むつみ総合事務所（高俣支所含む）		
	須佐総合事務所		
	旭 総合事務所（佐々並支所含む）		
	福栄総合事務所		
	福祉部	福祉政策課	
		高齢者支援課	
		萩市地域包括支援 センター	
		福祉支援課	
	保健部		
市民病院			
上下水道局	総務課		
	水道工務課		
消防本部			

気象警報等	部・課名等		配備人数
有害物質漏洩	総務部	防災危機管理課（緊急・防災対応当番）	資料編 1－9 「気象情報等の配備基準一覧表」による。
		総務課	
		人事課	
		財政課	
		広報課	
		契約監理課	
	総合政策部	おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	
	川上総合事務所		
	田万川総合事務所		
	むつみ総合事務所		
	須佐総合事務所		
	旭 総合事務所		
	福栄総合事務所		
市民部	環境衛生課		
上下水道局			
消防本部			

気象警報等	部・課名等		配備人数
河川海岸等の 油漂着	総務部	防災危機管理課（緊急・防災対応当番）	資料編 1－9 「気象情報等の 配備基準一 覧 表」に よる。
		総務課	
		人事課	
		財政課	
		広報課	
		契約監理課	
	総合政策部	産業戦略室	
		おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	

気象警報等	部・課名等		配備人数
河川海岸等の 油漂着	川上総合事務所		資料編 1－9 「気象情報等 の配備基準一 覧 表 」 に よる。
	田万川総合事務所		
	むつみ総合事務所		
	須佐総合事務所		
	旭 総合事務所		
	福栄総合事務所		
	市民部	環境衛生課	
	農林水産部		
	商工観光部	観光課	
		商工振興課	
		企業誘致振興課	
		文化財保護課	
	土木建築部	土木課	
		都市計画課	
	上下水道局	総務課	
		水道工務課	
	消防本部	警防課	
		予防課	
		消防団	

気象警報等	部・課名等		配備人数
水道水源の汚染	総務部	防災危機管理課（緊急・ 防災対应当番）	資料編 1－9 「気象情報等 の配備基準一 覧表」によ る。
		総務課	
		人事課	
		財政課	
		広報課	
		契約監理課	
	総合政策部	おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	

気象警報等	部・課名等		配備人数
水道水源の汚染	川上総合事務所		資料編 1－9 「気象情報等 の配備基準一 覧 表」 に よる。
	田万川総合事務所		
	むつみ総合事務所		
	須佐総合事務所		
	旭 総合事務所		
	福栄総合事務所		
	市民部	環境衛生課	
	上下水道局	総務課	
水道工務課			

気象警報等	部・課名等		配備人数
井戸・家屋等の 浸水	総務部	防災危機管理課（緊急・ 防災対应当番）	資料編 1－9 「気象情報等 の配備基準一 覧 表」 に よる。
		総務課	
		人事課	
		広報課	
		契約監理課	
	総合政策部	おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	
	川上総合事務所		
	田万川総合事務所		
	むつみ総合事務所		
	須佐総合事務所		
	旭 総合事務所		
	福栄総合事務所		
	市民部	環境衛生課	
	上下水道局	総務課	
水道工務課			

(11) 被災者・避難所対応

気象警報等	部・課名等		配備人数
被災者・避難所 対応	総務部	防災危機管理課（緊急・ 防災対応当番）	資料編 1－9 「気象情報等 の配備基準一 覧表」によ る。
		総務課	
		人事課	
		財政課	
		契約監理課	
		技術検査課	
	総合政策部	産業戦略室	
		おいでませ豊かな暮らし応援課	
		見島支所	
		大島出張所	
		大井出張所	
		三見出張所	
	川上総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
	田万川総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		小川支所	
	むつみ総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		高俣支所	
	須佐総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		弥富支所	
	旭 総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
	福栄総合事務所	地域振興部門	
		産業振興部門	
		紫福支所	

気象警報等	部・課名等		配備人数
被災者・避難所 対応	市民部	市民活動推進課	資料編 1－9 「気象情報等の 配備基準一覧 表」による。
		市民課	
		環境衛生課	
	福祉部	福祉政策課	
		高齢者支援課	
		萩市地域包括支援 センター	
		福祉支援課	
	保健部		
	農林水産部		
	商工観光部	商工振興課	
		企業誘致推進課	
	上下水道局	総務課	
		水道工務課	
	会計課		
	選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局 公平委員会			

(12) 罹災証明

部・課名等		配備人数
総務部	防災危機管理課	資料編 1－9 「気象情報等の 配備基準一覧 表」による。
総合政策部	産業戦略室	
	おいでませ豊かな暮らし応援課	
	見島支所	
	大島出張所	
	大井出張所	
	三見出張所	
川上総合事務所	市民窓口部門	
	産業振興部門	
田万川総合事務所	市民窓口部門	
	産業振興部門	
	小川支所	
むつみ総合事務所	市民窓口部門	
	産業振興部門	
	高俣支所	

部・課名等		配備人数
須佐総合事務所	市民窓口部門	資料編１－９ 「気象情報等の 配備基準一覧 表」による。
	産業振興部門	
	弥富支所	
旭 総合事務所	市民窓口部門	
	産業振興部門	
	佐々並支所	
福栄総合事務所	地域振興部門	
	産業振興部門	
	紫福支所	
市民部	課税課	
農林水産部		
商工観光部	観光課	
	商工振興課	
	企業誘致推進課	
消防本部	予防課	

8 警戒態勢の内容

(1) 事前警戒態勢及び第1警戒態勢

特に関係のある部課の少数所要人員にて配備し、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により随時関係職員の増員を行い、さらに高度な配備体制に迅速に移行し得る体制とするが、市役所宿直者の通常勤務による情報受付及び職員の自宅待機による情報収集に切り替える。

(2) 任務と役割

災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集並びに広報活動を行うものとし、必要に応じ次の情報を収集し、資料を作成する。

- ア 雨量、水位、潮位、風速、雷等に関する情報の収集
- イ 人命、家屋、ライフラインに関する被害情報の収集
- ウ 防災メール等による住民への注意喚起
- エ 道路、公共交通機関の障害情報の収集
- オ 監視基準箇所及び災害危険箇所のパトロール
- カ 県（防災危機管理課、萩県民局）、萩警察署等との情報共有

(3) 第2警戒態勢

災害応急対策に関係のある部課の所要人数で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い随時関係職員の増員を行い、直ちに災害対策本部体制に切り替え得る体制とする。

- ア 気象情報の収集・分析
- イ 山口県総合防災情報システムの運用
- ウ 住民広報の実施
- エ 災害危険箇所のパトロール

- オ 被害状況調査の実施
- カ 河川及び海面の監視
- キ 応急対策用資機材の確保
- ク 資機材、人員の輸送
- ケ 避難所の設置準備

第4項 災害応急の費用負担

災害救助法の適用により費用の基準のある救助、その他規則で定めのある救助及び公共のために実施した災害応急を除き、市が実施した救助経費の受益者負担はその都度、市長が定める。

第5項 部相互間の応援動員

1 応援の要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して統括調整部（統括班・職員庶務班）に要請する。

- (1) 応援を要する時間
- (2) 応援を要する職種等
- (3) 勤務場所
- (4) 勤務内容
- (5) 集合日時、場所、携行品
- (6) その他参考事項

2 動員の措置

- (1) 統括調整部長（統括班・職員庶務班）は、応援要請の内容により、余裕のある他の部署から動員の措置を講ずる。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実状に応じて協力班を編成し、所要の応援を行う。

第6項 長時間連続・長期活動態勢の確立

本部長は災害対応状況を見極め、逐次2～3交代の態勢に移行し、職員のローテーションの作成を各部に指示し、職員の健康管理、後方支援（休憩・補給）に十分留意し、職務内容を考慮して各部長が決める。この際、全国からの応援部隊等が活動している場合、応援部隊のローテーションに支障がないように市職員のローテーションを考慮する。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画、市防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び含む基準等を定めておく。

第2項 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、県防災計画、市防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。このため、必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第3節 支援活動体制（現地活動連絡本部）

災害時において各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

県は、萩県民局に「萩災害対策地方本部」を災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため必要がある場合は、「現地災害対策本部」を、また消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置し、市からも課長級の連絡調整員を派遣する。ただし、県が「現地活動連絡本部」を設置できない場合、市は方面災害対策本部又は現地災害対策本部に「現地調整所」を設置し、関係機関の職員等を招集し、災害対応の調整を行う。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、その他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出る。

1 設置機関

- (1) 市長
主として陸上災害の場合
- (2) 知事
2以上の市町にわたる、主として陸上の大災害の場合
- (3) 海上保安本部（署）長
主として海上災害の場合
- (4) JRの事故の場合
西日本旅客鉄道(株)広島支社長又はその指名する者
- (5) その他
主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長、又は災害現地に出動した部隊の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加する。

3 連絡本部の長

- (1) 設置機関の長又はその指名する者が本部の長となる。
- (2) 本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに本部の所掌事務を統轄する。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施について必要な事項

6 災害対策本部との関係

設置機関の災害対策本部及び各構成機関の災害対策本部と密接な連絡をとり、災害応急対策の円滑なる推進に努める。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画 (総務部)

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害の軽減を図るために、市、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため本節では、災害に関する特別警報・警報・注意報等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 災害気象警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

1 特別警報

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起るおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある事を示す「警戒レベル5」に相当。

種 類		概 要
特 別 警 報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による 重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びか ける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表 される。避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想 されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂 災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水 害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警 報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる 「警戒レベル3」に相当。
	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や 氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想 されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想 されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大 な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種 類		概 要
警 報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類		概 要
注 意 報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるとときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着 氷 （ 雪 ） 注意報	著しい着氷(雪) により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

3 特別警報基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）		
「伊勢湾台風」級（中心気圧 930 hPa 以下又は最大風速 50 m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表。		

現象の種類	基 準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）	
府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

(1) 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の 場合発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが 高いところで3 mを超える 場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
想定される被害と取るべき行動			
木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難 してください。			

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の 場合発表
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い
想定される被害と取るべき行動			
標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。			

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波の高さ 予想区分）	巨大地震の 場合発表
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない
想定される被害と取るべき行動			
海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。			

(2) 地震動に関する特別警報（緊急地震速報の一部を特別警報に位置付ける）

予想震度	発表方法	警報の区分	内容
震度6弱以上	特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
震度5弱以上	警報		最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

予想震度	発表方法	警報の区分	内容
震度M3.5 以上	予 報	「緊急地震速報 (予 報)」	最大震度 3 以上又はマグニ チュード 3.5 以上等と予想され たときに発表するもの。

(3) 噴火に関する特別警報

(噴火警報 (居住地域) を特別警報に位置付ける萩市は対象外)

種 別	警報・予報	対象範囲	レベルと キーワード	対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそ れより火口側	レ ベ ル 5 避 難	危険な居住地域 からの避難など が必要
			レ ベ ル 4 避難準備	警戒が必要な居 住地域での避難 の準備、要配 慮者の避難等が 必要。
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	レ ベ ル 3 入山規制	登山禁止、入山 規制等
		火口から少し離 れたところまで 火口周辺	レ ベ ル 2 火口周辺規制	火口周辺への 立入規制等
予 報	噴火予報	火口内等	レ ベ ル 1 平 常	状況に応じて 火口内への立入 規制等

4 気象警報・注意報等の種別、発表基準（令和3年 6月8日現在 下関地方気象台）

種 類			発表基準	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	2 5
		土砂災害	土壌雨量指数基準	1 2 9
	洪水		流域雨量指数基準	橋本川流域=39.8 玉江川流域=7.5 阿武川流域=50 明木川流域=21.5 惣田川流域=11.9 佐々並川流域=18.9 日南瀬川流域=8.8 野戸呂川流域=8.1 蔵目喜川流域=12.5 立野川流域=9.6 庄屋川流域=7.8 大井川流域=22.9 福井川流域=6.3 須佐川流域=7.2 江津川流域=10.2 田万川流域=23 鈴野川流域=14.9 原中川流域=9.4
			複合基準 ※1	玉江川流域= (9, 6.6) 蔵目喜川流域= (9, 11.2) 須佐川流域= (9, 6.5) 田万川流域= (9, 17.9) 原中川流域= (9, 8.4)
	暴 風	平均風速	陸 上	2 0 m／S
			海 上	2 0 m／S
	暴風雪	平均風速	陸 上	2 0 m／S雪を伴う
			海 上	2 0 m／S雪を伴う
	大 雪	除雪の深さ	平 地	1 2時間降雪の深さ1 0 Cm
			山 地	1 2時間降雪の深さ3 0 Cm
	波 浪	有義波高	6. 0 m	
	高 潮	潮 位	1. 5 m	

種 類			発表基準	
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数 基準	1 2
		土砂災害	土壌雨量指数 基準	1 0 0
	洪水		流域雨量指数 基準	橋本川流域=31.8 玉江川流域=6 阿武川流域=40 明木川流域=17.2 惣田川流域=9.5 佐々並川流域=15.1 日南瀬川流域=7 野戸呂川流域=6.4 蔵目喜川流域=10 立野川流域=7.6 庄屋川流域=6.2 大井川流域=18.3 福井川流域=4.9 須佐川流域=5.7 江津川流域=8.1 田万川流域=18.4 鈴野川流域=11.9 原中川流域=7.5
				玉江川流域= (6, 5.9) 阿武川流域= (10.35) 明木川流域= (10, 13.8) 蔵目喜川流域= (9.8) 大井川流域= (6, 15.9) 須佐川流域= (9, 4.6) 江津川流域= (6, 8.1) 田万川流域= (6, 16.1) 原中川流域= (7.5)

種 類		発表基準		
注意報	強 風	平均風速	陸 上	1 0 m／S
			海 上	1 0 m／S
	暴風雪	平均風速	陸 上	1 0 m／S雪を伴う
			海 上	1 0 m／S雪を伴う
	大 雪	除雪の深さ	平 地	1 2 時間降雪の深さ 5 C m
			山 地	1 2 時間降雪の深さ 1 5 C m
	波 浪	有義波高	3． 0 m	
	高 潮	潮 位	1． 0 m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融 雪			
	濃 霧	視程	陸 上	1 0 0 m
			海 上	5 0 0 m
	乾 燥	最小湿度 4 0 %で、実効湿度 6 5 %		
	なだれ	積雪の深さ 8 0 cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 4 0 cm 以上		
	低 温	夏期： 平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下		
霧	11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃ 湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	1 0 0 mm	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表示

5 注意事項

- (1) 発表基準欄に記載した数値は、山口県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を下関地方気象台で調査して決めたもので、市町毎に基準が異なる。
- (2) 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。
- (3) 大雪警報・注意報基準における平地とは標高200m以下、山地とは標高200mを超える地域をいう。
- (4) 土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時

間予報)等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものをいう。

(5) 流域雨量指数は、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものをいう。

(6) 平坦地は概ね傾斜が 30 パーミル(1000 分率)以下で、都市化率が 25%以上の地域をいう。平坦地以外とはこれ以外の地域をいう。

(7) 潮位を示す用語

ア T.P. (TOKYO Peil) 東京湾平均海面。

地表面の標高、海面からの高さを表す場合の基準となる水準面が東京湾中等潮位と同じ。

イ C.D.L. 基本水準面。

海図の零位、海図の推進の基準値のことであり、平均水面から主要 4 分潮の半潮差の和を差し引いた水面。港湾毎に異なる。

ウ H.W.L. (Hight Water Level)

(ア) 朔望平均満潮面。朔及び望の日から 5 日以内に現れる各月の最高潮位を平均した水面。

(イ) 河川の計画高水位

6 予報等の細分区域

天気予報を定常的に発表する区域(一次細分区域)は山口県を西部・中部・東部、北部の 4 つに分割されており、警報・注意報は、個別の市町(二次細分区域)で発表されます。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村等)
西部	しもの せき 下 関	しものせきし 下関市
	う べ さんようお の だ 宇部・山陽小野田	う べ し さんようお の だ し 宇部市、山陽小野田市
中部	しゅうなん くだまつ 周 南・下松	しゅうなんし くだまつし 周南市、下松市
	やまぐち ほうふ 山口・防府	やまぐちし ほうふし 山口市、防府市
東 部	いわ くに 岩 国	いわくにし わきちょう 岩国市、和木町
	やない ひかり 柳井・光	ひかりし やないし すおう おおしまちょう 光市、柳井市、周防大島町、 かみぜきちょう たぶせちょう ひらおちょう 上関町、田布施町、平尾町
北 部	はぎ みねし 萩・美祢市	はぎし みねし あぶちょう 萩市、美祢市、阿武町
	なが と 長 門	ながとし 長門市



【注】 海岸線から概ね20海里（約37km）以内の沿岸の海域を含む。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

7 海上警報

種 別	呼 称	説 明
一般警報	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級 7【(波はますます大きくなり、波がしらが砕けてできた白いあわは、すじを引いて風下に吹き流されはじめる。風速(m/秒)13.9 以上 17.2 未満) の場合
	海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合
強風警報	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級 8【大波のやや小さいもので長さが長くなる。波がしらの端は砕けて水けむりとなりはじめる。あわは明瞭な、すじを引いて風下に吹き流される。風速(m/秒)17.2 以上 20.8 未満】及び 9【大波。あわは、濃いすじを引いて風下に吹き流される。波がしらはのめり、くずれ落ち逆巻きはじめる。しぶきのため視程がそこなわれることもある。風速(m/秒)20.8 以上 24.5 未満】 の場合

種 別	呼 称	説 明
暴風警報	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級 10【波がしらが長くのしかかるような非常に高い大波。大きな塊となった泡は濃い白色のすじを引いて風下に吹き流される。海面は全体として白く見える。波のくずれかたは、はげしく衝撃的になる。視程はそこなわれる。風速(m/秒)24.5 以上 28.5 未満】以上の場合(熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級 12 の場合を除く。)
台風警報	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級 12【大気は、あわとしぶきが充満する。海面は、吹きとぶしぶきのために完全に白くなる。視程は著しくそこなわれる。風速(m/秒)32.7 以上】の場合
警報なし	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

【注】 萩付近海域の名称及び範囲

(1) 対馬海峡

島根県と山口県との境界線から 315 度に引いた線、以西並びに福岡県と佐賀県との境界線から東経 126 度 31 分、北緯 34 度 18 分の地点を結ぶ線以北、及び唐津湾海域並びに口線以西の海岸線から 300 海里以内の海域

(2) 日本海西部

福井県と石川県との境界線から 315 度に引いた線、以西及び島根県と山口県との境界線から 315 度に引いた線以東の海岸線から 300 海里以内の海域

(3) 山陰沖西部、日本海西部のうち、東経 133 度の線、以西及び北緯 37 度 30 分の線以南の海域

8 その他の気象情報

(1) 気象情報

「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「高波」「低気圧」「雷」「降ひょう」「少雨」「長雨」「潮位」「強い冬型の気圧配置」「黄砂」について、防災機関がより効果的な防災対策が行えるよう、警報・注意報では伝えきれない詳細な実況や今後の見通しなどを伝える。警報や注意報に先駆けて予告的に発表するものと、警報や注意報を補完する目的で、実況の変化や見通しなどを随時伝えるものがある。

(2) 潮位情報

潮位情報は、異常潮位や顕著な副振動に伴い、浸水や潮位の急激な変動による災害が発生するおそれがある場合に発表される。夏から秋にかけての潮位が高い時期も、浸水等の災害が発生するおそれがある場合は潮位情報を発表される。

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表される。雷注意報を補完する情報で有効期間は、発表から1時間程度であり、気象状況に変化がなければ随時更新される。

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表します。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表し海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。ただし、阿武火山群は噴火警戒レベル未導入火山である。

1 各防災関係機関は相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

図 1 萩市防災危機管理課の機能と役割

この図は、萩市防災危機管理課の機能と役割を示しています。左側の縦長のボックスには、山口県防災危機管理課、山口県砂防課、萩土木建築事務所、下関地方気象台、萩市防災危機管理課（※時間外）、守衛室→防災危機管理課（職員へ連絡）、※防災メール自動配信と記載されています。中央には、萩市消防本部、警察署（パトカー等）、テレビ・ラジオ放送局が並び、消防無線のネットワークが示されています。右側の縦長のボックスには、萩市防災危機管理課の各課室（広報係、関係課、自主防災組織／町内会、総合事務所・支所、見島支所、三見・大井・大島、各出張所、相島（教育政策課））と、市民・避難行動要支援者施設が並び、有線電話と無線のネットワークが示されています。最右側の縦長のボックスには、山口県漁業協同組合各支店、海事関係機関、萩海上保安署、船泊と記載されています。最右側の縦長のボックスには、住民・避難行動要支援者施設と記載されています。

- (1) 山口県（総合防災情報システム、土木防災情報システム）、全国瞬時警報システム等により市に自動伝達される。
- (2) 萩市消防本部からの伝達方法は、有線電話（専用・一般）、消防無線、サイレンによる。
- (3) 特別警報・警報・注意報・土砂災害警戒情報は萩市防災メールで自動配信する。
- (4) 警報以上（土砂災害警戒情報、水防警報を含む）は、当該地域の避難行動要支援者施設等、全てに有線電話（音声、一斉FAX）、防災行政無線、防災メール、携帯電話緊急速報メール、ツイッター、コミュニティFM、ケーブルテレビ等の2系統以上の手段で伝達する。

第3項 関係機関による措置事項

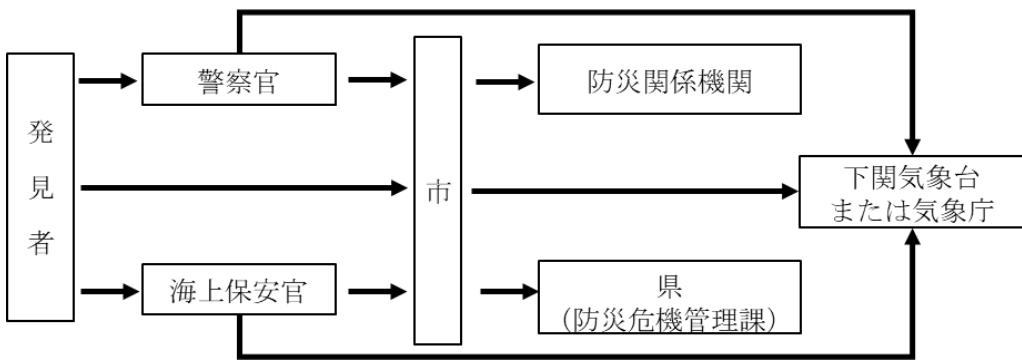
- 1 気象警報・注意報等・気象情報（土砂災害警戒情報等を含む）及び水防警報等の伝達

関係機関	措置内容
気 象 台	気象等の特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達
県	1 気象等の特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象等の特別警報、警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行う。なお、勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。 2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は直ちに、所属出先関係機関に通報する。
警 察 本 部	1 気象等の特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 警察本部は、気象台、中国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課又は守衛室）に連絡する。

関係機関	措 置 内 容
警 察 本 部	2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
市	気象等の特別警報・警報・注意報・気象情報（土砂災害警戒情報等を含む）及び水防警報等の伝達 1 気象等の特別警報・警報及び注意報等について、気象台、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、要配慮施設、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。特に重要な情報は、防災メールにより自動配信する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。 2 住民等への、避難準備情報・避難勧告・指示等の伝達広報手段、態勢の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておく。また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておく。
消 防 本 部	1 気象等の特別警報・警報・注意報・気象情報（土砂災害警戒情報等を含む）及び水防警報等の伝達、災害のおそれのある警報及び注意報等について、県、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。 2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市町関係部局、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。
海 上 保 安 部	気象等の特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達、災害のおそれのある気象等の特別警報・警報及び注意報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、 ① 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意喚起する。 ② 巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。 ③ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知する。

関係機関	措置内容
西日本電信電話株式会社	気象等の特別警報・警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報等を市に連絡する。
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに必要な措置を講じる。

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。	
	異常現象	通報する基準
	たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの ※ ひょう（積乱雲から降る直径5mm以上の氷塊） あられ（雲から落下する白色不透明・半透明または透明な氷の粒で、直径が5mm未満のもの）
	異常潮位	天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動した場合（副振動等）
	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
	なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
通報系統	 <pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[海上保安官] A --> D[市] B --> D C --> D D --> E[防災関係機関] D --> F[県
（防災危機管理課）] D --> G[下関気象台
または気象庁] E --> G F --> G </pre>	
通報項目	1 現象名又は状況 2 発生場所 3 発現日時分（発見日時分） 4 その他参考となる事項	

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

異常気象時における防災気象情報の発表は、災害対策上最も緊急なことである。これら防災 気象情報を的確かつ迅速に発表するためには、観測資料の収集が必要不可欠であるため、各関係機関は、必要な観測資料の通報に協力しなければならない。

項 目	内 容
気象情報等の通報の基準 (雨、雪、水位等)	1 降水量が次の基準に達した場合 (1) 1時間降水量が30mmに達した場合 (2) 3時間降水量が50mmに達した場合 (3) 24時間降水量が100mmに達した場合 (4) 降雪の深さが20cmに達した場合 (5) (1)、(2)、(3)以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想される時。 2 河川水位が上昇し、避難勧告等を発令する場合 3 注意報又は警報が発表されていないが、現に警報相当の気象状態又は被害が発生した場合 4 下関地方気象台から照会があった場合
通報の内容	1 観測所名 2 観測日時 3 雨雪の量 4 その他特に必要と認める事項
通報の方法	1 各関係機関は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 2 市は、防災危機管理課に対しても通報する。 3 県出先機関は、河川課に対しても通報する。

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、下関地方気象台と県（砂防課）が共同で作成発表する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおり。

(1) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえで警戒を解除できる。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

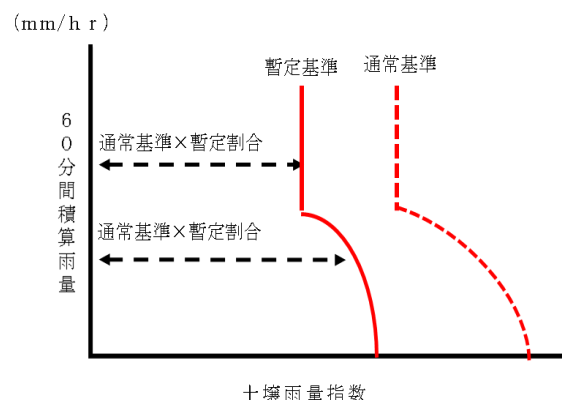
(1) 対象となる事象

- ア 震度5強以上の地震を観測した場合
- イ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県と下関地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

状 況 要 素	地 震	
	震 度 5 強 の 地 域	震 度 6 弱 以 上 の 地 域
土壌雨量 指数	通 常 基 準 8 割	通 常 基 準 7 割



6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと

に留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

7 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。原則として、山口県土砂災害ポータル土砂災害危険情報で「警戒（警戒レベル3相当）で「高齢者等避難」「非常に危険（警戒レベル4相当）で「避難指示」を発令する。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は第2項に記載の気象警報・注意報・気象情報及び水防警報等に係る伝達のとおり。

第5項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第26条、第29条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、県知事又は国土交通大臣は、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

県知事又は国土交通大臣は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第26条の規定に基づき緊急調査を実施する。なお、緊急調査の着手に当たっては、急迫性要件（地割れ又は建築物の外壁に亀裂を生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。）とその規模要件（被害が想定される土地の区域に損する居室を有する建築物の数が概ね10戸以上であること。）の2つの要件から判断する。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第29条の規定に基づき市長に通知するとともに、住民に周知する。

4 通知及び周知

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- (1) 緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）

- (2) 継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められた場合（継続情報）
- (3) 緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知に当たっての留意点

土砂災害緊急情報は、市は住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となるが、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る市の対応

市長は、避難指示等の発令に当たり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

8 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は第2項に記載の気象警報・注意報・気象情報及び水防警報等に係る伝達のとおり。

第6項 噴火警報等

1 噴火警報等の発表

福岡管区気象台火山監視・情報センターは、阿武火山群にて火山活動が予想される場合、気象業務法第13条等の規定により噴火警報等を発表する。

※ 阿武火山群は、萩市、阿武町、山口市阿東に分布する40の火山体から構成されており、活動は、約200万年前～150万年前の前期と約80万年前以降の後期に区分される。前期の活動は溶岩台地を形成したアルカリ玄武岩の活動である。後期の活動では、アルカリ玄武岩の溶岩台地、川を流れ下った溶岩流、スコリア丘を形成した。約40万年前からはじまったカルクアルカリ安山岩～デイサイトの活動は、溶岩台地（溶岩平頂丘）を形成している。最新の噴火は、萩市の笠山で起こり、約11000年前には玄武岩質安山岩の溶岩台地が形成され、約8800年前には宇生賀（うぶか）溶岩流が流出、3000年前にはストロンボリ式噴火でスコリア丘が形成されたが、現在、噴気活動は認められない。

2 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

(ア) 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(イ) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に、噴火予報を発表する。

イ 阿武火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等

種 別	名 称	対象範囲＊	警戒事項等 (キーワード)	発表基準
特別警報	噴火警報 (居 住 地 域) 又 は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び、それ より火口側の範囲に おける厳重な警戒 「居住地域厳重警戒」	居住地域に重大 な被害を及ぼす 噴 火 が 発 生、 あるいは発生 すると予想され る場合
警 報	噴火警報 (火 口 周 辺) 又は 火 口 周 辺 警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺における 警戒「入山危険」	居住地域の近く まで重大な影響 を及ぼす(この 範囲に入った場 合には生命の危 険が及ぶ) 噴火 が発生あるいは 発生すると予想 される場合
		火口から少し離 れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 「火口周辺危険」	火口周辺に影響 を及ぼす(この 範囲に入った場 合には生命の危 険が及ぶ) 噴火 が発生あるいは 発生すると予想 される場合
予 報	噴火予報	火口内等	活火山である事に 留意	火山活動は静穏 火山活動の状態 によって火口内 で火山灰の噴出 等が見られる (この範囲に 入った場合には 生命の危険が 及ぶ)

(2) 火山情報等

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、福岡管区気象台火山監視・情報センターが発表する。

イ 火山活動開設資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の結果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、福岡管区気象台火山監視・情報センターが必要に応じ作成し、発表する。

ウ 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条の規定に関する記載については、「緊急火山情報」→「噴火警報」とする。

3 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報等は、第2項に記載の気象警報・注意報・気象情報及び水防警報等に係る伝達のとおり。

第2節 災害情報収集・伝達計画 【市（全部局）・県・警察・防災関係機関】

災害の発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。市等防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内又は所掌する業務に関して必要な情報を把握し、県、国等関係機関に報告することが求められる。このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

市等防災関係機関は、所属職員を動員し、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確・積極的に収集するとともに、住民及び関係機関に速やかに伝達する。また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行う。市において、被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は、原則として各部課が行い、被害状況をとりまとめ総括調整部情報班へ報告する。総括調整部情報整理担当が県等関係機関へ報告する。

1 災害発生直後の情報収集

(1) 調査指示

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、本部長は緊急調査を各部に指示する。各部に応援の必要がある場合は、職員庶務班が調整を行う。

(2) 調査内容

調査内容は人命救助に必要な情報を優先的に取り扱い、負傷者の救出救助、消火活動を実施するうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路、橋りょう等の損壊状況、死傷者発生状況）を収集する。

2 消防本部、消防団、自主防災組織（自治会等）の災害情報の収集

(1) 消防本部、消防団

ア 消防本部、消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能あげて行うとともに、各署所は可能な限りの情報収集を行い、電話又は消防無線を用い消防本部へ連絡する。

イ 消防団も可能な限りの情報収集を行い、電話を用いるか若しくは直接消防署等へ報告する。

ウ 消防本部は、災害対策本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。

(2) 民生委員、自主防災組織（自治会等）

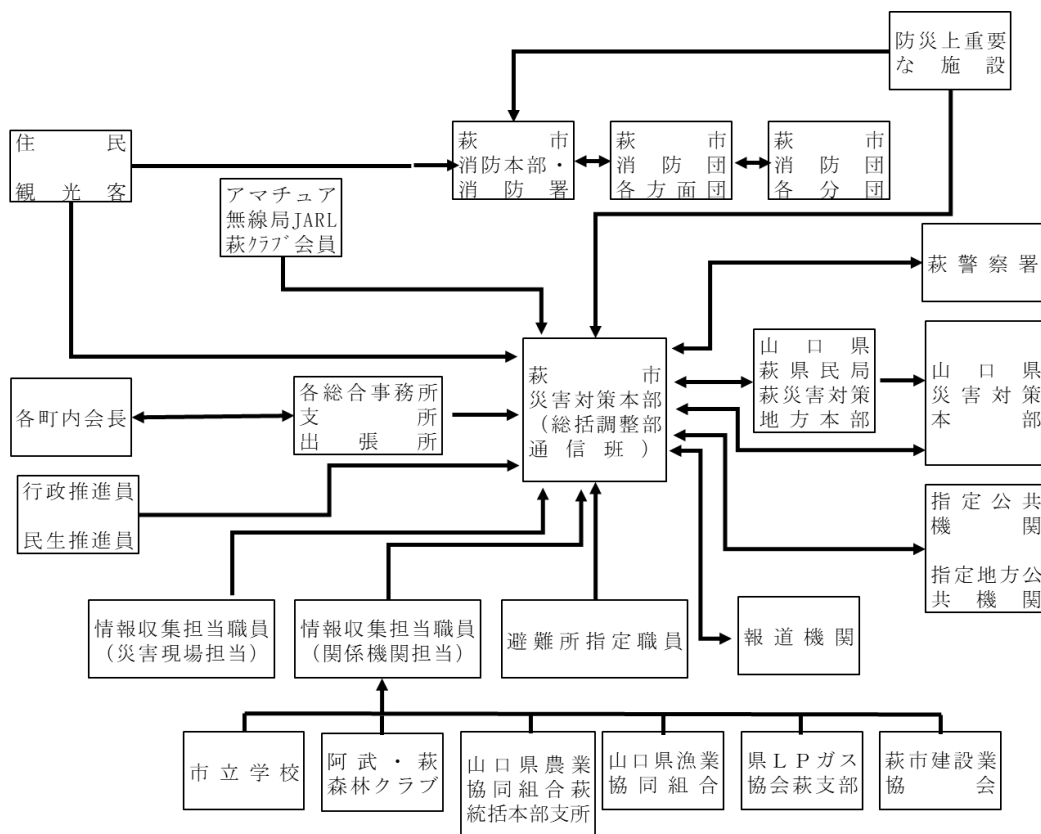
自主防災組織（自治会等）は、災害発生時、早急な救援活動を要請するために情報収集に努めるものとし、その活動内容は、次のとおりである。

ア 災害発生時には、初期消火、救出等自主防災活動を行うとともに、情報収集を行う。

イ 住民は、市（調査連絡班、民生委員、行政推進員等）の行う被害調査に協力するものとする。

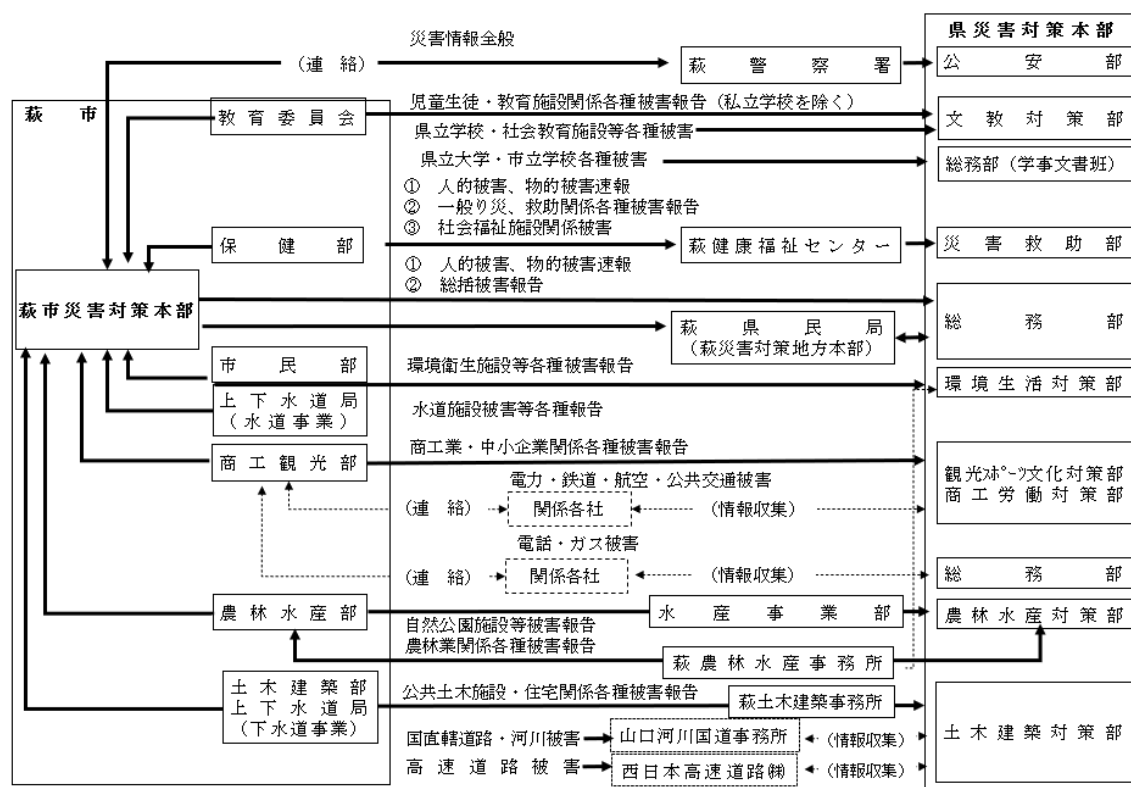
3 被害が甚大な地域の被害調査

住家被害は、救助法の適用（申請）、り災証明書等の発行、税の減免、救助物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報であり、迅速・正確に把握する必要がある。被害が甚大な場合（例えば住宅滅失が80世帯以上など災害救助法適用規模の災害と見込まれる場合）は、調査住家数が膨大になり、被害状況把握が大幅に遅れることから、調査連絡班及び建築班を中心に全職員により一斉被害状況調査（対象地域臨戸調査）を行う。



第2項 被害状況の報告

1 市から県への災害情報の報告系統図



2 被害状況等の把握及び報告

(1) 把握すべき事項

ア 情報の種類ごとの必要最小限の情報

情報の種類	最小限度の情報
火災情報	・火災の発生状況・延焼危険の状況・消火活動の状況
危険物等 災害状況	・危険物に係る火災発生、爆発等の危険 ・危険物の流出、漏洩の状況・危険物流出に対する措置
救助、救急 情報	・救助、救急事案（生き埋め、負傷者等）の発生状況 ・救助、救急活動への対応状況
道路、交通 情報	・道路の被害状況（路面、橋梁、法面等） ・道路の応急復旧状況 ・道路の渋滞状況・交通規制の状況 ・鉄道施設の被害状況・鉄道施設の応急復旧措置状況
医療、救護 情報	・病院等医療施設の被害状況・病院等医療施設の患者収容状況 ・医療救護所の開設状況
ライフライン 施設情報	・電気、ガス、上下水道、電話施設の被害状況、応急復旧措置状況

避 難 情 報	・住民等の避難情報 ・住民等に対する避難勧告、指示等の状況 ・山（崖）崩れの発生、ため池・ダム等の決壊発生状況及び危険情報
津 波 情 報	・津波情報・津波情報海面監視等の状況

(2) 情報収集（調査）の方法

ア 収集（調査）体制

(ア) 発災直後の収集体制（参集人数が少数での対応時）

- a 全所体制による対応
- b 参集職員の活用
- c 自衛隊等の航空機を利用した収集
- d 関係機関、住民等からの問い合わせの活用

(イ) 一定期間経過後（参集人員がある程度確保できたときの対応）系統 だった収集体制の明示

(ウ) 各対策部において情報収集及び報告責任者を定めておく。また、各総合 事務所・支所・出張所長は、他部の協力を得て、当該地区情報収集及び 報告を行う。

- a 管内の関係機関、施設管理者、民間機関（アマチュア無線、タクシー
業者、輸送事 業者、自主防災組織）等の協力体制
- b 住民の安否及び建物被害の確認体制（できるだけ関係機関と一斉対応）

(エ) 市職員、消防団員、民生委員、警察官、地区住民、災害ボランティアに 住宅地図を配付し、住民の安否（負傷や避難の有無、一時滞在先の連絡 方法）、住家非住家を問わず被害（損壊、床上床下浸水や土砂流入の有無） 確認、状況を記録、集約する。

(オ) 関係機関相互の安否情報共有体制（安否情報班で集約）

(カ) 隣接・近接市町、県出先機関等との協力支援体制

- a 連絡窓口の明確化
- b 安否相談窓口の集約

(キ) 県への応援要請

被害が甚大で、被災市町による被害状況等の把握及び被害調査が不可能
なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援
を求めて実施する。

(ク) 情報収集の優先度

人的被害、住家被害、火災に関する情報は、自衛隊の派遣要請、緊急消
防援助隊、警察広域緊急援助隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、
統括班情報整理担当が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報で
あり、確定した数値・通常のルートにはこだわらない。また、情報の重複、
輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- a 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- b 現場の位置
- c 発信する情報を入手した時刻

イ 収集する情報（被害状況調査）の内容

(ア) 第1段階（発災当初）

発生した災害の全体像をつかみ、人命救助、消火活動に必要な情報で、
概ね 60 分～120 分以内に迅速性を第一として収集する。

- ・ 周辺の町並みの概況
- ・ 火災発生状況（煙の立ちのぼり状況）
- ・ 建物浸水状況
- ・ 道路橋梁等の損壊状況
- ・ 死傷者発生状況
- ・ 住民動向等

(イ) 第2段階

事態がある程度落ちついた段階で、密度の濃い応急対策を展開するために必要な情報で、正確性を要する。

① 収集項目

- ・ 救助法申請等の判断に必要な情報（人的被害、住家被害）
- ・ 第1段階に掲げる情報
- ・ 公共土木、建物施設被害、農業関係被害、水産業被害、林業被害、商工業被害等

② 被害調査

- ・ 「被害程度の認定基準」により判定する。

※ 被害が甚大な場合（例えば住宅滅失が80世帯以上など災害救助法適用規模の災害と見込まれる場合）は、全職員により一斉被害状況調査（対象地域臨戸調査）を行う。

情報の種類	情報収集先（市関係部署を除く）
a 災害に関する情報	気象台、県災害対策本部、放送局
b 火災の発生情報	萩消防署、萩警察署、萩海上保安署（海上の場合）
c 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	萩消防署、萩警察署、県災害対策本部
d 電気、ガス、上下水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況	中国電力萩営業所、NTT西日本山口支店、県災害対策本部、県LPガス協会萩支部
e 主要道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通状況	各道路管理者（県土木建築事務所、中国地方整備局山口河川国道事務所萩国道出張所）、JR西日本長門鉄道部、萩警察署、県災害対策本部
f 堤防、護岸、ため池、ダム等の状況	県出先機関（土木建築事務所、農林水産事務所、阿武川ダム管理事務所、萩港務所）、萩海上保安署、県災害対策本部
g 住民の避難状況、避難所の開設及び収容状況	萩警察署、施設管理者、自主防災組織
h 学校、病院等の重要な公共施設の被害状況	県教育委員会、県災害対策本部、施設管理者、萩警察署
i 治安状況	萩警察署、萩海上保安署（海上の場合）

(3) 被災状況等の報告

市の区域内に災害が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報する。なお、県に報告できない場合、消防庁に直接報告する。（災対法第53条）

ア 報告の要領

報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第1段階	発生速報 (被害の概況)	様式1	・ 発生の都度 ・ 概ね60～120分以内に把握した状況について報告する。なお、県に報告できない場合、消防庁に直接報告すること。(災害対策法第53条)
第2段階	被害速報	様式2	・ 被害状況調査の伸展にともない、順次報告する。
第3段階	確定報告	様式3	・ 当該災害に係る応急対策措置完了後7日以内

イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）による。
 なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。

- 資料編……様式1 被害発生速報
 様式2 被害状況報告

3 県への被害情報報告の要領

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、県・国における対策に支障をきたすので、災害が発生した場合は直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を通報するものとし、特に死傷者・住家被害を優先的に取扱う。また、災害が発生した場合は直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に即報し、応援の必要性等を連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡する。

(1) 報告の種別

ア 被害発生即報（被害発生報告書：資料編）

次の重要被害について、発生の都度、発生後、直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

項 目	内 容
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	住家：全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家：全壊、半壊 被災者の世帯数及び世帯員の数
その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水、汚水滞留等による住民生活影響被害
避難措置	市が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を行った場合

災害対策本部設置 状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

- イ 中間報告（被害発生報告書：資料編）
被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。
- ウ 被害状況報告（被害発生報告書：資料編）
災害に対する応急措置完了後 20 日以内に文書により最終報告する。

4 消防庁への直接即報

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

【消防庁報告先】

回線別		平日 (09 時 30 分～18 時 15) ※ 応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT 回線	電 話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49012
	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036

第 3 項 関係機関等の措置

1 県

(1) 情報収集体制

ア 被害状況の把握

- (ア) 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集
- (イ) 市町からの被害報告等
- (ウ) 警察、海上保安部その他の防災関係機関との映像等を含めた情報交換
- (エ) 情報の集約（各課→防災危機管理課）
- (オ) 被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。
- (カ) 関係機関への要請
- (キ) 航空機（県警、自衛隊）による情報収集の依頼
- (ク) 防災関係機関に対する情報提供の要請
- (ケ) 静止画伝送システムによる被害状況の把握

(2) 情報の伝達

ア 収集した情報は、必要に応じ市町、消防本部をはじめとする防災関係機関に伝達し、災害対策、災害派遣その他必要な措置をとるため活用する。また、報道機関等に発表し、住民に対する周知を図る。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を必要に応じ市町及び防災関係機関に連絡する。

ウ 県は、国に非常災害対策本部が設置された場合、指定公共機関を通じ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。

(3) 政府機関に対する報告、通報

ア 報告等の必要な災害

- (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
- (イ) 社会的影響等から報告の必要があると認められる程度の災害
- (ウ) (ア) 又は (イ) になるおそれのある災害

イ 報告の方法

様式に基づき報告を行う。なお、報告の種別、時期、様式については、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害報告要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）による。

- (ア) 被害概況即報（火災・災害等即報要領 第 4 号様式（その 1））
- (イ) 被害状況即報（火災・災害等即報要領 第 4 号様式（その 2））
- (ウ) 被害状況確定報告（応急措置完了後 20 日以内、火災・災害等即報要領 第 4 号様式（その 2））

ウ アの報告は、消防庁への報告と一体的に行う。

2 萩警察署

萩警察署においては、市災害対策本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集する。

- (1) 警察ヘリコプターによる上空からの情報収集
- (2) マスコミからの情報収集
- (3) 関係機関からの情報収集

3 その他の防災関係機関

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、又は災害に対してとろうとする措置、その他、必要事項について速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達する。

(2) 被害報告等

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」による。

第3節 通信運用計画（総務部）

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で市等防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他、応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保【市（防災危機管理課）】

1 通信連絡責任者及び事務連絡従事者の選任

- (1) 災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信連絡責任者及び事務連絡従事者をあらかじめ選任しておく。
- (2) 通信連絡責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 市防災行政無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、「情報・通信班」は、防災行政無線の統制を次により行う。

(1) 陸上移動無線局の使用制限

すべての陸上移動無線局（車両搭載型無線局を含む。）は、「情報・通信班」の指示に基づいて使用する。

(2) 通話の統制

陸上移動無線局からの通話は、すべて市本部に対して行うものとし、原則として移動局相互の通話は禁止する。

※ 萩市防災行政無線局（移動系）の管理運用規程による。

3 通信の確保

市は、災害情報の伝達を行うための中核施設として設置している防災行政無線網（地上系・衛星系）により重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

(1) 回線統制

全回線又は任意の回線について、その発着信統制する。

(2) 割込み及び強制切断

任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

4 通信手段の確保が困難な場合

【市（防災危機管理課、消防本部）・県・防災関係機関・NTT】

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市等防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	市が、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、NTT西日本山口支店に申請し、承認を受けておく。 (注) 災害時優先電話は発信専用とし、着信の集中により運用困難な状態を避けるため番号の公表は控える。
2 非常・緊急扱い通話	非常扱いの通話については、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、全ての通話に優先して接続される。また緊急扱いの通話は、一般通話に優先して接続される。 (1) 通話の申し込み 「災害時優先電話」から申し込む。この場合、「非常通話」又は「緊急通話」であること及び必要とする理由を当該支店等に申し出る。(100番通報で申し込む) (2) 通話の内容等 ○ 資料編：非常・緊急用電話、電報に係る内容及び実施機関
3 非常・緊急扱い電報	(1) 電報の申し込み 発信人(発信機関)は、「非常電報」又は「緊急電報」であることを電報サービス取扱所(NTT西日本山口支店)に申し出て、電報発信紙の欄外余白に、「非常」又は「緊急」と朱書きして差出す。電話による申し込みは115番。 (2) 電報の内容等 ○ 資料編：非常・緊急用電話、電報に係る内容及び実施機関

イ 専用電話

(ア) 災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話がある。

(イ) 消防本部通信指令室から総合事務所には、NTT専用線による消防連絡専用電話が設置されており、NTT一般回線による通信が途絶した場合、災害対策本部と方面災害対策本部の通信に使用できる。なお、使用に

当たっての必要事項（使用者、通信内容、使用条件、事前協議等）については資料編による。

○ 資料編：災対法に基づき使用する専用電話の利用に係る必要事項

(ウ) 使用手続き市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておく。

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして、必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備の配備	市の措置 市は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域などに重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。

2 非常通信の利用	市等防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。 (1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。 <table border="1" data-bbox="555 526 1367 945"> <tr> <td data-bbox="555 526 833 945"> 災害対策関係機関 (専用電話使用に係る発受人と共通) </td><td data-bbox="833 526 1367 945"> ア 官庁（公共企業体を含む）及び 地方自治体 イ 中央防災会議及び同事務所並びに 非常対策本部、地方防災会議及び 災害対策本部 ウ 日本赤十字社 エ 全国都市消防長会 オ 電力会社 カ 地方鉄道会社 キ 非常通信協議会構成員 </td></tr> </table> また、免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 (2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、免許人を構成機関とする「非常通信協議会」が設置されている。 ○ 資料編：中国地方非常通信協議会構成機関	災害対策関係機関 (専用電話使用に係る発受人と共通)	ア 官庁（公共企業体を含む）及び 地方自治体 イ 中央防災会議及び同事務所並びに 非常対策本部、地方防災会議及び 災害対策本部 ウ 日本赤十字社 エ 全国都市消防長会 オ 電力会社 カ 地方鉄道会社 キ 非常通信協議会構成員
災害対策関係機関 (専用電話使用に係る発受人と共通)	ア 官庁（公共企業体を含む）及び 地方自治体 イ 中央防災会議及び同事務所並びに 非常対策本部、地方防災会議及び 災害対策本部 ウ 日本赤十字社 エ 全国都市消防長会 オ 電力会社 カ 地方鉄道会社 キ 非常通信協議会構成員		

事 項	措 置 事 項

2 非常通信の利用	(3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄の無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。 (4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、中国地方非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置することとなっている。 ウ 船舶無線の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。 (5) 非常無線・有線に共通する事項 ア 非常通報の電送に要する料金 a NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 b 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。 イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 a 人命の救助に関するもの。 b 天災の予警報及びその他の災害に関すること。 c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

事 項	措 置 事 項

2 非常通信の利用	d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令 e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通規制、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。 f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。 g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。 h 遭難者救護に関するもの。 i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。 j 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。 k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。 l 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
3 防災相互通信用無線	(1) 石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。 (2) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図る。 ※ VHF 防災危機管理課、消防本部 UHF 防災危機管理課、各総合事務所

4 災害対策用移動通信機器等の借用	(1) 中国総合通信局において、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。 【総務省が所有する災害対策用機器】 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> <tr> <td>業務用トランシーバー (簡易無線局等)</td><td>機器貸与：無償 電波利用料：使用者負担 新規加入料・基本料・通話料：不要</td></tr> <tr> <td>N T T ドコモ衛星携帯電話端末</td><td>機器貸与：無償 新規加入料・基本料・通話料：使用者負担</td></tr> <tr> <td>インマルサット・ミニM端末</td><td>同上</td></tr> </table> 【電気通信事業者等が保有する通信機器】 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> <tr> <td>携帯電話</td><td>事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)</td></tr> <tr> <td>M C A</td><td>同上 (萩地域へのサービスエリア拡張予定なし)</td></tr> </table> (2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受ける。	種 類	貸 与 条 件 等	業務用トランシーバー (簡易無線局等)	機器貸与：無償 電波利用料：使用者負担 新規加入料・基本料・通話料：不要	N T T ドコモ衛星携帯電話端末	機器貸与：無償 新規加入料・基本料・通話料：使用者負担	インマルサット・ミニM端末	同上	種 類	貸 与 条 件 等	携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)	M C A	同上 (萩地域へのサービスエリア拡張予定なし)
種 類	貸 与 条 件 等														
業務用トランシーバー (簡易無線局等)	機器貸与：無償 電波利用料：使用者負担 新規加入料・基本料・通話料：不要														
N T T ドコモ衛星携帯電話端末	機器貸与：無償 新規加入料・基本料・通話料：使用者負担														
インマルサット・ミニM端末	同上														
種 類	貸 与 条 件 等														
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)														
M C A	同上 (萩地域へのサービスエリア拡張予定なし)														

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。このため市は通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておく。

ア アマチュア無線の活用

(ア) 地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等についてあらかじめ十分検討しておく。

(イ) 日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため若しくは通信途絶時の非常無線通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されており、萩支部として J A R L アマチュア無線萩クラブ (J A 4 Y X V) が活動している。

イ タクシー用業務無線の活用

(ア) 市の区域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援をうける業務等について十分検討協議しておく。

(イ) 県は、山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておく。

第2項 通信施設設備の整備 【市（防災危機管理課、上下水道局、消防本部）】

1 関係機関の対策

市及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保を図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。このため、災害情報の伝達等に基本的な責任を有する市における通信施設の整備について必要な事項を定める。

(1) 市

市においては、市防災行政無線（同報系・移動系）、水道事業用無線、防災相互通信用周波数（防災相互波 158.350MHz、466.775MHz）を実装した無線機の整備を進めている。また、新たにデジタル化についても導入を図るなど今後とも整備の促進を図っていく。

○ 資料編：市防災行政無線一覧表、条例、規程等

(2) 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため消防救急デジタル無線の整備・充実を図ったところです。本市では統制波 1・2・3（他の都道府県における消防・救急活動の支援のための全国消防本部（局）で使用する共通波、主運用波（山口県内の消防本部（局）で使用する共通周波数）、防災相互波（同一現場での異なる機関（警察・自衛隊等）が相互通信に使用する共通波）を整備し維持管理を実施している。

第4節 災害時の放送（総務部）

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、住民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請 市（防災危機管理課、広報係、各対策部）・県・指定地方公共機関等（NHK、山口放送局、山口放送、テレビ山口、エフエム山口、山口朝日放送）】

災害時において、市長は、知事と同様に災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、住民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

- (1) 知事と日本放送協会山口放送局との協定
- (2) 知事と山口放送株式会社及びテレビ山口株式会社との協定
- (3) 知事と株式会社エフエム山口との協定
- (4) 知事と山口朝日放送株式会社との協定

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

イ 放送対象地域の範囲

知事（市長が直接要請する場合は、市長。）と放送機関がその都度協議して決める。

(2) 放送手続

ア 市における放送要請

災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、（別紙1）により、原則として県を通じて行う。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。この場合、市長は、事後速やかに県に放送報告書（別紙2）を提出する。

イ 放送要請要領

(ア) 放送要請の指示

統括調整部は、特に必要と認めた場合は広報班に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

(イ) 放送要請文の作成

広報班は要請文（別紙１）を作成する。

(ウ) 放送要請の決定

放送要請は、本部長（市長）が決定する。市長不在の場合は、副本部長（副市長）が決定する。

(エ) 放送機関への伝達要請

広報班は、県災対本部本部室班に対して、別紙１により要請する。やむを得ず放送機関に直接要請する場合は、別紙１による要請文をファクシミリ又は電話により各放送機関への伝達を要請する。

(オ) 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するための市、県及び放送機関の連絡責任者は次のとおりである。

- a 市：広報班（広報係：県災対本部本部室班との連絡、直接要請等各報道機関との連絡）
- b 県：防災危機管理課長（本部室班長）
- c 放送機関

放送機関	連絡責任者	連絡先
N H K 山 口 放 送 局	放送部長	083-921-3737
山 口 放 送 株 式 会 社	報道制作局長	0834-32-1110
テ レ ビ 山 口 株 式 会 社	報道制作局長	083-923-6113
株 式 会 社 エ フ エ ム 山 口	放送部長	083-924-4535
山 口 朝 日 放 送 株 式 会 社	報道制作部長	083-933-1111

別紙1

項 目	内 容
放送要請の理由	
放 送 事 項	
放 送 日 時	(月 日 随時 即時)
系 統	(市内一円) (〇〇地区を主体) (テレビ・ラジオ)
そ の 他	

上記のとおり要請します

年 月 日

様

萩 市 長

印

別紙2

項 目	内 容
放 送 日 時	(時、 時) 回
系 統	
放 送 事 項	
そ の 他	

上記のとおり報告します

年 月 日

山口県知事

様

萩 市 長

印

※ サイズは、別紙1、別紙2ともA4版とする。

第2項 市内放送機関に対する放送の要請 【市（防災危機管理課、広報係、情報政策課、各対策部）・市内放送機関（萩テレビ(株)、エフエム萩）】

本市には、市が出資し、市内の大部分を放送エリアとするケーブルテレビ放送局及びコミュニティFM放送局がある。地元密着型放送局の利点を生かした、きめ細かな情報提供を始め注意事項の伝達や周知徹底に多大な威力、効果が期待される。要請手続き及び要領は、前項の「市長が、直接放送機関に要請する場合」に準じて行う。

【放送機関】

放送機関	連絡責任者	連絡先	備 考
萩テレビ(株)	報道制作部長	0838-25-7400	HCN12（121 チャンネル）
(株)エフエム萩	部 長	050-3448-4002	NANAKO（77.5 メガヘルツ）

第3項 緊急警報放送（Emergency Warning System、略称: EWS）

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民などに情報を提供する手段として緊急警報放送がある。緊急警報放送は放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又は、これを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、市長も緊急時には知事を通じて、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。（大規模地震対策特別措置法第9条第1項）
- (2) 津波警報が発せられたことを放送する場合。（気象業務法第13条第1項）
- (3) 市長から知事を通じての要請により放送する場合。（気象業務法第13条第1項）

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

※ NHKは毎月1日（1月は4日）の11時59分から12時に、地上波、衛星波、ラジオ第1、エフエム放送で試験放送を実施している。

3 利用方法等

知事（市長は知事を通じて）は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求める。

第4項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。ラジオ・テレビ等の公共放送機関は、住民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。このため、各放送機関（NHK 山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画（総務部）

災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時適切な情報の提供を行う必要がある。市は、災害時の広報活動及び報道機関への発表について次のとおり必要な事項を定める。

第1項 広報活動 【市（広報係、各部）】

広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。また、災害広報を円滑、迅速に実施するとともに、情報の輻輳、混乱を防止するため、あらかじめ広報責任者を定めておく。

1 広報の内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられる。

(1) 事前情報

- ア 気象に関する情報
- イ 交通情報
- ウ その他必要事項

(2) 中間情報

- ア 避難に関する情報
- イ 災害発生情報
- ウ 交通規制情報
- エ その他必要事項

(3) 発災直後情報

- ア 交通規制情報
- イ ライフライン情報
- ウ 安否情報
- エ 避難所情報
- オ 給水・食料・生活物資の情報
- カ 復旧情報
- キ 廃棄物収集・仮設トイレの情報
- ク その他必要事項

2 広報担当部局
統括調整部広報班（広報係）

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施することとなる。市が実施する広報活動に必要な事項は次のとおりである。

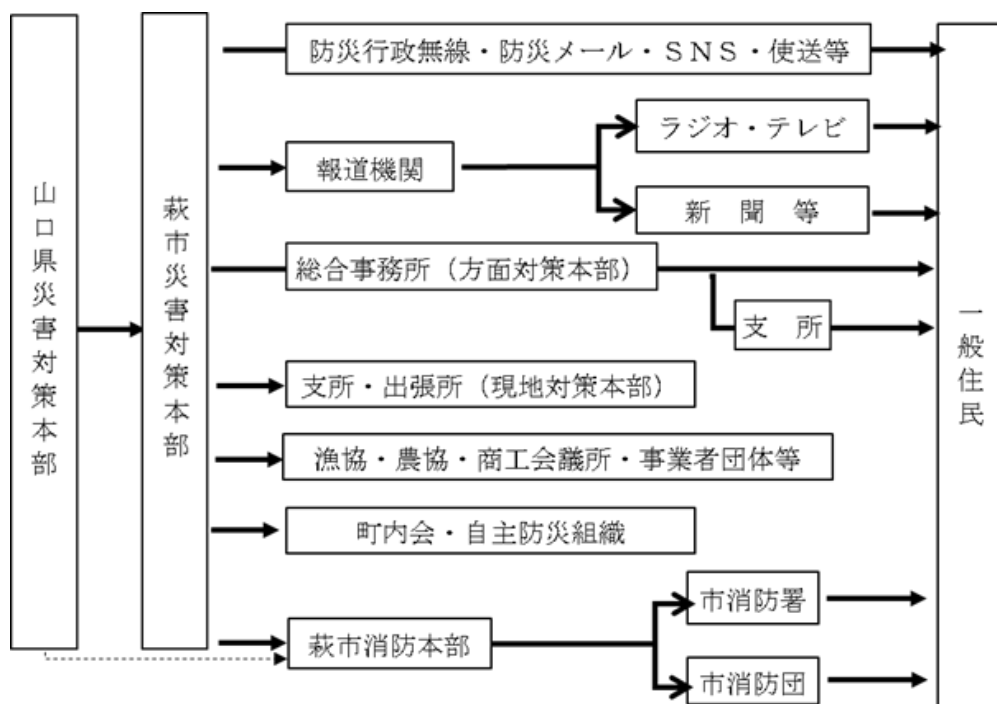
1 統括調整部広報班の体制

広報班は、災害対策本部の広報、報道対応の窓口として単独又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施する。

- (1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること。（災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国、県等の展示依頼に備えておく。）
- (2) 広報印刷物の編集、発行に関すること。
- (3) ラジオ・テレビ・新聞・ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、防災行政無線の活用に関すること。
- (4) 情報の収集整理に関すること。
- (5) 報道機関への情報資料の発表に関すること。
- (6) 記者会見に関すること。
- (7) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること。
- (8) 防災メール、ツイッター、フェイスブック、ホームページその他のメディアを活用した広報に関すること。

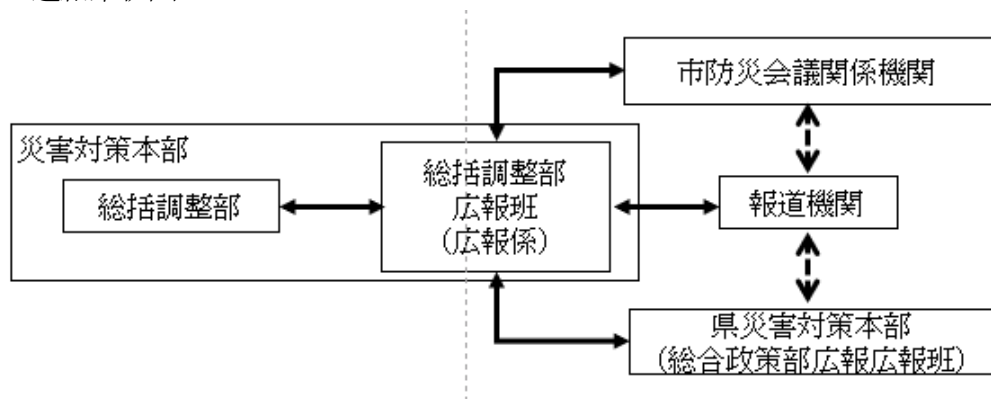
2 災害広報に関する連絡等

- (1) 災害広報活動の流れ市災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する事項

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

防災情報の提供は、電話、ファクシミリ、電子メール、SNS、文書送達、連絡員の派遣、放送等のあらゆる方法（第3編第2節第2項気象警報・注意報・気象情報及び水防警報等に係る伝達方法）を選択活用するが、非常時は市報の他、民間事業者の電光表示板、情報誌、新聞折り込みを活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
県	1 災害広報資料の収集及び提供依頼に対する対応 2 住民に対する広報事項についての広報依頼に対する対応 3 被害状況及び応急対策の状況についての広報依頼に対する対応 4 災害全般の情報提供依頼に対する対応
市各対策部	1 各対策部の被害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 2 被害状況の取りまとめ及び資料の提供（統括班情報整理担当）
報道機関	1 被害状況及び応急対策の状況の発表 2 住民への広報事項の周知についての協力依頼 3 情報提供についての依頼 4 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡体系図」により処理する。この場合現地住民、県、関係防災の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

ア 住民に対する広報

項 目	内 容
広報対象	住民に対する広報
広報事項	気象情報等の周知及び防災上の一般的注意状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項
実施主体	気象台、県、市防災関係機関
広報手段	・ 防災行政無線による周知 ・ 防災メールによる周知 ・ 総合防災アプリ ・ コミュニティ FM 放送の活用 ・ ケーブルテレビ放送、一斉告知放送の活用 ・ 漁協放送設備等の活用 ・ 組織を利用したの口伝 ・ 報道機関へ依頼 ・ 広報車巡回 ・ ホームページ、SNS による周知 ・ アチュア無線局への依頼 ・ チラシ、掲示による周知 ・ 広報紙への掲載
備 考	・ 必要に応じ民間広報車の借上を行う ・ 自治会組織を活用する ・ SNS：ツイッター、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービス

イ 国の関係省庁機関への広報

項 目	内 容
広報対象	国の関係省庁機関への広報
広報事項	・ 被害の状況 ・ 応急対策、応急救助の実施
実施主体	県、指定地方行政機関・指定地方公共機関等
広報手段	・ ビデオ ・ 写真 ・ 広報紙(誌) ・ 新聞スクラップ
備 考	必要に応じ民間広報車の借上を行う 自治会組織を活用する SNS：ツイッター、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービス

ウ 県外に対する広報

項 目	内 容
広報対象	県外に対する広報
広報事項	・ 災害全般の情報 ・ 応急対策、活動支援要請
実施主体	県
広報手段	・ 報道機関へ依頼 ・ 他県等への依頼

(3) 報道機関に対する発表

ア 発表方法

原則として、統括調整部広報班が定期的に発表する。

イ 発表場所、時間

広報班が関係者と協議して決めるとするも、発表場所は対策本部と別室とする。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

第1節 事前措置計画 【（市・消防本部）・警察・海上保安署・関係団体】

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位がはん濫注意（警戒水位）に達したとき（水防法第15条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第21条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第24条の2）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・木材・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置（注）災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものもある。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。
（第2節応急公用負担関連）

第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条2項）

警察署長、海上保安署の長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。（注）指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の屋外における火災予防等の措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件、若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又は、その使用に際し火災発生の恐れのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又は、これらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去、その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求 (水防法第17条)

1 事前措置要求の条件

随時、（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については、市が管理条例を制定している場合は条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告を行う。

第2節 応急公用負担計画 【（県・市・消防本部・警察・海上保安署・関係団体）】

第1項 市長の権限 （災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、転移、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。

（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条）

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、84条第1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限 （災対法第64条第7項、65条第2項、63条第2項）

市、若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限 （災対法第64条第8項、65条3第項、63条3第項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限 （消防法第29条）

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条第8項）水災は水防法に規定されている。（水防法第21条等）

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物、及びこれらのある土地を使用し処分し又は、その使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第36条の3の規定による。

第5項 消防長又は消防署長の権限（消防法第29条、30条、36条）

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条第8項）

1 権限行使の要件と内容

(1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは(1)以外の消防対象物及び、これらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。

(3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を利用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条第3項、36条の3の規定による。

第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第24条、28条、45条）

1 物的公用負担（水防法28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用

(3) 車両、その他の運搬用機器、若しくは排水用機器の使用

(4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、45条の規定による。

4 消防機関の長とは、消防長をいう。

水防団（本市においては萩市消防団）及び消防機関（消防本部・消防署・消防団）は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

5 水防法

(1) 水防団及び消防機関の出動

第17条、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(2) 警戒区域

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(3) 居住者等の水防義務

第24条、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(4) 決壊の通報

第25条、水防に際し堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(5) 決壊後の処置

第26条、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り、はん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(6) 立退きの指示

第29条、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第7項 知事の権限（救助法第24条、第25条、災対法第71条、第81条）

- 1 災害救助法を適用した場合（災害救助法第24条、第25条、災対法第71条、第81条）
 - (1) 従事命令
 - ア 権限行使の要件
救助を行うため、特に必要があると認めるとき。
 - イ 命令の対象（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第10条）
 - (ア) 医療関係者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師
 - (イ) 土木建築工事関係者
土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者
 - (ウ) 輸送関係者
地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従業者（注）厚生労働大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。
 - ウ 命令の内容
救助に関する業務に従事させる。
 - エ 命令の手続き
災害救助法施行規則（昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号）第4条公用令書を交付して命じる。
 - (2) 協力命令（災害救助法第25条）
救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。
 - (3) 物的公用負担（災害救助法第26条）
 - ア 権限行使の要件
救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は厚生労働大臣の命令を実施するとき。
 - イ 権限の内容と対象（災害救助法施行令第12条）
 - (ア) 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理
 - (イ) 土地、家屋、若しくは物資の使用
 - (ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管又は物資を収用
 - ウ 公用負担の手続き
公用令書により命じる。（災害救助法施行令第4条）
 - エ 損失補償及び損害補償
救助法第24条第5項、第29条の規定による。
- 2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）
 - (1) 権限行使の要件
災害が発生した場合において次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

- ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - イ 施設及び設備の復旧に関する事項
 - ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
 - エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - オ 緊急輸送の確保に関する事項
 - カ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 権限の対象と内容
救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）
- (3) 命令の手続き
公用令書により命じる。（災対法第81条）

第4章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機関名	活動内容
市 (消防本部) (消防団)	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急機材を利用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに近隣市町に対し、必要な応援要請を行うとともに、県に対して自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ、迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (厚政課)	(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が、災害現場において情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (3) 自衛隊、国に対し必要な派遣要請を行う。 (4) 救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。

機関名	活動内容
萩警察署	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 市（消防本部・消防団）、県、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
萩海上保安署	(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 (5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明の捜索に当たる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合の実施機関は、市長に委任されており市となる。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内。

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ 修繕費

救出のため使用（借上使用を含む）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用する場合の燃料費、搜索・救出作業を行う場合の照明又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

4 資機材の調達

救急・救助に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

第2項 傷病者の搬送 【(市民病院、保健部、消防本部)・県・関係機関】

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班（市民病院）の班長は、救助隊等により運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。人工透析が必要な臓器疾患患者等は、外傷がなくても生命の危険にさらされる場合があることから、搬送順位を考慮する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班（市民病院）又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた市、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて自衛隊、海上保安本部等に対しヘリコプターによる搬送を要請する。

エ 島嶼部の傷病者を悪天候等によりヘリコプターで、搬送できない場合は海上保安庁又は海運事業者等に船舶による搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要になる。このため、県（健康福祉センター（環境保健所））は、広域災害・救急医療情報システムを利用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

○ 資料編：医療機関一覧表

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る市関係対策部（土木課）及び県関係対策部（道路整備課・交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保するとともに、情報連絡体制を確保する。

(4) トリアージ・タグの整備

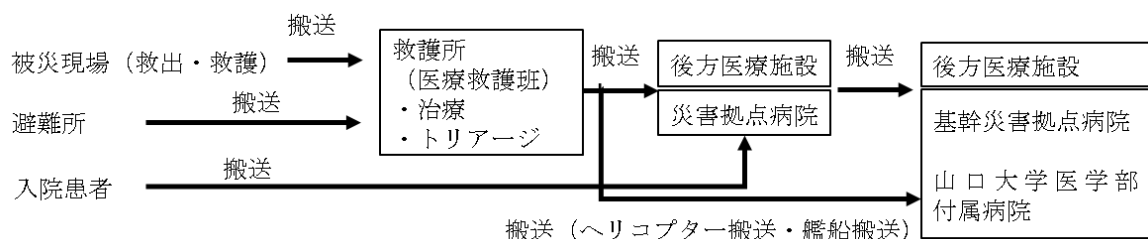
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関係する機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。標準化するトリアージ・タグの様式等は、資料編に掲載

○ 資料編：標準トリアージ・タグ

第2節 医療等活動計画（市民病院・保健部）

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



○ 救医療圏

※ 災害拠点病院

- ・ 山口県DMAT指定病院： 医誠会都志見病院
- ・ 基幹災害拠点病院： 山口県立総合医療センター

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は一次的には市が実施し、県は、これを応援・補完する。

1 医療救護活動

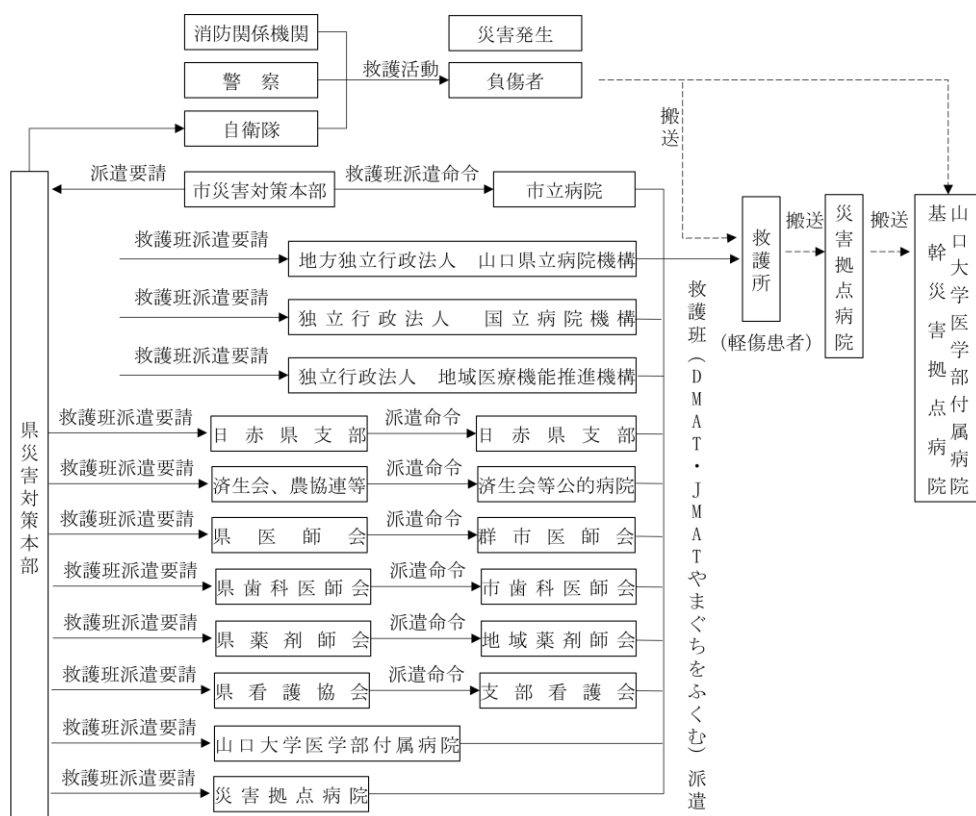
(1) 医療救護班の編成

ア 消防班及び保健部、医療調整班は被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し地域の救護体制の実状把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の編成を要請する。

ウ 医療救護班の編成基準

(ア) 医療救護活動体系図



(イ) 医療救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね1救護所1班を目途に編成する。

エ 医療救護班を編成した医療関係機関は、国が非常対策本部を設置している場合は、救護班の編成について報告するよう努める。

オ 各機関は災害時の、医療施設の診療状況等の情報について、広域災害・救急医療情報システム等を活用し迅速に把握する。

(2) 市の活動内容

- ア 市立医療機関による医療救護班を設置し、必要に応じ現地救護班を派遣する
(市民病院、市診療所)
- イ 必要に応じ萩市医師会に医療救護班の応援を要請する。
- ウ 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、萩健康福祉センター所長
(萩環境保健所長)に応援要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請
を行う。(要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。)
 - (ア) 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
 - (イ) 必要とする医療活動の内容(内科、外科、産婦人科等の別)及び必要
資機材
 - (ウ) 応援必要班数
 - (エ) 現地への進入経路、交通状況
 - (オ) その他参考となる事項
- エ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後萩健康福祉
センター(萩環境保健所)にその状況を報告する。この場合の要請内容は、
上記ウに掲げる事項とする。

(3) 医療救護所の設置

- ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が
設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、
被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりである。
 - (ア) 避難場所
 - (イ) 避難所
 - (ウ) 災害現場
- イ 医療救護班の業務内容
医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な
治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおり。
 - (ア) 傷病者に対する応急処置
 - (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
 - (ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
 - (エ) 助産救助
 - (オ) 警察協力医、検視官と協力して死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を
必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県が2次医療圏ごとに定める災害拠点病院では、現場救護所で救急処置された
傷病者のうち入院し、本格的治療を要する者について必要な医療救護活動が
行われることとなる。

(2) 基幹災害拠点病院

県は、基幹災害拠点病院を定め、現地救護所、避難所救護センター又は災害
拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な
救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

- (3) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておく。
- (4) 現場救護班と後方医療機関（災害拠点病院）との間の連絡調整、情報提供は、県健康福祉部地域医療推進室が山口県医療情報ネットワーク等により実施する。

3 個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生ずるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

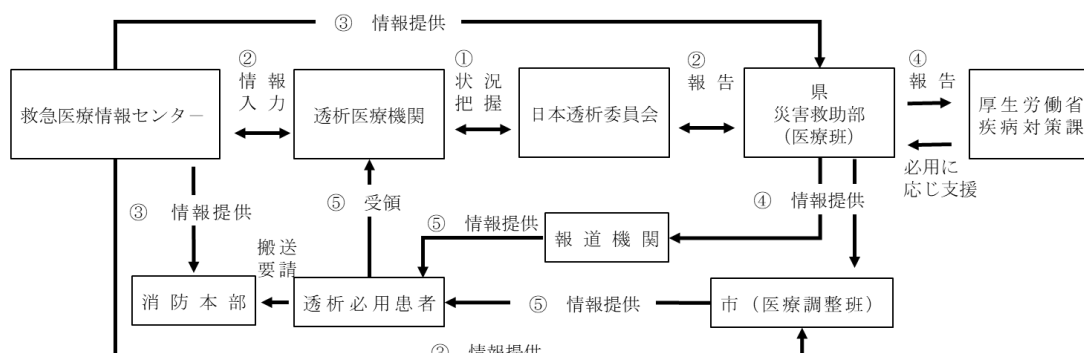
人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。このため、次の方法により人工透析医療の確保を図られる。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

イ 市（医療調整班）及び消防本部は、県（医務班）又は救急医療情報センターから情報の提供を受ける。

ウ これらの情報をもとに、市（医療調整班）は広報紙、報道関係等を通じて、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

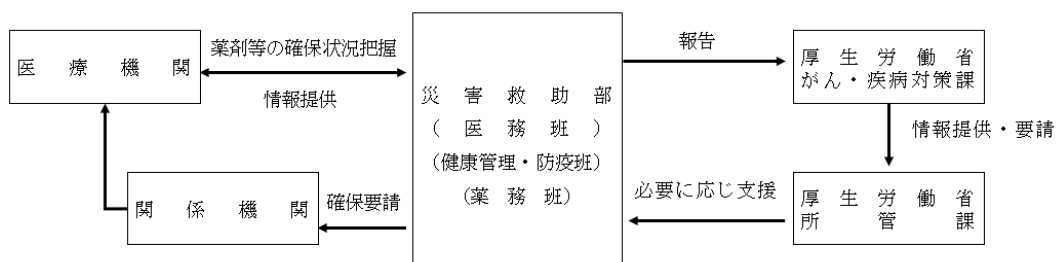


(2) 難病

ア 県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

(ア) 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

(イ) 病治療に必要な医療器具及び医薬品（例A L S等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、こう原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。



(3) 慢性呼吸不全及び心臓疾患

医療機関と在宅酸素療法機器取扱い事業者は、慢性呼吸不全患者等への酸素供給を継続するため、次の対策を講じる。

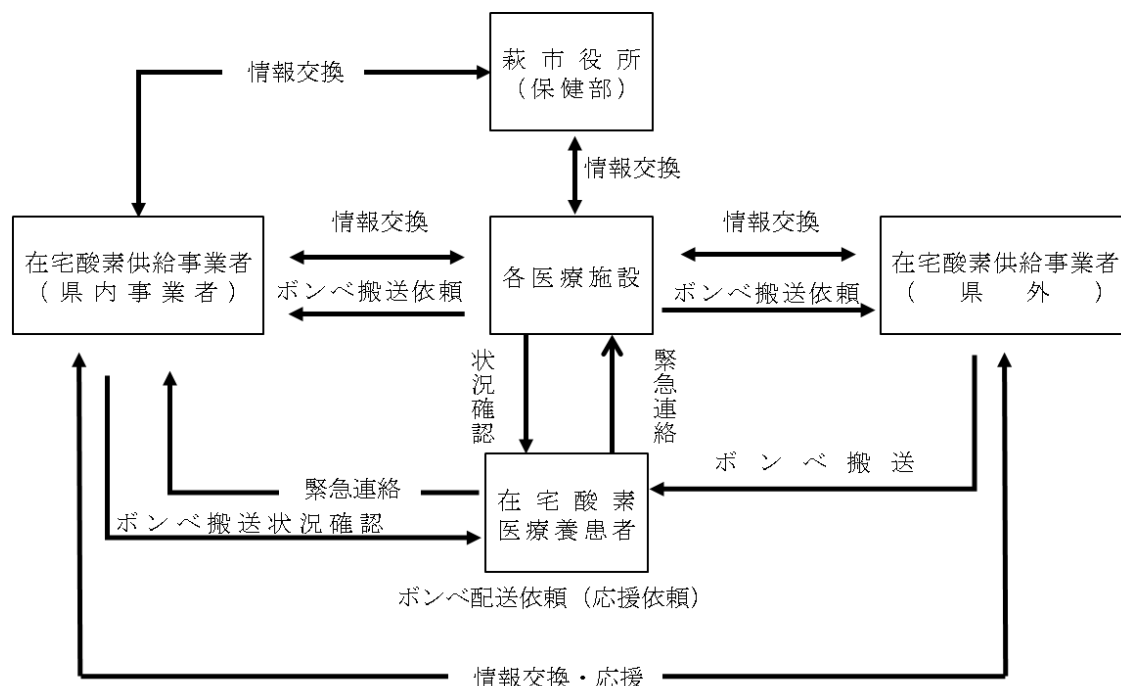
ア 緊急対応が必要な患者リスト及び災害初動マニュアルにより迅速な対応を行う。

イ 職員の非常対応訓練及び患者への緊急対応を指導する。

ウ 医療機関、患者、ライフライン機関との緊急連絡及び情報収集体制を確立する。

エ 機器（酸素濃縮機、酸素ボンベ等）の分散蓄、充填所や運搬体制を確立する。

オ 患者の安否確認、県外事業所や運送事業者の応援体制を確立する。



4 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、市、県災害救助部長が各々指定する者が行う。

第3項 健康管理体制（保健部・市民病院）

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。県は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市町からの応援要請また、自ら出動し健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

1 健康管理活動

医療救護班と連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班の臨時編成

資格者により臨時に健康管理班を編成する。1班当たりの構成。基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

- ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導
- イ 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 関係機関との連絡調整

(3) 健康管理班の活動内容

- ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により被災者のニーズ等に、的確に対応した健康管理を行う。
- イ 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、萩健康福祉センター所長（萩環境保健所長）に応援要請を行う。
- ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、じ後、萩健康福祉センター所長（萩環境保健所長）にその状況を報告する。
- エ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

第4項 救助法に基づく医療・助産計画（保健部）

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し被災者の保護を図る必要があることから、市は県と協力して、これに必要な措置を講じる。※ 萩圏域健康危機管理対策マニュアルにより対応する。

1 実施機関

(1) 市

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長（地域医療推進課・健康増進課）がその対策を実施する。

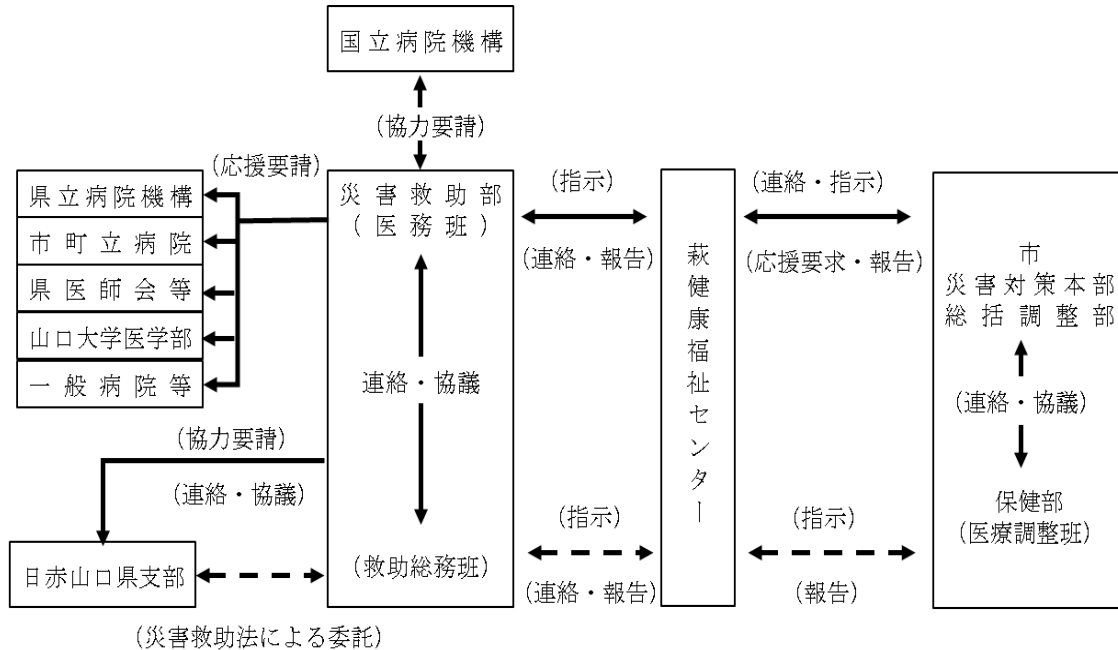
(2) 県

救助法が適用されたときは知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき、又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、救助法施行細則第3条第1項の規定により市長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、医療救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、医療救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し治療する。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができる。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力、又は活動能力の限界を超える場合
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができる。

5 措置手続等

(1) 医療救護班による場合

医療救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

ア 市長は生活保護法による医療券に、「災害」と朱書きして直接対象者に交付する。

イ 市長は医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定する。

6 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

ア 医療救護班の費用

(ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

(イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第34条に定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 医療救護班が使用、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱う。）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内（注）救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先する。

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める施術料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

7 費用の請求

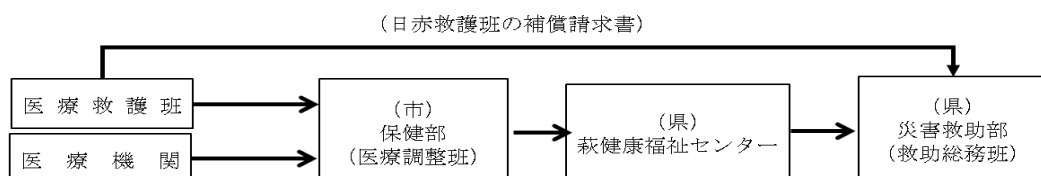
(1) 救護班の費用の請求

救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



- (4) 日赤救護班又は従事命令による医療救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

8 実施機関

(1) 医療の期間

- ア 災害発生の日から14日以内とする。
- イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2) 助産の期間

- ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。
- イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

9 連絡協議等

- (1) 医療救護班（市民病院）と医療調整班は、相互に連絡調整を図るとともに、萩健康福祉センター、日赤山口県支部、市医師会等と相互に連絡、協議し、円滑な救護活動を実施する。
- (2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は萩健康福祉センターが当たることとなっている。
- (3) 市の区域については、県本部災害救助部が、直接実施するか又は市の医療調整班に補助執行させる。

第5項 医薬品・医療資器材の補給（保健部）

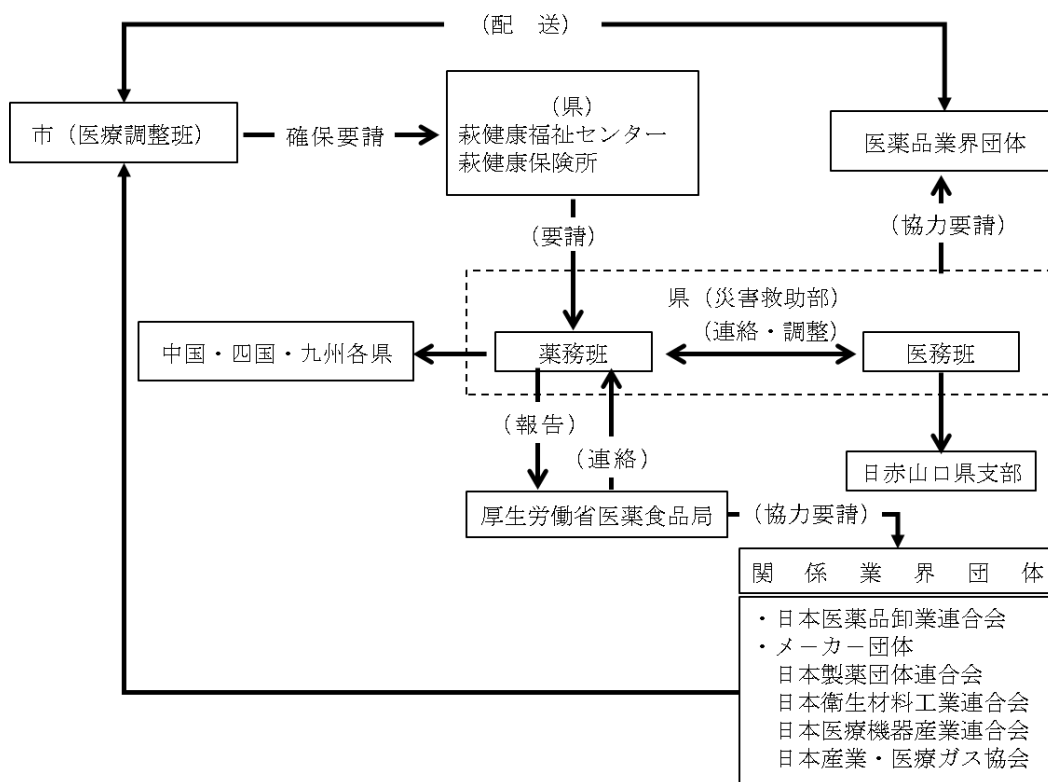
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省に対して報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び山口県災害時医薬品等供給マニュアルにより、医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

- ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持品を繰替使用する。

イ 補給態勢



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 市

血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日赤山口県支部に供給を要請する。

イ 山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

- (ア) 被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。
- (イ) 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの確保を図る。
- (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ、防災関係機関の協力を得ながら迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画 (保健部・消防本部)

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定める。

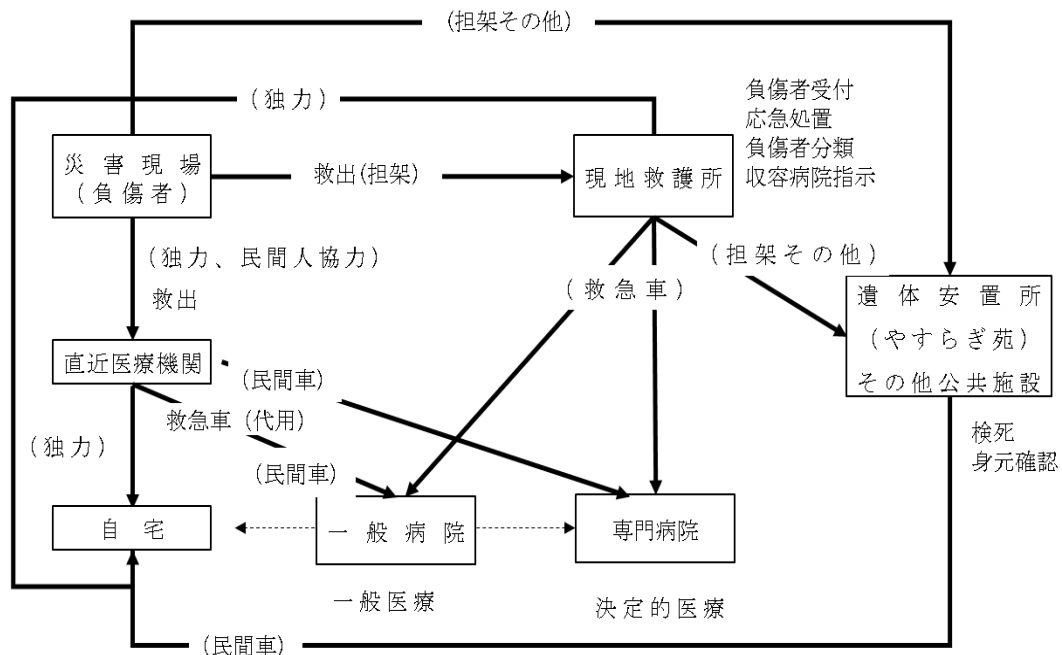
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対象における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容は概ね次のとおり。

- (1) 災害現場の救出
- (2) 現場付近の応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理（当該医療機関に収容した者に限る。）
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



- 4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は関係法令及び県の萩圏域健康危機管理対策マニュアル又は市の地域防災計画に定めるところによる。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置（災対法第7条）

災害発生責任者（企業体等）は災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防及び警察機関ならびに状況に応じて、海上保安署又は空港事務所に通報するとともに自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

2 消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者からの通報、その他により本対策による措置が必要と認めたときは、ただちに市長及び知事に通報するとともに、その事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか、適切な措置を講じる。

3 市の措置（災対法第62条）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会、その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて地区医師会長等又は日本赤十字社山口県支部長、その他の関係機関に出動を要請し知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておく。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

4 県の措置（災対法第70条）

知事は、災害の状況から市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるときは市長からの応援の要請があったときは、必要に応じて県立総合医療センター救護班（災害派遣医療チーム（DMAT））の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣及び県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、独立行政法人国立病院機構その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じる。

5 日本赤十字社山口県支部の設置（日本赤十字社法第27条第2項、第28条、第33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じる。

6 医師会長等の措置

医師会長等は、知事また市長から出動の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じる。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安部長又は空港事務所長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じる。

8 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7～9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力する。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事又は市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請する。ただし緊急を要する場合においては電話、口頭等により要請し、事後すみやかに文書を送付する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要事項

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努める。災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努める。

2 現地救護所

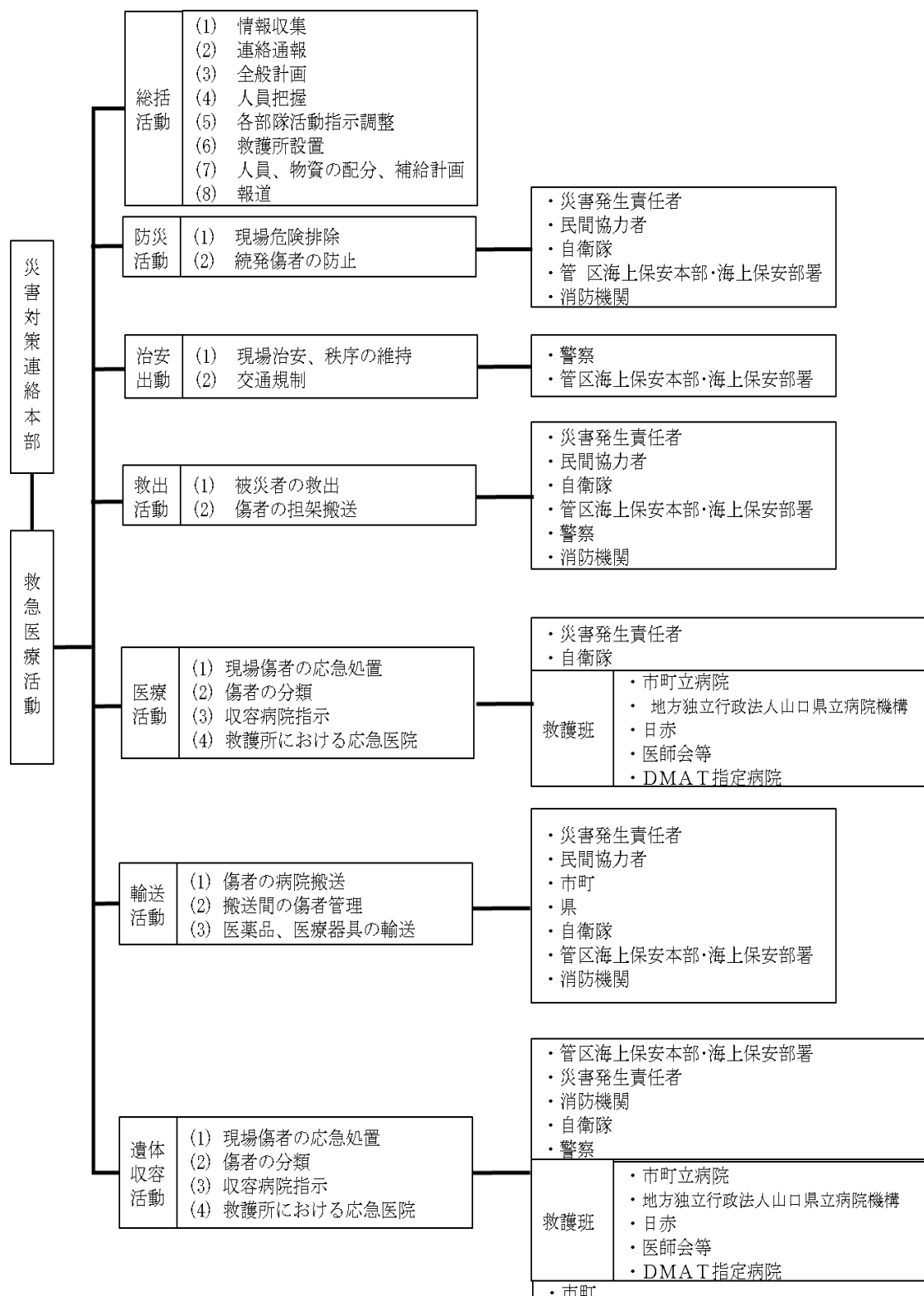
災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係職員と協議のうえ、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急

処置及び救急初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現地に出動した部隊の活動

災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は次のとおり。

<災害現場における救急医療活動>



4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施する。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、次の区分により負担する。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は市
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別に事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議のうえ定める。

2 実費弁償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療機材及び医療器具等の消耗についてはその実費を時価で弁償する。

3 損害補償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し負傷し疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助に係る規定の例により補償する。知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じてこれを補償する。

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させる救急医療活動を実施したときは、じ後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出する。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度

6 救急医療活動の概要

7 その他必要な事項

第7項 協定

市長は、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長と本節の対策実施について、別途協定書を取りかわしておく。

第5章 避難計画

第1節 避難指示（総務部）

第1項 避難の実施機関及び実施体制

（市長・知事・警察官・海上保安官・自衛官・水防管理者）

1 避難指示権者及び時期

(1) 市長

項 目	内 容
指示権者	市長（委任を受けた 吏員又は消防職員）
関係法令	災対法 第60条第1項第3項
対象となる災害の内容 （要件・時期）	全災害 ・ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・ 人の生命又は身体を災害から保護しその他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・ 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
指示の対象	必要と認める地域、必要と認める居住者等
指示の内容	立退きの指示、立退き先の指示、緊急安全確保措置の指示
取るべき措置	県知事に報告（窓口：県防災危機管理課）

(2) 知事

項 目	内 容
指示権者	知事（委任を受けた吏員）
関係法令	災対法 第60条第6項
対象となる災害の内容 （要件・時期）	・ 災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合
指示の対象	必要と認める地域、必要と認める居住者等
指示の内容	立退きの指示、立退き先の指示、緊急安全確保措置の指示
取るべき措置	事務代行の公示

(3) 警察官

項 目	内 容
指示権者	警察官
関係法令	災対法第 61 条 警察官職務執行法第4条
対象となる災害の内容 (要件・時期)	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合
指示の対象	必要と認める地域、必要と認める居住者等
指示の内容	・ 立退き又は緊急 安全確保措置の指示 ・ 警告を発すること ・ 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)
取るべき措置	災対法第 61 条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告）

(4) 海上保安官

項 目	内 容
指示権者	海上保安官
関係法令	災対法第 61 条 海上 保安庁法第 18 条
対象となる災害の内容 (要件・時期)	全災害 ・ 市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・ 天災事変等危険な事態がある 場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき。
指示の対象	・ 必要と認める地域の必要と認める居住者等 ・ 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者
指示の内容	・ 立退き又は緊急安全確保措置の指示 ・ 船舶の進行、停止、指定場所への移動 ・ 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 ・ その他必要な措置
取るべき措置	災対法第 61 条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告）

(5) 自衛官

項 目	内 容
指示権者	自衛官
関係法令	自衛隊法第 94 条
対象となる災害の内容 (要件・時期)	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合
指示の対象	・ 必要と認める地域の必要と認める居住者等 ・ 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者
指示の内容	避難について必要な措置 (警察官が その場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)
取るべき措置	警察官職務執行法第4条の規定の準用

(6) 知事（その命を受けた県職員）

項 目	内 容
指示権者	知事(その命を受けた県職員)
関係法令	地すべり等 防止法 第 25 条
対象となる災害の内容 (要件・時期)	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。
指示の対象	必要と認める区域内の居住者
指示の内容	立退くべきことを指示
取るべき措置	その区域を管轄する警察署長に報告

(7) 知事（その命を受けた県職員）水防管理者

項 目	内 容
指示権者	知事(その命を受けた県職員)水防管理者
関係法令	水防法 第 29 条
対象となる災害の内容 (要件・時期)	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
指示の対象	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者
指示の内容	立退くべきことを指示
取るべき措置	その区域を管轄する警察署長に報告 (水防管理者による場合のみ)

2 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

3 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、本防災計画に定める。一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- (2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数（実況値、予測値）が洪水警報基準を大きく超過するとき。
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断される時。
- (4) 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (6) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。
- (7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき。
- (8) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。
- (9) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (10) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。
- (11) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。
- (12) その他、危険が切迫していると認められるとき。

4 避難指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。なお、市は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。また、指定地方行政機関又は県は、市から助言を求められたときは、必要な助言をする。

種 別	事前避難
概 要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。 (2) 河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想される時。 (地滑り指定地域等) (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合

種 別	緊急安全確保
概 要	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合
予想される事態	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく。

種 別	収容避難
概 要	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 収容に当たっては 輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

5 避難指示等の伝達方法

避難指示等を行った市長は、住民に対し避難指示の伝達を行う場合は、以下に示すとおりの手段、方法により周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等への伝達や、夜間における伝達には特に配慮する。また、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠ける恐れがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を要請する。

- (1) 電話、FAX、コミュニティ無線等
- (2) 電子メール（緊急速報メール、SNS、ホームページ等を含む）
- (3) 防災行政無線（同報系）
- (4) 他機関の放送設備（漁協放送等）
- (5) テレビ（ケーブルテレビ等）、ラジオ（コミュニティFM等）
- (6) 広報車（市、消防機関、警察等）
- (7) 信号（半鐘、サイレン、煙火等）
- (8) 伝達員（職員・町内会長・消防団員・避難行動要支援者登録者）による個別訪問等、最も確実な伝達方法であるが地区分担等を予め定めておく必要がある。
- (9) 施設管理者を通じての伝達（この場合施設管理者への伝達方法を確実に行う。）

6 警報の伝達等及び避難の指示等のための通信設備の優先利用等（災害対策基本法第57条及び第61条の3）

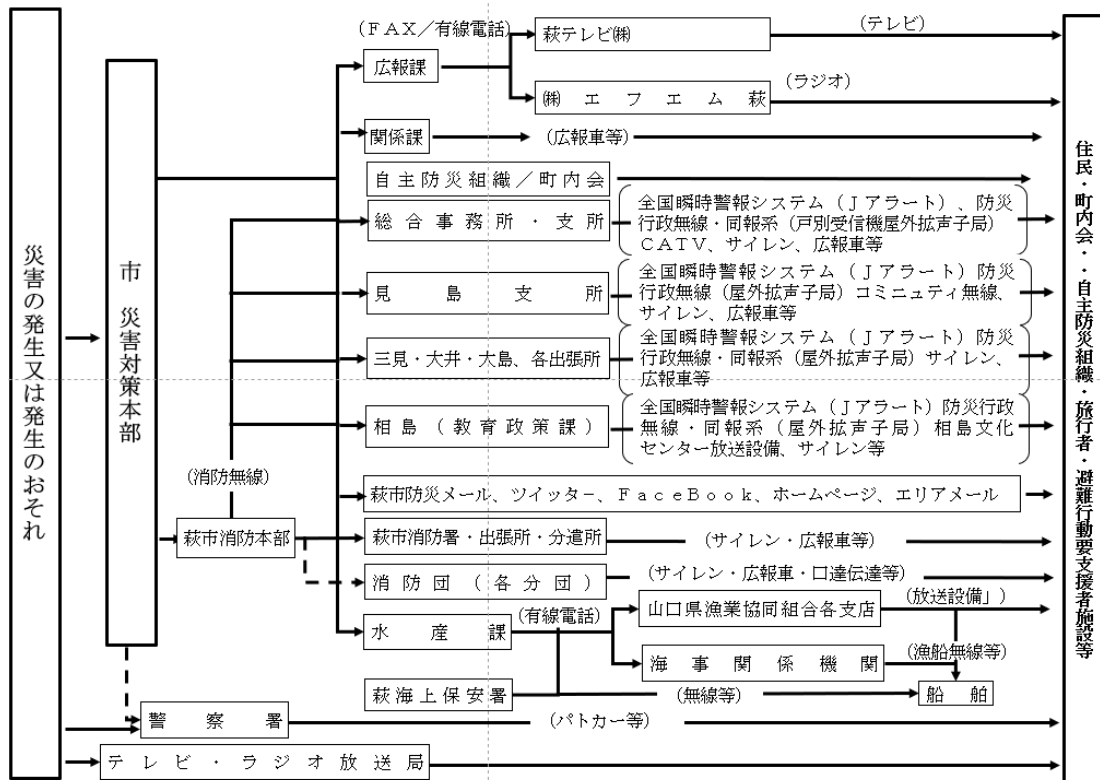
緊急を要する場合、市長は下記の者に設備等の優先利用を求めることができる。

- (1) 電気通信事業者が設置する有線電気通信設備、無線設備の使用すること。
- (2) 基幹放送事業者による放送を行うこと。
- (3) インターネット事業者にインターネットを利用した情報の提供を行うこと。

7 避難指示等の伝達内容は次のとおり。

- (1) 避難指示者
- (2) 避難指示の理由及び対象地域
- (3) 避難施設及び場所の名称及び所在地（既に相当の浸水があり、安全な避難所が確保できない場合を除く。）
- (4) 避難経路（危険ルートがある場合など、特に指示する必要がある場合に明らかにすればよい。）
- (5) 注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等）

8 避難指示の伝達系統図



第2項 警戒区域の設定（市長・警察官・海上保安官・自衛官・消防職員・水防職員）

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

- (1) 警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知することとなっている。

- (2) 避難指示に従うことは任意であるが、警戒区域について市長又は事務を代行する者の発した退去命令等に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処せられる。（災対法第116条第1項第2号）
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。（水防法第21条）

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に設定する。また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておく。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達する。

第3項 避難誘導（市・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等）

避難指示が出された場合、市は萩警察署及び消防署・消防団等の協力を得て、一定の地域又は町内会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。この場合、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等要配慮者を優先して避難誘導する。また、避難対象者が移動手段を確保できない場合は、公用車やマイクロバス等を派遣する。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- 5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

- 6 高齢者、障がい者等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 7 誘導中は、二次被害等の事故防止に努め、状況により屋内での高所退避等による安全確保措置をとる。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶等による避難を検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し実施する。

第4項 県の実施する避難措置

1 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

2 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市町内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市町長若しくはその委任を受けた市町職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

3 県立社会福祉施設、県立学校その他、県立施設の入所者の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校その他、県立施設の所管課は必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合その旨を、総務部本部室班（防災危機管理課）に通報する。

4 避難状況等に関する広報

総合企画部（広報広聴課）は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般住民に対して広報を行う。

第2節 避難所の設置運営（福祉部・教育委員会）

避難所は災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならぬ者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時には市長が、知事の委任を受けて行うことになる。避難所の開設は災害が発生するおそれがある場合、又は発生時において予定避難場所のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等から行う。また、必要に応じて予定避難場所以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。ただし、市職員のみで対応は困難であるため、他機関、協力団体等（消防団、女性会、青年団、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

1 避難所指定職員

- (1) 市長より避難所指定職員に任命された職員で、原則として次の全てに該当しない者で編成する。
 - ア 所属長である者（現に事前避難所等に勤務する者を除く。）
 - イ 災害応急部署に勤務する者
 - ウ 消防職、医療職及び施設の技術管理を行う者
- (2) 避難所指定職員は、市民等との協働により円滑な避難所運営を推進する。

2 避難所指定職員の業務は、他の災害対応業務及び消防団業務に優先する。

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設時期

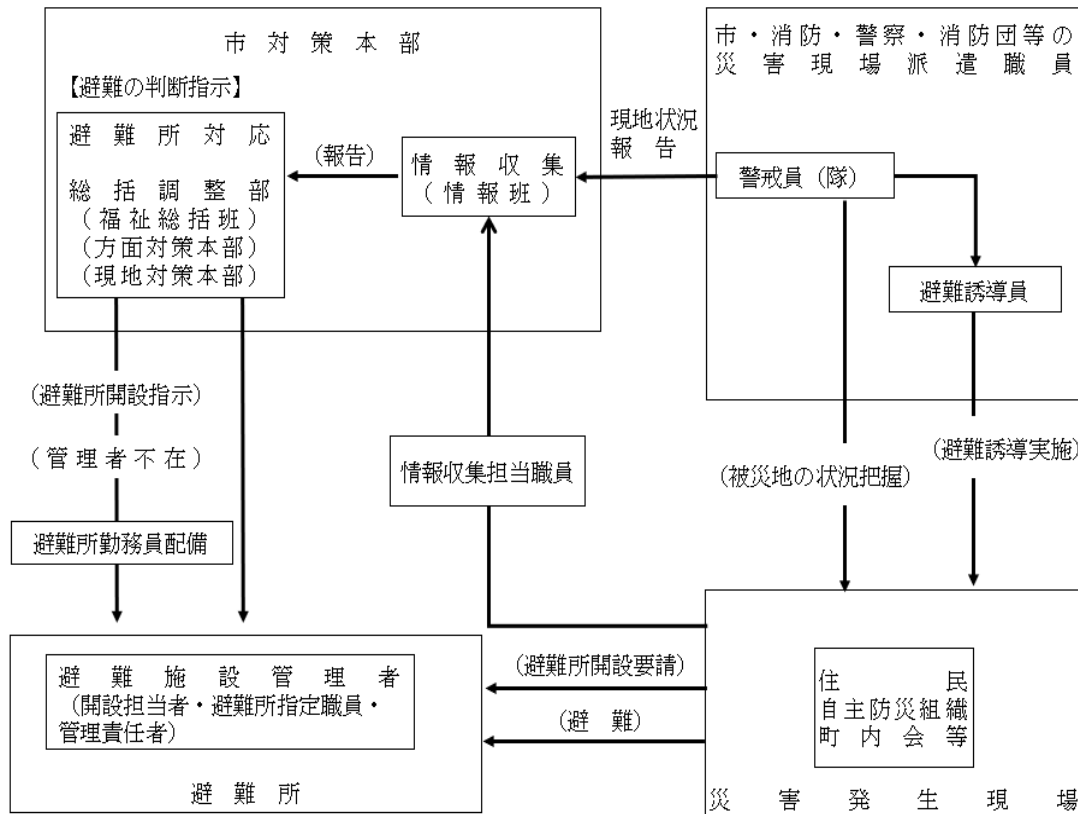
- (1) 高齢者等避難又は、避難指示が発表されたとき。
- (2) 警報等が発令され住民の自主避難の申し出又は、避難者の到着を覚知したとき。
- (3) 萩市で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 台風の接近など災害の発生が見込まれ、警戒担当者が必要と判断したとき。
- (5) 山口県日本海沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (6) 災害対策本部から要請があったとき。

○ 資料編：萩市予定避難場所一覧、萩市避難所指定職員制度実施規程

2 避難所の開設手順

- (1) 施設管理者、当直職員、警備員等が所在する場合は、電話等で開設を指示又は要請する。
- (2) 避難所とする施設が無人の場合（夜間休日で無人の場合を含む）は、避難所指定職員又は施設管理者を直接避難所に派遣する。
- (3) 夜間休日等の緊急開設に対応するため、市の避難所指定職員、避難所近隣の町内会及び自主防災組織の役員等に、鍵・施設等を厳正に管理する旨の誓約書を徴取して鍵を配付する。
- (4) 避難所とする施設の近隣に避難所指定職員や管理者が居住していない場合は、町内会長等からなる避難所運営委員会が開設する。

(5) 開設及び避難者等の安否情報の提供窓口を設ける。



4 開設予定避難所の安全性の確保

開設に先立ち避難予定所やそこに至る経路あるいは二次災害の危険から安全な場所であるかどうかをチェックする必要がある。

- (1) 施設管理者によるチェック（目視、予め示された点検項目等）
- (2) 危険度判定士によるチェック等

5 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。
- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市は避難者情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。
 - (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保に配慮する。特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。
 - (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置し、照明を増設するなど安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
 - (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
 - (9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
 - (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
 - (11) 高齢者等避難、避難指示が発せられていない場合は、避難にかかる実費を避難者から徴収する。原則として食料、日用品、寝具等は避難者の持ち込みとする。
- 6 避難状況等の報告
- (1) 避難所を開設した場合には、関係機関（萩健康福祉センター、萩警察署、消防署等）へ連絡する。
 - (2) 報告事項
 - ア 避難所開設の状況
 - イ 収容状況
 - ウ 炊き出し等の状況
 - エ 生活必需物資の状況
 - オ 開設期間の見込
 - (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。
- 7 被災者相談窓口（相談所）の開設
- 被災者の不安を取り除くため、早い時期に安否確認、生活相談、避難後の住家状況等の相談に、必要な窓口の開設を図る必要がある。このため必要な体制を確保する。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

- 1 災害によって現に被害を受けた者
 - (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

- (2) 現実に災害を受けた者
自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等
- (3) ライフラインの途絶等により生活の維持が困難な者
- (4) 市内に通勤若しくは通学する者及び観光客等で、一時的に滞在している者で道路の途絶等により帰宅が困難な者

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示が発せられた場合
- (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合。
 - ア（注）被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない。（救助法の基準）
 - イ（注）収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、出来るかぎり同一町内単位等にまとめることが望ましい。

3 自主避難による者

避難指示が発せられていない場合で、緊急に避難する必要がなく自主避難する者にかかる経費は実費を徴収する。原則として食糧、日用品、寝具等は避難者の持ち込みとする。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期 間

災害発生の日から7日間以内。災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費 用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材等
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、トイレ及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る経費

第4項 被災者の他地区等への移送及び他地区からの受け入れ

1 市において行う事項

- (1) 市の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは隣接県等への移送について県に要請する。この場合、所属職員の中から避難管理者を定め移送先市町に派遣し、避難所の運営に当たらせるとともに、移送に当たって

の引率者を定め引率させる。

- (2) 県から他地区の被災者の受け入れを指示された場合、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備し、避難所での運営に協力する。この場合、移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町村が行い、被災者を受け入れた市町又は避難所の運営に協力する。
- (3) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (4) 被災者の避難について、平素から隣接市町と協議しておく。

2 県において行う事項

- (1) 市等から被災者の移送の要請があった場合は、災害救助部救助総務班は県内他市町又は、相互応援協定に基づいて近隣県へ照会するなどして、被災者の移送先を決定する。
- (2) 知事は、移送先が決定したら直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。
- (3) 被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請する。この場合、県は非常災害対策本部が作成した広域的避難収容実施計画に基づき適切な活動を実施する。

3 移送方法

被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定、実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し地域の防犯に努める。

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第1節 活動体制（消防本部）

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動拠点（消防本部）

活動拠点の整備

県及び市は、災害類型に応じたフォワードベース（被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）の確保、整備に努める。

第3節 活動内容（消防本部）

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害応急活動
被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
- 2 救急活動
傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送
- 3 救助活動
災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助
- 4 火災防御活動
林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導
- 5 広域航空消防防災応援活動
大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援
- 6 災害予防活動等
県民への災害予防等の広報等

第4節 応援要請（消防本部）

市町等（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。）の長は、県知事に対して「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

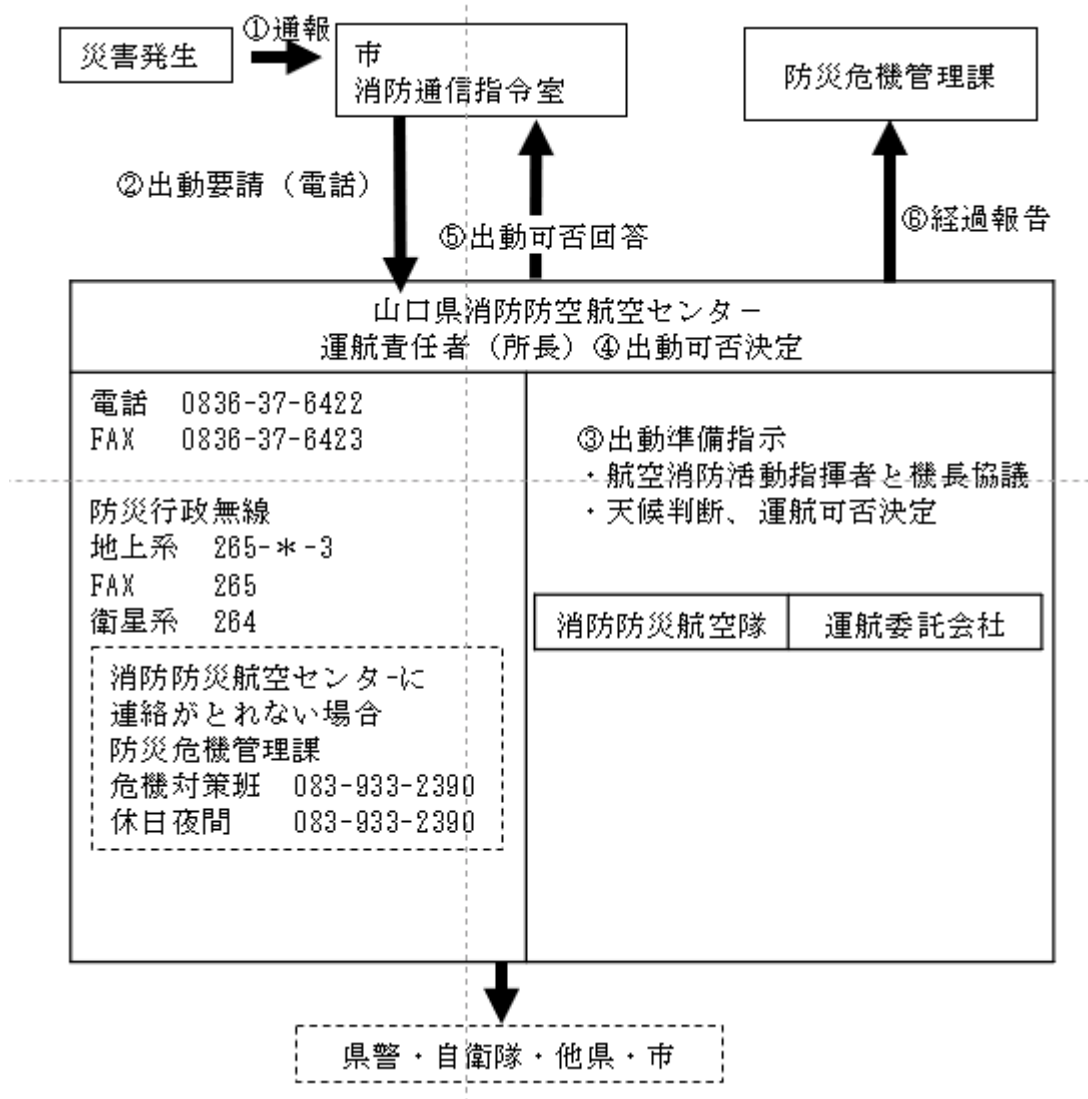
1 応援要請の原則

被災市町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請する。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町等の、消防力によっては防御が困難な場合又は、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他、救急救助活動等において消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



第5節 各機関への出動要請（消防本部）

県は消防防災ヘリコプターが運航できない場合や複数機による活動が必要な場合、必要に応じ各機関へ出動要請を行う。

1 県警察ヘリコプター

県は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビ電送システムによる映像の配信を県警察へ要請する。

2 自衛隊

県は、山口県地域防災計画「第3編 第7章 第2節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請する。

3 臨県・市ヘリコプター

県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づいて応援要請する。

4 ドクターヘリ

県は、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMATを含む）の派遣や傷病者の搬送を山口大学医学部附属病院に要請する。

第6節 県による航空機の効率的運用と安全対策（消防本部）

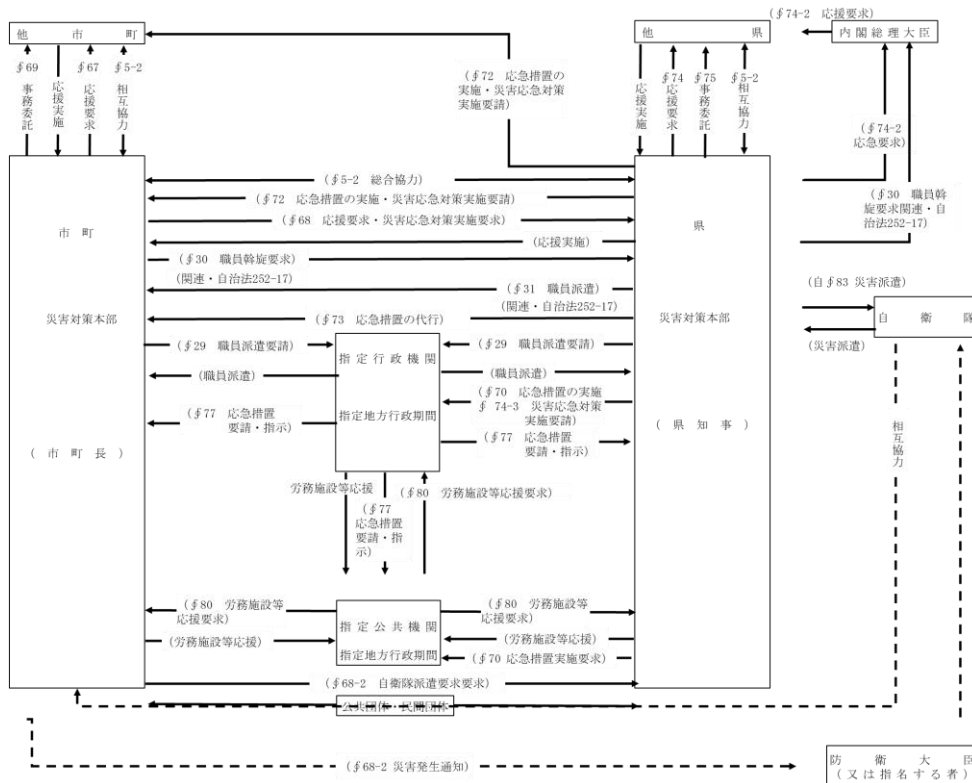
大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空機運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

第7章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画 (消防本部)

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

第2章 緊急救助隊・広域消防応援・受援計画参照

第2項 防災関係機関相互協力 (市(防災危機管理課・総務課・企画政策課)・県・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関)

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国(指定地方行政機関)、市、県及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 市が行う措置

ア 他の市町への応援要請

応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行う。この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておく。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

(ア) 応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請する。

- (イ) 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあつせんを求める。

区 分	派遣の相手方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第 252 条の 17	自治法第 252 条の 17	災対法第 29 条第 2 項
派遣あつせん (要請先)	災対法第 30 条第 2 項 (知事)	災対法第 30 条第 2 項 (知事)	災対法第 30 条第 1 項 (知事)

- (ウ) 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

- (エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は県本部本部室班に対して行い、要請についてはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。要請必要事項は次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備 考
他の市町に対する 応援要請	1 災害の状況 2 応援（応急処置の実施）を要請する理由	災対法第 6 7 条 災対法第 6 8 条
県への応援要請又は 応急措置の実施要請	3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 4 応援（応急処置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする 活動内容（必要とする応急処置） 6 その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請 (要求)	本章第 2 節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法 第 8 3 条
指定地方行政機関 又は、都道府県の 職 員 の 派 遣 の あ つ せ ん を 求 め る 場合	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他、参考となるべき事項	災対法第 3 0 条 自治法第 2 5 2 条の 1 7

要請の内容	要請に必要な事項	備 考
他県消防の応援のあつせんを求める場合	第21章 火災対策計画、第24章 緊急救助隊・広域消防応援・受援計画参照	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)・萩テレビ(株)・(株)エフエム萩	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう、また災害発生時に円滑な行動が取れるよう、次のような協力内容及び協力方法等について関係者等に周知を図っておく。

- (ア) 災害発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- (イ) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (ウ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (エ) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (オ) 避難所運営委員会への参画
- (カ) その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案）への協力

エ 資料の整備

市は、他の被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要資料について整備を行っておく。

(2) 県がとる相互協力措置

ア 知事は、市から応援の要求があった場合、被災市町以外の市町長に対し応援すべきことを指示するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣に対し職員の派遣あつせんを求める。なお、この場合の要請に必要な事項は、市の場合と同様である。

ウ 派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

エ 知事は、被災市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市長に代わって実施することになる。

- (ア) 災対法第60条第5項（避難の指示等）
- (イ) 同、第63条第1項（警戒区域の指定）
- (ウ) 同、第64条第1項・第2項（応急公用負担等）
- (エ) 同、第65条第1項（人的公用負担）

オ 知事は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求める。この場合の応援要請に必要な事項は、上記市町長が行う場合に必要な事項に準じる。

カ 知事は、救助法に基づく救助を実施する場合において必要とするときは、他の都道府県知事に対して、救助の応援を要請することができる。また、主務大臣に対しても、他の都道府県知事からの応援の措置を要請することができる。

キ 県は、被災市町、他県等の応援要請に迅速に対応できるよう、平素から職員及び資機材の状況を把握しておく。

ク 大規模災害時に、迅速かつ円滑に被災市町の業務支援が行えるよう、職員の勤務地等を考慮し、あらかじめ派遣する地域を定めておくなど、職員派遣の仕組みを整備する。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア 防災関係機関の長又は代表者は、その所掌する災害応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援又は、あつせんを求めるものとする。

イ この場合の県への応援要請あつせんを依頼しようとするときは、次の事項について県本部本部室班を窓口し、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由（あつせんを求める理由）

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) 応援を必要とする場所

(カ) 応援を必要とする活動内容

(キ) その他必要な事項

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与する。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、協議協定等を締結しておく。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによる。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救助物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定 【(市(防災危機管理課、各対策部)・県・防災関係機関)】

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、市及び県のみでの対応では十分な対応ができないことが予想される。このため、市及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じる。

(1) 県の相互応援協定

県は、隣接県との間に大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。

(2) 市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

○ 資料編：山口県内広域消防相互応援協定書

イ 姉妹都市等との相互応援協定

姉妹都市等に災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、姉妹都市としての友好・親善関係を基盤として、被災市が応援を要請するための相互応援協定を締結している。

ウ 萩海上保安署との消防協定

萩海上保安署との間に消防協定を締結している。

(3) 水道相互応援

日本水道協会山口県支部は、応援対策要綱に基づき、被災都市への全面協力体制を整えている。

○ 資料編：日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱

(4) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

(5) その他

○ 資料編：〔2－1〕災害時応援協定一覧

2 民間団体との協定

市、県及び防災関係機関は災害応急対策を実施するうえで、支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協力体制の確立に努める。

3 指定行政機関の協力体制

市、県及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協力体制の確立に努める。

(1) 指定行政機関相互の協力体制

ア 警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、総務省及び消防庁は、海上における捜索救助の実施について相互に協力するため、協定を締結している。

イ 海上保安庁と消防庁は、領海内における船舶の火災に係る消火活動について、それぞれの機関が協力しあうため、業務協定を締結している。

- (2) 指定地方行政機関と民間企業等との協力体制
海上保安部と関係企業の選定
火災、爆発、油の海上流出に対する防災活動を迅速円滑に実施するため、相互協力に関して覚書を締結している。

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等 （人事課）

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条及び第18条にその取り扱いが規定されている。災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当に関する条例の整備に努める。

第5項 応援者の受入措置 【市（各対策部）】

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては応援を受ける各対策部において、受入れに必要な措置を講じる。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

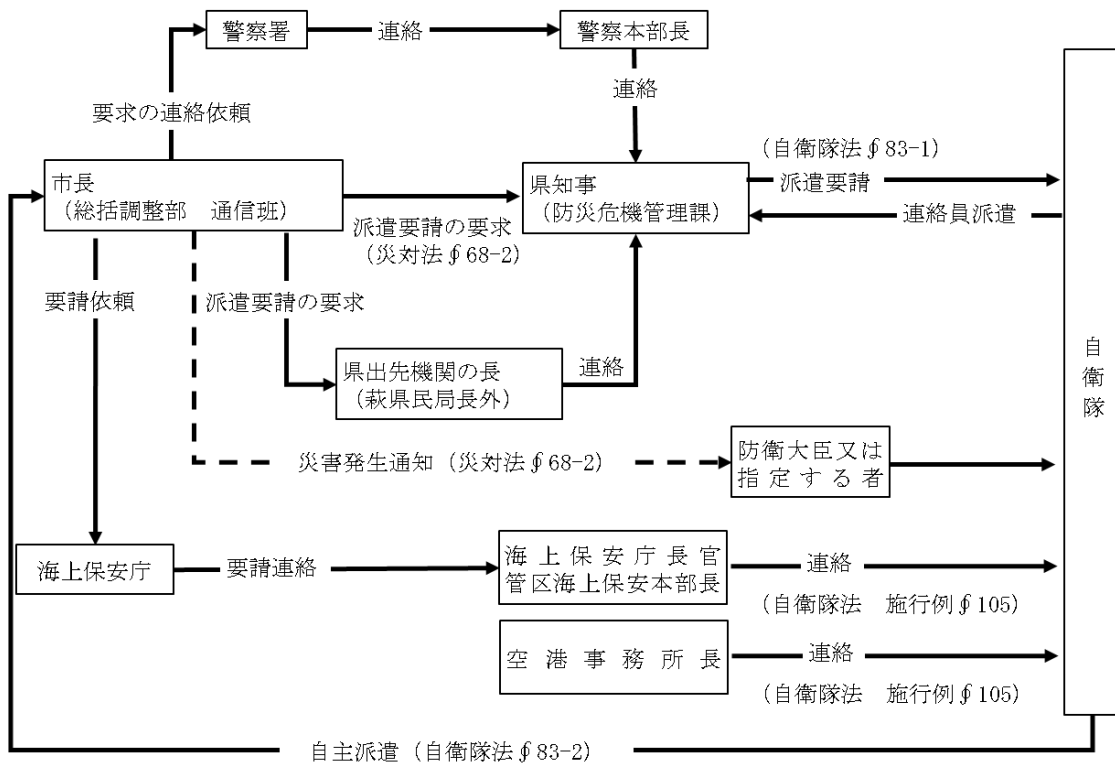
要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市町長、又は知事の下に活動する。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画 (総務部・保健部)

大規模な災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害 (自衛隊・市・県・防災関係機関)

1 災害派遣要請(要求)系統図



※ 備考

平時、離島及び急患者を航空機で緊急輸送する場合は消防本部警防課通信司令室から県知事(防災危機管理課)に要求する。

2 災害派遣要請受理権者

(1) 県内部隊

ア 陸上自衛隊

(ア) 陸上自衛隊第17普通科連隊長 (山口市)

(イ) 陸上自衛隊第13飛行隊長 (防府市)

イ 海上自衛隊

(ア) 海上自衛隊第31航空群司令 (岩国市)

(イ) 海上自衛隊小月教育航空群司令 (下関市)

(ウ) 海上自衛隊下関基地隊司令 (下関市)

ウ 航空自衛隊

(ア) 航空自衛隊第12飛行教育団司令 (防府市)

(イ) 航空自衛隊航空教育隊司令 (防府市)

- (ウ) 航空自衛隊第17警戒隊長 (萩市 見島)
- (2) 県外部隊
 - ア 陸上自衛隊
 - (ア) 陸上自衛隊中部方面総監 (兵庫県伊丹市)
 - (イ) 陸上自衛隊第13旅団長 (広島県海田町)
 - イ 海上自衛隊
 - (ア) 海上自衛隊呉地方総監 (広島県呉市)
 - (イ) 海上自衛隊佐世保地方総監 (長崎県佐世保市)
 - ウ 航空自衛隊
 - (ア) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官 (福岡県春日市)
 - (イ) 航空自衛隊第3術科学学校長 (福岡県芦屋町)

※ 山口県からの災害派遣要請及び市町からの災害等の通知に係る窓口は、陸上自衛隊第17普通科連隊本部第3科に集約されている。

3 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産の確保のため必要があると認めて要請した場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のための要請をし、止むを得ない事情と認めた場合。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて、自主的に派遣を行う場合。この場合の判断基準は次のとおりである。
 - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集する必要があると認められること。
 - イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 海難事故等の災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - エ その他の災害に際し、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

4 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等行い避難を援助

救助活動区分	活動内容
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常の他の救助活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消化が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の道路障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの道路障害物の除去又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤などは、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

5 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行う。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を公共的に保護する必要性があること。

(2) 緊急性

さし迫った必要性があること。

(3) 非代替性

災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

第2項 災害派遣等の手続

1 要請報告

(1) 要請権者

ア 知事

主として陸上災害の場合（自衛隊法第83条第1項）

イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長

主として海上災害の場合（自衛隊法施行令第105条）

ウ 空港事務所長

主として航空機遭難の場合（自衛隊法施行令第105条）

(2) 要請依頼者の措置

ア 市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に要請（要求）依頼する。

イ 事態が切迫し速やかに派遣を要すると認めたときは、最寄の部隊等に直接要請することができる。

2 要請手続

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班である。

(2) 要請先

区分	要請先	所在地	電話番号	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784	083-922-2281 (防災無線衛星系) 035-217	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101	
	中部方面総監	伊丹市緑が丘7-1-1	072-782-0001	
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	呉市幸町8-1	0823-22-5511	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、急患搬送、応急給水等
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町18	0965-23-7111	
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目	0827-22-3181	
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町3-2-1	083-282-1180	
	下関基地隊司令	下関市永田本町4丁目8番1号	083-286-2323	

区分	要請先	所在地	電話番号	活動内容
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島無番地	0835-22-1950	主として 航空機による 偵察・人員・ 物資輸送等
	航空教育隊司令	防府市田島無番地	0835-22-1950	
	西部航空方面隊司令官	春日市原町3-1-1	092-581-4031	
	第3術科学学校長	福岡県芦屋町芦屋 1455	093-223-0981	

3 市長の要請依頼

市長が行う県本部等への派遣要請の要求は、総括調整部が災害派遣要請依頼書（様式）により行う。緊急を要する場合には、電話等による要請を行い事後、速やかに依頼文書を提出する。なお、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域の災害の状況を防衛大臣又は、指定する者に通知することができる。この場合、事後、速やかにその旨を知事に通知する。（災対法 第68条の2）救急患者の緊急搬送に係る手続きは、消防本部警防課通信指令室が行う。

○ 資料編:自衛隊の災害派遣要請依頼書

4 自衛隊との連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう気象情報、被害状況その他の情報を電話、無線（防災相互波）で適時連絡する。

第3項 災害派遣受入れ

1 市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとる。

(1) 部隊の受入準備

ア 自衛隊派遣部隊の現地連絡所は、萩総合庁舎内に設置されるが、市の連絡所は、市役所内に設置する。

イ 派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、情報通信班（防災危機管理課）員の中から連絡担当員を指名する。

ウ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業を開始できるよう準備しておく。

エ 部隊が集結した後、直ちに指揮官と協議し、調整の上、必要な措置をとる。

オ 派遣部隊の宿舎はサンライフ萩とし、追加又は代替が必要な公民館総括班（文化・生涯学習課）が、県（本部室班）と協議してあつせんする。

- (2) 部隊誘導
状況により消防団員または自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。
- (3) 自衛隊の活動等に関する報告
派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時 of 申告を受け、また 従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、市及び県災害対策本部 本部室班に報告する。

2 経費の負担区分

- (1) 自衛隊が負担する経費
 - ア 部隊の輸送費
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食料費
 - エ その他部隊の直接必要な経費
- (2) 派遣を受けた側が負担する経費
 - (1) に掲げる経費以外の経費

3 部隊の集結に必要な地積（最小）

- (1) 1 個中隊（約 1,000 m²）
- (2) 1 個連隊 約 70m×約 70m（約 5,000 m²） 中学校のグラウンド程度
- (3) 旅団主力（3 個連隊基幹）
約 200m×約 200m（約 40,000 m²） 野球場 3～4 面程度

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことを連絡する。
内容は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等とする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町長等に通知する。
- 3 市長等は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとる。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は前記第2項に定める措置をとる。

第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 市長が要請権者（知事等）に災害派遣部隊の撤収要請を依頼したとき。

- (3) 知事は市長から撤収の依頼を受け、又は自ら撤収の必要を認めた場合にあつても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び、派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）による。

- 資料編：自衛隊の災害派遣撤収要請依頼書

第6項 離島患者救急搬送

【（市（消防本部・防災危機管理課・地域医療推進課）・県（防災危機 管理課・地域医療推進室）・自衛隊）

1 実施方針と事業実施機関

離島の救急重症患者を山口県地域防災計画及び萩市地域防災計画に基づき自衛隊の航空機（ヘリコプターを含む。以下同じ。）により、本土の医療機関に搬送することにより、離島住民の救急医療の確保を図る。

2 自衛隊の災害派遣手続

- (1) 市長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる運航ができない場合、知事に対し、電話等で資料編に定める「災害派遣（救急搬送）通報書」の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。
- (2) 知事は、市長から前項の要求があった場合、止むを得ないと認めたときは、資料編に定める「災害派遣（救急搬送）通報書」の記載事項により、電話等で自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

3 航空機の出動要件

航空機の出動要件は、次のとおり。

- (1) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリは運航できない場合であること。
- (2) 自衛隊の航空救難体制に支障を来たさない範囲であること。
- (3) 荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。
- (4) 原則として、日出から日没までの間であること。

4 ヘリポートの整備及び管理

市長は、ヘリポートの整備（照明装置等も含む。）及び管理を行う。

(1) ヘリポートの整備

- ア 定期的な清掃（着陸時におけるゴミ等の巻き上げ防止）特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。
- イ グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前に半径50m内に水を散布する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止）
- ウ 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。）
- エ 吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため。）

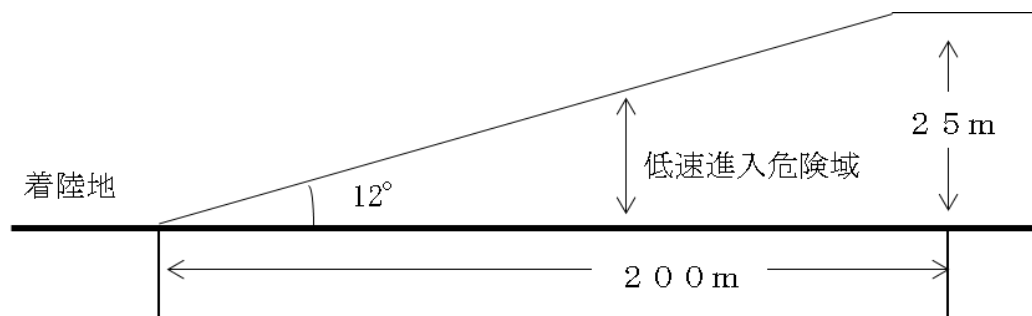
(2) ヘリポート周辺の整備

ア 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ約5m以上の物）

イ 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。（進入コース：着陸地から直線200m以内）

(3) 進入時の障害物対策

救難用ヘリコプターが着陸進入する時の最低進入安全角度は、水平線に対し約12度である。（ただし、進入速度が低速域にある時のみ。下図参照）着陸地の設置時、200m以内に高さ25m以上の障害物がないように考慮する必要がある。



5 航空機搭乗医師等の確保

市長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師も含む。）を確保しなければならない。

6 搭乗者の国内旅行傷害保険

市長（地域医療推進課）は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。

7 航空機に搭載する医療機器等の整備

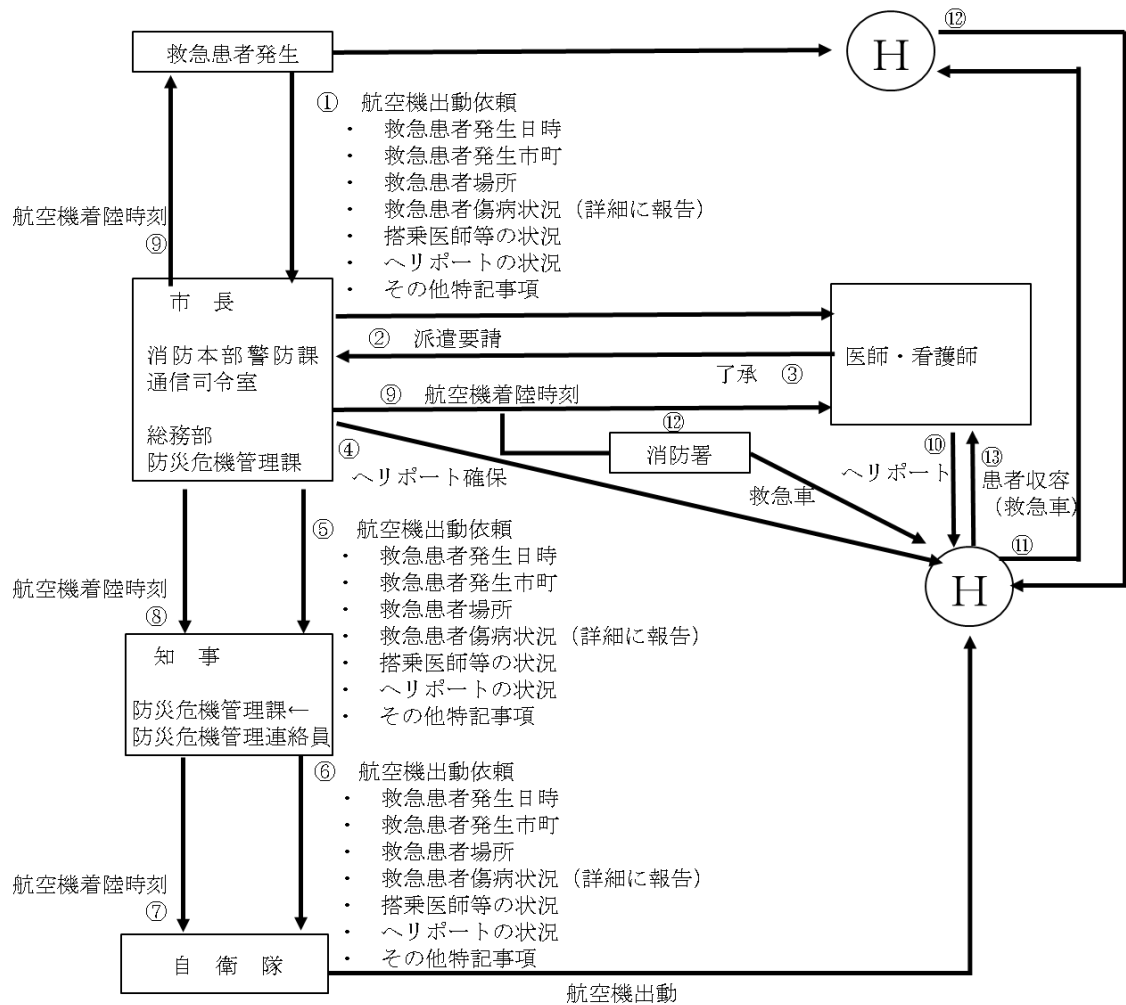
知事は、航空機に搭載する医療機器等を整備し、必要に応じ寄託契約を締結する。

8 搬送の手続及び報告

搬送の手続は、別表1に定める順に従いするものとし、市長（消防本部警防課）は、速やかに防災危機管理課へ通報書を提出する。

別表1

【 離 島 急 患 者 搬 送 手 続 】



第8章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送ネットワークの整備（総務部・土木建築部）

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 県指定

ア 道路

イ 港湾

(2) 市指定

市の区域内における物資輸送配送のための緊急輸送道路及び緊急時の臨時ヘリポートを次のとおり指定する。

ア 道路

県の指定する緊急輸送施設等とのアクセスが可能で、市災害対策本部、防災関係機関、ヘリポート、物資輸送拠点施設、避難所、拠点医療機関、救護所等とを連結する市道。

○ 資料編：緊急輸送道路等緊急輸送施設

イ 臨時ヘリポート

○ 資料編：臨時ヘリポート

ウ 港湾（漁港）

○ 資料編：避難港及び避泊地としての適正・収容能力

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努める。

第3項 広域輸送拠点の整備

1 市は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管のための拠点を次のように定める。

○ 資料編： 海上輸送基地
陸上輸送基地

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路障害物の除去（総務部・土木建築部・保健部）

緊急道路障害物の除去とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各種救援活動を円滑に実施するため次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急道路障害物の除去道路、第2次緊急道路障害物の除去道路に区分し、この路線における障害物の除去、路面の亀裂等の応急補修を優先的に行う。

第1項 緊急道路障害物の除去道路の選定基準

1 第1次緊急道路障害物の除去道路

- (1) 主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 病院、消防署、萩警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路。
- (3) 市役所、総合事務所、支所、出張所、出先機関等を結ぶ道路。

2 第2次緊急道路障害物の除去道路

- (1) 第1次緊急道路障害物の除去道路と市役所、総合事務所、支所、出張所、出先機関等を結ぶ道路。
- (2) 第1次緊急道路障害物の除去道路と主要公共施設を結ぶ道路。
- (3) 第1次緊急道路障害物の除去道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路。
- (4) 隣接町の第2次緊急道路障害物の除去道路との接続道路。

第2項 道路障害物の除去道路の選定

市は、県、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急道路障害物の除去道路を選定する。

第3項 緊急道路障害物の除去作業体制

1 緊急道路障害物の除去路線の分担

市は、所管する道路の道路障害物の除去作業を実施する。道路障害物の除去に当たっては、他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ、計画的に作業を実施する。

2 市（土木建築部土木班）の行う道路障害物の除去作業

- (1) 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、他機関からの情報収集に努め、県に報告し、緊急度に応じ道路障害物の除去作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路障害物の除去に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路障害物の除去に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路障害物の除去に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第5項 輸送対象等

1 輸送対象

(1) 人員

災害発生時等において優先されるべき人員は、被災者、避難者、災害対策本部要員、消防 職団員、医師、看護師等の医療救護職員、公共施設・ライフライン施設応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員とする。

(2) 優先順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位を次のとおり定める。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

第3節 輸送車両等の確保

災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 災害が激甚で、市単独で輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して、最も効率的で適切な方法による。このため、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図る。

(1) 車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じる。

ア 公共的団体の車両

イ 営業所有者の車両

ウ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、ＪＲ西日本及びＪＲ貨物に要請して列車輸送を行う。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講じる。

ア 海上保安部・署所属船艇への支援要請

イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は、調整の要請

ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請。

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調 達 【市（全部局）】

1 各対策部が所管する車両については、それぞれの部局が車両利用計画を定め運用する。この場合、発災当初における車両の運用については、被災地の状況把握が重要かつ急務であり迅速かつ、的確な情報収集を実施する必要がある。

○ 資料編：災害従事職員及び車両の状況

2 市の輸送力に対応できないときは指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等に対し協力要請を行う。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（人員）

(2) 日本貨物鉄道株式会社（物資）

(3) 中国ＪＲバス株式会社（人員）

(4) 日本通運株式会社（物資）

(5) 防長交通株式会社及びサンデン交通株式会社（人員）

3 山口県トラック協会等、関係業界に対し協力支援を要請する。

4 市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は、生じるおそれがあると予想される場合に次の事項を明示して、他の市町又は県にあつせんを依頼する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両などの種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

5 調達・配車

緊急輸送車両の確保及び配車については、統括調整部車両財政班が集中管理し、各対策部からの災害応急活動用車両配車請求書に基づき配車する。

○ 資料編：災害応急活動用車両配車請求書

6 燃料の確保

- (1) 災害時における自動車燃料の確保は、統括調整部車両財政班が担当する。
- (2) 調達方法は、市内業者の販売系統とする。

7 萩海上保安署

- (1) 市から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があつた場合は、速やかにその要請に応じる。
- (2) 飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び災害応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じる。

8 指定公共機関・指定地方公共機関

災害発生時に、市から輸送力確保に係る協力要請があつた場合、これの確保に協力する。

- (1) 日本貨物鉄道株式会社、

災害時における県又は市町からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は広島支店で対応し輸送力の確保及び運賃減免等を行う。

- (2) 日本通運株式会社

ア 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。

イ 市及び県、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があつた場合は、この計画の体制による。

- (ア) 組織

県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、下関特定支店に総括本部を、県内各支店（下関、防府）に防災本部を設ける。

- (イ) 防災本部間の連携

下関特定支店は、各支店防災本部の総合的調整を行う。

- (ウ) 災害時における市、県、防災関係機関への協力体制

- a 市等からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統」による第1・第2連絡先（最寄りの支店、営業所等）又は各支店防災本部が受理する。

- b 県からの輸送協力要請にあつては、下関特定支店が受理する。
 - (エ) 各支店防災本部の連携措置
 - a 輸送の要請関係
 - 関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。
 - b 関係支店防災本部下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。
 - c 下関特定支店総括本部
 - 各支店防災本部・下関特定統括支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。
- (3) 防長交通株式会社
 - ア 災害時、市又は県から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による各営業所（出張所）において受理する。
 - イ 協力依頼を受理したときの措置
 - (ア) 営業（出張）所長は、市又は県からの協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。
 - (イ) 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。
 - (ウ) 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社輸送部（路線課）が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。
- (4) サンデン交通株式会社
 - ア 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「サンデン交通株式会社災害時連絡系統図」による本社自動車部又は営業所で要請に応じる。
 - イ 営業所においては、予備車をもって輸送力を確保する。
 - ウ 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社自動車部において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。
- (5) 中国ＪＲバス株式会社
 - ア 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「中国ＪＲバス株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に応じる。
 - イ 営業所においては、予備車をもって輸送力を確保する。
 - ウ 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

第4節 救助法による輸送基準（福祉部・保健部）

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- 1 被災者を避難させるための輸送
市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。
- 2 医療及び助産のための輸送
 - (1) 重症患者であり救護班で処理できない場合等の病院、又は産院への輸送。
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。
 - (3) 救護班の人員輸送。
- 3 被災者の救出のための輸送
救出されたり災者の輸送及び救出のための、必要な人員資材等の輸送。
- 4 飲料水供給のための輸送
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器、その他の機械器具、資材等の輸送。
- 5 救済用物資の輸送
り災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。
- 6 遺体の搜索のための輸送
 - (1) 遺体処理のための、救護班員等の人員輸送及び遺体の処理のための衛生材料輸送。
 - (2) 遺体を移動させるための遺体輸送及びこれに伴う必要な人員輸送。
- 7 輸送の特例
応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとされている。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させる。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、本市の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）による。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕費とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定める。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制（土木建築部）

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制 【(警察・道路管理者・県)】

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため。

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路確保のため、交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規 制 理 由 等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行 車両以外 の車両	災対法第76条 第1項
	同 上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者・ 車両等	道路交通法 第4条第1項
警 察 署 長	同 上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施するとき。	同 上	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	同 上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため、緊急措置として必要があると認めたとき。	同 上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同 上	道路の破損、決壊、その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同 上	道路法第46条 第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

- (ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両流入抑止、規制広報を実施する。
- (イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

- (ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
- (イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- (ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
- (イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制、及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
- (ウ) 規制起点については検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

- (ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して被災地域への出入り交通路を確保する。
- (イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。
 - 資料編：車両通行止め標識（災対法第76条第1項）

4 交通規制用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて警察官、自衛官及び消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警 察 官	応 急 対 策 の 障 害 と な る 車 両 及 び 物 件 の 移 動 等 の 措置命令	車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移 動 措 置 に 係る車両その 他 の 物 件 の 破損行為	上記の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合、通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警 察 官 が、 そ の 現 場 に いない場合の 措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行なった場合の管轄警察署長への通知	- 命令に係る通知命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（〔震〕資料編）により行う。 - 措置に係る通知措置をとった都度、措置を行なった場所を管轄する警察署長に直接、又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由し、別記様式（〔震〕資料編）により行う。	災対法第76条の3第6項

区 分	項 目	内 容	根拠条文
自衛官 消防吏員	命令、措置 を行った場合 の管轄警察署 長への通知	- 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。 - 破損行為を行った場合は原則として、破損前後の写真を撮影するとともに損害見積りを添付の上、通知の際、送付する。	災対法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項・第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側端に沿う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項・第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、県内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行う。

○ 資料編：措置命令・措置通知書

第2項 海上交通規制（海上保安署）

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止を図るため、萩港長（萩海上保安署長）が行う情報の収集、航行規制等は次のとおりとなっている。

1 情報の収集及び情報連絡

管区海上保安本部・海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害

等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- エ 石油コンビナートの被害状況
- オ 流出油等の状況
- カ 水路、航路標識の異常の有無
- キ 港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に関する措置

- ア 在港船舶の安全を確保するため海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。
- イ 港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中、又は、けい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 航行規制

- ア 被災地域の港湾に入出港する船舶に対し、港則法に従い航行規制を実施する。
- イ 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難勧告等所用の措置を講じるとともに、港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

第3項 航空交通規制等 （国土交通省広島空港事務所・北九州空港事務所）

広島空港事務所又は北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

1 飛行規制措置

- (1) 一定空域での飛行の注意喚起
- (2) 救援機等の飛行経路の周知等による飛行空域の一般航空機との分離のための協力要請
- (3) 救援機以外の航空機の一定空域での一定期間の飛行自粛の協力要請
- (4) 関係機関から場外離着陸場について協議があった場合の必要な指導

2 その他の応急措置

- (1) 情報の収集、伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。
- (2) 空港長及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。
- (3) 施設の点検、整備等必要な保安措置及び航空機による二次災害防止措置、その他の応急救護活動等の措置を行う。

- (4) 航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

第4項 緊急通行車両の確認 (警 察)

災害発生時において、県公安委員会が緊急輸送を行う車両以外の、一般車両の通行の禁止、又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急輸送車両であることの確認が必要となる。この確認については、次により行われることとなっている。

1 確認実施機関

- (1) 市が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については市長が確認を行う。
- (2) 市が確認する車両を除いた他の車両については、公安委員会が行う。

2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について緊急度、重要度等を考慮し実施する。緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗に応じて概ね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急車両通行証明書等の交付

緊急車両通行証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県において行い、緊急輸送車両の標章及び証明書を交付する。

- 資料編：緊急輸送車両標章、緊急通行車両確認証明書

第6節 臨時ヘリポート設定計画（消防本部・総務部）

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため災害時の、ヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

災害時の対応に備え、臨時ヘリポート予定地を確保している。

- ◎ 第8章 緊急輸送計画「第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項1（2）イ」参照

2 臨時ヘリポートの選定

災害派遣時における臨時ヘリポートの予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）及び海上自衛隊小月教育航空群と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであること。

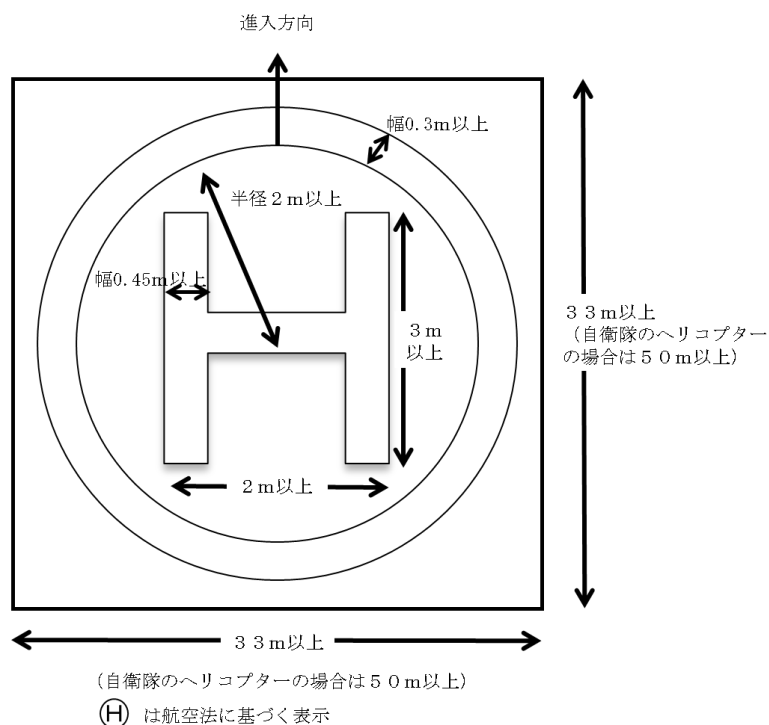
具体的事項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約33m以内は平坦で障害物がないこと。 ・ 自衛隊ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m 以内は平坦で障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げる。

(1) ヘリポートの標識



(2) 表示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉）等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので吹き飛ばされ易いもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（3.3m×3.3m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊の中型ヘリコプターの場合は5.0m×5.0m、大型7.5m×7.5m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

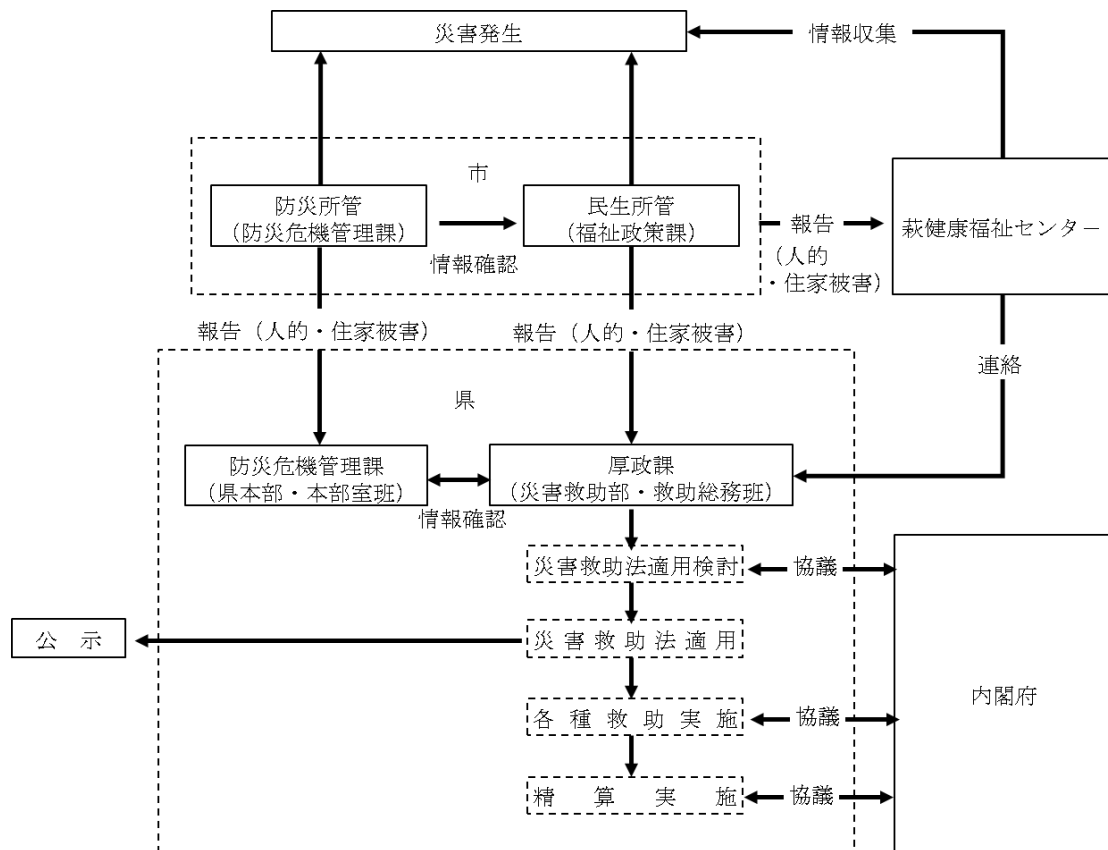
災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、ヘリポートの確保整備に努める。

第9章 救助法の適用計画

第1節 救助法の適用 (総務部・福祉部・保健部・土木建築部・商工観光部・教育委員会)

市の区域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施することとなる。

第1項 救助法による救助の実施



2 実施機関

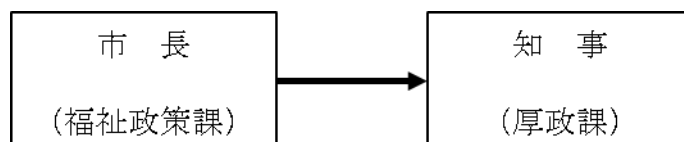
- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については県の法定受託事務である。
- (2) 市長は、救助に関して知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することとされている。

- (4) 委任の範囲及び県、市の実施区分を示すと次のとおりである。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	市
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県・市
3 炊き出しその他による食品の給与	市
4 飲料水の供給	市
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6 医療及び助産	県
7 被災者の救出	市
8 被災した住宅の応急修理	市
9 生業に必要な資金の貸与	県
10 学用品の給与	県・市
11 埋葬	市
12 遺体の搜索	市
13 遺体の処理	市
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県・市

- (5) 委任事項の報告

救助の実施に関し市長が知事の、職権の一部の委任を受け、その職権を行使したときは直ちにその内容を詳細に知事に報告する。



3 適用基準

県及び市は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

- (1) 本市の令和2年10月1日現在国勢調査結果による人口は、44,626人で、市の区域内の人口に応じて定められる適用基準は、次のとおりである。

市の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
30,000人以上50,000人未満	60

- (2) 県の、区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって市の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。
- (3) 県の、区域内の住家のうち滅失した世帯の総数が、7,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合
適用基準の算定方法（単位：世帯）
$$\text{適用基準} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流出等}) + \{ (\text{半壊} \cdot \text{半焼等}) \times 1/2 \} + \{ (\text{床上浸水} \cdot \text{土砂の堆積等}) \times 1/3 \}$$

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長が行う報告に係る事務処理は下記による。

- (1) 市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。
- (2) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。
- (3) 報告内容
り災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害
- (4) 報告系統
「第1項1救助法事務処理系統図」による。
- (5) 報告主任の設置

2 適用時における市長の措置

災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとされるが、この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受ける。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

- 資料編：救助法による救助実施基準

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類		該当地域防災計画	担当部局名 (県)	担当部局名 (市)
救助の総括		本章救助法の適用計画	健康福祉部	福祉部
被害状況等の調査・報告		本章及び第 2 章 災害情報の 収集・伝達計画	健康福祉部	各部局
避難所の設置		第 5 章 避難計画	健康福祉部	福祉部
応急仮設住宅の供与		第 1 2 章 応急住宅計画	健康福祉部	福祉部
被災住宅の応急修理			土木建築部	土木建築部
炊き出しその他による食 品の給与		第 1 0 章 食料・飲料水及び 生活必需品等の供給計画	健康福祉部 農林水産部	福祉部 教育委員会 商工観光部
飲料水の給与			環境生活部	上下水道局
被服、寝具その他の生活 必需品の給与又は貸与			健康福祉部 商工労働部	福祉部 商工観光部
学用品の給与		第 1 7 章 応急教育計画	教育庁	福祉部 教育委員会
医療及び助産		第 4 章 救助・救急、医療 活動等計画	健康福祉部	保健部
被災者の救出			健康福祉部 警察本部	市民病院 保健部 消防本部
遺体の搜索		第 1 1 章 保健衛生計画 第 2 節遺体の処理	健康福祉部 警察本部	福祉部
遺体の処理			健康福祉部 環境生活部 警察本部	福祉部 市民病院 市民部
埋火葬			健康福祉部 環境生活部	福祉部 市民部
障害物の除去		第 1 1 章 第 3 節清掃計画 第 3 項障害物除去計画	健康福祉部	福祉部 市民部
業務協力	輸送協力	第 8 章 緊急輸送計画第 3 節 輸送車両等の確保	出納局	各部局
	労務協力	本章 第 2 節技能者、労務者 等の雇い上げ計画	商工労働部	商工観光部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第7条）

(2) 協力命令

被災者その他、近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第8条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（災害救助法 第9条第1項）

（ア） 救助を行うために特に必要があると認めるとき。

（イ） 災害救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管 理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する制限

ウ 使 用

土地、家屋等を収容施設として用いられるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限

エ 保 管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助、その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

オ 収 用

災害の場合、必要物資を多量に買いため、売借しみしているような場合、その物資を収用する権限

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理、又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有するものに対して、公用令書を交付して行う。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。（災害救助法第9条第2項）

第6項 市長の事務

1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。

2 被災者台帳の作成

被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成する。

3 り災証明書

救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「り災証明書」を発行するものとする。

(1) り災証明書は、「被災者台帳」に基づき発行する。

(2) 災害混乱時においては、「仮り災証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることができる。

○ 資料編：り災証明書

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画（福祉部・商工観光部・上下水道局・市民部）

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても、災害応急対策を実施できないことが考えられる。このような場合において、救助法では救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっている。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、県及び市町の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施する。

第2項 市の雇い上げ

1 方 法

(1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

(2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。
この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 救助法による労務者の雇い上げ

(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため市長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内 容
被災者の避難	・ 災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	・ 救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 ・ 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 ・ 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	・ 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 ・ 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	・ 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 ・ 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 ・ 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	・ 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 ・ 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の搜索	・ 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 ・ 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は、後始末のための賃金職員等
遺体の処理（埋葬は除く）	・ 遺体の洗淨、消毒等の処置をするための賃金職員等 ・ 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特 例 （特別基準）	・ 上記のほか、次の場合は厚生労働大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 ・ 埋葬のための賃金職員等 ・ 炊き出しのための賃金職員等 ・ 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第1節 食料供給計画（福祉部・農林水産部・商工観光部）

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は、市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

1 主食の供給

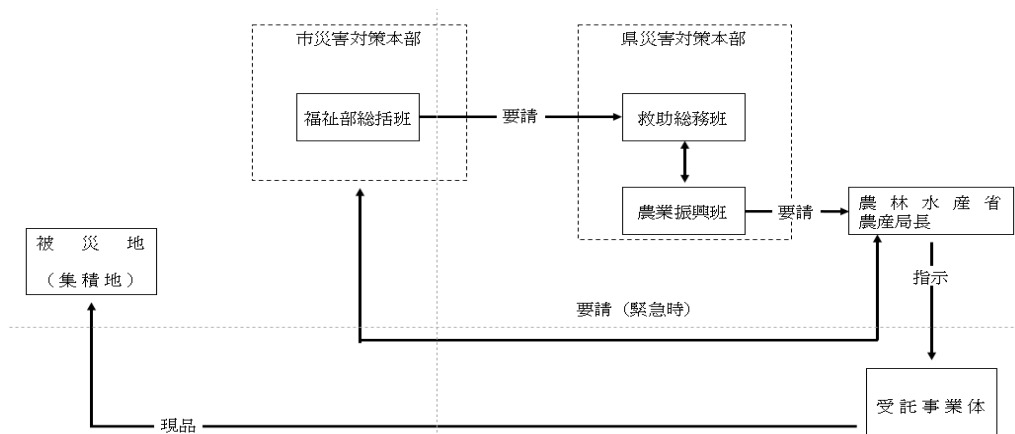
- (1) 応急用米穀の供給【市（福祉政策課、農林振興課）・県（農業振興課、厚政課）・農林水産省】

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又は、これを救助事務を委任した市町に引渡し、市町長が供給の実施に当たるものとする。

- (ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- (イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- (ウ) 農林水産省政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡しよう指示する。
- (エ) 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市町を通じ、その供給を行う。
- (オ) 市町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。



2 副食等の供給 【市（農林振興課 商工振興課）・県（厚政課）】

県は、次の食糧について市から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき関係団体、民間企業等に対して必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送 【市（総括調整部車両財政班、福祉部総括班、商工観光部商工班・県（厚政課・農業振興課・畜産振興課・水産振興課）】

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市町が直接引き取ることを原則とし、県は被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市町が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与【(市 文教施設総括班、福祉部総括班)・(県 厚政課・農業振興課)】

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない。また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず、被災者は日常の食事にも困窮する。このため被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

(1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。

(2) 知事は、市から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の市町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

ア 炊出しは、避難所等又はその近くの適当な場所で行う。適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。（現金、原材料等の給与は認めない。）

ウ 食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても良い。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく炊き出し、その他の食品の給与に関する経費は県が負担する。ただし、市において定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の分の費用については、全て市が負担することになる。また被災地における救助作業、応急措置、その他応急復旧作業に従事する者に対して行う食品の供与は、本法の対象とはされない。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(5) 各種協力団体

自主防災組織、婦人会、日赤奉仕団、一般ボランティア等の協力を求め、給食施設等既存の施設等を利用し行う。

(6) 担当部局

ア 福祉部総括班

イ 文教施設部総括班

ウ 商工観光部部商工班

エ 状況により市民病院、農林水産部

(7) 応援要請

食品の給与、物資の確保ができないときは、県や隣接市町に応援を要請する。

(8) その他

炊き出しの食品衛生対策を十分講じる。

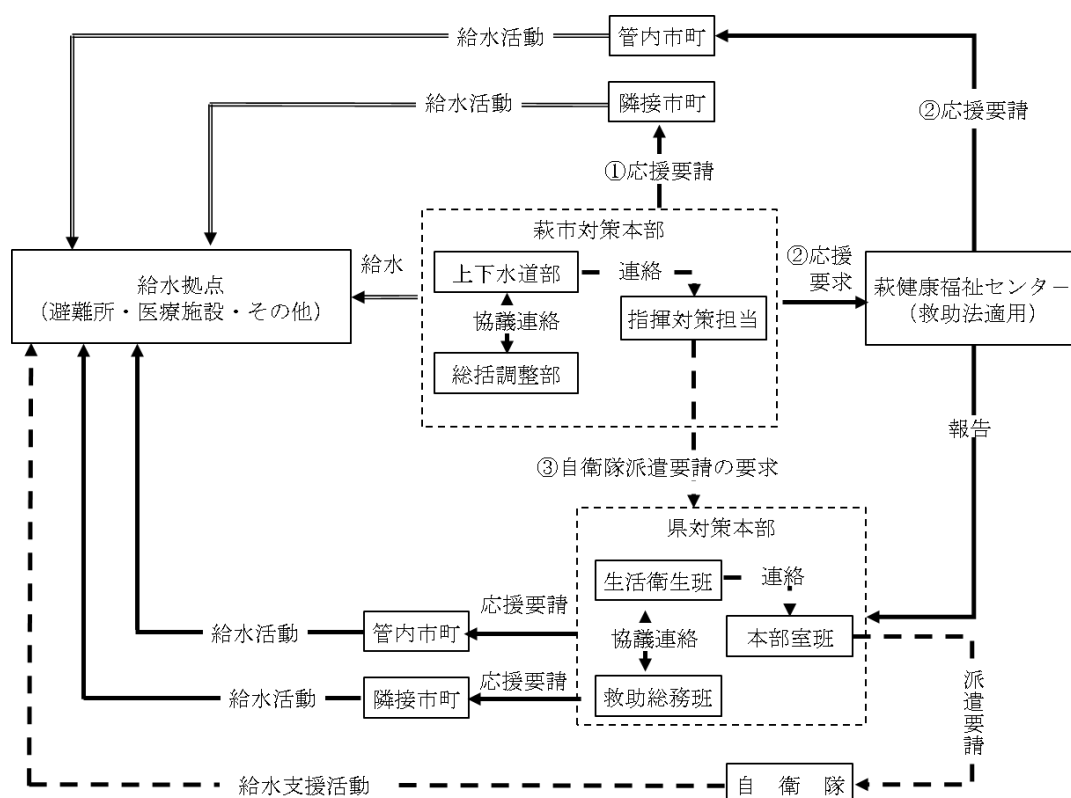
第2節 飲料水供給計画（総務部・上下水道局・市民部・福祉部・保健部）

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

（市（上下水道局、環境衛生課、健康増進課、福祉政策課、防災危機管理課）・（県・自衛隊）

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市防災計画に基づき、市長が実施する。
- (2) 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、隣接市町・県との広域応援体制の確立及び自衛隊に応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

給水条件	給水基準量	備 考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り3ℓ	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14ℓ（1人1日当り3ℓ）	飲料水、雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21ℓ（1人1日当り3ℓ）	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35ℓ（1人1日当り3ℓ）	記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあつては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄化剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保する。

5 給水体制

(1) 市

ア 災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。

ウ 道路障害物の除去が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器による井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障がい者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2) 県

ア 県環境生活対策部生活衛生班を窓口、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。

イ 応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して萩健康福祉センター（萩環境保健所）ごとに必要な資料の整備を行う。

○ 資料編：応急給水用機器材所在状況水道事業者一覧

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を萩健康福祉センター（萩環境保健所）に行う。なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができる。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ア 市長から応援要求を受けた萩健康福祉センター（萩環境保健所）は、管内の市町に応援要請を行うとともに、県本部（生活衛生班）に報告する。
- イ 県本部（生活衛生班）は、萩健康福祉センター（萩環境保健所）管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、市は直ちに県本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を萩健康福祉センター（萩環境保健所）に指示する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 市

- (ア) 市、水道事業者は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施する。
- (イ) 市、水道管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。
- イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水へ対処できるよう所要の措置を講じる。

(2) 給水拠点の整備

市は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備する。

(3) 資機材の整備

市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

○ 資料編：応急給水用機器材所在状況

第2項 水道対策 【市（上下水道局）・県】

- 1 災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合における水道応急対策は、上下水道局において定めている災害応急復旧対策計画に基づいて活動する。
- 2 水道施設被害報告
市は、下記の報告を萩健康福祉センター（萩環境保健所）を通して県生活衛生課に報告する。
 - ア 市長
「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
 - イ 水道事業者
「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給 【市（上下水道局）・県】

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要なことから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

- 1 実施機関
被災者に対する飲料水の供給の実施は、市長が実施する。
- 2 飲料水供給の措置
 - (1) 対象者
災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。
 - (2) 飲料水供給の方法
 - ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
 - イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。
 - (3) 給水量の基準
1人1日最大概ね3リットル
※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。
 - (4) 飲料水供給のための費用
救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県の負担である。ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になる。
 - ア 水の購入
 - イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
 - ウ 浄水用の薬品及び資材費
 - エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象としない。

(5) 飲料水供給の期間

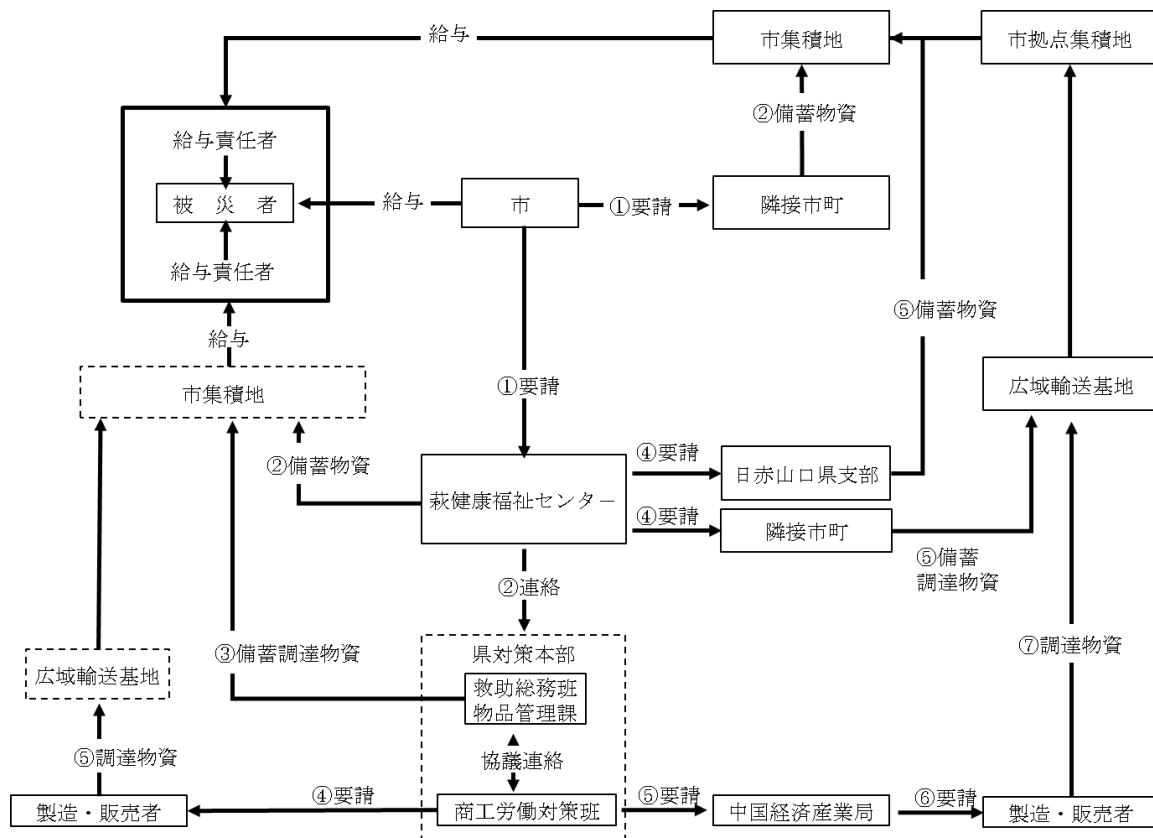
災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画（福祉部・商工観光部・会計課）

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制【市（福祉政策課、商工振興課、会計課）・県】

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努める。

イ 民間業者等との協力体制

災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

(2) 広域支援体制

ア 県及び市の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、近隣の市町からの応援をより円滑迅速に進めるため「災害時相互応援協定」を締結する。

イ 前期をもってまなほ物資が不足する場合は、国に対して確保を要請する。

(3) 市において、給与・貸与の実施が困難な場合は、知事（厚政課・萩健康福祉センター）に応援を要請する。

(4) 国の協力体制

ア 中国経済産業局は、県（商工労働対策部）から生活必需品等の確保について協力要請があった場合、所管にかかる生活必需品、災害復旧用資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あつせん又はその準備措置を講じる。

イ 流通機構の一時的混乱等により、生活必需品等が不足するような事態に備え、メーカー等の製造部門や卸・小売業者等の流通部門に対し出荷要請をするなどの対策を講じる。

(5) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救援物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第26条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とするものに対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用する。

3 生活必需品等の給与・貸与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給与・貸与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は、救助法の基準に基づき、市長が定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給与・貸与

被災者に対する物資の給与・貸与の措置は、市長（福祉政策課、商工振興課）が行う。

(3) 市の実施内容

ア 被災者に生活必需品等を給与・貸与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

イ 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給与・貸与を実施する。

ウ 市において、給与・貸与の実施が困難な場合は、知事（厚政課・萩健康福祉センター）に応援を要請する。

(4) 県の実施内容

県（厚政課・萩健康福祉センター）は、市長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及び、その他の部の協力を得て応援措置を講じる。なお、併せて、日赤山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請する。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要があることから、災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として、本編

「第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第3項 広域輸送拠点の整備」の項で定めているが、併せて県（厚政課・萩健康福祉センター）に連絡しておく。

5 輸送体制

- (1) 福祉政策課は、避難（場）所等に備蓄物資・業者調達物資を直接又は借り上げた車両等により輸送する。
- (2) 他市町等からの応援物資等は輸送拠点で引き継ぎ、福祉政策課がボランティア等、民間人の協力を得て輸送する。
- (3) 輸送に必要な車両の確保は財政課に、労働者は商工課に各々調達を依頼する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与 【市（福祉政策課）・県】

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、県が市からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき購入計画を樹立する。

(2) 物資の確保及び購入の措置

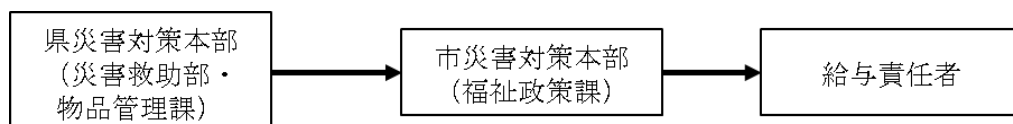
現地において調達可能な物資については萩健康福祉センター所長及び市長において措置する。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部が実施することとなっているが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもある。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行う。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は委任された市が実施する。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了する。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

○ 資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間

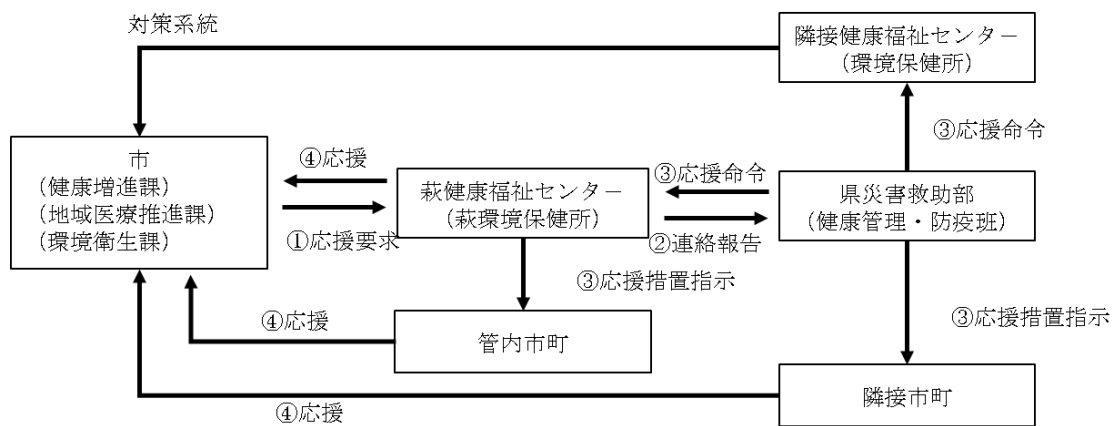
第11章 保健衛生計画・動物愛護管理計画

第1節 防疫及び食品衛生監視（保健部・市民部）

災害時には、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の伝染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対策を実施する。

第1項 防疫活動 【市（健康増進課、地域医療推進課、環境衛生課）・県】

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、県及び他の市町と相互に緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。



1 市の防疫措置

災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫組織

市民部環境衛生班に防疫係を、医療調整班に検病調査係（健康増進課：保健師、市民病院：看護師）を設置する。この場合、実情に応じて両係を単一の係（防疫検病調査係）として編成できる。防疫係及び検病調査係の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な係編成とする。

検病調査係	保健師又は看護師2名
防疫係	作業員3名（事務職員等）

(2) 措置事項

ア 業務実施基準

検 病 調 査 係	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・ 滞水地域……週1回以上 ・ 避難所等……状況に応じた適切な回数 ② 被災地の全井戸について細菌検査をし、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。(同 山口県) ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。(同 山口県) ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
防 疫 係	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所のトイレその他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を水道班に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）

イ 県からの指導

感染症予防法により、萩健康福祉センター所長（萩環境保健所長）から職員の派遣を受け、市が実施する防疫活動等の措置について指導を受ける。

ウ 応援要請

市民生活部長及び保健長は県から防疫班、並びに検病調査班の応援を受ける必要がある場合、萩健康福祉センター（萩環境保健所）に対し応援要請を行う。

エ 県からの指示及び命令

(ア) 感染症予防法に基づく指示

- a 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第27条第2項）
- b ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第28条第2項）
- c 物件に係る措置に関する指示（第29条第2項）
- d 生活用水の供給の指示（第31条第2項）

(イ) 予防接種法に基づく指示

臨時予防接種に関する命令（第6条）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管する。

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておく。

(2) 資機材の保有状況の把握

環境衛生班及び医療調整班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整理する。

○ 資料編：防疫体制及び防疫機械器具の保有状況

3 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用基準

種 別		単 位	使用薬剤	使用量
一般防疫	浸水家屋、 便所等の消毒	井戸等飲料水 施設の消毒 1 個当り	クロール石灰（晒粉）	水量の 1/500
			次亜塩素酸ナトリウム	水量の 1/1500
		床上浸水家屋 1 戸当り	クレゾール	200 グラム以内
			クレゾール	50 グラム以内
		全浸水家屋 "	生石灰	6 キログラム以内
			床上浸水家屋 1 戸当り	クレゾール 200 グラム以内
ねずみ族 昆虫駆除	全浸水家屋	1 戸当り	ダイアジノン	4.0 リットル
			殺 蛆 剤	1.8 リットル

(2) 代替薬剤と使用目的

ア クレゾール水（家屋、トイレ、手指の消毒）

イ 塩化ベンザルコニウム（家屋、トイレ、手指の消毒）

ウ 生石灰（トイレ、溝の消毒）

エ 5%ダイアジノン乳剤（はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除）

オ オルソジクロールベンゾール剤（オルソジクロールベンゾールの含有量 50%以上・はえの幼虫の駆除）

第2項 食品衛生監視 （県）

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

1 食品衛生監視班の編成

1 班あたりの編成は2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、萩健康福祉センター所長の指導のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画（福祉部・市民生活部）

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に、処理されることは被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索（市（福祉政策課）・県・警察・海上保安署）

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは、人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

(1) 市

遺体の捜索は、市（福祉政策課）において賃金職員等の雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら捜索に必要な機械器具等の借上げ等により実施する。

(2) 県

市からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

(3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。

(4) 海上保安署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇又は航空機及び潜水士等を活用して捜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。

エ 市が行う行方不明者捜索に協力する。

2 行方不明者、死者の届出の受理

災害による死亡者あるいは、行方不明者等に係る遺族関係者からの遺体収容要請、届出等への対応についての市における受付窓口は、収容担当課（福祉政策課）とし、別紙1による「行方不明者等受付簿」により処理する。

3 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の、り災場所が対象となるものである。

4 遺体の搜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は厚生労働大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

5 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費
船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接搜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修繕費
搜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費
機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

【市（市民病院、診療所、福祉政策課）・県・警察・海上保安署・日赤山口県支部）】

災害の際に死亡した者で、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体を発見した場合等の処置

- (1) 警察署、海上保安署、検案（医療救護）班へ連絡して、原則として現場で検案を受ける。
- (2) 現場での検案対応が困難な場合、警察署、海上保安署、検案班の承諾を受けて遺体収容所（「萩やすらぎ苑斎場」「田万川火葬場」又は現場付近の公共施設）へ搬送した後に検案を受ける。この場合犯罪に起因する疑いのある遺体については、警察官から引き渡しを受けるまで収容しない。
- (3) 遺体調書（別紙2）に遺体発見現場の状況を記録し、事後の対応に備える。
- (4) 身元引受人の発見に関して、警察や町内会等との協力方法を定めておく。
また、現場で遺体の身元が判明し遺族等と連絡がとれた場合、遺族と協議し、その場での引き渡し、又は収容所へ一旦運び込み引き渡す。

2 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院、斎場等の施設、神社、仏閣、公共建物、公園、学校の敷地等）に遺体収容所を開設し、埋葬等の処置をするまで保存する。

ア 収容の対象

(ア) 身元不明の遺体

(イ) 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等）のない遺体

(ウ) 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

(3) 検 案

ア 遺体について遺体収容所において検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、警察官の死因の調査等にあわせて医師により行う。

3 遺体処理の方法

(1) 実施機関

ア 市

遺体の処理は、市（医療救護班）が行う。

(ア) 遺体の引渡し

福祉政策課は、警察、海上保安署から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員等を現場に派遣し、遺体の引渡しを受ける。

(イ) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

引渡しを受けた遺体は、遺体安置所において、必要に応じ洗浄、縫合、消毒など措置を行う。

(ウ) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元判別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院、神社、公共建物、公園、学校の敷地等）に遺体安置所を開設し、一時的に保存する。遺体収容所として適当な 既存建物がないときは、天幕、幕張り等の設備をする。

(エ) 警察、海上保安署による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所（「萩やすらぎ苑斎場」「田万川火葬場」又は別途示す場所）に輸送する。

a 検視の済んでいない遺体は、警察署と連絡を取り、検視を受ける。

b 検案の済んでいない遺体は、検案（医療救護班）と連絡を取り検案を受ける。

c 遺族等から遺体引き受けの申し出があった場合、検視、検案完了後引き渡す。

(オ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。夏季など気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払う。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

- (ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。このため救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等について、あらかじめ整理しておく。
- (イ) 市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。
- (ウ) 警察の協力を得て、行方不明者との捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事が厚生労働大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議することとなる。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

- (ア) 通常の場合は、医療救護班により実施するので費用は支出しない。
- (イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取ができない場合に限り次により取扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

- (ア) 県内の他の市町に漂着した場合
当該地の市町長は、知事の補助機関として、遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
- (イ) 他府県に漂着した場合
漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

- (ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は上記アと同様に取扱う。
- (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」規定により処理する。

第3項 埋葬 【市（福祉政策課、環境衛生課）・県・警察】

災害で死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に関わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関

- (1) 遺体の埋葬等は、市（福祉政策課、火葬は環境衛生課）が実施する。
- (2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の要件

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- (エ) 埋葬すべき遺族がいないか又は、いても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市（福祉政策課）は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引取の希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

エ 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した場合の身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打ち切ることができないときは、知事が、厚生労働大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議することとなる。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲、限度額は、次による。

ア 費用の範囲

(ア) 棺、骨つぼ及び火葬又は土葬の価格は、その地方の、通常の際の市価による実費とし、埋葬の際の人夫賃及び輸送費についても、下記の限度額に含まれる。

(イ) 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等は、この経費の対象としない。

イ 金額

○ 資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間

3 処理体制

- (1) 市（福祉政策課）は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。
- (2) 県（生活衛生課）は、市と連携した広域的な埋葬（火葬）の実施を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。

行方不明者等受付簿

年 月 日

種 別	1 行方不明	2 身元不明の 遺体	3 遺体引受人 のない遺体	4 その他	(受付番号)	
氏 名			性 別	男・女	年 齢	受 付 者 氏 名
本 籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)
現 住 所						
遺 体 の 現 場						
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格、身体の特徴等)						

※ 写真は裏面に貼付してください。

遺 体 調 書

		番 号						
搜索收容従事者		代表者 搜索收容班 第 班 氏 名 (所属)						
遺体の種別		1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他						
遺体発見日時		平成 年 月 日 時 分						
遺体発見場所								
遺体の身元	本 籍							
	現住所							
	氏 名		身元不明者の符号		性別	男・女	年齢	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺族その他の関係者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	遺体引き受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺体受け取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
検 分 日 時 (検 視)		検 分 月 日 時 分 者 (検視)						
検 案 日 時		年 月 日		(遺体発見現場の概略図)				
火葬許可証交付日		年 月 日						
火 葬 日								
(所持品の処理)								
(備 考)								

※ 写真は裏面に貼付してください。

第3節 災害廃棄物等処理計画（総務部・市民部）

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害により、し尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第1項 廃棄物処理計画【市（環境衛生課・契約監理課・技術検査課・工事担当課）・県】

1 実施機関

(1) 市

- ア 被災地域の廃棄物等の処理は、市長（環境衛生課）が実施する。
- イ 大規模災害時により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。

(2) 県（環境生活対策部廃棄物・リサイクル対策班）

- ア 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。
- イ 健康福祉センター（環境保健所）相互間、市相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市と協議の上、市相互間の補完体制を整えておくものとする。
- ウ 国や他県の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整備するものとする。
- エ 関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状況等所要の資料を整備するものとする。
- オ 市の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、上記の相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておくこととする。

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内容	特性
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル 可能分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能

災害廃棄物		内容	特性
災害によって発生する廃棄物	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市の施設では困難）
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市の施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（市の施設では困難）

災害廃棄物		内容	特性
土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物質が混入している場合は適正処理
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理

災害廃棄物		内容	特性
生活に伴い発生する災害廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	分別不可能な場合は適正処理
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供された、くみ取り式トイレの総称）等からの汲取り、し尿	適正処理

3 災害廃棄物等の発生量の推計

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの 廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6 トン/㎡、非木造：1.0 トン/㎡ 火災による焼失：0.23 トン/㎡
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116 トン/棟
1棟あたり平均床面積	木造：118 ㎡/棟、非木造：329 ㎡/棟

(2) 津波堆積物発生量

項目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10～1.46 トン/㎡

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項目	水害、液状化、揺れ、津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	5.2%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

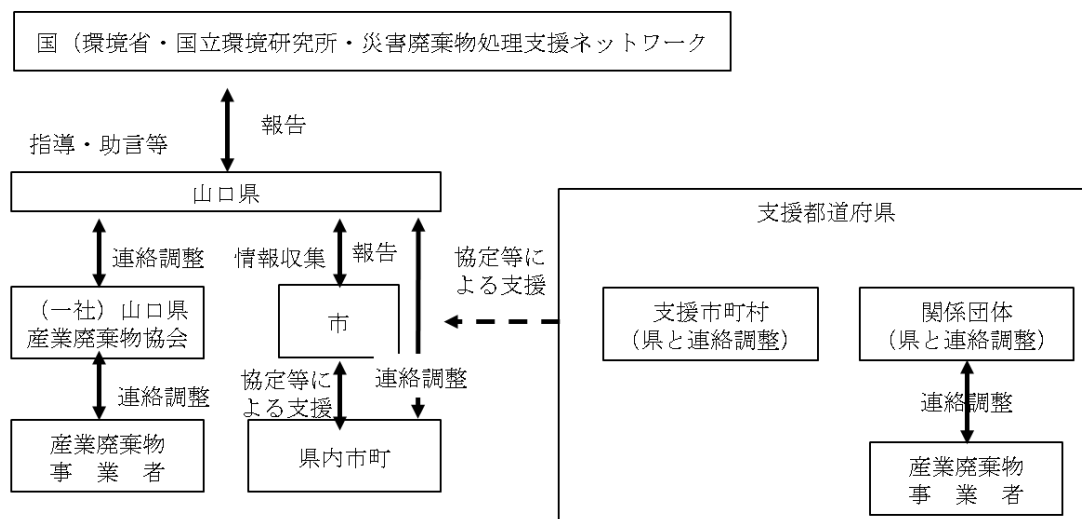
(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数 × 一人1日平均排出量
一人1日平均量	生活系ごみ収集量／収集人口

4 処理体制の整備

- (1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため市は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えけるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2) 対策系統



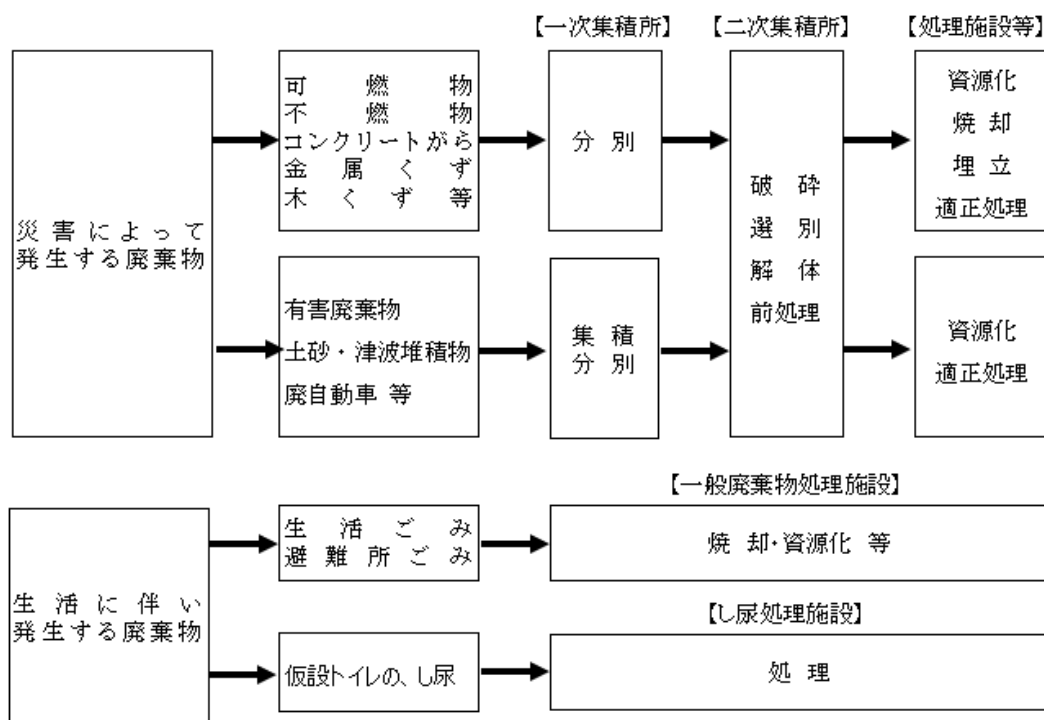
5 災害廃棄物等の処理対策

(1) 処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、市は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能なりリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。



(3) 処理運搬体制

ア 市は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 収集運搬体制

種 別		数 量	備 考
運搬車（トラック）		1台	※一班で1日20戸を処理する。
作業員		8～10人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	トビロ		
	手ミ		

(4) 仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア 市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積場）とするなどの対策を講じる。

項 目	計算式、パラメータ等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4（t/m ³ ）、不燃物 1.1（t/m ³ ）
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

イ 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、市は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積場）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ 仮置場（一次・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分 類	留意点
仮置場（一次・二次集積所）全般	- 候補地は、以下の点を考慮して選定すること。 ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※ 船舶の係留等 ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ※ ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 2 仮置場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無等を事前に把握すること。 3 特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となること。 4 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。 5 二次災害のおそれのない場所であること。

分 類	留意点
一次集積所	1 被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること。 2 住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要があること。 3 初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておくこと。
二次集積所	1 災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。 2 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。 3 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。 4 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 5 グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

エ 必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 市町は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理計画内に取りまとめ、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。このため、廃棄物・リサイクル対策班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

ウ 倒壊家屋等の解体・撤去に必要な機材及び人員（1班編制）

項目	数量	備考
大型ダンプ車	6	（1班の1日当たりの作業量 192 トン） ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復 1 時間の場所にある。 (2) 積み込み作業に 10 分間を要する。 (3) 大型ダンプの積載量が 4 t（10 t ダンプ×40%）とする。 (4) 稼働時間を 8 時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

(7) 有害性・危険性廃棄物

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項目		収集方法	処理方法
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)		販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者に 回収・処理依頼	中和・焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・ カドミウム蓄電池 (ニカド電池)、 ニッケル水素電池、 リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収 (箱)へ	破碎、選別、 リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収(箱)へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施して いるカー用品店・ガソリン スタンドへ	破碎、選別、 リサイクル (金属回収)
	廃蛍光灯		回収(リサイクル)を行っ ている事業者へ	破碎、選別、 リサイクル (カレット、 水銀回収)
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジン オイル		購入店、 ガソリンスタンドへ	焼却、 リサイクル
	有機溶剤(シンナー等)		販売店、メーカーに回収依 頼／廃棄物処理許可者に回 収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、 リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶		使い切ってから排出する場 合は、穴をあけて燃えない ごみとして排出	破碎
	消火器		購入店、メーカー、廃棄物 処理許可者に依頼	破碎、選別、 リサイクル
感染廃棄物(家庭)	使用済注射器針 使い捨て注射器等	指定医療機関での回収 (使用済注射器針回収薬局 等)	焼却・溶融、 埋立	

(8) 津波堆積物の処理

津波堆積物の取扱いについては、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(9) 思い出の品等の取扱い

写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市町で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取レートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

(10) 死亡獣畜処理

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事【健康福祉センター（環境保健所）】の指示により処分するものとする。

イ 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。このため、この処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧に当たっては事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画 【(市 環境衛生課、萩浄化センター、契約監理課、技術検査課、) 県】

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い通常の上尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

第1項1の実施機関参照

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿処収集必要人数×一人1日平均排出量 = 仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) ×1人1日 平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による 仮 設トイレ必要人数	[水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)] × 断水率×1/2
非水洗化区域 し尿収集人口	し尿収集人口-避難者数×(し尿収集人口/総人口)
一人1日平均排出量	し尿収集量/し尿収集人口

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被害により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等、避難所の状況により素掘式、又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資機材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

ア 避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、概ね次による。

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレの必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレ容量／し尿の一日1人あたり平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400L とする。
収集頻度	3日/回

イ 注意事項

(ア) プライバシーの確保及び防犯のため、男女トイレは別々の場所に設置し、防犯ブザー照明等を設置する。

(イ) 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し埋没処分する。

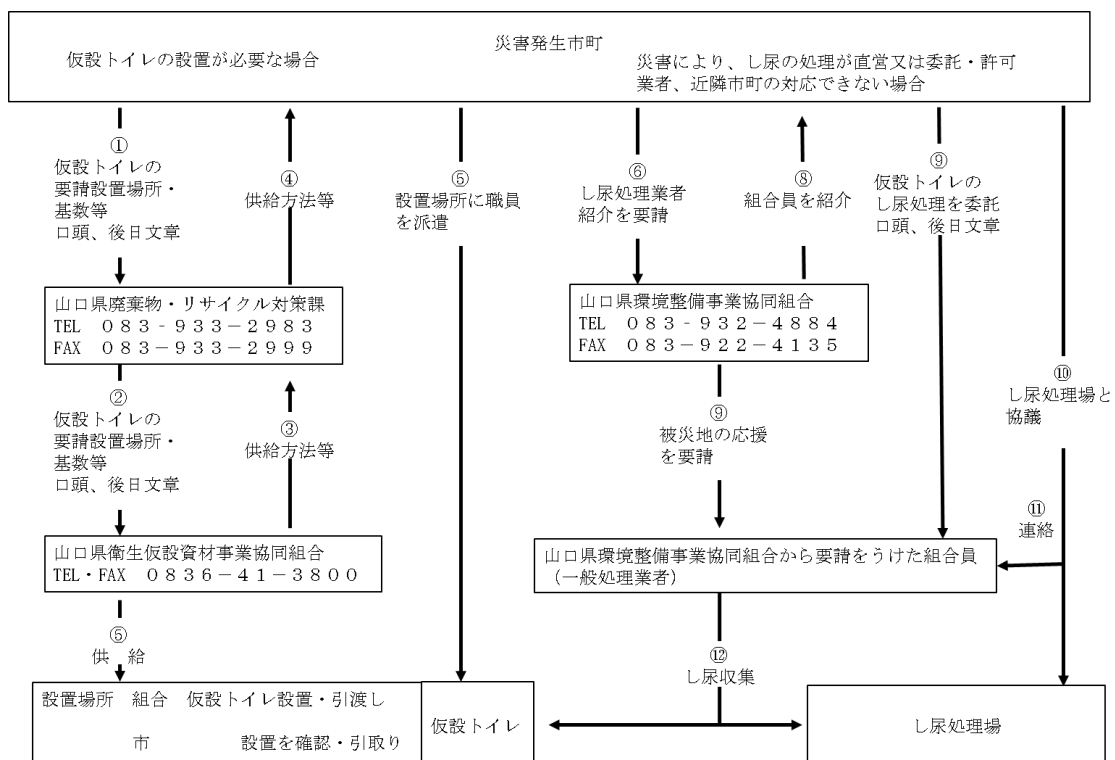
(ウ) 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておく。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮する。

4 処理体制

(1) 市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。このため、あらかじめ民間の、し尿処理関連業界及び近隣市町等との間に災害時における人員、資機材等の確保について、迅速かつ積極的な応援が得られるよう必要な体制を整えておく。



(2) 対策系統

第1項3(2)対策系統参照

5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行う。また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車（バキュームカー1.8トン）	作業員	1日処理戸数
1台	3人	30戸

- (3) 大規模災害発生時においては、市の処理機能は、麻痺することを前提に処理体制を構築しておく。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去（市（環境衛生課）・県）

救助法が適用された災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被害者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長（環境衛生課）が実施する。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の戸数

ア 救助法適用市町ごとに半壊、床上浸水戸数の合計の15%以内とする。

イ 救助法適用市町の実情により、上記の基準（15%）を超えて実施する必要があると認められるときは、知事は厚生労働大臣の同意を得て、県内の救助法適用市町、相互間の戸数の融通を行うことができるとされている。

(4) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

（ア） 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

（イ） 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求める。

（ウ） 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

(5) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため上記の期間内に実施することができないときは、知事は、厚生労働大臣に対し、特別基準（期間延長）の協議を行うこととなる。

(6) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市（環境衛生課）が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去（市（土木課、水産課）・県・警察・中国地方整備局・海上保安署）

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、県、市、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

ア 優先的に障害物を除去すべき道路

（ア） 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（避難路等）

（イ） 緊急輸送を行う上で重要な道路

（ウ） 災害の拡大防止上重要な道路（消防隊が防御線をはる道路等）

（エ） その他応急対策活動上重要な道路

イ 各機関別実施内容

機関名	対 策
市 (土木建築部)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進に協力する。
国土交通省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路株式会社	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機関名	対 策
市 (土木建築部) (農林水産部)	所管する施設に係る障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部、水産対策班)	所管する施設に係る障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安署に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局 (山口河川国道事務所萩国道出張所)	所管する河川について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

機関名	対 策
海上保安庁 (萩海上保安署)	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚 物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画 【市(環境衛生課・県(生活衛生課)】

災害の発生により、被災地では人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や、被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ、迅速な対応が求められる。そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、県、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

第1項 特定動物の逸走防止等

1 実施機関等

原則、飼養者とする。市は、県及び関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。市は県と連携して、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第2項 被災動物の救護

1 実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、飼い主が困難な場合、市は県及び関係機関等と連携して実施する。

2 飼い主の責務

- (1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。
- (2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

- (1) 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。
- (2) 飼い主不明や負傷した被災動物について、被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）及び関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。
- (3) 避難所では、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。この際、健康福祉センター（環境保健所）の助言、協力を受ける。
- (4) 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、県及び（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。
- (5) 市単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、県に応援を要請する。
- (6) 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

第12章 応急住宅計画

第1節 応急仮設住宅の供与 【市（福祉政策課、建築課）・県】

第1項 公営住宅等の確保

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

- (1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、この場合において、高齢者、障がい者等に配慮するものとする。
- (2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。
 - ア 入居期間は、原則として1年以内とする。
 - イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
 - ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
 - エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- (4) 被災者か否かは、原則として市が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。
- (5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

- (1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公営住宅についても、その確保、提供を要請する。
- (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する災害者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者で、現に居住する住家がない者。
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者。これについて具体的には、その判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者
 - ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
 - エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
 - オ 特定の資産がない小企業者
 - カ 上記に準ずる経済的弱者
- (3) 災害時に、現実に本市に居住していること。（住民登録の有無は問わない。）

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

- (1) 延べ床面積
1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。
- (3) 入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。

- (4) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (5) 高齢者、障がい者、日常の生活上特別な配慮を要する者を、数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により20日以内に着工できないときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第4項 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。民間賃貸住宅の確保に関して、（公社）山口県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件 【市（福祉政策課、土木建築課）・県】

災害発生によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの力をもってしては応急修理ができない者。（対象者としては第1節第1項2に準ずる。）

第2項 対象者の調査及び選定

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する、り災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、市が県から選定事務の委任を受ける。

第3項 応急修理の戸数

- 1 救助法が適用された市町ごとに半焼及び半壊世帯数の3割以内とする。
- 2 3割以内に抑えることが救助法適用市町の実態からみてそぐわないときは、県内の救助法適用市町全体の、3割以内の範囲内で修理戸数の融通を行う。
- 3 修理対象戸数は県が決定する。
- 4 上記の基準を超えて応急修理を実施する必要があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準の協議を行う。

第4項 応急修理の方法、基準

- 1 応急修理の方法等
 - (1) 市長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（一社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
 - (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、（一社）日本鳶工業連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
 - (3) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び屋根の応急対応に限るものとする。
 - (4) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合
- 2 修理の期間
 - (1) 災害発生の日から1ヵ月以内に完成させる。
 - (2) 1ヵ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第3節 建設資機材等の調達（土木建築部・農林水産部）

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体【（社）山口県建設業協会及び（社）プレハブ建築協会】の協力を得て調達する。

- 2 用材の確保については、県本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。

第2項 国有林野産物の払下

- 1 国有林野の所在する地方の市町の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ救助法が適用された場合、知事が実施する応急仮設住宅の建設用材として、時価から5割以内を減額した対価で国有林野産物の譲渡を受けることができる。

（国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第15条）

2 申請手続き



申請書は、災害の発生の日から20日以内に3通提出する。ただし、緊急を要する場合、後日申請書を提出することとして、口頭により申請することが出来る。

第3項 国に対する調達要請

第1項、第2項によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請する。

第4節 公営住宅の応急修理（土木建築部）

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については救助法の適用はないものであること。

第5節 被災建築物及び被災宅地の事後対策（土木建築部）

発災後、公共建築物、一般住宅及び宅地等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物崩壊や宅地崩壊等の二次災害から守る上で重要なことから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び災害への耐力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

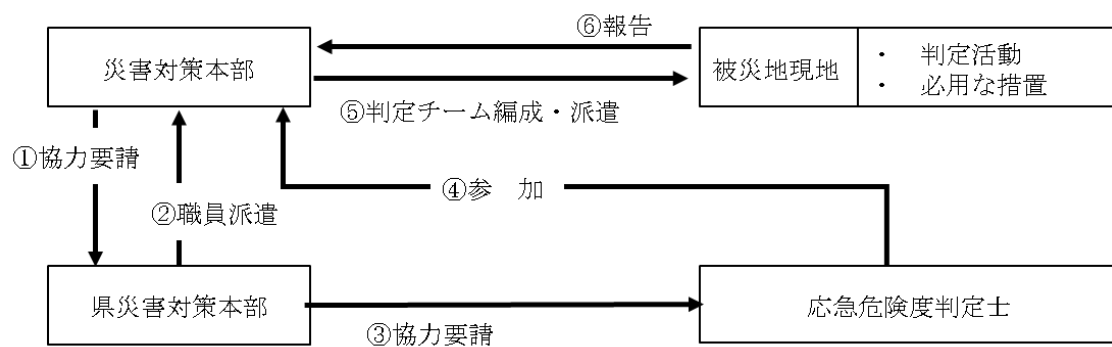
第1項 応急危険度判定体制の確立

地震や大規模災害等により被害を受けた建築物や宅地の余震等による崩壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、市は被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に確保することが必要となる。このため県は、市が実施する危険度の判定を支援するための山口県被災建築物等危険度判定協議会を設置している。市においても建築・土木等の一定期間以上の実務経験を有する職員に講習会を受講させ、判定士の養成に努める。

第2項 応急危険度判定の実施

- 1 市は、判定マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、市本部の要請により、職員を派遣するとともに、判定士に参加協力を求める。

応急危険度判定活動体系図



第13章 水防計画

第1節 計画の目的（水防法第1条、第7条）及び性格（総務部・消防本部）

第1項 目的

この計画は、水防事務の調整及び円滑な実施のため必要な事項を定め、河川、海岸の洪水、高潮、津波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2項 地域防災計画との関係

この計画に特に定めのない事項で水防に関するもの及び関係のある事項は、市防災計画に定めるところによる。

第3項 この計画の改定及び修正

この計画は、毎年度検討を加え、諸情勢の変化に伴って修正・改訂の必要を生じたときは関係機関と協議のうえ修正・改訂をする。

第2節 実施機関及び責任（総務部・消防本部）

第1項 県（水防法第3条の6）

県の区域内の水防管理団体（市町等）が行う水防が十分に行なわれるよう確保すべき責任がある。

第2項 市（水防法第2条、第4条、第15条）

- 1 市の区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。なお、本市は水防法第2条にいう水防管理団体であり、同法第4条に基づく知事の指定により指定水防管理団体である。
- 2 浸水想定区域の指定があった場合の処置（法第15条）
 - (1) 浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。
 - ① 洪水予報等の伝達方法
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図る

ことが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

⑤ ④において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 上記(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第3項 その他の防災関係機関

関係法令又は、県及び市の地域防災計画に定めるところにより、水防活動を実施しなければならない。

第4項 一般住民又は水防の現場にいる者（水防法第24条、災対法第7条）

水防管理者（市長。以下同じ。）又は消防機関の長から命ぜられた水防活動に従事するとともに、その他の水防に寄与するように努めなければならない。

第5項 水防関係職員の責務

水防関係職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは自発的に登庁し、所定の配備につくように努めなければならない。

第6項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

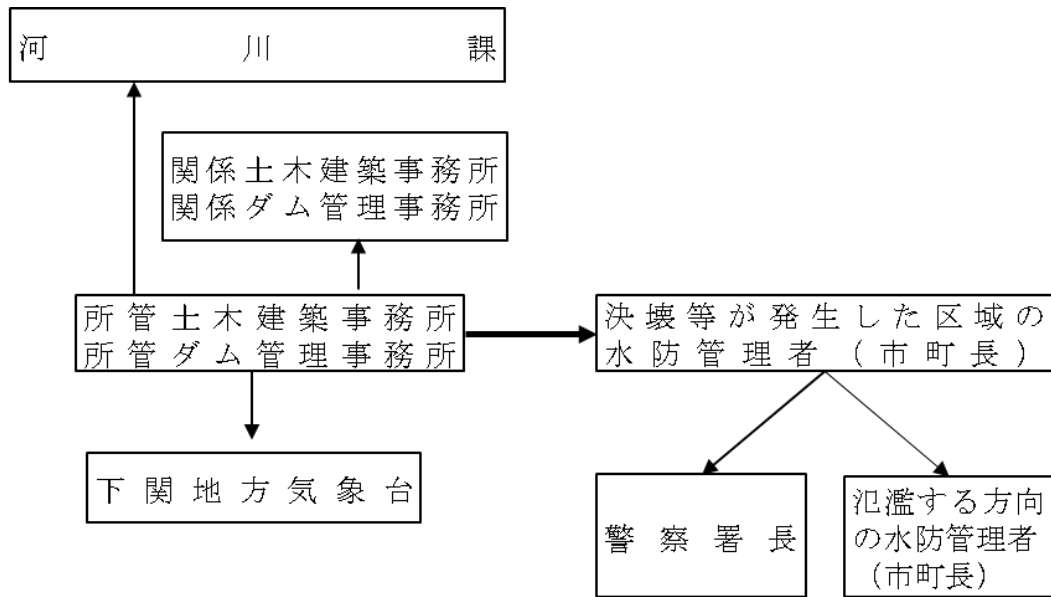
第7項 河川管理者の責務

1 河川管理者の協力

河川管理者、山口県知事及び萩市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達を除く。）

【連絡系統図】



- (3) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防備蓄資材、器具の整備確保 (総務部・消防本部)

第1項 水防倉庫及び水防資器材

資料編：水防用備蓄資器材一覧表

第2項 備蓄資材・器具の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは早急に補充又は修理し、緊急水防時に支障のないよう留意する。

第3項 民間水防資材の確認

出水期において、市長は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する業者等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意する。

第4節 水防活動（総務部・消防本部）

第1項 災害情報及び通信（注） 第3編第2章関連

第2項 水位、雨量、潮位の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

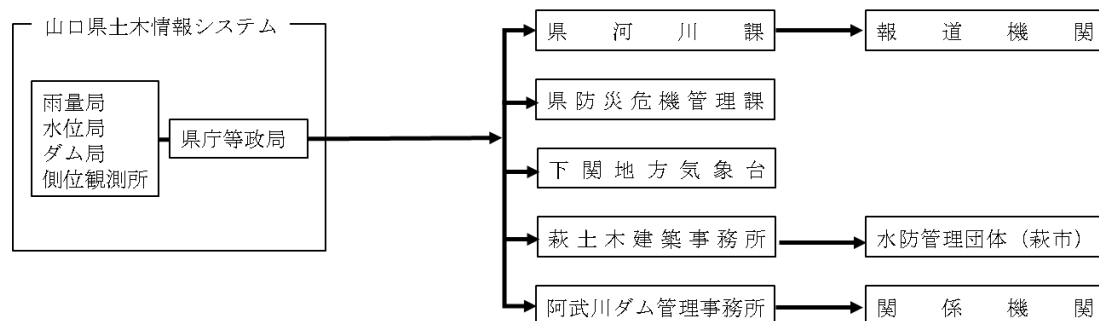
- (1) 萩土木建築事務所は、山口県土木防災情報システムにより、雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市に通報する。
- (2) 県河川課は、水位、雨量の情状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。
- (3) 県河川開発課は、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道関係その他の関係機関へ連絡する。

2 山口県土木防災情報システムによる情報の提供

萩土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市に通報する。また、土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市、関係機関、報道機関及び市民に提供する

3 雨量、水位、潮位の連絡系統

雨量、水位、潮位の連絡系統は、次の図のとおり。

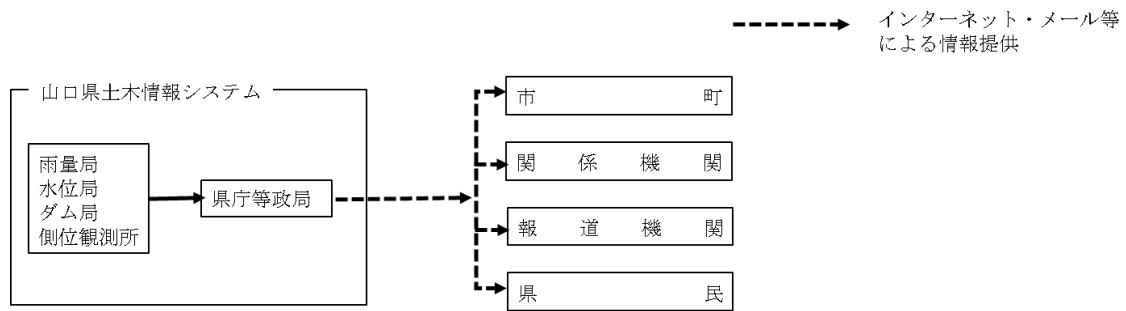


阿武川ダム管理事務所 → 中国電力佐々並川ダム

阿武皮ダム管理事務所 → 中国電力生雲ダム

※ 潮位は山口県高潮防災情報システムを使用

4 雨量、水位、潮位の情報連絡系統



5 雨量、水位、潮位の報告及び観測所位置

- 資料編 : 雨量観測所
- 資料編 : 水位観測所及び通報水位・警戒水位
- 資料編 : 潮位観測所

6 水位の通知、避難判断水位（特別警戒水位）の通知

(1) 消防団待機水位（通報水位（水防法第12条1項））

水防管理者、国又は県は、通報水位を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

※ 消防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位

(2) はん濫注意水位（警戒水位（水防法第12条2項））

国又は都道府県は警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表する。

※ 警戒水位は、水防団の出動の目安となる水位

(3) 水位の通報方法

県が行う通報

水位の連絡系統については、雨量等の連絡系統「雨量、水位の連絡系統」及び「雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、警戒水位に達したときに必要に応じて行う。

7 避難判断水位（特別警戒水位の通知（水防法第13条））

(1) 水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれに指定した河川（水位情報周知河川）について、特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(2) 県が行う水位情報の周知（水防法第13条2項）

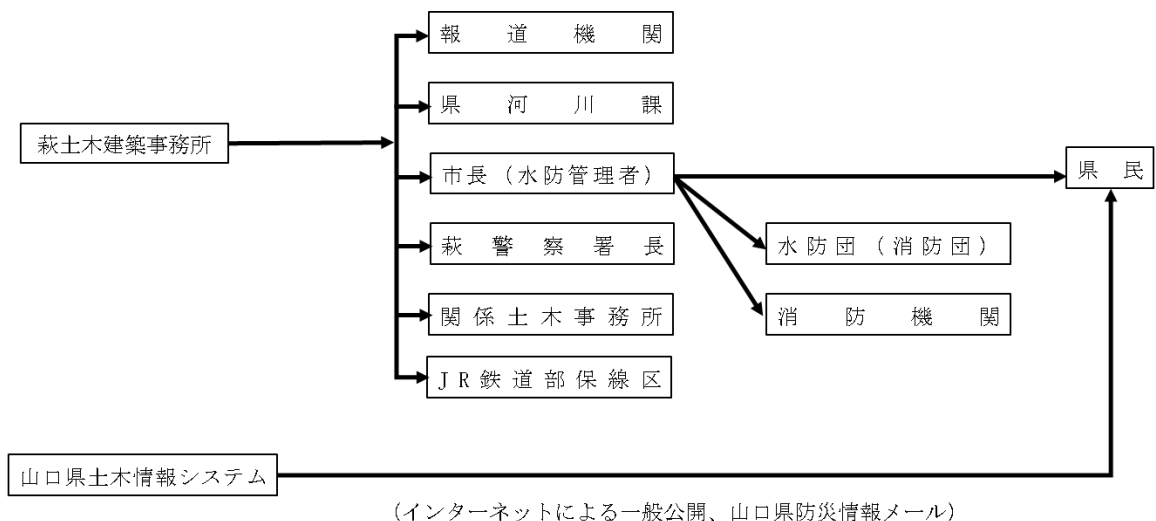
県が指定する河川について、特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

ア 水位情報周知河川

県地域防災計画危険箇所編「水防警戒区域」として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを特別警戒水位に定める河川（水位情報周知河川）とする。

イ 避難判断水位（特別警戒水位）の伝達

避難判断水位（特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおり。



- 8 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達水防法第15条第1項の規定に基づき、浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への洪水予報等の伝達方法は、資料編12-28「浸水想定区域内の要配慮者利用施設、関連施設への洪水予報等の情報伝達方法」及び資料編12-29「要配慮者利用施設関連施設一覧表」のとおり。

第3項 水防警報

1 水防警報区域

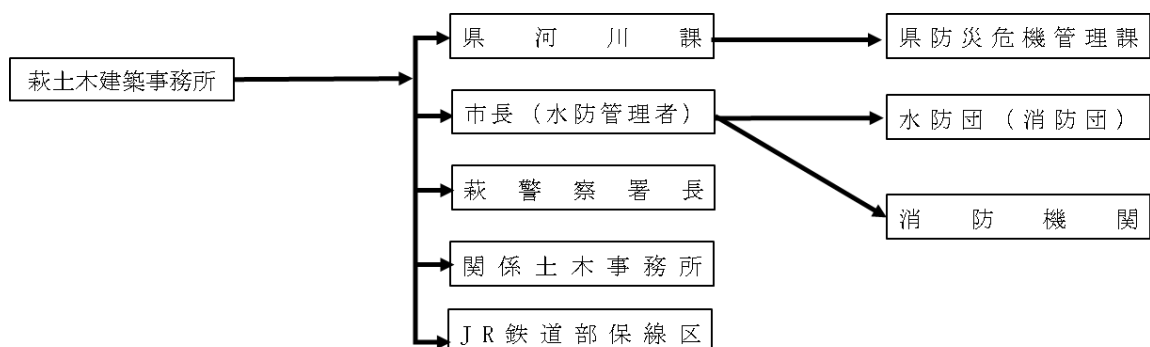
知事が指定している水防警報を発する区域

- 資料編……水防警戒区域

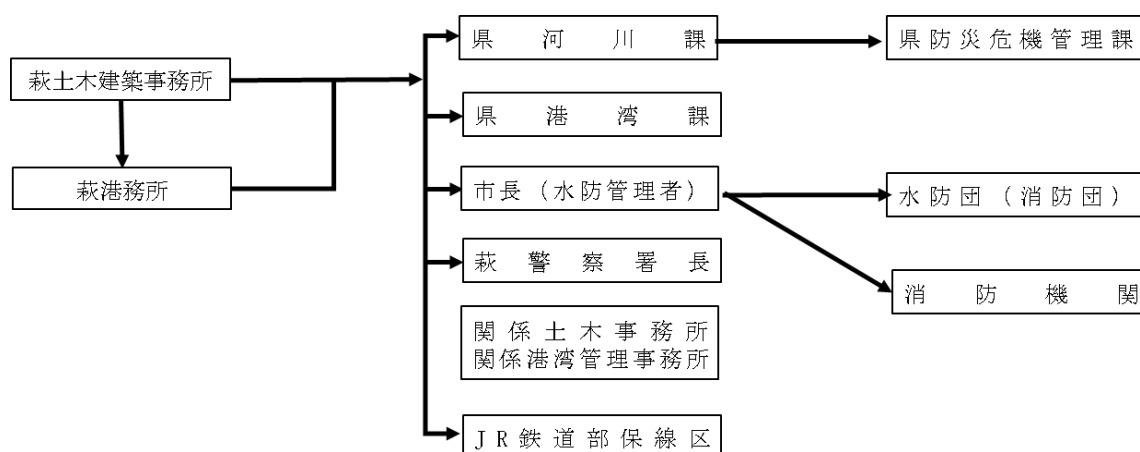
2 知事が発する水防警報（水防法第16条1項、3項）

知事が発する水防警報は、萩土木建築事務所長が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告する。

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

萩土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、市等の担当者へ電話連絡し、水防警報の内容を読み上げて伝達したのち、水防警報用紙をファックスで市等に送信する。一般回線が途絶している場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

3 水防警報の発令基準、種類等

(1) 水防警報

水防警報は、国土交通大臣の発するものと、知事の発するものがあるが、本市の場合、阿武川等は知事が水防警報を発する河川に指定されている。なお、水防警報は、萩土木建築事務所によって発せられる。

(2) 水防警報の発表形式

概ね次の形式による。

(例) 水防警報第○号山口県萩土木建築事務所発表

「○○水位観測所の水位は、○月○日○時現在○、○○メートルに達しました。1 時間に○c m くらいの割合で上昇しています。水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。」

(3) 水防警報の種類、内容及び発令時期 (知事が発する水防警報)

ア 河川については、次の水防警報を発する。

種 類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等よりみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準 備	1 水防資機材の点検、整備。 2 逆流防止水門、溜池等の水門の開閉準備。 3 河川、その他危険区域の監視。 4 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が消防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇しはん濫注意水位(警戒水位)に達するおそれがあり出動の必要が予測される時。
出 動	1 水防要員の警戒配置。 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	1 河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想される時。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	出水の状況を通知するとき、又は災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

イ 海岸については、次の水防警報を発する。

種 類	内 容	発令時期
準 備	1 陸閘の閉鎖。 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始。 3 危険箇所への応急措置。 4 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される 1 2 時間程度前に発表する。
出 動	1 水防要員の警戒配置。 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始。 3 危険箇所への応急措置。 4 住民の避難誘導。 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される 4 時間程度前までに発令する。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮等のおそれなくなったとき。

4 出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合消防機関等に対して出動準備させる。

ア 準備を要する水防警報が発令されたとき。

イ 河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動準備の必要が認められるとき。

ウ 気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

エ 津波警報が発せられたとき。

オ 堤防の異常を発見したとき

(2) 出動

水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に予め定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせ必要に応じて水防活動を実施させる。

ア 出動を要する水防警報が発令されたとき。

イ 河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測され、かつ、出動の必要が認められるとき。

ウ 堤防の異常を発見したとき。

エ 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被災が予知されるとき。

オ 津波による被害が予想されるとき。

5 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者又は消防機関の長は、巡視員を設け、随時河川、海岸、堤防等を巡視させ水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出勤準備を命じたときから警戒を厳にし、特に既往の被害箇所、災害危険区域を中心に巡回して次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに土木建築事務所長に報告する。土木建築事務所長は必要な措置をとるとともに知事（河川課）に報告する。

ア 裏法の漏水によるひび及びがけ崩れ。

イ 堤防の溢水

ウ 天端の、ひび又は沈下

エ 表法の、ひび又は欠け崩れ。

オ 樋門の両袖又は庭部からの漏れ。

カ 橋りょう、その他の工作物と堤防との取付部分の異常

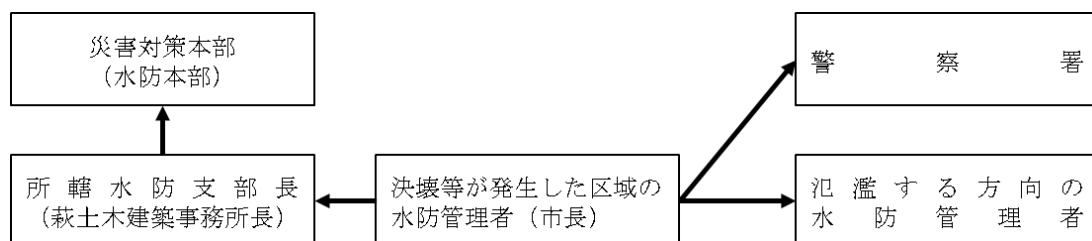
6 警戒区域の設定

- (1) 水防上緊急の必要がある場合は、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し又はその区域から退去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして、水防に従事させることができる。
- (2) (1)の場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があるときは、警察官は(1)に掲げる者の職権を行うことができる。
- (3) 水防管理者は、警戒区域を設定した場合は、土木建築事務所長及び警察署長に通知する。

○ 資料編：重要水防箇所

7 決壊等の通報（水防法第25条）

水防管理者（市長）は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに下表により関係者に通報する。



8 水防作業

(1) 非常事態の措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防管理者は直ちにその旨を土木建築事務所長その他水防に関係のある機関に通報するとともに水防作業を実施しなければならない。

(2) 水防作業の実施要領

洪水にさいして、堤防に異常の起こる時期は、滞水時局によることはもちろんであるが、大体水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起る場合が多く、水位 7～8 割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても、直ちに警戒を解いてはならない。作業を実施するに当たっては、堤防の組織、材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。工法はその選定を誤らなければ、1 種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、時には数種の工法を併施してはじめて、その目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法を逐次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

○ 資料編：水防工法一覧

9 水閘門の操作及び決壊等の通知

- (1) 水閘門の管理者は、あらかじめ操作員を定めて、平時工作物の点検をさせ、出水時の操作に支障のないようにしておく。
- (2) 水閘門の管理者は、操作員を水閘門の操作にあたらせるとともに適宜その状況を土木建築事務所長その他関係機関の長に通報する。
- (3) 農業用等溜池が所在する区域の水防管理者は、その溢水状況に留意し、特に老朽危険箇所については、漏水状態に注意して必要に応じて樋管の調節による放水を行わしめるとともに、異常を発見したときは、すみやかにその状況を土木建築事務所長及び土地改良事務所長に通報する。
- (4) 堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、当該水防管理者は直ちに、その旨を土木建築事務所長、警察署長に通報する。

10 警察官の派遣要請（水防法第 22 条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

11 水防でん未報告

(1) 水防管理団体の報告

水防管理団体（市）が水防活動をおこなったときは、別に定める様式により、水防活動終了後 5 日以内に土木建築事務所長を経由して、そのでん末を知事（河川課）に報告する。土木建築事務所長は、管内の水防管理団体から提出された報告書を取りまとめて知事に提出する。

(2) 土木建築事務所長の報告

土木建築事務所が水防活動を行なった場合は(1)の例により報告書を作成し、水防活動終了後 10 日以内に知事に提出する。

12 水防信号（水防法第20条）

(1) 水防法施行規則（昭和34年山口県規則第54条）第3条により、県水防計画に定めるものは、次のとおりである。

発信の方法・種類		警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○— 約15秒 休止 約5秒 ○—
出動信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせる	○—○—○ 休止 ○—○—○ 休止 ○—○—○	約15秒 ○— 約5秒 休止 約15秒 ○—
総出信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせる	○—○—○—○ 休止 ○—○—○—○ 休止 ○—○—○—○	約30秒 ○— 約5秒 休止 約30秒 ○—
避難信号	必用と認める区域内の居住者に対し避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 ○— 約5秒 休止 約1分 ○—

(2) 備考

- ア 信号は適宜の時間継続すること。
- イ 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

13 ダム放流時の住民周知

各ダムの放流は、次の警報等により流域住民に周知させる。

(1) 阿武川ダム（山口県阿武川ダム管理事務所）

ア サイレン

（放流 30 分前）

1分 休止 1分 休止 1分 休止 1分 休止 1分 休止 1分
○—— 5秒 ○——5秒 ○——5秒 ○——5秒 ○——5秒 ○——

イ 警報車を巡回させ警報する。

ウ 電光灯を点灯する。

(2) 生雲ダム（中国電力株式会社）

ア サイレン

1分 休止 1分 休止 1分 休止 1分 休止
○—— 20秒 ○——20秒 ○——20秒 ○——20秒

（電子サイレンのみ。アナウンス 3回放送）

イ 警報車を巡回させ警報する。

(3) 佐々並ダム（中国電力株式会社）

ア サイレン

1分 休止 1分 休止 1分 休止 1分 休止
○—— 20秒 ○——20秒 ○——20秒 ○——20秒

（電子サイレンのみ。アナウンス 3回放送）

イ 警報車を巡回させ警報する。

第5節 公用負担（総務部・消防本部）

水防法に定める公用負担については、次による。

第1項 物的公用負担（水防法第28条）

水防管理者（市長）、消防機関の長、消防団長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他資材の使用、収用
- 3 車両、その他運搬用機器の使用
- 4 工作物その他障害物の処分

第2項 人的公用負担（水防法第24条）

水防管理者（市長）、消防機関の長、消防団長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その市内の居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3項 損失補償及び損害補償 (水防法第28条、第45条)

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、水防法第28条及び第45条に規定するところによる。

第6節 水防訓練

- 1 本市は水防法に定めるところの指定水防管理団体であり、水防法第35条の規定に従い、毎年1回以上水防訓練を実施し、水防技術の向上を図ると共に、水防組織の整備点検を行う。
- 2 1の水防訓練は、県及び市の地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えない。

第7節 水防協力団体 (消防本部)

第1項 水防協力団体の指定 (法第36条)

水防管理者は、民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する業務を行うことができると認めるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる。

第2項 水防協力団体の業務 (法第37条)

水防協力団体は次の業務を行う。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 3 水防に関する調査研究
- 4 水防に関する知識の普及、啓発

第14章 災害警備計画

第1節 陸上警備対策 【市（総務部）・警察署】

第1項 警備体制 （災害警備実施計画）

1 職員の招集・参集

職員は、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより非常招集又は非常参集する。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

市内に警備体制（第1次、第2次及び第3次体制）を要する災害が発生した場合は、警察署に所要の災害警備本部を設置する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備実施計画の定めるところによる。

第2項 警備対策 （災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおり。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに、被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー等の勤務員をもって情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊の出動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署における救出救助活動

警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し安全な避難経路を選定して行う。また、障がい者等の避難行動要支援者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となるおそれのある施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や、交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確認

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広域及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は、区間において車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く利用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図る。

(注) 本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。消防組織法第 23 条消防庁及び地方公共団体は、消防事務のため、警察通信施設を使用することができる。

第2節 海上警備対策 (総務部)

第1項 治安の維持 (萩海上保安署)

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 海上交通安全の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。

- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第15章 要配慮者支援者計画

第1節 避難誘導・避難所の管理等 【市（福祉部・関係各課）・県・関係機関】

市は、避難計画の実施に当たり次の事項に留意し、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難指示の伝達

避難指示を行う市長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、地理に不案内な観光客等にも配慮する。

2 避難誘導の方法

避難指示が出された場合、市は、警察署、消防署、消防団、民生委員、町内会、防災ボランティア、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては車両、船艇等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿等の活用

避難指示が出された場合、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者、その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

1 避難所の管理

- (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。
- (2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護職員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

- (3) 避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。
- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。
- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

2 被災者の他地区等への移送

- (1) 要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に 福祉避難所へ移送する。
- (2) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障がい者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障がい者等健康面で不安のある者にあつては最も適した住居となることから、その確保に努める。

3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障がい者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策（保健部・福祉部）

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障がい者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。このため、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保 【市（関係各課）・県・関係機関】

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等、膨大な種類と量の業務が発生するとともに応急仮設住宅における保健福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。この場合、必要に応じ県、又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、救援等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障がい者等の健康管理に十分配慮する。

1 保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導

2 精神保健福祉センター、健康福祉センター（環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア

3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障がい者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、他市町応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等

の必要な高齢者、障がい者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパー、民生委員を中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障がい者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。また、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用し、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 介護の必要な高齢者、障がい者について、特別養護老人ホーム、障がい者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 市は、県と連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (3) 関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、電子メール、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、視覚障がい者、聴覚障がい者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。このため、被災社会福祉施設は、県、市等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに高齢者、障がい者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は症状・負傷の程度に応じた応急手当又は、必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市は、県と協力して、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等の緊急一時受入を行う。なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市町に対し、支援を要請する。市は県と協力して、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障を来さない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

第16章 ボランティア活動支援計画

第1節 一般ボランティアの支援体制

第1項 県、市社会福祉協議会の対応 【市（市民活動推進課、福祉政策課）萩市社会福祉協議会

県・市町社会福祉協議会県（県民生活課、厚政課、健康福祉センター）】

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、市災害対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市町災害対本部との連携を図りながら必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの参加要請及び派遣
- (2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

2 現地センターの設置

被災地又は近接する市町の社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、被災市町災害対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

3 その他の市町福祉協議会

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの参加要請
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターは、県・市町災害対策本部、県災害ボランティアセンター、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 県、市町の対応

災害対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となってボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

- (1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 市の対応

- (1) 県災害ボランティアセンター、現地センター各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 市の対応

福祉政策課は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお、必要な人員が不足する場合、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 県の対応

専門ボランティア関係各班は、被災市町からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県社会福祉協議会を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県ボランティアセンターの対応

県ボランティアセンターは、一般のボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

第3節 他都道府県の災害救援活動への支援

県は、他県で大規模な災害が発生した場合において、被災県と緊密な連絡・調整を行いながら、市町、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

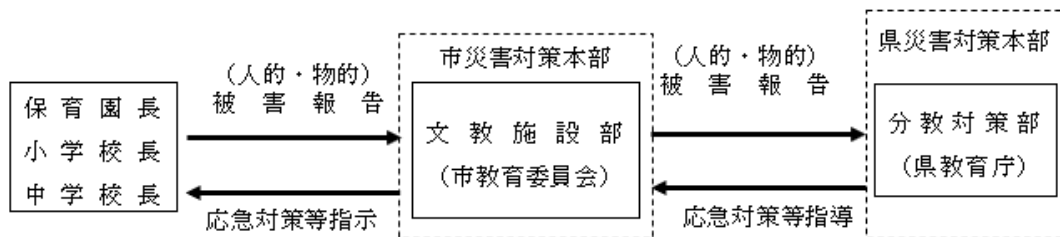
第17章 応急教育計画

第1節 文教対策（教育委員会）

災害時における、児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施 【市教育委員会・県（教育庁各課・学事文書課）】

1 市立学校関係の文教対策実施系統図



被害報告の内容

項 目	内 容
被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被害状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」による。
学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまで計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

1 取組の主な視点

- (1) 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- (2) 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- (3) 安全に関する職員研修の充実
- (4) 通学路の安全点検

- (5) 家庭・地域社会との連携強化
- (6) ボランティア活動の推進
- (7) 自他の生命を尊重する態度の育成
- (8) 安全な生活態度や習慣の確立

2 応急対策

市教育委員会は所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともにその計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。市教委は、上記について校長に指導する。

イ 応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・市町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（市町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 総合支援学校及び寄宿舍を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舍への食料・飲料水の確保等）

ウ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市町及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校で行う訓練

エ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておく。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

(イ) 破損、火災等による被害防止

区分	該当施設	点検確認事項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験室・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油・ガストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無

オ 気象情報の収集

学校は、市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時までに決定し、連絡することとする。なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

(2) 災害時の対応

ア 市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校 長】

(ア) 災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

a 学校の管理する危険物安全措施

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

b 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

(a) 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置

(b) 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施

(c) 被災地域における感染症予防上の措置

ウ 災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、市教育委員会に報告する。児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うが、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

エ 被害状況報告（把握の都度報告する。）

被害状況報告（第 報）

年（20 年） 月 日 時 分現在

（市町又は県立施設名 ）

1 人的被害等

被害種別	被害内訳（人）				備 考
	園 児 ・ 児童・生徒	教職員	その他一般	計	
死 者					
行方不明者					
重傷者					
軽傷者					
計					
帰宅できない 人数（保護者へ 引渡しできない 者）	（在校生）				

2 施設及び設備等被害

名称及び被害場所	被害額（千円）	被害状況及び復旧見込み時期

- (注) ・ 施設区分ごとに記入のこと。
 ・ 県立学校については実習産物等の被害についても計上すること。

3 教科書等の文房具被害

区 分	児童生徒数	備 考
計		

- (注) ・ 区分には学校種別、備考には被害を受けた文房具等の種別を記入のこと。

4-1 休校等の状況

月 日 ()

学校名	休 校	授業時間短縮	授業開始の遅れ	備 考

- (注) 分校を含めて報告のこと。

4-2 上記において授業再開の支障となる事項

学校名	支障となる事項

5 その他

学校名	食 料	飲料水	寝具の確保状況
	日 分	ℓ	

オ 状況に応じ市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

カ 設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行う。

キ 施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

(3) 災害復旧時の対応

ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、県教育委員会への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図る。

ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができる。

エ 市教育委員会は被災地の、児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の市町教育委員会に依頼する。

【校 長】

(ア) 教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての体制を整備する。

(イ) 被災児童生徒等のうち、自校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

(ウ) 避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し他の公共施設等への、学習場所確保のあっせん依頼を行う。

(エ) 災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について保護者及び関係者に連絡する。

(オ) 授業再開に当たっては、児童生徒等登下校時の安全確保に留意する。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧

(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示

(イ) 応急復旧計画の樹立等の措置

(ウ) 応急復旧のための設備及び資 材の確保措置

(エ) 被害状況の詳細な記録（写真等）

(オ) 現地指導員の派遣

イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準

(ア) 応急的な修理で利用できる場合当該施設の 応急復旧により使用する。

(イ) 学校施設の一部が使用できない場合、特別教室、屋内体育館等を利用する。

(ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。

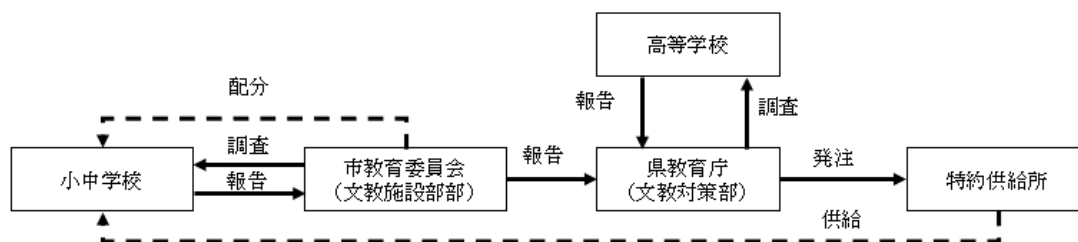
(エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等、公共的施設を利用する。なお、利用すべき 施設、設備がない場合は応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給（市教育委員会・県教育委員会）

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）による。

< 教科書の供給幹旋系統図 >



2 学用品の給与 【市（教育委員会、福祉政策課）・県（教育庁各課・厚政課）】

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し、以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材：災害発生の日から1ヵ月以内

イ 文房具及び学用品：災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保 【市教育委員会・県（教育庁学校安全・体育課）】

県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置を行うとともに、必要に応じ学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請する。市教育委員会は、県教育委員会から必要な指導及び援助を受ける。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市教委へ報告する。県教委及び市町教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教委及び市教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市で対応できない場合は、県教委及び市教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 県教委及び市教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

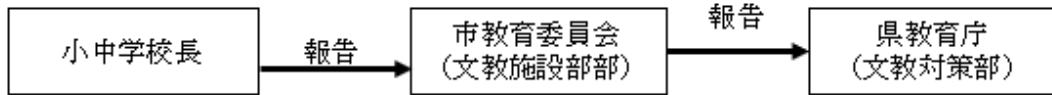
4 児童生徒等に対する就学援助

【市教育委員会・県（教育庁義務教育課 特別支援教育推進室）】

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づき援助措置が講じる。これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等

(2) 総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校の就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※ 寄宿舍入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舍居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続き

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与 【県（教育庁教育政策課・学事文書課）】

(1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

(ア) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告する。

校長 → 県教育委員会（文教対策部）

(イ) 県立学校 → 県（学事文書課）

イ 減免措置

私立高校生特別就学補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(2) 私立高等学校生徒等に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動（総務部・教育委員会・福祉部）

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に災害等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備促進を図る。

第1項 避難所としての活動 【市（福祉部、教育委員会、各学校）・県（各学校）】

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市（福祉部：福祉政策課）が、教育委員会と協力して行う。教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むほか災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

第2項 避難所としての施設設備の整備 【市（防災危機管理課、教育委員会・県）】

市の地域防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設（防災危機管理課）

第1項 災害時の応急活動体制（中国電力株式会社）

所管する電気施設等に災害が発生した場合、中国電力株式会社は、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施することとなっている。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規及び中国電力株式会社の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。市と中国電力株式会社萩営業所は平成17年7月21日に確認した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」により相互に協力して災害対策を行う。

2 災害発生時の防災活動体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災活動体制をしく。

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

(1) 災害時における市との情報連絡

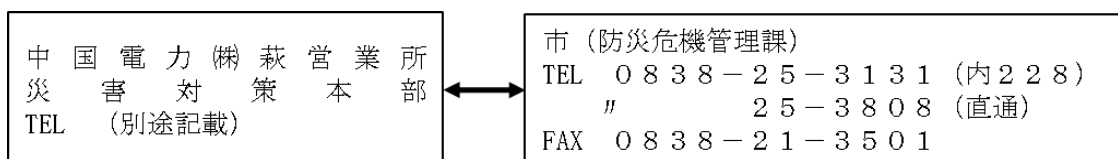
ア 連絡を要する場合

大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。

イ 伝達内容

中国電力（株）萩営業所と市（防災危機管理課）が協議して別に定める。

ウ 伝達系統図



(2) 災害時における電気の保安

ア 電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。

イ 火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。

ウ 被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。

(3) 災害時における応急工事

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保については、状況により、知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。

(4) ダム・ゲートの管理

ア 河川法及び電気事業法に基づく社内規定等による。

イ 特に、ダム放流に当たっては、危険防止のための住民への周知、関係機関に対する通報・通知を迅速確実に行う。

(5) 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、市は広報車（消防団車両を含む）、防災行政無線などを活用して広報に協力する。

4 災害復旧対策

(1) 復旧に際しては、被害の状況・設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

(2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

ア 電源側

主要水、火力電源に関連する発送変電設備並びに超高压系統に関連する発送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

イ 負荷側

治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし順次一般用電力とする。

第2項 小型発電機による応急電源対策 【市（全部）】

災害に限らず長時間の停電が発生又は継続するおそれがある場合は、市はあらかじめ設定した重要公共施設や避難所に小型発電機を臨時に設置し、ライフラインの確保に努める。この場合、小型発電機では停電地域の家屋個々への給電、特に水道施設未普及世帯の井戸水ポンプ対応は困難であるため、一時避難所を設置し給水車の対応とする。

第2節 ガス施設 (防災危機管理課)

第1項 簡易ガス供給事業者の応急対策 (簡易ガス供給事業者)

- 1 一般ガス事業者に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努める。
- 2 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又は、その拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第2項 LPガス、燃焼器具の供給対策 【市(防災危機管理課)・県】

- 1 大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は医療救護活動、あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。LPガスは熱源の中でも、災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として特に大きな効果を期待できる。
- 2 調達・供給確保
県を通じて行うLPガス等の調達は、次のとおりである。
 - (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、(社)山口県LPガス協会萩支部に供給を要請する一方、県災対本部(防災危機管理課)にあつせんを要請する。
 - (2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について(社)山口県LPガス協会に要請する。
 - (3) (社)山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に通知する。
 - (4) 県災対本部は、市に通報する。
 - (5) 通報を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達する。

第3節 水道施設 (上下水道局・市民部)

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。このため市(上下水道局)は、あらかじめ被災施設応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

第1項 災害時の活動体制 【市(上下水道局)】

- 1 動員体制の確立
 - (1) 要員の確保
 - ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
 - イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ所属事務所、又は最寄りの事業所に参集し応急対策に従事する。

ウ 上下水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急措置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

第2項 応急対策

1 災害復旧用紙機材の整備

- (1) 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。
- (2) 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。
- (3) 次の管路等については、優先して点検を行う。

ア 主要送水管路

イ 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路

ウ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路

エ 河川、鉄道等の横断箇所

3 応急措置

被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。

(1) 取水、導水、浄水施設の給水所

取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

(2) 送水・配水管

ア 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。

イ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

4 復旧対策

水道事業者は、復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

(1) 取水・導水の施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(3) 管路の復旧計画

災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施する。

ア 復旧に当たっては随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。

イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。

ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次指定路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次指定路線

重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

エ 給水装置の復旧活動

(ア) 送水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。

(4) 広報活動

ア 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。

イ 広報活動は広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して、実施する。

ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期す。

第4節 下水道施設（上下水道局）

下水道は住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。このため、下水道管理者（市）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

第1項 災害時の活動体制 【市（下水道建設課、浄化センター）】

市（下水道班：下水道建設課・浄化センター）の非常配備体制に基づき職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても迅速な対応がとれるようにしておく。
- (2) 下水道班の職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常、業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ実施する。
- (2) 大規模地震等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い必要業者確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるように必要な要員を配備する。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ・バキュームカー等）等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

- (2) 管渠等については巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機・バキュームカー等によって運転を行い排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。この場合、環境衛生班と連携を図りながら協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第5節 電気通信設備（防災危機管理課）

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。このため、西日本電信電話株式会社山口支店は、災害が発生した場合には、その所管する電気通信設備等、災害応急対策及び災害復旧について、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

第1項 災害時の応急活動体制（西日本電信電話株式会社）

1 災害対策本部の設置

NTT西日本山口支店

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害時における市との情報連絡

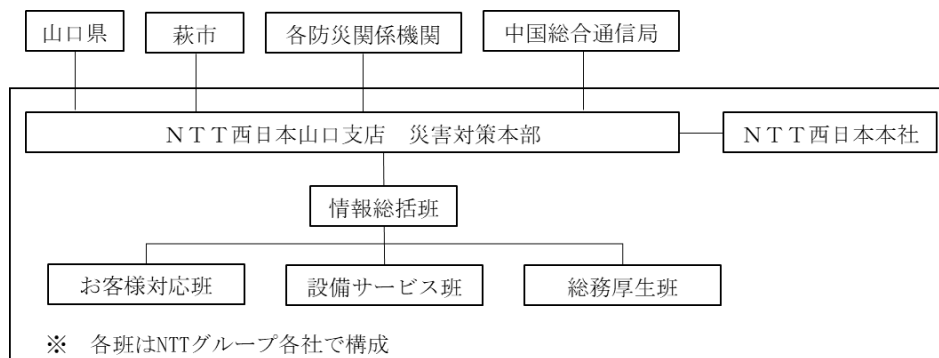
ア 連絡を要する場合

大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。

イ 連絡内容

NTT西日本山口支店と市（防災危機管理課）が協議して別に定める。

ウ 連絡系統図



エ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源確保のため、移動電源車を主要事業所に配備している。

オ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 災害時臨時電話・電報受付場所設置

ア 臨時電話・電報受付所の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む。）は、当該地域を受け持つ事業所の窓口、救助活動拠点、避難所、救護所等に臨時電話、電報受付所を開設する。

イ 特別災害用公衆電話の設置

災害時は硬貨を使用せず通話が可能な特別災害用公衆電話を必要に応じ設置する。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び、確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等疎通確保

エ 災害応急用無線電話機等の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

第2項 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

2 被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。

(1) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び、輸送の手当を行う。

(2) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。

(3) 災害復旧工事の計画

ア 応急復旧工事

イ 現状復旧工事

ウ 本復旧工事

(4) 復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第19章 公共施設等の応急復旧計画

第1節 公共土木施設（土木建築部・農林水産部・上下水道局）

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じる。

第1項 応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

◎ 第8章 緊急輸送計画 第2節「緊急道路障害物の除去」関連

(1) 災害時の応急措置

被災状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施する。

実施機関		応急措置
市	土木課	① 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 ② 緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ③ 二次災害発生のおそれのある箇所の応急措置及び、所管する他の道路の障害物等を除去する。
	農政課 林政課	所管する道路・橋梁のうち、応急活動等を実施するうえで比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況の把握、及び応急措置を実施する。
	水産課	① 臨港道路及び橋梁の被害状況を把握する。 ② 海上輸送基地に指定された施設周辺の道路、橋梁の被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。

実施機関	応急措置
警 察	① 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 ② 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ③ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 ④ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。 ⑤ 災害発生後直ちに被災現場、及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所萩国道出張所)	① 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 ② 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応急措置
市 土木課 農政課 林政課 水産課	① 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路障害物の除去を最優先に行う。 ② その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要なとなる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ③ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 ④ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。緊急時で、そのいとまがないときは直ちに、応急措置を講じるが事後関係者に連絡する。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所萩国道出張所)	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い、道路機能の確保に努める。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関		応急措置
市	土木課 農政課 林政課 水産課 下水道 建設課	① 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 ② 被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 ③ 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして、内水による浸水被害の拡大を防止する。 ④ 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
	土木建築部 農林水産部	① 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の、管理施設の被災地点検を実施する。 ② 市町が応急措置を実施するうえで、必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 ③ 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法による。 ④ 排水施設の被害をとりまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、被災市町へ派遣する。 ⑤ 特に住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、概ね次のとおり。 ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。 イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。 ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。 ⑥ 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
県	中国地方整備局（山口河川国道事務所萩国道出張所）	① 災害が発生した場合、直ちに所管する河川の管理施設及び付属設備の点検を実施する。 ② 堤防、護岸等への被害が生じた場合は、特に氾濫による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関		応急措置・応急対策
市	土木課 水産課	① 港湾施設 陸海から港湾施設の被災状況の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安署・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 ② 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。
	海上保安署	災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。 ① 被災区域の交通規制の実施 ② 被災区域内の交通整理 ③ 航路障害物の除去（緊急の場合） ④ その他の防災上の措置 ア 気象情報の収集伝達 イ 船舶在泊状況の把握 ウ 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 エ 危険物荷役の中止勧告 オ 港内整理及び避泊錨地の推薦 カ 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 キ 必要に応じ、移動命令及び航行制限 ク 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 ケ 海上における流出油等の防除 コ 船舶火災、海上火災の消火活動 サ 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請
	港湾管理者	航路障害物の除去

4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関	応急復旧対策
市 土木課 農政課 林政課 水産課 県 土木建築部 農林水産部	① 気象情報（暴風、高潮）等により災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 ② 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。

実施機関	応急復旧対策
市 土木課 農政課 林政課 県 土木建築部 農林水産部	災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については、斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。 ① 砂防施設 ア えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの。 イ 流路工若しくは、床止の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの。 ② 地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。 ③ 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。

実施機関	応急復旧対策
市 土木課 農政課 林政課 県 土木建築部 農林水産部	④ 流路工に係る応急工事 ア 流路工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。 イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 ⑤ 砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現場による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関	応急復旧対策
市 農政課 林政課 県 農林水産部	① 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 ② 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物（生鮮食品の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保 【市（関係各課）】

災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び、所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じる。

○ 資料編：災害従事職員及び車両の状況

(2) 建設業者の現況把握及び動員

地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるよう適切な措置を講じる。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき緊急確保の措置を講じる。輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておく。

○ 資料編：水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表

2 関係機関に対する応援要請

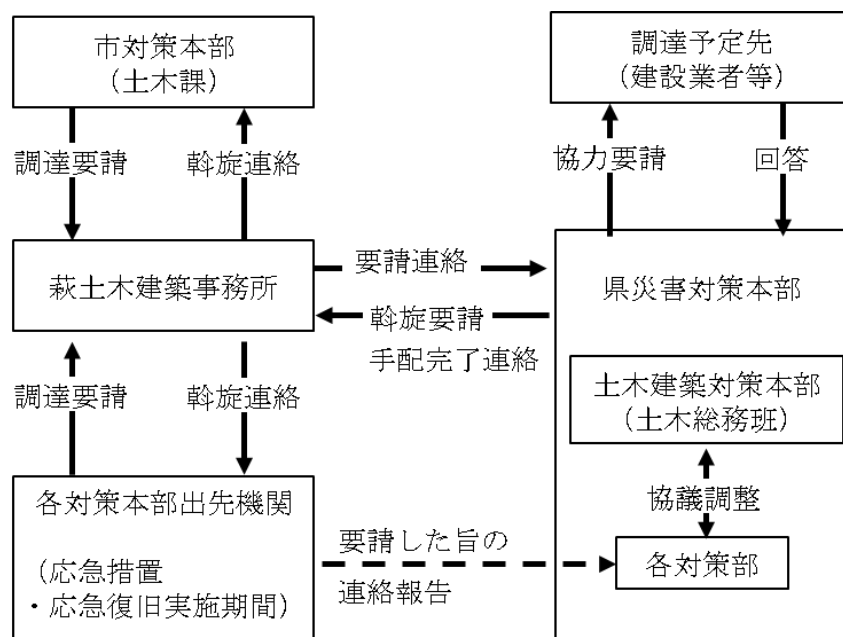
大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、県、隣接市町等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。なお、自衛隊の派遣要請要求も併せ実施し、対応する。

3 建設機械等の緊急使用計画 【市（土木課）・県】

(1) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、建設機械等の調達が不可能であるとき若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(2) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「大規模災害時の救援に関する覚書 平成11.3.18各県土木（土木建築）部長、中国地方整備局企画部長間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。県又は市町が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

第2節 公共施設 （市民病院・教育委員会・福祉部・財務課・土木建築部）

市が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急 復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策 【市（建築課、関係各課）・県】

所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員の確保、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について、各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かわるおそれがある。このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動体制（西日本旅客鉄道株式会社）

1 災害、運転事故対策本部の設置

- (1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また、被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。
- (2) 対策本部及び復旧本部の業務は、概ね次のとおりである。

ア 対策本部

- (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。
- (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- (ウ) 被害の拡大防止に関すること。
- (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。
- (オ) 応急輸送に関すること。

イ 復旧本部

- (ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。
- (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。
- (ウ) 被害の拡大防止に関すること。
- (エ) 応急輸送に関すること。

2 警戒体制

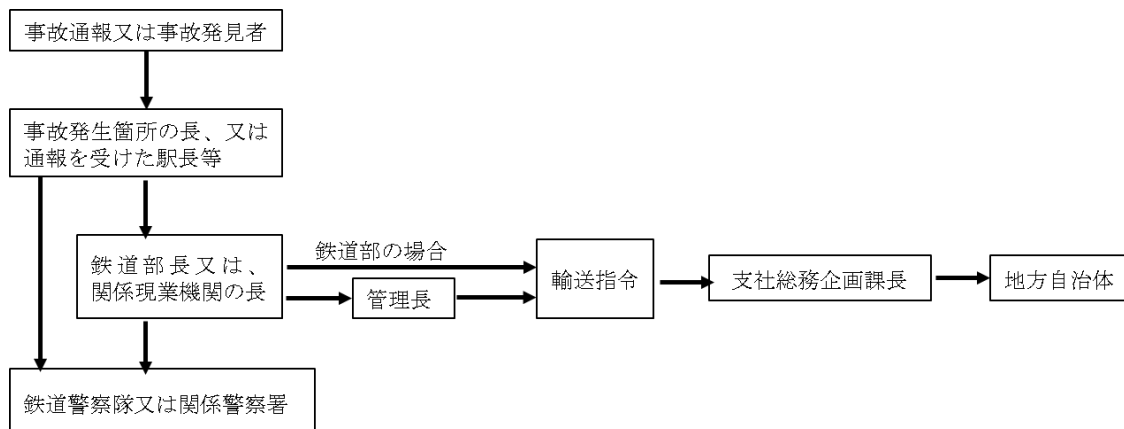
災害の発生が予想される場合は、概ね次の警戒体制をとる。

- (1) 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。
- (2) 鉄道部長は災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。

- (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。
- (4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

3 通信連絡体制

- (1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話又は鉄道電話等で行う。
- (2) 在来線における事故発生時の速報体制は、次のとおり。



第2項 応急措置 (西日本旅客鉄道株式会社)

- 1 災害が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとる。
- 2 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。
- 3 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第3項 応急復旧 (西日本旅客鉄道株式会社)

鉄道施設は、公共輸送機関として市民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており災害等による災害が生じた場合速やかな応急復旧を実施する。

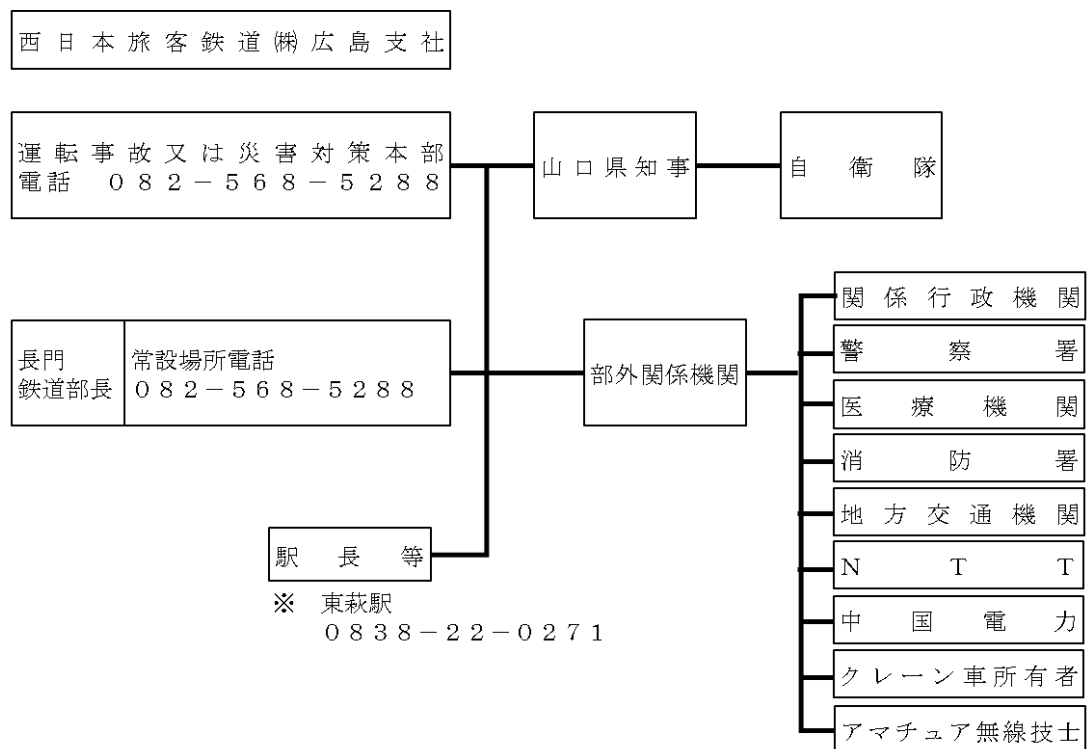
- 1 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

2 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。
 なお駅長は、あらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておく。

- (1) 関係行政機関（市及び県・国の機関）
- (2) 警察署
- (3) 消防署
- (4) 地方交通機関
- (5) N T T
- (6) 自衛隊
- (7) 中国電力
- (8) クレーン車所有者
- (9) アマチュア無線技士

3 対策本部及び復旧本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事に要請する。

4 部外機関との連絡系統図



第20章 雪害対策計画

第1節 道路除雪計画（土木建築部）

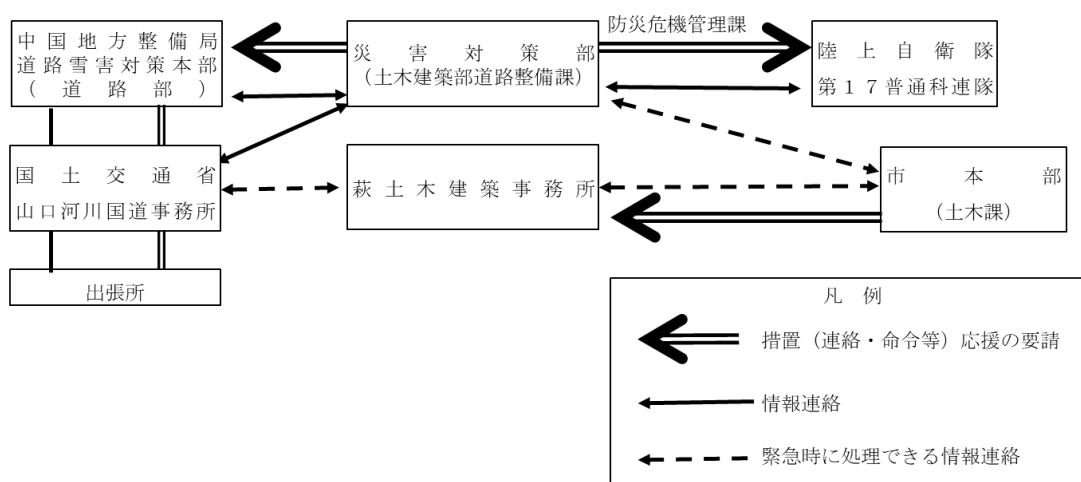
第1項 実施機関

豪雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

- 1 県道及び県管理国道の除雪
山口県土木建築部道路整備課（萩土木建築事務所を含む。）
- 2 国道の除雪
直轄道路については中国地方整備局(国土交通省山口河川国道事務所)
- 3 市道の除雪
市

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 市が行う除雪

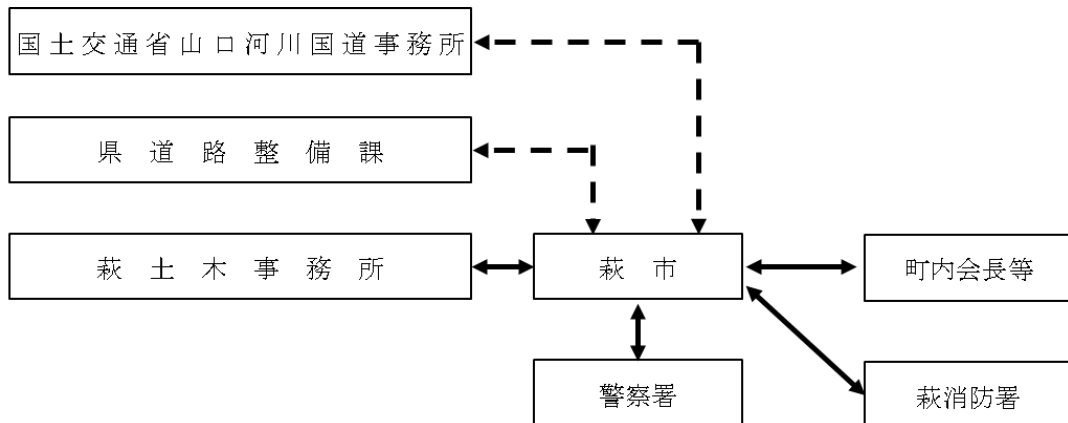
市が管理する道路の冬期交通対策として、路面の凍結及び積雪等の交通障害物を緊急に除去することなどを定めた、「冬期防災計画」に沿って道路交通の安全を確保し、市民生活の安定を図る。

- (1) 市（土木課）は、毎年対策実施時期前に除雪路線及び除雪機械の配備等を萩土木建築事務所と協議の上決定し、除雪実施体制を確立する。
- (2) 除雪期間及び除雪開始の時期
 - ア 降り始めから積雪期間中
 - イ 交通に重大な支障をきたすと認められたとき。
- (3) 除雪機械の整備及び確保
市内民間所有除雪用機械を把握し、その配置、輸送方法等について検討を加え、これらの所有者との協力体制を確保しておく。

3 豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統



イ 情報連絡の内容

- (ア) 指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況
- (イ) 道路交通確保状況
- (ウ) 除雪機械及びオペレーターの動員数

ウ 連絡の実施時期等

(ア) 実施区分

a 平常時の観測及び情報連絡

平常時の降積雪量については、県道路整備課が指定した観測地点において12月1日から3月31までの間観測所からの午前8時現在の状況を毎日午前9時までに萩土木建築事務所から県道路整備課に連絡する。

b 注意積雪深の観測及び情報連絡

各観測地点における積雪深が警戒積深の1/2に達したときは、注意積雪深として直ちに報告する。ただし、夜間における積雪は、午前6時に道路整備課に連絡系統図により連絡する。

(イ) 緊急時

さらに事態が逼迫してきた場合は、状況変化（なだれ等による交通不能）の都度直ちに報告する。

(ウ) 連絡方法

電話(防災行政無線)により連絡する。

(2) 指定積雪量観測点

土木建築事務所	観測点名	警戒 積雪深	観測器具
萩土木建築事務所	佐々並 支所	50cm	1 雪板（降雪量測定） 良質の木材で 30 cm角板、厚さ 2.4 cm 程度で長さ 60 cm程度の角柱（6 cm角） を立てる。（角柱に目盛りをいれる） 2 雪尺（積雪量測定） 金属管（Φ2 インチ）又は良質の木材 （10 cm×5 cm）に白色ペイントを塗り 目盛りは黒色エナメル書としたもの とし、高さは 2m 程度のものを設置 する。

(3) 警戒体制及び緊急体制への移行

県下到大雪警報が発表されたときは第1警戒体制の配備につき、豪雪等のため必要と認めるときは、第1、第2警戒体制又は災害対策本部体制の配備につく。

第2節 家屋の除雪計画（土木建築部）

第1項 連担地域の除雪対策

萩土木建築事務所と屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努める。

第2項 公共施設の除雪対策（一般的基準）

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努める。

- 1 多雪地域では、屋根上50cm以上積雪の場合に除雪開始
- 2 両方屋根面の均等除雪の実施
- 3 排雪場所、処分方法の計画的実施
- 4 長期降雪が予想されるときに残雪の除雪

第3節 なだれ対策計画

第1項 巡視警戒体制

市は、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努める。

第2項 危険箇所の標示

市は、関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、住民、通行者に周知徹底を図る。

第3項 関係機関との連絡

市は、なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努める。

第4項 除雪対策

なだれの発生により、住民の生活、交通確保のうえに重大な支障を生じた場合は、早急な除雪 対策を講じる。

第4節 孤立対策計画 （市民部・農林水産部・土木建築部・上下水道局）

第1項 交通確保対策

国土交通省、県、市（道路管理者）は必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図る。

第2項 保健衛生対策

第3編第11章「保健衛生計画」掲げる対策によるほか、次による。

1 救急患者の緊急輸送対策

- (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- (2) ヘリコプターによる空中輸送対策
- (3) ヘリポートの設定及び標識

2 環境衛生対策

- (1) 水道施設の保全等飲料水の確保
 - ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
 - イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
 - ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備

- エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の実施
- オ 積雪地における、どろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並びに 消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
- カ 配水系統の調査と危険箇所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
- キ 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。
- ク 断水時の給水措置は、市防災計画に定める。

(2) し尿、ごみの処理

ア し尿の汲取処分

- (ア) 大雪注意報発令の場合は、各家庭の便槽を汲取しておくこと。
- (イ) 積雪時に汲取運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。

イ ごみの収集処分

ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。

(3) 遺体埋火葬

- ア 火葬場への道路途絶の場合は、応急に「そり」による輸送を図ること。
- イ 輸送不能の場合は、臨時野焼場を設置処理すること。この場合は、警察署への連絡に留意すること。

(4) 家畜の死体処理

死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。ただし、運搬不能の場合は、萩健康福祉センター所長の許可を得て解体、埋却若しくは焼却すること。

3 食品衛生対策

- (1) 食品不足に備え、びん詰、缶詰、インスタント食品を備蓄すること。
- (2) 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。
- (3) 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保すること。
- (4) 生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について充分指導すること。

第3項 食料・生活必需品等の確保対策

1 飯米の確保

積雪中必要な飯米の搗精確保

2 生鮮食料品、生活必需品の調達確保

(1) 生鮮食料品の確保

ア 野菜の防寒貯蔵

イ 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保

(2) 保存食品の確保

ア 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵

イ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類、調味料の確保

(3) 燃料の確保

第4項 畜産対策

1 飼養管理

(1) 飲水対策

(2) 衛生対策

2 家畜資料の確保

(1) 粗飼料の調達確保

(2) 濃厚飼料の調達確保

3 畜産物の品質低下の防止

(1) 異常乳の防止

(2) 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

第21章 火災対策計画

第1節 消防計画

第1項 消防の任務及び実施機関

1 消防の任務（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

2 実施機関（消防組織法第6条、第42条、第43条）

(1) 消防の実施責任は萩市にある。

(2) 消防及び警察は国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力を、しなければならない。

ア 知事、市長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。

イ 災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し消防職員は警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に関係のある警察の指揮は消防が行う。

(3) 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市長、消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条(2)アの規定による協定の実施、その他、災害の防御の措置に関し必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

第2項 消防の組織体制

○ 資料編：消防の組織

第3項 市長の措置

1 火災気象通報発令基準

下関地方気象台における観測値が概ね

(1) 実効湿度65%以下で最少湿度25%以下のとき。

(2) 実効湿度50%以下で最少湿度35%以下のとき。

(3) 実効湿度60%以下、最少湿度35%以下で最大風速10m/s以上を伴うとき。

(4) 最大風速15m/s以上。ただし日降水量1mm以上の場合を除く。なお、

ア 当日の予想を対象として行う通報であるので、解除通知はしない。また、通報後降雨等があり状況が変化した場合等もすべて解除通知はしない。

イ 対象地域は全県とし、分割はしない。

第4項 火災気象通報 (消防法第22条)

知事(防災危機管理課)は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨通報があったときは、直ちにこれを市長に通報する。通報を受けた市長は、防災行政無線等を活用し、直ちにこれを住民に周知させる。

(注)

- 1 当日の予想を対象として行う通報であるので、解除通知はしない。また、通報後降雨等があり状況が変化した場合等もすべて解除通知はしない。
- 2 対象地域は全県とし、分割はしない。

第5項 知事の指示権 (消防組織法第43条)

県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

1 指示権を発動する場合の基準

数市町にわたる災害又は1町の地域内における激甚な災害であって、当該市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合において、緊急に他市町からの応援措置を必要とするとき。

(注) 応援措置については、市長は、第1次的に、消防に関する相互応援(消防組織法第39条)又は、他の市町市長に対する応援要求(災対法第67条)により処理すべきであり、知事の指示権は、第2次的に緊急措置として発動するものである。

2 指示の範囲の基準

- (1) 応援派遣
- (2) 災害防ぎょ、鎮圧の措置
- (3) その他災害防ぎょ措置に関し必要と認める事項

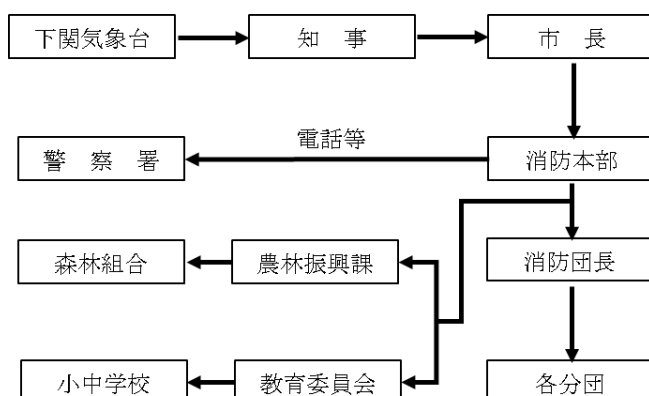
第6項 消防力等の整備

消防力等の現況

- 資料編 : 消防組織
消防ポンプ自動車等現有台数

第7項 警報発令伝達計画

異常気象時に火災を未然に防止するため、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上特に、危険であると認めたときは、火災警報を発令する。



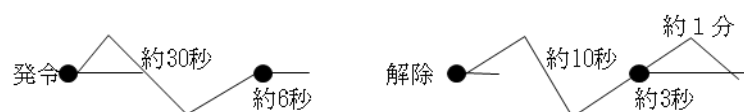
防災危機管理課は、防災メール等の通信媒体により周知する。

2 住民に対する周知方法

- (1) 防災行政無線、防災メール等
- (2) サイレン、警鐘等
- (3) 有線テレビ放送

特に必要と認める場合消防車両による。

ア サイレンの場合



イ 警鐘による場合



第8項 火災警防計画

1 消防団員の招集

(1) 火災警報発令時

火災警報が発令されたときは、火災が発生すれば延焼拡大のおそれがあるので、各分団本部員3～5名を分団本部に待機させる。

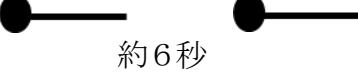
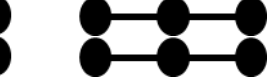
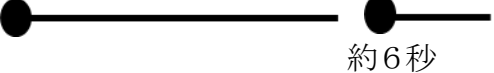
(2) 通常火災時

出動計画に基づく出動部隊の要員は、火災覚知後命令を待つことなく、所定の場所に参集する。

(3) 非常火災時

サイレン、警鐘により招集する。参集場所をあらかじめ定めておく。

(4) 消防信号

種別		打鐘信号	サイレン信号
火災信号	近火信号	(連打) 	約3秒 
	出場信号	(3点) 	約5秒 
	応援信号	(2点) 	
	報知信号	(1点) 	
	鎮火信号	(1点と2点との斑打) 	
山林火災	出場信号	(3点と2点との斑打) 	約10秒 
	応援信号		
演習招集信号		(1点と3点) 	約15秒 

2 出動

消防団員が、一般加入電話、かけつけ通報その他の方法により火災を覚知したときは、それぞれの場合に応じ出動ができるよう出動計画をたてる。

3 警戒

(1) 火災警報発令時

関係機関への周知徹底、住民に対する警火心の喚起、啓発にあわせて、これに対処するための次の事項について定めておく。

ア 機材器具の点検等

イ 最少出動人員を適当な場所に待機させ出動の迅速を図る。

(2) 火災時

第1次火災により飛火によって発生する第2次、第3次火災を警戒するため飛火警戒計画をたてておく。

(3) 飛火警戒

ア 飛火危険の発生

飛火危険は、次の火災の場合発生が予想される。

(ア) 高速風時延焼火災の場合

(イ) 特殊木造大建築物延焼火災の場合

(ウ) 粗雑建物密集地域の延焼火災の場合

(エ) 高地又は低地建物延焼火災の場合

イ 飛火警戒隊

飛火により第2次、第3次の火災が発生した場合は、所定防ぎよ部隊以外の予備部隊をもって編成する。

ウ 飛火巡ら隊

飛火によって発生する火災危険を早期に発見するため消防団員により要所を巡回して警戒に当たる。

エ 飛火警戒の実施

(ア) 飛火の危険範囲は一定しがたいが、次の各号に準拠する。

a 通常風速5m以内において風下500m以内

b 風速10m以内において風下1,200m内外

(イ) 飛火警戒隊の配置

警戒隊を根幹とし、地元住民の協力を得て配備する。

4 通信

(1) 平常時の通信体制

市が、加入電話、かけつけ等により火災報告、通報に接した場合、団員の招集、出動指令、報告・通報などが円滑に行われるよう通信体制をととのえておく。

(2) 非常時の通信統制

火災が拡大し、全分団の出動を要する場合又は出動した場合に各種指揮発令、各分団よりの報告、関係機関に対する報告通報、分団相互間の連絡その他民間等よりの問合せ等で相当通信の混乱が予想されるので、これらを排除するため非常火災時における有線電話、防災行政無線の使用区分を定めておく。

5 火災防ぎよ

火災防ぎよ計画は、火災防ぎよ計画を樹立する必要があると指定された危険区域、特殊物を有する施設及び林野等について計画をたてる。

第9項 避難計画

1 避難指示の法的権限

住民の立退き、避難に関しての指示についての権限は、原則として災対法第60条であるが、災対法第61条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条がある。

2 消防団長の避難の勧告及び指示の措置

消防団長又は消防団幹部が避難のための立退きを指示する必要を生じたときは、次のとおり。

- (1) 市長と電話等の連絡がとれる場合は、市長に対し危険の実情を報告し、指示をあおぎ、市長の指示内容によって、避難誘導など万全の措置を行うこと。
- (2) 通信がと絶し、市長と連絡のとれないときは、消防団長又は幹部が適確な情勢判断により避難措置を行うこと。
- (3) 経過と事後の措置状況を市長に報告し、今後の措置について必要な指示を受けること。

第10項 交通規制

火災その他の災害発生時の交通規制（特に自動車）については、各分団本部の責任とし、警察の指導を速やかに求める。

第2節 林野火災対策計画（農林水産部・消防本部）

第1項 消防の任務及び実施機関

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第1節第7項 警報発令伝達計画

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。
- (2) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。
- (3) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するよう努める。

2 消防活動の組織体制

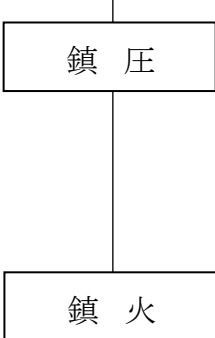
第1節第2項 消防の組織体制

○ 資料編：消防の組織

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い又、活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応
異常現象 出 火 火災拡大	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検設備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(団員)の召集準備 (4) 車両の移動配置準備
	覚知(通報受信) 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 - ア 非番職員、団員の非常召集 - イ 現場指揮本部の開設 - ウ 車両部署、水利部署位置の選定 - エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 - オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請
	1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 - ア 水のう - イ 消防ポンプ車 - ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難勧告・避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立

事象の経過	市・消防機関の対応
 <pre> graph TD A[鎮 圧] --> B[鎮 火] </pre>	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡
	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮圧活動関係

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材

県は林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

(2) 貸付け手続き

ア 市の手続き

別記「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内

山口県防災危機管理課（TEL 083-933-2367 又は 2360）

萩農林水産事務所（〃 0838-22-3366）

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課当直、農林水産事務所森林部長宅（森林整備課長宅）

ウ 借用書の提出

借受に係る資機材を受領するときは、別記「資機材借用証（別記様式第2号）」を、防災危機管理課長又は農林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

- (エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。
 - (オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。
 - (カ) その他、貸付者が必要と認めた事項
- (3) 空中消火資機材の運用
- 県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

第4項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。広域消防応援要請に必要な手続き等については、第24章参照

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

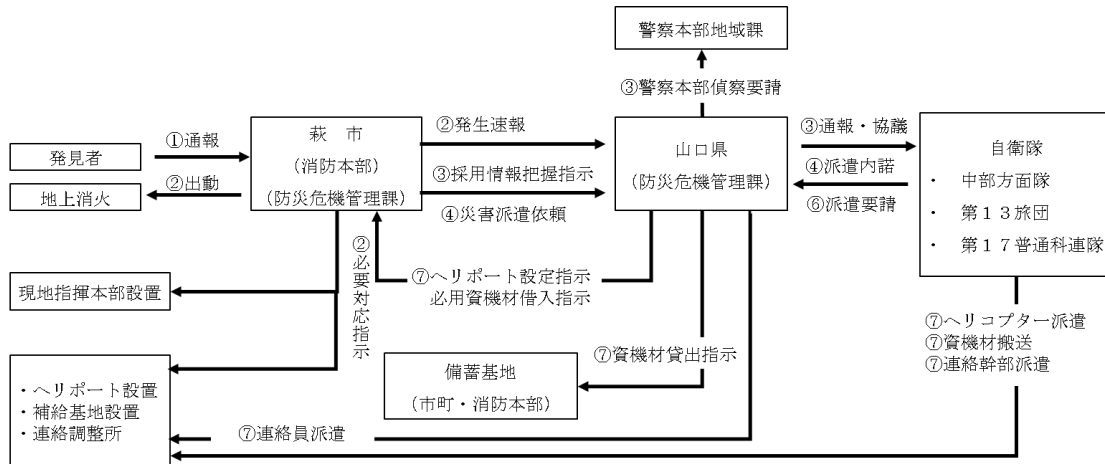
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第7章第2節 参照。

2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間。
通常小月教育航空群のヘリコプターの場合、県内であれば離陸してから30分以内で到着する。
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



(1) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

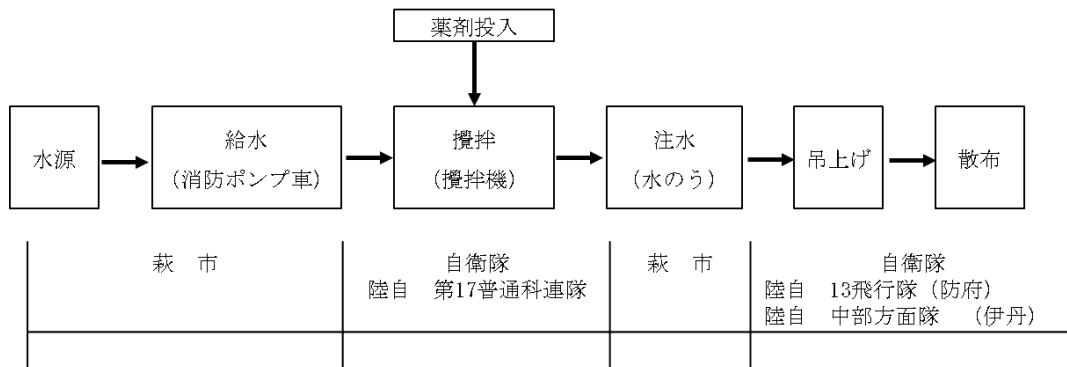
ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は火災現場及び、現地指揮本部に近く資機材並びに、人員 輸送等の為の車両の進入が容易で、概ね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

- (ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。
- (イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。
- (ウ) 気流の安定した場所であること。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 攪拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

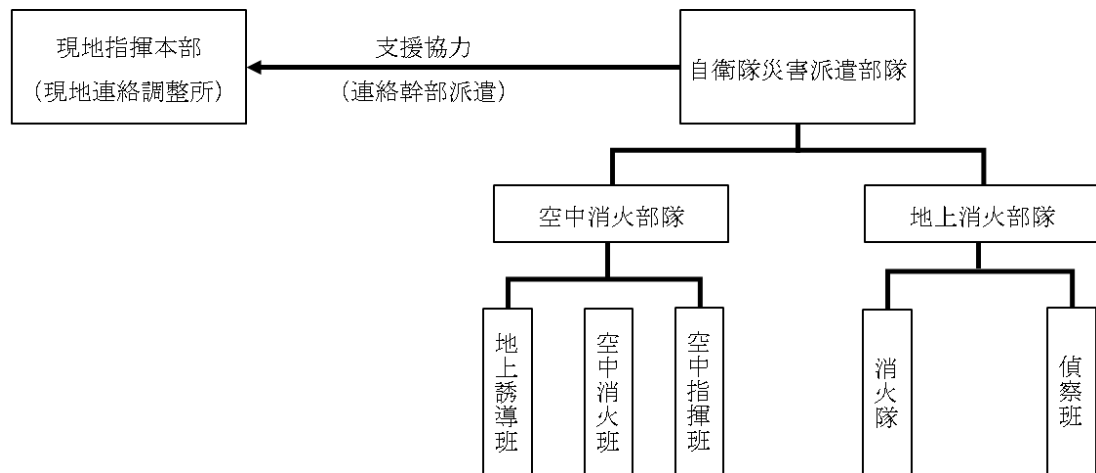
ウ 作業1個班の人数

市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。
要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班 長	給水係	薬 剤 注入係	連 絡 警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台） 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

(1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を空中消火作業に支障のないようにする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎょ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と綿密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の阻止を図る。

(1) 一般的注意事項

- ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。
- イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。
- ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。
- エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入り禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。
- オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

- ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。
- イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。
- ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。
- エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。
- オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方又は側方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。このため、これらの者の安全確保を図るため市は必要な対策を講じる。

1 避難勧告・指示、警戒区域の設定

- (1) 市長は林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告、指示を行うとともに火災警報区域、消防警戒区域の設定を行い住民の生命身体の安全確保を図る。
- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第5章「避難計画」参照

第7項 災害広報

市及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止、並びに消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

1 災害広報事項

- (1) 気象警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関すること
- (3) 避難、警戒区域設定に関すること。
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 市防災行政無線（同報系）、コミュニティ無線、有線放送等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意する。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理に当たること。
- (2) 残火処理については、防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。

ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等

イ 利用資機材の点検

ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、概ね次のとおり。

ア 火災原因関係

（ア） 火災発生日時、場所

（イ） 発生原因

（ウ） 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件

（エ） 被害状況

イ 火災防ぎょ鎮圧活動関係

（ア） 消防機関の覚知時刻及び経過

（イ） 出動人員及び出動時刻

（ウ） 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況

（エ） 防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定 種類・延長等）

（オ） 広域応援部隊の活動状況

（カ） 残火処理活動

（キ） 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要

（ク） 救護、資機材給与概要

（ケ） その他

第22章 交通災害対策計画

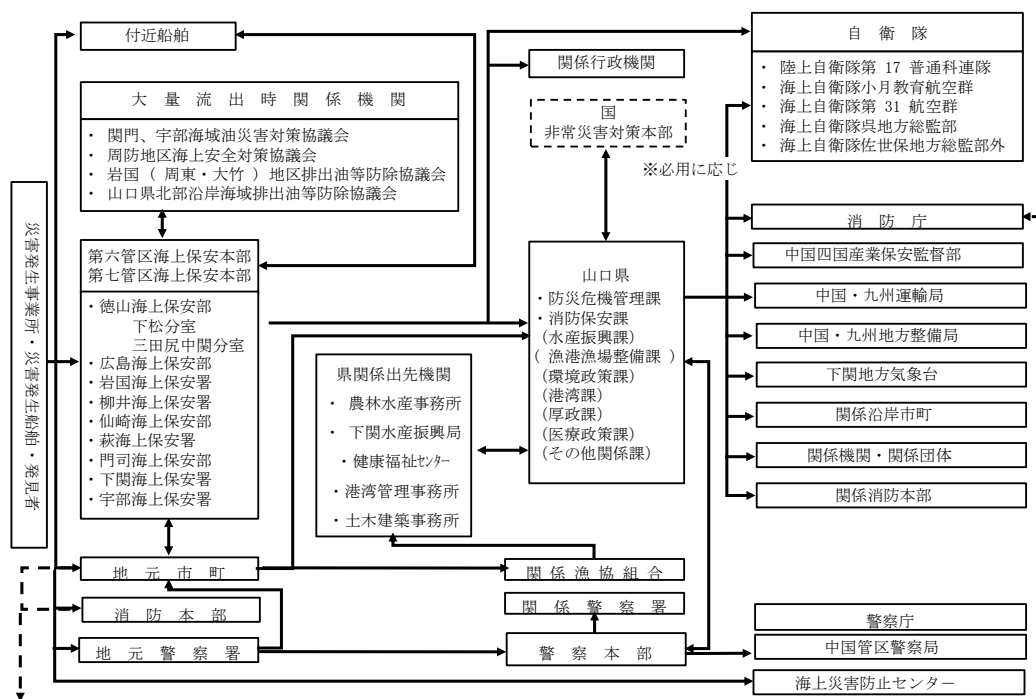
第1節 海上災害対策計画 (海上保安署・土木建築部・農林水産部・消防本部)

県海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 情報の伝達

【海上保安署、中国・九州地方整備局、市町（消防機関）、県（関係各課）、警察、災害発生事業所、船舶所有者等（管理者・占有者・使用者）、施設の設置者】

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、岩国・大竹、周防、関門・宇部及び北部沿岸の４地域における大量油流出事故等の連絡系統は、それぞれの地域における各地区排出油防除協議会で定める連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安署、中国・九州地方整備局、県、市（消防機関）、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求める。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は概ね以下のとおりである。

(1) 災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者使用者））・施設の設置者を含む。）の措置

ア 所轄海上保安署、消防本部、市等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。なお、消火活動等を実施する場合にあつては、陸上への拡大防止について十分留意して実施する。

(ア) 大量の油の流出があつた場合

a オイルフェンスの展張、その他、流出した油の拡大を防止するための措置の実施

b 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施

c 損壊タンク内等における残油の抜取り、移替え等の措置の実施

(イ) 流出した油の回収の実施

(ウ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施

(エ) 関係機関への情報連絡・報告

イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があつた場合

(ア) 損傷箇所の修理の実施

(イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置

(ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施

(エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施

(オ) 船舶にあつては安全な海域への移動等

(カ) 自衛消防隊による消火活動の準備

(キ) 必要に応じ付近住民への避難警告

ウ 海上火災が発生した場合

(ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施

(イ) 事故付近の可燃物の除去

(ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施

(エ) 火点の制御活動の実施

(オ) 船舶にあつては安全な海域への移動等

エ 消防機関、海上保安署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。

2 海上保安署の措置

(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達

(2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助

(3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送

- (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒
- (5) 船舶交通の安全確保のため周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ船舶通信により船舶への周知徹底を図る。
- (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。
- (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。
- (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施
- (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。
- (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関に対して応援を要請する。
- (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

3 県の措置

- (1) 海上保安署、関係市町（他県等）漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。
- (2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安署、地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。
- (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。
- (4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。
- (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。
- (6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。
- (7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。
 - ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上、必要な指示及び支援
 - イ 化学消火薬剤等の調達確保
 - ウ 他市町、他県、国等への応援要請
 - エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請
 - オ 市が実施する医療・救護活動等への支援
- (8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。
- (9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制

4 市(消防機関、港湾・漁港管理者)の措置

- (1) 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。

- (2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安署、県等関係機関に通報伝達する。
- (3) 災害の危険が及ぶ、おそれのある沿岸住民及び、ふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し火気使用の禁止等の措置命令又は、一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
- (4) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。
- (5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。
- (6) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安署と連携するとともに、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。
- (7) 火災、救助規模が大きくなり自己の消防力等では対処できない場合又は、さらに消防力等を必要とする場合は陸上における火災の場合に準じて、他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。
- (8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
- (9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
- (10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。

5 第1警戒態勢（連絡調整会議）

- 本市近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。
- 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。

(1) 体制

応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。

(2) 構成

防災危機管理課、環境衛生課、福祉政策課、農林振興課、水産課、土木課、上下水道局、広報係

(3) 実施する活動の概要

ア 早期情報収集体制の確立

- (ア) 海上保安署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集
- (イ) 市関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示
- (ウ) 市（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示
- (エ) 漁協への早期情報収集体制確立の要請

イ 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検

- (ア) 県、市保有分
- (イ) 民間企業等（油災協、漁協等）保有分

ウ 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認

エ 他県からの応援要請への対応

6 第2警戒態勢（警戒本部）

- 本市近海で大量の油流出事故が発生し、市沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。

- 市の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、市の総力をあげて対応するまでに至らないとき。

(1) 体制

総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。

(2) 構成

ア 第1警戒態勢の構成課に、次の各課を加える。

イ 健康増進課、地域医療推進課、契約監理課、技術検査課、財政課、会計課

(3) 実施する活動の概要

ア 海上保安署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集

イ 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）

ウ 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）

エ 不足資機材の確保

オ 他市への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認

カ 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保

キ 状況により自衛隊の派遣要請

7 災害対策本部体制

- 流出油が大量に本市に漂着すると認められるとき。

(1) 構成

知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは各総合事務所に「方面災害対策本部」を、現地に「現地災害対策本部」を設置する。

(2) 実施する活動の概要

ア 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施

海上保安署、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等

イ 自衛隊の派遣要請

ウ 他市、他機関への応援要請

エ 復旧・復興対策

8 警察の措置

- (1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動

(2) その他陸上災害に準じての応急対策活動

ア 警戒区域の設定、避難誘導

イ 海上保安署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施

ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等

9 九州地方整備局の措置

油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ防除活動を行う。

10 その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置

消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力する。

11 応援協力関係

海上保安署、市町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 国の機関相互間

協 定 事 項 等	協 定 者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定締結に関する覚書	海上保安庁長官：消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官：防衛大臣
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長：海上自衛隊呉地方隊 第七管区海上保安本部長：海上自衛隊佐世保地方隊

(2) 市、消防機関と海上保安署との間（消防協定）

○ 資料編：萩海上保安署と萩市消防本部との船舶火災等に関する業務協定書

(3) 排出油防除協議会

機 関 の 名 称	会 員
山口県北部沿岸海域排出油防除協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

12 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安署、県、市町、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行なっている。

○ 資料編：排出油防除資機材保有状況一覧表

13 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。

イ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。

（昭和62年4月から排出された、有害液体物質等の防除措置についても実施）

ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

エ 海上防災訓練に関すること。

オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国45箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な体制を整えている。山口県内には岩国、

徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

14 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から、国（国土交通省）において使用基準が定められており応急対策実施機関等は、これを十分留意して使用する。

○ 資料編：流出油処理剤の使用基準

第3項 海難救助対策 【管区海上保安本部・海上保安部署、県（関係各課）、市町（消防機関）】

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の搜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における搜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。搜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における搜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町長が実施する（水難救護法）ことになっており、市町長は管区海上保安本部・海上保安部署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難搜索救助に関して管区海上保安本部・海上保安部署、県、市町及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市町地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。管区海上保安本部・海上保安部署、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」「海上交通安全法」「港則法」の、いわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

【管区海上保安本部・海上保安部署（港長）、国（運輸支局・海事事務所、中国・九州地方整備局）、県・市町（港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、海岸管理者）、船舶所有者等】

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。（港則法第26条）
 - ア 水難救護法（第29条第1項）の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災害対策基本法（災対法第66条第1項）の規定により管区海上保安本部・海上保安部署に保管した場合は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

- (1) 台風、津波、高潮、河川のはんらん等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。
- (2) 県内港湾の状況及び避難港、避泊地としての適性等の状況
 - ア 県内港湾の状況（港湾課）
 - イ 避難港及び避泊地としての適性、収容能力の状況
 - 資料編：避難港及び避泊地としての適性、収容能力

5 その他防災上の措置

- (1) 対策実施大綱
 - ア 気象情報の収集及び伝達
 - イ 在泊船舶の状況把握
 - ウ 港内整理及び避泊地の推せん
 - エ 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止
 - オ 必要に応じ移動命令及び航路制限の適用
 - カ 乗組員の不在船舶に対する保安要員の配置指導ならびに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
 - キ 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
 - ク 危険物荷役の事故防止指導
 - ケ 海上における流出油の処理

- コ 自衛隊災害派遣の要請（海上における事故又は、災害に際しての派遣の要請は海上保安署の連絡により、海上保安本部長若しくは海上保安庁長官が行う。）
- サ 萩港台風・津波対策協議会との相互連絡、及び防災措置の推進

6 災害別防災措置の一般的基準

災害別	措 置	措置の概要
台 風	避難指示	台風の進路方向により、びょう地を選定して、移動を勧告する。風速15m/sec 以上の場合、危険物荷役を中止するよう指示する。
津 波	避難指示	台風に準じて、港内の安全な場所に移動を命じ、又は指示する。
火 災	他 船 に 影 響 を 与 え な い よ う 曳航による移動	・ 他船への延焼を防止するため、曳航移動し消火に当たる。 ・ 曳航不能の場合は、付近在泊船に対し、移動を命じ又は指示する。
流 木	船 舶 交 通 の 制 限 ・ 注 意 喚 起 ・ 障 害 の 除去	港則法により措置する。

第2節 陸上交通災害対策計画（土木建築部・消防本部）

第1項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本旅客鉄道株式会社広島支社

2 災害時における交通規制

(1) 交通情報の把握

ア 警察は常に管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部交通規制課に連絡するとともに、関係警察署及び関係機関に必要事項を通知する。

イ 県土木建築事務所は所轄警察署と連絡をとり、常に管内の交通事情を把握し、その状況 及び処置を県本部土木対策部（道路整備課）並びに関係警察署に連絡する。

(2) 交通規制措置

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

ア 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して規制を実施する。

(ア) 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

- a 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- b 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- c 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理

(イ) 第二次規制

- a 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- b 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- c 被災地域住民の、生活道路の確保のための交通規制を実施する。

イ 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	市内又は隣接市町、近接市町に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
同上	同上	市内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者・車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1カ月を超えないものについて実施するとき。	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

(3) 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

ア 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- (ア) 幹線道路の被害状況
- (イ) 交通規制の実施状況
- (ウ) 鉄道、駅等の被害状況
- (エ) 交通の流れの状況
- (オ) その他

イ 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- (ア) 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- (イ) ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- (ウ) 日本道路交通情報センター
- (エ) その他

(4) 交通規制の実施要領

ア 第一次交通規制災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

- (ア) 被災地域への流入交通の抑止
 - a 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
 - b 迂回措置の可能な地点において警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
- (イ) 避難車両の流出誘導の実施
 - a 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
 - b 被災地域内にある一般車両も、できるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

イ 第二次交通規制

(ア) 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- a 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
- b 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止 規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
- c 規制起点については検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし一般車については、他の路線に迂回誘導する。

(イ) その他の交通規制の実施

- a 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への、流入抑止を図るとともに、路線を指定して被災地域への出入り交通路を確保する。

ｂ 被災地域内の生活道路の確保を図る。

ウ 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

(ア) 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては別に定める。

(イ) 交通規制に当たっては、道路交通法第４条第５項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第７６条第１項の規定に基づく、同法施行規則第５条第１項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

(ウ) 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

○ 資料編：車両通行止め標識（災対法第７６条第１項）

(5) 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

(6) 被災現場措置

ア 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は、区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警 察 官	・ 応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第７６条の３第１項
	・ 命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは自らその措置を行うことができる。	災対法第７６条の３第２項

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警 察 官	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合、通常、生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	- 命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知 - 命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	○ 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接、又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により行う。 ○ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接、又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料）編）により行う。 ○ 別記様式（資料）編）により行う。 - 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。 - 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに損害見積りを添付の上、通知の際、送付する。	災対法第76条の3第6項

イ 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

ウ 公安委員会の規制内容等の周知措置

(ア) 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、市内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行う。

(イ) 市（市民活動推進課）は、通行者の安全確保を図るため警察、道路管理者との調整 及び市民への災害時交通安全について、周知措置を行う。

○ 資料編：措置命令(措置)通知書

第2項 鉄道災害、運転事故対策

1 実施機関

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

2 災害時の活動体制

(1) 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客 鉄 道 株 式 会 社	ア 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 イ 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。 ウ 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときは、その任務を引継ぐ。 エ 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。

機関名	内 容
西日本旅客 鉄 道 株 式 会 社	オ 対策本部及び復旧本部の業務は、概ね次のとおりである。 (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。 カ 復旧本部 (ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 応急輸送に関すること。

(2) 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、概ね次の警戒体制をとる。

機関名	内 容
西日本旅客 鉄 道 株 式 会 社	ア 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方气象台と直接電話等により情報の入手に努める。 イ 鉄道部長は、災害等のため業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 ウ 天候不良時の警戒については、関係地方气象台からの鉄道気象電報等その地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方气象台との連絡及び、ラジオその他による気象情報に注意し気象の推移、台風の進路等の予測に努める。 エ 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は、運転速度の制限を行う。

(3) 通信連絡体制

機関名	内 容
西日本旅客 鉄 道 株 式 会 社	ア 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 イ 通報経路

3 応急措置

- (1) 災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとる。
- (2) 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときは、その出動を要請する。
- (3) 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

4 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として市民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

(1) 日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

ア 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

イ 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。
なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておく。

(ア) 関係行政機関（市町及び県・国の機関）

(イ) 警察署

(ウ) 消防署

(エ) 地方交通機関

(オ) 西日本電信電話株

(カ) 自衛隊

(キ) 中国電力株

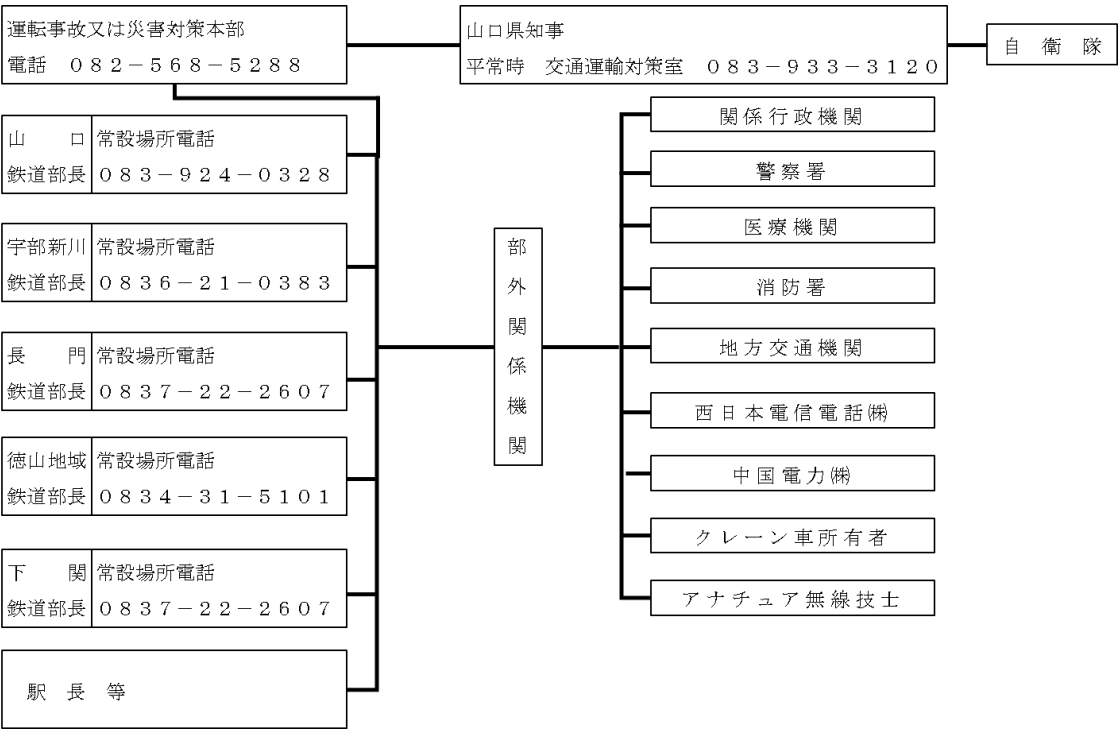
(ク) クレーン車所有者

(ケ) アマチュア無線技師

ウ 対策本部及び復旧本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

エ 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社広島支社〕



第23章 産業災害対策計画

第1節 危険物保安計画（消防本部）

第1項 石油類等の保安対策 【県（防災危機管理課）・警察・海上保安署】

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - 資料編：危険物製造所、貯蔵所、取扱所等所在数（消防法関係）
- (2) 市長
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
 - 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安署（港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 県の措置
 - ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
 - イ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
 - ウ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
 - エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - オ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき、又は必要があると認めたときは自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
 - カ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求められたときは関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関、又は指定地方行政機関に対して

当該職員の派遣を要請し、内閣総理大臣に対して、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

(3) 市の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

ウ 公共の安全の維持、災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）

エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

オ 火災の防ぎよは、市の消防機関が実施するが火災の状況、規模、並びに危険物の種類により化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。

カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

(4) 警察の措置

ア 県及び市、市の消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、又は物件の占有者、所有者は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

(5) 海上保安署の措置

ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し荷役の中止、その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか、又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。

オ 海上における消火活動を行うが、さらに可能な場合は必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

- 資料編：消防ポンプ自動車等の現況

第2項 火薬類の保安対策【中国四国産業保安監督部・県（新産業振興課）・警察・海上保安署】

1 実施機関（火薬類取締法）

- (1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者、占有者
- (2) 中国四国産業保安監督部
- (3) 知事（火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。）
- (4) 警察
- (5) 海上保安署

2 応急措置

- (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置
（指導方針）

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。

イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能、若しくは原形を失った火薬類、又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (2) 県の措置（商政課産業資源班）

ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して製造施設、又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造業者、販売業者、消費者、「その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。

ウ 火薬類の所有、又は占有者に対して火薬類の所在場所の変更、廃棄を命じる。

エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

- (注) 緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両、その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止、又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (3) 警察の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）
- (4) 海上保安署の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

第3項 高圧ガスの保安対策 【県（防災危機管理課）・警察・中国四国産業保安監督部・海上保安署】

1 実施機関（高圧ガス保安法）

- (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は、充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）
- (2) 知事（防災危機管理課）
- (3) 警察
- (4) 中国四国産業保安監督部
- (5) 海上保安署

2 応急措置

- (1) 製造業等の措置
（指導方針）

ア 製造施設、消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造、消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。この他第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (2) 県の措置（防災危機管理課）

ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガスの消費のための施設の全部、又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス、もしくは、これを充てんした容器の廃棄、又は所在場所の変更を命じる。

- (注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (3) 警察（第1項石油類の安全対策における措置に準じる。）
- (4) 海上保安署（第1項石油類の安全対策における措置に準じる。）

第4項 放射性物質の保安対策 【県（地域医療推進室・防災危機管理課）】

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 市（消防機関）
- (3) 県

(4) 警察

2 応急措置

- (1) 火災等により放射性物質を使用する建築物等が被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、関係実施機関は医療機関と連絡を取り、危険場所の認知及び放射線量の測定を行い、延焼防止の対策とともに、汚染区域の拡大を防止する措置を講じる。
- (2) 県は、事故の通報を受けたときは、防災関係機関に通報、事故に関する情報の収集、文部科学省の指導を得て、事故に対する対応方針の決定、その他関係機関との連絡調整、住民への 情報提供等を行う。大量放出、又はそのおそれがある場合は、避難対策実施機関は危険区域内所在者の避難措置を取り、立入禁止区域を設定する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

第5項 特定物質による事故対策 【県（環境政策課）】

1 実施機関

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場、又は事業場）
- (2) 知事

2 応急措置

- (1) 企業の措置
特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時にはただちに次の措置をとる。
ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
イ 知事に対する事故状況の届出
- (2) 知事の措置
2-(1)イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気 汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大もしくは再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

第6項 毒物劇物による事故対策 【県（薬務課）】

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 知事（薬務課）
- (3) 市長
消防本部及び消防署を置く市の市長が実施する。
- (4) 警察
- (5) 海上保安署

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第16条の2）
ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。

イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。

(指導方針)

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県又は市の措置

ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定、並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置

県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

(4) 海上保安署の措置

ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し荷役の中止、その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握 【県（防災危機管理課）】

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県、及び市防災計画に掲げる。

第2節 ガス災害対策計画 （消防本部）

第1項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

(1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとる。

(2) 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき災害の発生、又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第2項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売業者に限る。）
- (3) 保安機関
- (4) 市（消防機関）
- (5) 警察
- (6) 県（防災危機管理課）
- (7) 中国四国産業保安監督部（保安課）

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げる。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの。
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき、又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じると共に、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議された事項に基づいて、市（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき、又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 市（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じる。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努める。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努める。その他第3項の場合に準じた措置を講じる。

4 事前対策

ガス供給業者と市（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項について、あらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておく。

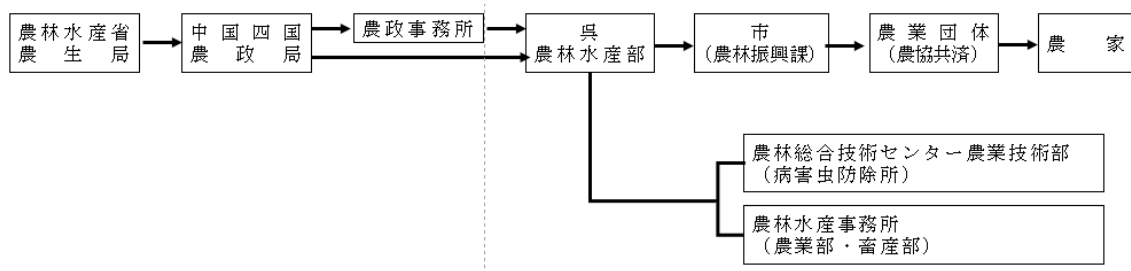
- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画 （農林水産部）

第1項 実施機関

【県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）・農林水産事務所（農業部・畜産部）・市（農林振興課・関係機関）

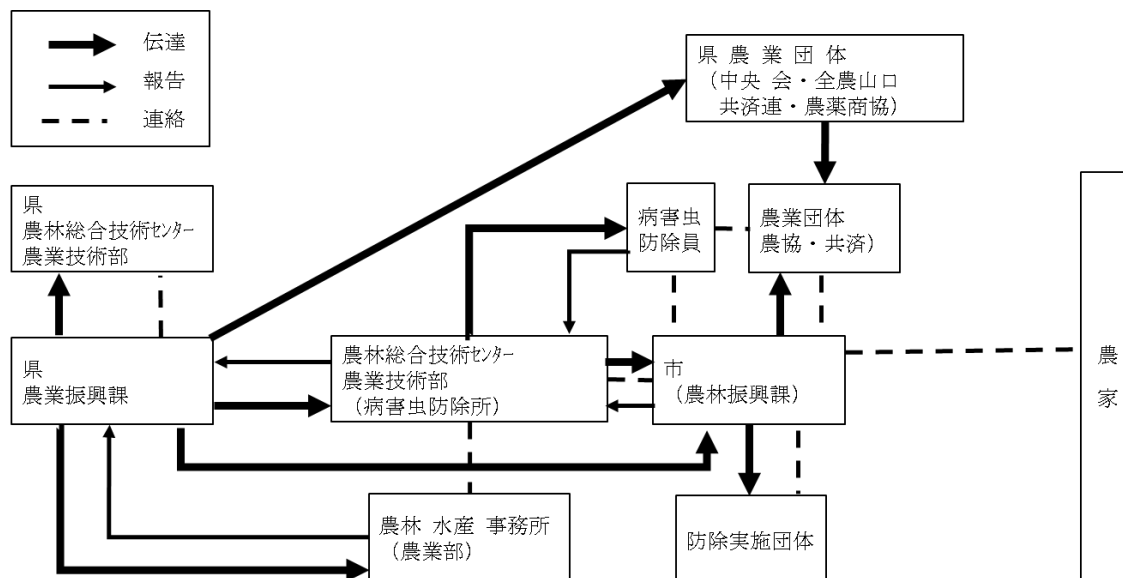
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2項 病虫害防除対策（植物防疫法） 【県（農業振興課）】

1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおり。



(1) 病虫害被害に関与する条件と診断

病虫害発生予察に基づいて発生条件等を検討し、今後の推移を確認し警報を適宜、関係機関及び農家に連絡する。

(2) 病虫害被害に関与する技術対策

病虫害発生予察情報に基づいて、病虫害防除所、農林水産事務所農業部、農協等と協議し、防除計画を樹立して防除の方法、時期等の徹底を図り、農協は各区単位で一斉又は協同防除を実施するよう努める。

(3) 病虫害被害に関与する援助対策

ア 病虫害多発にともなう農作物生産に多大の減収、及び農家経済に影響を及ぼすことが大である場合は、国、県の援助を要請し、市においても予算の範囲内で農業協同組合を通じて、農家に援助することがある。

イ この場合の取り扱いは、災害の種類に応じて、その都度これを定める。

2 防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成及び指導

市農林振興課は、県農林水産部と協議の上、防除計画を作成するとともに、農家に防除を実施するよう指導する。

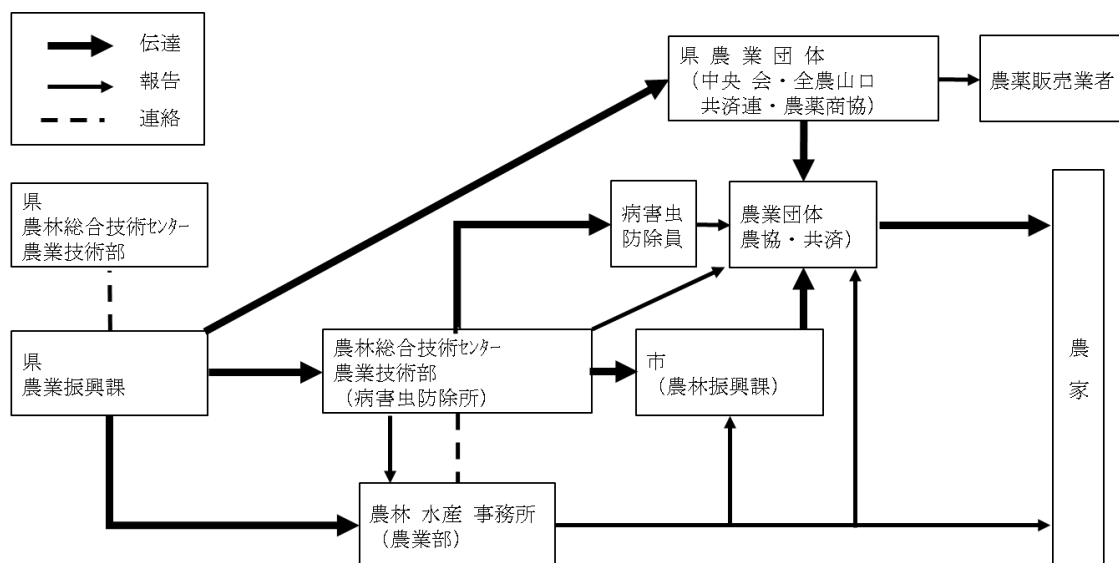
(2) 防除活動

市農林振興課は、必要に応じ地区毎に病虫害防除班を設置し、次の措置を講じる。

ア 防除技術指導を行うこと。

イ 常に正確な発生状況を把握し、迅速適確な連絡を行うこと。

ウ 被災地が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、知事に対し、緊急防除の申請を行う。



3 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について、県は山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求める。

第3項 生産技術指導

特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに、直接農家の指導に当たる。その他、干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

1 水稻関係の対策

台風来襲時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病害虫対策

2 果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕、その他による生育促進、二次的に発生する病害虫対策

第4節 家畜管理計画 (農林水産部)

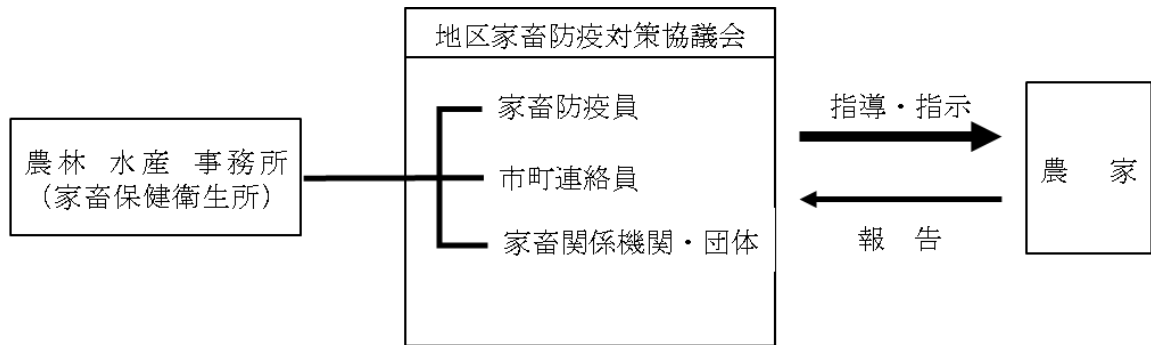
第1項 実施機関

【県(畜産振興課・農林水産事務所(家畜保健衛生所))・市(農林振興課)
・関係機関】

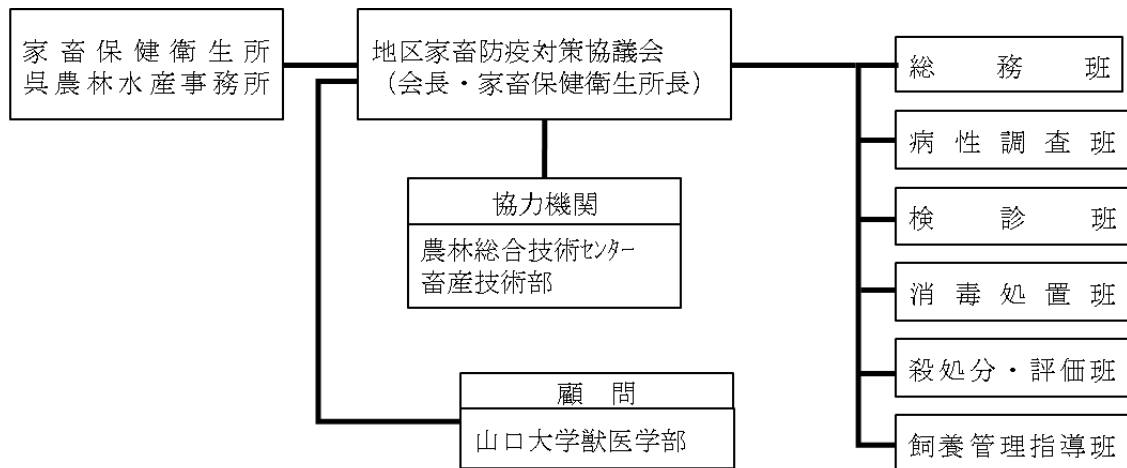
1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所(家畜保健衛生所)を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は市(農林振興課)が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）（県 畜産課）

1 組織

- (1) 農林 水産 事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

農林水産事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市町、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓もう指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ア 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査

- (3) 検診班
 - ア 防疫地図の作成
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処置班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋焼却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導
- (7) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋焼却等を行う生産物等の評価
- (8) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておく。

1 管理場の設置基準

- (1) 概ね3.3㎡当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、めん羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、めん羊は繋養を原則とし、その他の家畜は迫込式とする。

2 確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておく。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、市の関係地区ごとに、あらかじめ予定しておく。

第4項 飼料の確保及び調達、配給方法

1 自給飼料関係

畜産、農業関係団体の協力を得て、イネワラの確保及び輸送対策を講じる。調達及び配給は、市を通じて行う。

2 粗飼料

県は、全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

3 濃厚飼料

県は、全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第24章 緊急援助隊、広域消防応援・受援計画

第1節 山口県内広域消防応援計画

第1項 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成 24 年 4 月締結。以下「協定」という。）及び山口県内行為広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援協定、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき他の消防機関の対し応援要請、又は応援要請しようとする県内に市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部、及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請に対象とする災害は次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水災害、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] ・ 災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・ 発災市町等に消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・ その他、災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第3項 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第1のとおりとする。

- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡する。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則して次のとおりとする。

- (1) 応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用するものとする。ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要がある、かつ、緊急消防援助隊の受援を受け入れていない場合、又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮するものとする。
- (2) 応援市町等に間の通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第4項 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援可能資機材は、別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし事後、速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。
- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5項 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

- (1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合には、協定に基づき県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとした。応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請を行うものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長が、送付するものとする。

応 援 要 請 時 の 連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
	イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
	ウ 応援隊の活動内容
	エ 応援隊の到着希望日及集結場所 等

(2) 発災市町等の長は、状況によっては県に対しても、応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

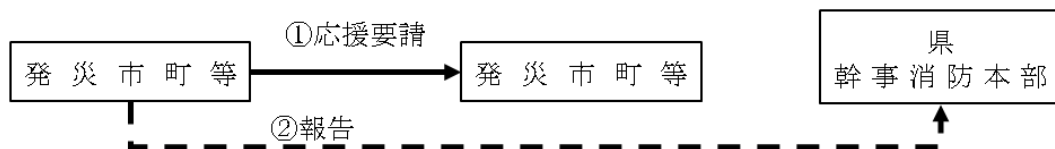
2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

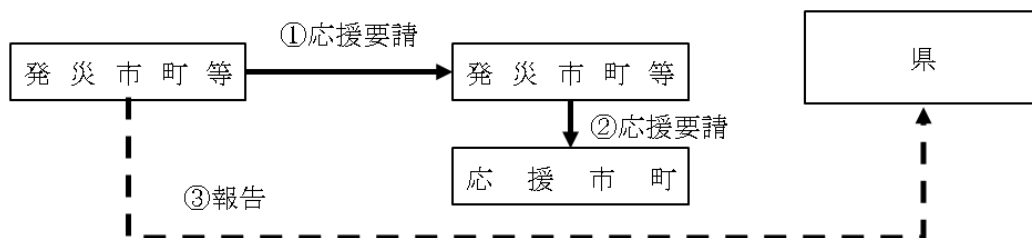
第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》応援要請の流れ

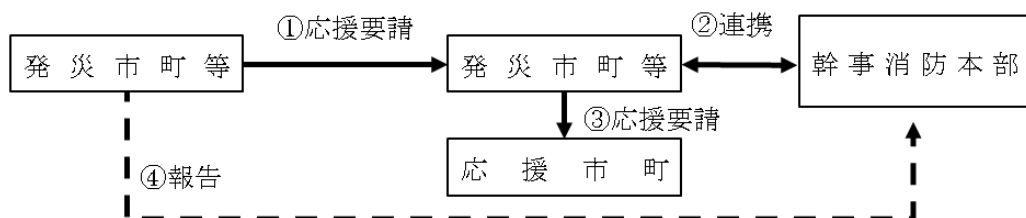
◇ 隣接市町等に応援要請を行う場合



◇ 幹事消防本部を通じて応援要請を行う場合



◇ 県を通じて応援要請を行う場合（大規模かつ広範囲の災害時を想定）



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災町等の消防本部、及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

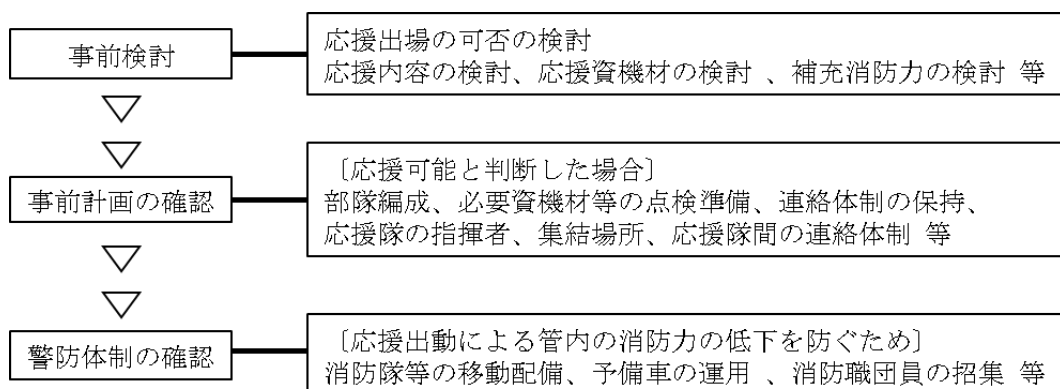
知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第 43 条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式 3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第6項 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】



第7項 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名
	イ 応援隊の人員・車両・資機材
	ウ 集結場所への到着予定時間
	エ 出動経路等

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。なお、災害の種別によっては、省略することができる。

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確 認 事 項	ア 災害の状況
	イ 活動方針
	ウ 活動地域及び任務
	エ 使用無線系統
	オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要
	カ その他必要な事項

5 応援の中断

応援隊を中断した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。なお、この場合、派遣を中断する旨を受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を報告するものとする。また、事後、応援活動結果書（実施細目別記様第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要 イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ 応援隊の現場引き揚げ日時

第8項 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰署した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。
 なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めるものとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救済消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧支給に要する経費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動、及び活動が行えるように平常時から必要な訓練に努めるものとする。

様式1（第5章1関係）

山口県内広域消防応援の要請

文	書	番	号
	年	月	日

山口県知事 様

〇〇市町長

県内広域消防応援の要請について

山口県内広域消防応援計画に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分頃					
災 害 発 生 場 所	市・町 付近					
災害の種別・状況						
人 的 ・ 物 的 被 害 の 状 況						
応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分					
必用応援部隊 （応援の必要がある 部隊名に○をし、 希望する隊数を記入 する。）	部 隊 種 別					
	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊		
	救 助 部 隊			N災害対応隊		
	救 急 部 隊			B災害対応隊		
	後方支援部隊			C災害対応隊		
	指定なし			大規模危険物火災等対応隊		
				密閉空間火災等対応隊		
		特 殊 装 備 部 隊	水 難 救 助 隊			
			そ の 他 の 部 隊			
応援隊の集結場所・被災地への到達 ルート	決定（添付書類 部）・未決定					
指揮体制及び無線運用体制	決定（添付書類 部）・未決定					
その他の情報 （必用資機材・装備 等）						
その他の添付書類						
連 絡 責 任 者	市町等名	担当課	職	氏 名		
	NTT回線電話：		NTT回線FAX：			

第2節 山口県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、山口県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条に基づき、協定の実施について定めるものとする。

(応援を必要とする災害)

第2条 協定第3条に規定する応援を必要とするものとは、協定第5条第1項各号のいずれかに該当し、発災市町等の長又は消防長が応援を受けることが必要と認めた場合をいう。

(応援の特例)

第3条 所轄行政区域外で発生した災害で、発災市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。

前項に規定する応援及び所轄区域外で発生した災害を、自己が所轄する行政区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。

前各号により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町等に通報するものとする。

(応援要請)

第4条 協定第5条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため協定市町等は、あらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要な事項を別記様式第1号及び第2号により、消防長会事務局消防本部（以下「幹事消防本部」という。）及び他の協定市町等に届け出しておくものとする。なお、届出事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく届け出るものとする。

2 応援要請は、災害の規模により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

隣接市町等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

3 応援要請は原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

4 応援要請は、協定市町等に要請するとともに幹事消防本部にも、その旨を報告するものとする。ただし、状況により幹事消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

- 5 応援要請は協定第5条第2項各号に掲げる事項を前提に定める連絡先に電話等により要請し、事後速やかに別記様式第3号による応援要請書を応援市町等の長に送付するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の長は、応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資機材等の数量、出発日時及び応援隊の長の職氏名等を受援市町等の長に電話により通報するものとする。

- 2 応援隊は、災害の状況に応じ必要な装備資機材、被服等を携帯するものとする。
- 3 応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、協定市町等の長は応援要請に応じられる体制を整えておくものとする。

(誘導及び資機材の貸与等)

第6条 受援市町等の長は、応援隊を効果的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員をして、応援隊の現場への誘導及び担当任務の指定を行わせるとともに、必要に応じて活動上必要な資機材等を応援隊に貸与するものとする。

- 2 応援隊と受援市町等との無線通信は、県内共通波を使用するものとする。

(報 告)

第7条 協定第9条に規定する報告は、次により行うものとする。

- (1) 応援市町等の長は、別記様式第4号の応援隊活動結果報告書により行うものとする。
- (2) 受援市町等の長は、別記様式第5号の災害概要報告書により行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか応援隊の長は、現場における活動開始前及び活動終了後、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

- (1) 現場活動開始前
- ア 応援隊の現場到着日時
 - イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量
- (2) 現場活動終了後
- ア 応援隊の活動概要
 - イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無
 - ウ 応援隊の現場引き上げ日時

- 3 前2項の報告は、災害内容によっては省略することができるものとする。

(経費の負担)

第8条 協定第10条に規定する経費については、要請を受け出動した時から帰着するまでの間の活動に要した経費をいう。

- 4 応援市町等の長は、協定第 10 条に規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第 6 号により、受援市町等の長に請求するものとする。

(連絡会議)

第 9 条 協定市町等は、協定第 12 条に規定する疑義事項等を協議するほか協定の適正な運用を図るため、協定市町間において必要の都度、連絡会議を開くものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 協定市町等が締結しているこの協定以外の協定と、この協定が競合する場合はあらかじめ当該市町等の間で取扱いについて協議しておくものとする。

(その他)

第 11 条 この実施細目に関して必要な事項は、協定市町等が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、協定施行の日から施行する。

別記様式第3号 ※隣接市等に直接応援を要請する場合

文書番号

年 月 日

〇〇市町 様

萩 市 長

応 援 要 請 書

山口県内広域消防総合応援協定第5条の規定により、応援を次のとおり要請します。

項 目		内 容
① 災 害 の 種 別		
② 災 害 発 生 場 所		
③ 災 害 発 生 日 時		年 月 日 午後・午前 時 分頃
④ 災 害 の 状 況		
⑤ 応援を必要とする車両・ 資機材等の種別及び数量並びに 人員		
⑥ 応援隊の主な活動内容		
⑦ 応援隊の到着希望日時		年 月 日 午後・午前 時 分
⑧ 応援隊の集結場所		
⑨ 使用する無線局		
⑩ その他必要な事項		
⑪ 連絡担当者	職・氏名	
	連絡方法	

第3節 山口県緊急消防援助隊受援計画

山口県地域防災計画3編第2節山口県緊急消防援助隊受援計画による。

第4節 萩市消防本部緊急消防援助隊受援計画

緊急援助隊の受援については、萩市周防坊本部緊急消防援助隊受援計画に基づいて実施する。

資料編 : 萩市消防本部緊急消防援助隊受援計画

第4編 復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう市及び県は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。

第1項 生活相談

災害発生後から被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市及び県は、次の措置を講じるものとする。

【市（市民部）・県・警察・関係防災機関】

機関名	措 置 事 項
市	1 災害が発生した場合、応急対策を実施する一方、各種生活情報の提供に努めるとともに、被災者のための相談所を市役所本庁舎、総合事務所、支所・出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 相談、苦情等のたらい回しの防止及び各対策部が実施している応急対策等に係る情報を市民へ効果的に提供するため、市民活動推進課に被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 (1) 配備課 市民等からの被害相談の窓口として、次の各課は職員を被災者総合相談窓口配置する。 ① 市民部市民活動推進課 ② 市民部環境衛生課 ③ 市長が指名する課 (2) 関係課 市民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置する。なお、関係課については被害状況等を考慮し、市長の判断により追加等を行う。

機関名	部 局	課 名	措置事項（主要な相談内容）
市	市民部	課税課	税の減免に関すること。
		収納課	税、国民健康保険料、介護保険料の徴収の猶予に関すること。
		市民課	国民健康保険料、介護保険料の減免及び国民健康保険一部負担金の徴収の猶予又は減免に関すること。
		環境衛生課	廃棄物処理に関すること。
	福祉部	福祉政策課	生活福祉資金の貸付に関すること。
		子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する こと。 児童等の一時保育に関すること。
	保健部	健康増進課	健康相談に関すること。 助産に関すること。
	商工観光部	商工振興課	中小企業に対する災害貸付、勤労者向け 住宅・生活資金貸付。
	農林水産部	農政課	農業制度融資資金の貸付。
		水産課	漁業制度融資資金の貸付。
	土木建築部	建築課	被災者に対する公営住宅の提供等。
	3 相談業務は、概ね次のようなことが考えられ、各対策部から精通した者の派遣又は 外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。また、通訳ボランティア等の協力を得て、障がい者及び外国人に対する相談体制を確立する。 (1) 福祉 (2) 融資・生活資金 (3) 住宅 (4) 医療保健 (5) 物価 (6) 法律・税金 (7) 家屋解体・がれき処理 (8) 就業・保険給付 (9) 教育 (10) 心のケア等 4 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じる。 5 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。		

機関名	措 置 事 項
県	県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。総合政策局中央県民相談室に被災者相談窓口が設置されるとともに、市内の被災現場には、萩地方県民相談室が窓口となり、避難所の巡回又は、臨時相談所が設置され、県民からの相談、要望、苦情を聴取する。
警察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定 指定 地方 公共 行政 機関 機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により、失職した者の雇用確保のため、県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

【山口労働局・公共職業安定所】

1 職業あっせん計画

(1) 県（労働政策課）が行う措置

ア 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

イ 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また、自ら次の措置を講じる。

(ア) 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(イ) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(ウ) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県内の他の地域又

は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介するように努める。

- (エ) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

(2) 公共職業安定所の措置

地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い離職者の早期再就職を図る。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 県（労働対策班）の措置

県は、雇用保険の取扱いに関し公共職業安定所が実施する措置について指導・助言する。

(2) 公共職業安定所の措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該地震災害が激甚災害に対処するための、特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給する。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じる。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
県 (課税課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。また、市町においても適切な対応がなされるよう指導する。
市 (課税課) (収納課)	市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※ 地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あて「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の通達がなされ、この中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険料、国民健康保険一部負担金、介護保険料の徴収の猶予及び減免 【市（収納課）・県】

1 市

市は、被災した納付義務者に対して国民健康保険法、介護保険法及び市条例等に基づき、国民健康保険料、国民健康保険一部負担金、介護保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

2 県

県は、市に対し国民健康保険料、国民健康保険一部負担金、介護保険料の徴収の猶予及び減免の取扱いについて、適切な対応を行うよう指導する。

第5項 住宅の建設 【市（建築課、福祉政策課）・県】

地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第12章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

- (1) 市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。
- (2) 県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うとしている。

3 既設公営住宅等の修理

市は、県と協力して、災害により被災した既設の公営住宅等の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあつせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として「災害復興住宅融資」「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。県及び市は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、り災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転、又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が当該勧告、又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障がい者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子（寡婦）福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保 【市（福祉政策課、商工振興課）・社会福祉協議会・県】

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。このため、これら資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行う。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷又は住居・家財等に被害を受けた低所得世帯に対して貸付けられるものとして、災害援護資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行うこととなっている。

(1) 申込先

市福祉事務所、市社会福祉協議会

(2) 資金の種類

資金の種類は、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、緊急小口資金、災害援護資金がある。

○ 資料編：生活福祉資金貸付条件一覧表

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

ウ 申込先

(ア) 県健康福祉センター

(イ) 市社会福祉事務所

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

特例児童扶養資金以外の母子福祉資金と同じ。

イ 申込先(1)、(2)とも市福祉事務所

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

○ 資料編：母子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- (1) 貸付限度額災害資金100万円以内
- (2) 償還期間10年以内
- (3) 利率年1.59%(保証料別途)
- (4) 申込先中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸付対象	救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る。 (1) 1人 220万円 (2) 2人 430万円 (3) 3人 620万円 (4) 4人 730万円 (5) 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし住居が滅失した場合は1,270万円に緩和
根拠法令等	1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) 2 実施主体市町(条例) 3 経費負担 (1) 国 2/3 (2) 県 1/3 4 対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害

貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150 万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150 万円 以内 イ 住居の半壊 170 万円 以内 ウ 住居の全壊 250 万円 以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出、又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350 万円以内 (3) 上記 (1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250 万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270 万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350 万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250 万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 350 万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350 万円以内
貸付条件	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3ヵ月以内 (2) 据置期間3年(特別の事情がある場合5年) (3) 償還期10年(うち据置期間3年)(特例:据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法 年賦又は半年賦 (5) 貸付利率年3% (6) 保証人、原則として同一市町に居住する者1名

- 資料編 : 災害弔慰金の支給等に関する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第7項 災害弔慰金等の支給 【市(福祉政策課)・県】

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

種別	災害弔慰金
対象となる災害	1 一つの市町の域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

種別	災害弔慰金
根拠法令等	1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号) 2 実施主体 市町(条例) 3 経費負担 (1) 国 2/4 (2) 県 1/4 (3) 市町 1/4
支給対象者	1 死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同じく していた者に限る。) 2 対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき 次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。 ア 両眼が失明したもの。 イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。 ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する もの。 エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。 カ 両上肢の用を全廃したもの。 キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。 ク 両下肢の用を全廃したもの。 ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の 程度が前各号と同程度以上と認められるもの。
支給限度額	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円以内 2 それ以外の場合 250 万円以内
	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円以内 2 それ以外の場合 125 万円以内

種別	災害弔慰金
支給制限・方法等	1 支給の制限 (1) 死亡（障害）が本人の故意又は重大な過失による場合（市町長の判断による） (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他 市長が支給を不適當と認める場合 2 支給の方法等市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する。

- 資料編：災害弔慰金の支給等に関する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第8項 災害り災者に対する援護措置 【市（福祉部 福祉政策課）】

- 1 市は、救助法が適用されない災害において、り災した者に対して「萩市小災害り災者に対する援護措置要綱」に基づき、援護費を支給する。

区分	対象となる事項	金 額
人 命	1 死 亡	一人につき 50,000 円
	2 負傷者（入院治療の場合に限る）	一人につき 10,000 円
住 家	1 全焼・全壊・流失	一世帯につき 50,000 円
	2 半焼・半壊	一世帯につき 30,000 円
	3 床上浸水・土砂流入	一世帯につき 10,000 円

- 2 県は、救助法が適用されない災害において、り災した者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給することとしている。

【県（厚政課）】

対象となる事項	金 額
住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷者	重傷者1人につき 50,000円

第9項 被災者生活の再建支援 【市（福祉政策課）、県（防災危機管理課）、被災者生活再建支援基金】

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なもの（以下「被災世帯」という。）に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- d a又はbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- f a若しくはbの市町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人未満の市町にあつては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ)a～fの自然災害により

① 住宅が「全壊」した世帯

- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の、2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の、支給額の金額の3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害の程度	支給額
全 壊 【(1)ア①に該当】	100万円
解 体 【(1)ア②に該当】	100万円
長期避難 【(1)ア③に該当】	100万円
大規模半壊 【(1)ア④に該当】	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※ 概算支給の場合は次のとおり（なお、概算支給を行った場合は、別途支給額の確定と精算を行う必要有り。）

a 通常経費の概算支給

支出見込額の範囲において、限度額まで全額概算支給が可能

b 特別経費の概算支給

支出見込額の範囲において、限度額2分の1まで概算支給が可能

ウ 支援金の対象となる経費

(ア) 物品等の購入費等

被災世帯の生活に通常必要な物品等の購入費、又は被災により故障及び破損した物品等の修理費また、購入又は修理された物品等を使用するために必要となる付属品の購入や工事に必要な費用

対象となる物品とその範囲
・自動炊飯器 ・電子レンジ（オーブンレンジの類も対象） ・ガステーブル（ガスコンロ、電気コンロの類も対象） ・電気冷蔵庫 ・電気掃除機 ・電気洗濯機 ・ミシン ・電気アイロン ・扇風機 ・たんす（和たんす、洋服たんす、整理たんすの類） ・座卓 ・食堂セット（いわゆるダイニングセットの類） ・食器戸棚（茶たんすの類も対象） ・照明器具（室内用のものを対象） ・鏡台 ・寝具（敷布団、掛布団、毛布、シーツ、枕などを対象） 支給対象数量は世帯人数まで ベットは対象とならない ・自転車 ・電話機 ・テレビ ・ラジオ（ラジオ付きのカセットテープレコーダー及びコンパクトディスクプレーヤーの類も対象）

- (イ) 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）
引越しをする場合に必要となる家財の運送費用

対象となる運送費の範囲
・引越専門業者又は運送業者の荷役に関する対価 ・レンタカー代（燃料費も対象） ・有料道路の通行料金 ・運送に必要な人件費 など

エ 特別経費

- (ア) 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要なとする 物品の購入費又は修理費
(対象となる物品とその範囲)

物 品	物品 1 点あたりの 支給限度額(円)	支給の対象となる数量等
ルームエアコン	185,000	ルームエアコン、ストーブ、 電気こたつ、電気カーペットの うち合計2台まで。 ただし、ルームエアコンは、 1台に限る。
ストーブ(温風機を含む)	50,000	
電気こたつ	35,000	
電気カーペット	35,000	
防寒服	85,000	世帯に属する者の数
ベビーベット	50,000	世帯に属する乳児の数
うば車(ベビーカー)	55,000	
学生服	40,000	小学校、中学校、中等教育学 校、高等学校、高等専門学校、 高等専修学校、養護学校、聾学 校、盲学校に就学する者の数。
学習机	85,000	
眼鏡	45,000	
コンタクトレンズ	45,000	
補聴器	140,000	
その他の医療用具又は 福祉用具	別に定める	

(注) 物品1点あたりの支給限度額について

当該物品購入時での支援金が支給される金額の限度額である。

※ 冷暖房機具に関する被災世帯のみなし措置について本県では、上記物品のうち電気カーペットが支援金支給の対象外となっているが、被災世帯が居住する地域（主に市）において、当該物品の普及率が70%以上と認められる場合には、市別に対象とすることができる。

- (イ) 住居に移転するための交通費

- (ウ) 住宅を賃借する場合における、当該住宅の借家権の設定の対価
- (エ) 自然災害により負傷し、又は疾病に係った場合に必要となる医療費

3 居住安定支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯と対象となる経費

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

法の対象となる自然災害によりその居住する住宅が全壊（全焼・全流出）した世帯又は、住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯、及びその居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

イ 支援金の対象となる経費

(ア) 全壊世帯（大規模半壊世帯以外の被災世帯）

- a 住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅（以下「従前住宅」という。）の存していた土地（土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあっては当該土地以外の土地）の全部又は、一部に新たに住宅を建設することをいう。）のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用（ただし、農地を宅地化する等、土地の付加価値を高めるような造成費は対象外）
- b 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料（借入金等は住宅に係る部分を対象とし、土地及び土地の借地権の取得等に係る部分に相当するものは含まない。）
- c 住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2項に規定する公営住宅を除く）を賃借する場合における当該住宅家賃
- d 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- e 以上に掲げるもののほか、住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費であって内閣府令で定める以下の経費
 - ① 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ② 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ③ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ④ 水道の給水申込みに際し水道事業者を支払う料金

(イ) 大規模半壊世帯

- a 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除去、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び、整地に要する費用
- b 住宅の補修、建設又は購入のための借入金、その他の債務に係る利息及び債務保証料
- c 住宅（公営住宅を除く。）を賃借する場合における当該住宅の家賃
- d 住宅の補修、若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間、一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件、又は施設の利用料

e 以上に掲げるもののほか住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって内閣府令で定める経費（上記（ア）全壊世帯 e に係るものと同一）

(2) 支給限度額

ア 全壊世帯

(ア) 収入合計額が 500 万円以下である世帯

項目	支援対象経費の区分		複数世帯に係る限度額	単数世帯に係る限度額
至急限度額	A	上記(1)イ(ア) c、d に掲げる経費 〈家賃、一時的使用料等〉	50 万円	37 万 5 千円
	B	上記(1)イ(ア) a、b、e に掲げる経費〈解体撤去費、ローン利子、手数料等〉	200 万円から A に係る支出（最大 50 万円）を除いた額 【100 万円から A に係る支出（最大 50 万円）を除いた額】	150 万円から A に係る支出（最大 37 万 5 千円）を除いた額 【75 万円から A に係る支出（最大 37 万 5 千円）を除いた額】
	C	合 計	200 万円 【100 万円】	150 万円 【75 万円】

※ 表中 B 及び C 欄の【 】内は、自己の所有に係らない住宅（賃貸住宅等）に居住していた世帯が、新たに自己の所有に係る住宅を建設又は購入する場合についての支給限度額である。

(イ) 収入合計額が 500 万円超 700 万円以下の世帯であって、被災日時点で世帯主が 45 歳以上の世帯又は要援護世帯上記（ア）表の 100 分の 50 を支給限度額とする。

(ウ) 収入合計額が 700 万円超 800 万円以下の世帯であって、被災日時点で世帯主が 60 歳以上の世帯又は要援護世帯上記（ア）表の 100 分の 50 を支給限度額とする。

イ 大規模半壊世帯

(ア) 収入合計額が500万円以下である世帯

項目	支援対象経費の区分		複数世帯に係る限度額	単数世帯に係る限度額
至 急 限 度 額	A	上記(1)イ(イ)c、dに掲げる経費〈家賃、一時的使用料等〉	50万円	37万5千円
	B	上記(1)イ(イ)a、b、eに掲げる経費〈除去撤去費、ローン利子、手数料等〉	100万円からAに係る支出(最大50万円)を除いた額	75万円からAに係る支出(最大37万5千円)を除いた額
	C	合 計	100万円	75万円

(イ) 収入合計額が500万円超700万円以下の世帯であって、被災日時点で世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯、上記(ア)表の100分の50を支給限度額とする。

(ウ) 収入合計額が700万円超800万円以下の世帯であって、被災日時点で世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯、上記(ア)表の100分の50を支給限度額とする。

(3) 経費ごとの算出方法

ア 家賃、一時使用料等(上記(1)イ(ア)(イ))のc、dに係る経費)

- ・ 支出額から月額2万円相当分を減じた額(上限50万円)
- ・ 契約形態(年間、月決め、都度払い等)の如何によらず、同一の経費に関して総支出額から、当該支出に係る利用月数に2万円を乗じた金額を減じた額として計算する。

イ 解体(除却)・撤去、整地費(上記(1)イ(イ)a、(イ)aに係る経費)

- ・ 支出額に100分の70を乗じた額(上限は全壊世帯200万円、大規模半壊世帯100万円)

ウ 借入金利息等(上記(1)イ(イ)b、(イ)bに係る経費(債務保証料除く))

- ・ 利率から年1%を控除した利率(最大25%)で計算した額(上限は全壊世帯200万円、大規模半壊世帯100万円)

エ それ以外の経費

- ・ 上限は全壊世帯200万円、大規模半壊世帯100万円

オ 他の都道府県へ移転する場合の特例

- ・ 被災時に居住していた都道府県以外の地域において自立した生活の再建を開始する場合には、上記の算出方法に従い求めた額に2分の1を乗じた額を、それぞれの経費に係る算出額とする。(ただし、支給限度額は2分の1とはならない。)

- ・ 他の都道府県であっても、被災時に居住していた市町村に隣接する市町村において自立した生活の再建をする場合は、同一都道府県内において自立した生活の再建をする場合と同様の取り扱いとする。

(4) 申請期間等

居住関係経費に係る申請期間は、「家賃、一時的使用料等」に係る経費については、災害発生日から起算して25月、それ以外の経費については37月とする。また、支援金の対象については、上記の期間に1月を加えた期間が経過した日までに支出される経費とする。

(5) 概算支給

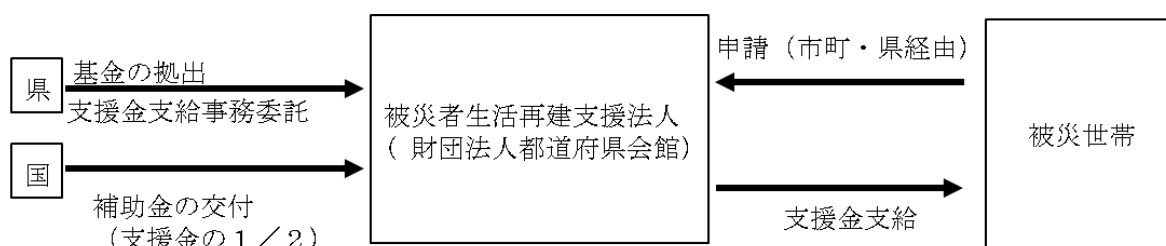
支出見込額の範囲において、限度額の2分の1まで概算支給が可能（なお、概算支給を行った場合は、別途支出額の確定と精算を行う必要あり。）

4 支援金支給に係る手続き

(1) 各機関の支援金の支給に係る対応

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）、国土交通省（以下「国」という。）の事務等の概要は次に示すとおり。なお、詳細は「被災者生活再建支援制度—事務手続き—（基金作成）」により実施する。

○ 支援金支給の仕組み



ア 県

- (ア) 法適用となる可能性のある災害に関する被害状況等の国及び支援法人への報告
- (イ) 法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告
- (ウ) 被害認定のとりまとめ。
- (エ) 支給申請等必要書類の取りまとめ及び支援法人への送付
- (オ) 冷暖房器具に関する被災世帯のみなし措置の市町への通知、国及び支援法人への報告
- (カ) 暖房器具の限度額を別に定める場合の国及び支援法人への申請
- (キ) 特定の医療用具等を対象とする場合の国及び支援法人への申請

イ 市

- (ア) 法適用となる可能性のある災害に関する被害状況等の県への報告
- (イ) 住宅の被害認定
- (ウ) り災証明書等必要書類の発行
- (エ) 被災世帯の支給申請書等に係る窓口業務
- (オ) 支給申請等の受付・確認
- (カ) 支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- (キ) 使途実績報告書の受付・確認及び県への送付

- (ク) 支援法人からの委託業務
- ウ 支援法人
 - (ア) 支援金支給に関する事務
 - (イ) 国への補助金交付申請
 - (ウ) 市町への支援金支給事務の一部委託
- エ 国
 - (ア) 支援法人への補助金交付
 - (イ) 暖房器具の限度額設定・通知
 - (ウ) 医療福祉用具の確定、同限度額の認定・通知
 - (エ) 支援法人の指導・監督

第10項 り災証明書の交付

被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し被災者に、り災証明書を交付する。り災証明は公共団体が被災者の応急的、一時的救済を目的として実施する各種施策等に必要なもので、その発行については迅速、円滑な対応が求められる。大規模災害の場合、証明に必要な調査、発行手続き等に混乱を来すことが考えられるため、以下の事項について定める。

1 り災証明の対象

- (1) 住家全壊（全焼・全流失）、住家半壊（半焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 り災証明を行う者

市長、消防長等

3 り災証明の発行

- (1) り災証明の申請者は、り災対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者
- (2) 発行は、1世帯1枚とする。

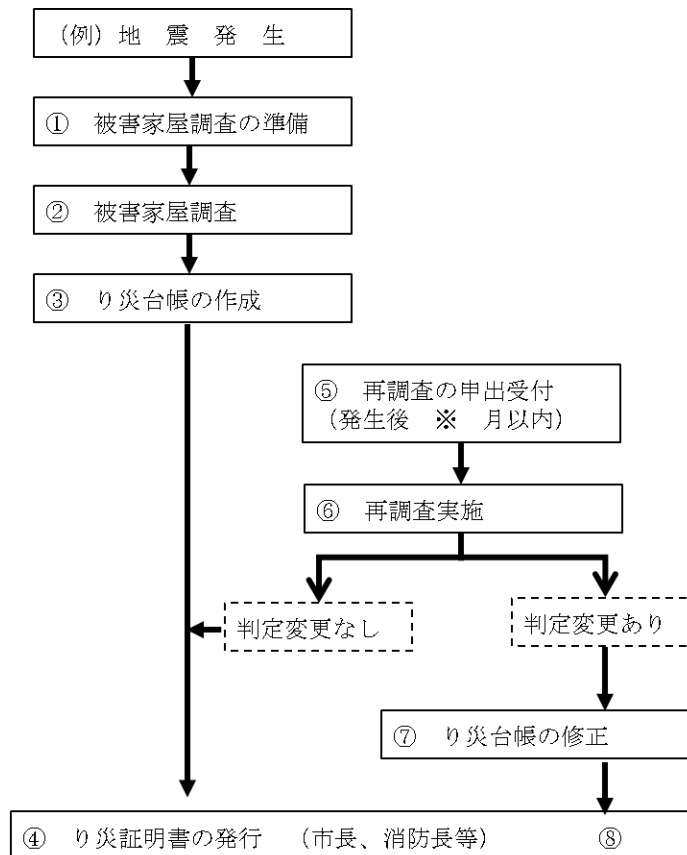
4 り災証明の様式

○ 資料編：り災証明書、被害家屋損害割合判定表

5 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するに当たっては、適正な家屋被害の判定が必要となる。この判定には、被害程度の認定基準（資料編）によるが、1棟全体で、部位別に表面的に判断できるよう別紙「被害家屋損害割合判定表（神戸市の様式例）」を用いる。

6 り災証明発行事務の流れ



(1) 被害調査の事前準備

- ア 必要に応じて、被災地域の航空写真の撮影準備
- イ 事前調査の実施（調査全体計画の判断に使用するための被害全体状況を把握）
- ウ 調査概要の検討及び全体計画の作成
- エ 調査要員の確保
 - （ア）市職員
 - （イ）ボランティア（建築士等）
 - （ウ）隣接、近接市町、県職員の派遣要請

オ 調査機材の準備

- （ア）調査票等調査携行品の調達、準備
- （イ）調査地図の準備（住宅地図等）
- （ウ）調査員運搬用車両の手配

カ その他

- （ア）調査地区割りの検討
- （イ）応援者の宿泊場所の確保等

(2) 家屋調査の実施

ア 調査期間

被害規模を勘案の上、迅速、正確を期す観点から必要な期間を設定する。

イ 調査方法

(ア) 航空写真の撮影

被害状況を把握するため、航空写真を必要とする場合は地震災害発生後、おおむね2週間以内に被災地の航空写真を撮影する。縮尺は、個々の被害状況が判別できる程度とする。

(イ) 1次調査

被害家屋を対象に2人1組で、外観から目視調査をする。

(ウ) 2次調査

1次調査の結果で不服のあった家屋及び1次調査ができなかった家屋について申出に基づき2人1組で1棟ごとに内部立ち入り調査を行うなどして正確を期する。

ウ 調査体制（担当課）

調査連絡班（課税課）及び建築班（建築課）が中心となり、必要に応じ、その他の応援を得て調査に当たる。

(3) り災者台帳の作成

被害調査の判定結果、家屋（課税台帳等）、地番、住民基本台帳等のデータを集積した「り災者台帳」を作成するが、これをもって、り災証明発行の基本台帳とする。作成は、調査連絡班、建築班及び安否情報班（市民課）の協力を得て福祉部総括班（福祉政策課）がこれに当たる。

(4) り災証明書の発行

り災者台帳に基づき市長は、申請のあった被災者に対し、り災証明書を発行する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

1次調査の判定に不服のある者、調査のできなかった家屋等に係る再調査は、市長等が別に定める「再調査の申出期間」中に申出があった場合に限り行う。

7 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

被災者への周知のための広報活動を実施するとともに、災害対策を実施する各班の所掌事務に基づきり災証明書の発行及び相談窓口を設置する。

第11項 被災者台帳

1 作成

市は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

市は、次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき。

- (2) 市町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、提供に係る台帳情報を利用するとき。

第12項 その他の生活支援 【市（市民活動推進課）・県】

1 物価安定対策

地震災害発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響が出ることが考えられる。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 「消費生活ダイヤル」の機能を充実し、消費生活相談窓口（市民活動推進課内）において、市民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為においては、是正指導を行う。

ウ 県は、既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応するとしている。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 国、県及び市があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、県は、家賃状況の動向把握について山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施するとしている。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策【指定公共機関（日本郵政公社）】

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し。
- イ 郵便貯金、国債等の非常貸付
- ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- エ 民間災害救援団体に対するボランティア口座、寄附金の公募・配分
- オ 国債の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

【指定公共機関（日本放送協会）】

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料免除の適用がある。

4 電話料金等の減免 【指定公共機関（西日本電信電話株式会社）】

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用が減免されることがある。

第2節 義援金品の受入れ・配分 （福祉部・会計課）

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市がとる対応について必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付 【市（福祉部・会計課）】

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想されるため、発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するよう努める。
- 2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には被災地が真に必要なものに限定する。

- 3 義援品は原則として補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用にたえないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けない。なお、有効活用の観点から被災者ニーズの把握に努める。
- 4 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要とする義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図る。募集方法は、市単独あるいは県、日赤山口県支部と共同、協力して行う。
- 5 受付にかかる対応は、次のとおりである。
 - (1) 義援金品の受付のため、災害救助部は、受付窓口を市役所内に開設する。
 - (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。
 - (3) 他の地方公共団体等から市長あての見舞金は、災害救助部において受け付ける。
 - (4) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。
 - (5) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、県、他の市町へも応援要請を行う。

第2項 義援金品の保管 【市（福祉政策課、会計課）】

- 1 義援金
義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け払出しまでの間、預金保管する。
- 2 義援品
義援品は、市が直接受領したもの及び県、日赤山口県支部が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所で仕分けて保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

市は被災者あてに寄託された義援金品を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき配布する。なお、委員会は、本部会議員を委員として構成される。被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- 1 義援金品の保管
市は義援金品を適正に保管する。
 - (1) 義援金は、会計課が保管する。
 - (2) 義援品の保管場所は、市公共施設とする。

2 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

ア 義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期及びその他必要な事項）については、市が組織する委員会において協議のうえ決定する。

イ 義援品については被災地区の需給状況を勘案し配分計画を策定し効果的に配分する。

ウ 応急対策上、不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は対策本部の指示において有効に活用する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 義援金品の配分に関する事務

福祉部総括班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について市防災会議に報告するとともに市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

機関名	措置内容
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配布決定は、県本部において行う。 2 義援品は必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡す。
市	1 義援金 (1) 市町に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) 罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
日赤山口県支部	1 日赤山口県支部に寄託された義援金品の市町への配分については、県対策本部の意見を聴き、県支部長が決定する。ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき被災市町へ送金する。

第3節 生活必需品、復旧資機材等の供給 【市（全部局）県（県民生活課・商工労働部・農林部・水産部・土木建築部）】

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、復旧資機材等の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保について措置を講じる。

- 1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- 2 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
- 3 関係機関等への協力要請
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として国、他県、事業者及び関係団体等に対して必要に応じ次の協力要請を行う。
 - (1) 情報提供
 - (2) 調査
 - (3) 集中出荷
 - (4) その他の協力

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧の基本方針（全部局）

災害により被災を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努める。

第2節 災害復旧事業の推進 【市（各対策部）・県】

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 水道
 - (11) 下水道
 - (12) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 社会福祉施設災害復旧事業
- 5 公立学校災害復旧事業
- 6 公営住宅災害復旧事業
- 7 公立医療施設災害復旧事業

8 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努める。なお、査定に当たっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。
- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

市災害復旧事業において、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための技術職員の不足を生ずるときは、被災の免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処する。この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県に斡旋又は調整を求める。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努める。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のものがある。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）

- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について
（昭和59年9月7日厚生省 社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債としては、次のものがある。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者更生施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業

(ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業

(イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業

セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例
(天災融資法が発動された場合適用)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(5) 中小企業に関する特別の助成

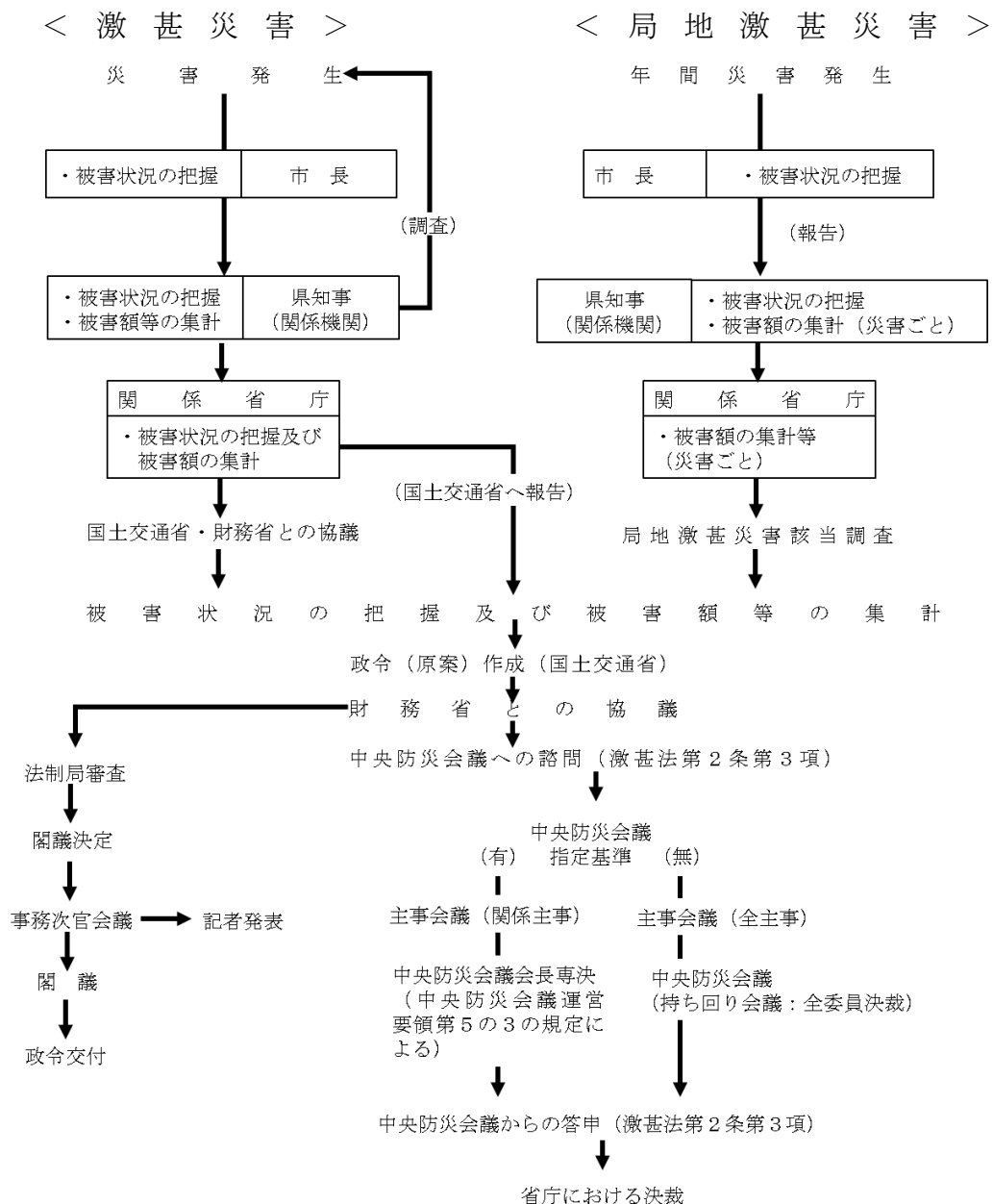
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）

(6) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

激甚災害指定事務手続きの流れ

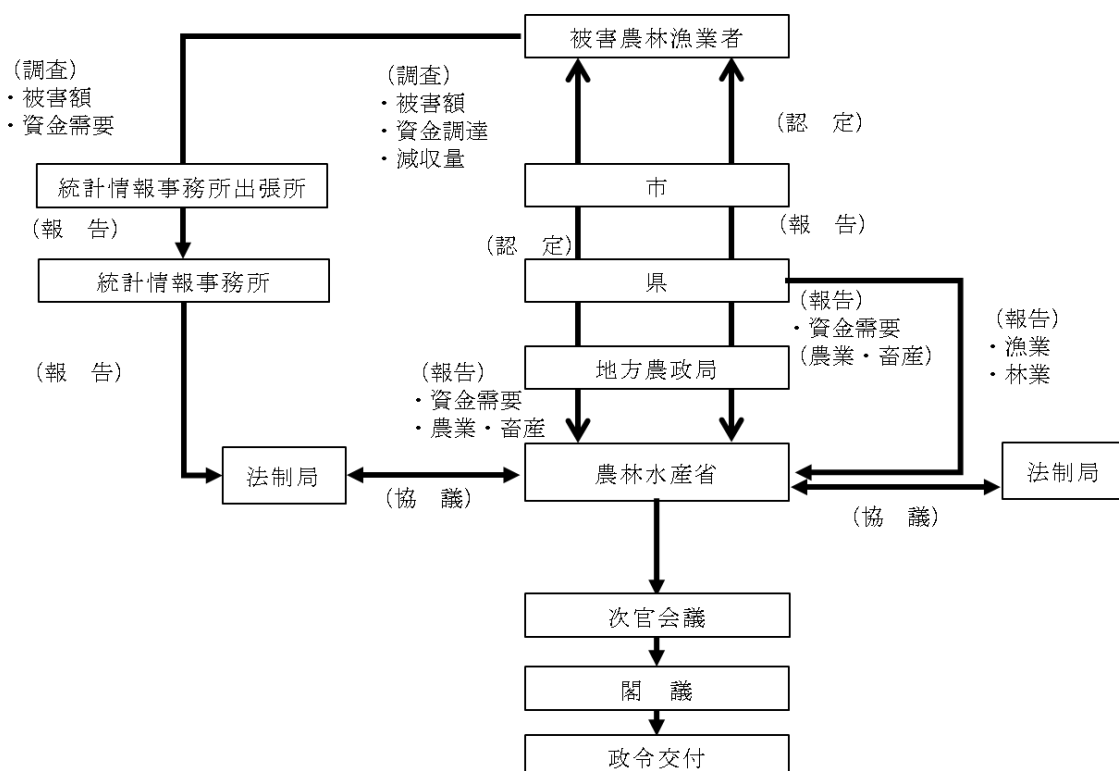
（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」）



第7項 天災による被害農林漁業者等に対する救済

地震災害等の天災により多くの農林漁業者が多大の損失を被った場合に、農林漁業者等の経営安定を図ることを目的として、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」が制定されている。この法律は、天災による被害の程度を総合的に検討し、国民経済に及ぼす影響が重大であると認められると「天災の都度」天災の指定を内容とする適用政令を制定することにより発動される。このため、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の発動を国に要請し、被害農林漁業者の救済を図るため、調査、報告、交付に係る事務手続きについて必要な事項を定める。

災害発生から法発動までの事務手続きの流れ



第3節 計画的な復興 【市（各対策部）・県】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は県と連携を図り復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定、検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り進めること。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努める。

第2項 復興計画の推進

事業の実施に当たっては、県、市等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

第1節 被災中小企業者の援助措置 （商工観光部）（県（経営金融課）

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。このため、県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、必要な措置を講じるとしている。

- 1 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の貸付制による融資を促進するため、これら関係機関に対して必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について速やかに把握する。
- 8 市及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置 （商工観光部・農林水産部）

【県（農業振興課・ぶちうまやまぐち推進課・水産振興課・森林企画課）】

地震災害等により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応するとしている。

- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あつせん。

- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する、農林漁業金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあっせん並びに既貸付金の償還期限の延長措置
- 4 自作農維持資金融通法に基づく、災害資金のあっせん。
- 5 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 6 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請

第4章 金融計画

第1節 通貨の供給確保計画（商工観光部・農林水産部）

【指定公共機関（日本銀行下関支店）】

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるとしている。

第1項 通貨の供給の確保

1 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等、必要な措置を講じる。

2 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは関係行政機関等と密接に連絡の上、輸送、通信の確保を図る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

第2項 非常金融措置

1 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関等と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん指導を行う。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

2 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券、貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第2節 災害復旧関係金融計画（商工観光部）

【指定公共機関（日本銀行下関支店）】

被災地における金融秩序を維持し、災害復旧・復興に必要な金融の適正を期するため被害状況及び、復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧・復興資金の融通について、金融機関等の迅速適切な措置がとられるよう指導する。